

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年3月30日

【計算期間】 第3期 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

【発行者名】 住友生命2023基金流動化株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 関口 陽平

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 東京共同会計事務所内

【事務連絡者氏名】 北川 久芳

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 東京共同会計事務所

【電話番号】 (03)5219-8777(代表)

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第1【管理会社の状況】

## 1【概況】

## (1)【管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等】

## 振替社債

- a 住友生命2023基金流動化株式会社第1回無担保社債(以下「本社債」といいます。 )は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含み、以下「社債等振替法」といいます。 )の規定の適用を受け、後記「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとし、
- なお、本社債の各社債の金額は金1,000万円とし、発行価額の総額は金500億円です。
- b 社債等振替法に従い本社債の社債権者(以下「本社債権者」といいます。 )が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債に係る社債券は発行されません。本社債の社債券(以下「本社債券」といいます。 )が発行される場合は、無記名式で利札付きに限るものとし、本社債券の券面種類は1,000万円の1種とし、記名式への変更はしません。

## 管理資産の流動化の基本的仕組みの概要等



- a 住友生命2023基金流動化株式会社(以下「当社」といいます。)は、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ5万円として、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。)に基づき日本国内で設立された株式会社であり、その全ての普通株式は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。その後の改正を含み、以下「一般社団法人法」といいます。)に基づき日本国内で設立された一般社団法人である一般社団法人住友生命債権流動化ホールディングス(以下「本一般社団法人」といいます。)によって保有されています。
- b 当社は、2023年7月11日付で本社債につき、株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」といいます。)からA+の予備格付を取得し、払込期日(2023年8月3日)にR&IからA+の本格付を取得しました。詳細については、後記「本社債に関する信用格付」をご参照下さい。
- c 大和証券株式会社(以下「大和証券」又は「原保有者」といいます。)は、2023年7月27日付で大和証券及び住友生命保険相互会社(以下「住友生命」といいます。)の間で締結された基金拋出契約書(その後の変更及び修正を含み、以下「本基金拋出契約」といいます。)に基づき、2023年8月3日付で500億円を、住友生命に対して基金として拋出し、基金の利息支払及び元本償還請求権並びにこれらに関する一切の権利(以下「本基金債権」といいます。)を住友生命に対して取得しました。
- d 当社は、2023年7月27日付で大和証券及び当社の間で締結された基金債権譲渡契約書(その後の変更及び修正を含み、以下「本基金債権譲渡契約」といいます。)に基づき、2023年8月3日付で原保有者から本基金債権の譲渡を受けました。当社が原保有者に支払う本基金債権の売買代金は本社債の発行によって調達しました。かかる本基金債権の原保有者から当社に対する譲渡については、本基金債権の債務者である住友生命の譲渡実行日における確定日付ある証書による承諾によって債務者及び第三者に対する対抗要件が具備されました。
- e 本基金債権譲渡契約に基づく本基金債権の原保有者から当社に対する譲渡の後においては、住友生命による本基金債権の利息の支払及び元本の償還は当社に対して直接行うものとされています。
- f 当社は、原保有者から譲渡を受けた本基金債権から生じるキャッシュ・フローを裏付けとして、日本国内市場において、本社債を発行し、大和証券、SMB C日興証券株式会社、みずほ証券株式会社、野村証券株式会社、しんきん証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が引受を行いました。
- g 本社債は、一般募集です。
- h 本社債は年1回利息支払を行い、2028年8月8日(以下「最終償還日」といいます。)にその元金を一括して償還します。但し、本基金拋出契約の規定に基づき、(a)本基金最終償還日(以下に定義されます。)が本基金繰延後最終償還日(以下に定義されます。)に繰り延べられた場合及び(b)本基金繰延後最終償還日が更にその後の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合には、最終償還日は当該繰延後の本基金繰延後最終償還日の直後の利払日(以下に定義されます。)まで延長されるものとされます。また、当社が住友生命から本基金債権の元本が期限前償還される旨の通知を受領した場合、本社債の元金を一括して期限前償還します。
- i 当社は、(a)本社債の発行に先立ってその普通株式及びA種優先株式の発行によって受領した出資発行代り金については、その総額を当社が本社債関連口座として開設した口座に入金した上、153,150,000円については利息支払勘定(以下に定義されます。)において管理し、本社債の利息の支払等のための現金準備として留保し、出資発行代り金から上記金額を差し引いた残額については費用支払勘定(以下に定義されます。)において管理し、当社の諸費用の支払等のための現金準備として留保し、(b)2023年7月27日付で当社及び住友生命の間で締結された信用枠設定契約証書(その後の変更及び修正を含み、以下「本信用枠設定契約」といいます。)に基づき住友生命から一定範囲で本社債の利息の支払の資金を借り入れる権利を有し、並びに(c)本信用枠設定契約に基づく個別貸付(以下に定義されます。)及び特別貸付(以下に定義されます。)に係る借入金の元利金その他の支払については、当該支払を行うべき日(当日を含みます。)までに支払

うべき本社債の元金及び本社債の利息が全て支払われたことを停止条件として行われるものと  
し、以て本社債の流動性補完措置とします。

- j 当社は、2023年7月27日付で当社及び三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」又は「本資産管理受託会社」といいます。）の間で締結された「資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約」（その後の変更及び修正を含みます。）に基づき、本資産管理受託会社に対し、本基金債権の管理及び処分に係る業務を委託しています。

なお、本報告書で使用される下記の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

「アドバイザー契約」とは、当社及び大和証券の間の2023年7月27日付アドバイザー契約（その後の変更及び修正を含みます。）をいいます。

「会計監査人」とは、当社の会計監査人をいい、当初は有限責任あずさ監査法人をいいます。

「会社更生法」とは、会社更生法（平成14年法律第154号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「会社法施行規則」とは、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「借入申込可能金額」とは、各個別貸付に関連して当社が本信用枠設定契約に基づき住友生命に対して借入を申し込むことができる最大の金額をいい、以下の算式によって各借入申込日に計算される金額をいいます。

（算式）

$M = A + B - C$ （但し、計算の結果が0を下回った場合のMは0とします。）

M：借入申込可能金額

A：当該借入申込日の直後に到来する本基金利払日において本基金拠出契約に基づき支払われるべき本基金利息について、本信用枠設定契約第5条第1項に基づく住友生命からの通知に記載された当該本基金利払日における本基金利息支払予定額を基準として計算される本基金利息に課される源泉徴収の金額

B：当該本基金利払日の直後に到来する個別貸付予定返済日において本信用枠設定契約に基づき当社が住友生命に対して支払うべき個別貸付の元利金の合計額

C：当該借入申込日の5銀行営業日前の日における当社の利息支払勘定の残高

「借入申込金額」とは、各個別貸付において当社が住友生命に対して貸付を希望する金額で、借入申込通知書に「借入申込金額」として記載される金額をいいます。

「借入申込通知書」とは、当社が住友生命に対して本信用枠設定契約に基づき個別貸付を受けることを希望する旨通知するために、後記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態」、b「流動性補完の形態」、(b)「本信用枠設定契約」、( )の記載に従って当社から住友生命に対して交付される書面をいいます。

「借入申込日」とは、各本基金利払日に関連して、当該本基金利払日直後に到来する利払日の15銀行営業日前の日をいいます。

「元金残存期間」とは、下記に掲げるものをいいます。

- (a) 本社債組織変更期限前償還日の翌日（当日を含みます。）から最終償還日（当日を含みます。）までの期間が1年未満である場合には、次の算式により得られる月数。

$$\text{各本社債元金残高に係る残存月数} + \frac{\text{各本社債元金残高に係る残存端日数}}{30}$$

- (b) 本社債組織変更期限前償還日の翌日（当日を含みます。）から最終償還日（当日を含みます。）までの期間が1年以上である場合には、次の算式により得られる年数。

$$\frac{\text{各本社債元金残高に係る残存月数}}{12} + \frac{\text{各本社債元金残高に係る残存端日数}}{365}$$

「元金償還勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき、本社債関連口座に元金償還勘定として設けられた勘定をいいます。

「幹事会社」とは、本社債の引受を行う大和証券、S M B C日興証券、みずほ証券、野村證券、しんきん証券及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券を総称していいます。

「元本残存期間」とは、下記に掲げるものをいいます。

(a) 本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日(当日を含みます。)から最終償還日(当日を含みます。)までの期間が1年未満である場合には、次の算式により得られる月数。

$$\text{本基金元本残高に係る残存月数} + \frac{\text{本基金元本残高に係る残存端日数}}{30}$$

(b) 本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日(当日を含みます。)から最終償還日(当日を含みます。)までの期間が1年以上である場合には、次の算式により得られる年数。

$$\frac{\text{本基金元本残高に係る残存月数}}{12} + \frac{\text{本基金元本残高に係る残存端日数}}{365}$$

「業務規程等」とは、後記「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則を総称していいます。

「銀行営業日」とは、東京において法令等により銀行が休日とされる日以外の日をいいます。

「金融商品取引法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「経過利息」とは、既に経過した期間に係る本社債の利息であり、利払日が到来していないため支払われていないものをいい、適用利率により後記4「証券所有者の権利」、(1)「利払日及び利息支払の方法」の記載に準じて計算されるものとします。但し、未払残高を含まないものとします。

「現在価値」とは、本基金元本残高若しくは本基金将来利息金額又は各本社債元金残高若しくは本社債将来利息金額の現在価値との意味において、それぞれ本基金元本残高若しくは本基金将来利息金額又は各本社債元金残高若しくは本社債将来利息金額を、次の算式により得られる値で除した金額をいいます。

$$(1 + \text{参照レート})^{\text{残存年数}}$$

「原保有者」とは、当初の基金拠出者であり、本基金債権の当初の保有者である大和証券をいいます。

「口座管理機関」とは、業務規程等に定める口座管理機関をいいます。

「更生特例法」とは、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成8年法律第95号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「国債金利情報ページ」とは、財務省ホームページ内「国債金利情報」ページにおける「金利情報」([https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest\\_rate/jgbcn.csv](https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcn.csv))(その承継ファイル及び承継ページを含みます。)又は当該「国債金利情報」ページ(その承継ファイル及び承継ページを含みます。)からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページ若しくはダウンロードできるファイルをいいます。

「国債金利を求める期間」とは、元金残存期間又は元本残存期間に対応する期間をいいます。但し、元金残存期間又は元本残存期間を満期とする円建て社債の条件決定において参照する国債が得られない場合には、(a)元金残存期間又は元本残存期間より短い期間を満期とする円建て社債の条件決定において参照する国債のうち、最も長い期間を満期とするものの期間及び(b)元金残存期間又は元本残存期間より長い期間を満期とする円建て社債の条件決定において参照する国債のうち、最も短い期間を満期とするものの期間の2つの期間をいいます。

「個別貸付」とは、各本基金利払日において、後記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態」、b「流動性補完の形態」、(b)「本信用枠設定契約」、( )記載の条件が全て満たされていることを条件として本信用枠設定契約に基づき住友生命が当社に対して行うそれぞれの貸付をいいます。

「個別貸付適用利率」とは、各個別貸付に関連して、貸付が実行される日の2銀行営業日前の日の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページに表示される1年国債金利に0.20%を加えた利率をいいます。但し、かかる加算後の利率が0%を下回った場合の適用利率は0%とします。

「個別貸付予定返済日」とは、各個別貸付につき、当該個別貸付が行われた本基金利払日の次の本基金利払日の直後に到来する利払日をいいます。但し、本基金最終償還日において実行された個別貸付の元本及び利息に関しては、本基金最終償還日において住友生命が支払った本基金利息に関して源泉徴収が義務付けられる税金の全額又は一部の還付を当社が受けた場合における当該還付金について、当該受領日の2週間後の応当日（但し、当該日が銀行営業日以外の日に該当する場合には、その前銀行営業日とします。）をいいます。

「最終償還日」とは、2028年8月8日をいいます。但し、後記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、「本基金債権の概要」、e「償還の方法及び期限」の記載に従い、(a)本基金最終償還日が本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合及び(b)本基金繰延後最終償還日が更に次回の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合には、最終償還日は当該繰延後の本基金繰延後最終償還日の直後の利払日まで延長されます。

「参照国債」とは、参照国債ディーラーから当社が選定する金融機関が選定する国債で、元本残存期間又は元金残存期間の最終日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として国債金利を求める期間を満期とする円建て社債の条件決定において参照するものをいいます。

「参照国債金利」とは、以下のレートをいいます。

- (a) 本基金組織変更償還価額決定基準日又は本社債組織変更期限前償還価額決定基準日のレートとして本基金組織変更償還利率決定日又は本社債組織変更期限前償還利率決定日の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページに表示される国債金利で、市場の慣行として国債金利を求める期間を満期とする円建て社債の条件決定において参照するものをいいます。
- (b) 本基金組織変更償還利率決定日又は本社債組織変更期限前償還利率決定日の東京時間午前10時に、国債金利情報ページに本基金組織変更償還価額決定基準日又は本社債組織変更期限前償還価額決定基準日のレートとしての国債金利が表示されない場合、又は国債金利情報ページが利用不可能な場合となった場合、当社は本基金組織変更償還利率決定日又は本社債組織変更期限前償還利率決定日に全ての参照国債ディーラーに対し、本基金組織変更償還価額決定基準日又は本社債組織変更期限前償還価額決定基準日の東京時間午後3時現在のレートとして提示可能であった参照国債の売買気配の仲値の半年複利回り（以下「提示レート」といいます。）の提示を求めるものとします。
  - ( ) 上記により当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが4者以上である場合、当該参照国債ディーラーの提示レートの最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除いた残りの提示レートの平均値（算術平均値を算出した上、小数点以下第3位未満の端数が生じた場合にはこれを四捨五入します。）を参照国債金利とします。
  - ( ) 当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者又は3者である場合、当該参照国債ディーラーの提示レートの平均値（算術平均値を算出した上、小数点以下第3位未満の端数が生じた場合にはこれを四捨五入します。）を参照国債金利とします。
  - ( ) 当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者に満たない場合、当該本基金組織変更償還利率決定日又は本社債組織変更期限前償還利率決定日の東京時間午前10時に国債金利情報ページに表示済みの最新の国債金利を参照国債金利とします。

「参照国債ディーラー」とは、当社が本社債管理者と協議の上で国債市場特別参加者（財務省が指定する国債市場特別参加者をいいます。）又は市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から最大5者選定する金融機関をいいます。

「参照レート」とは、参照国債金利のうち、元本残存期間又は元金残存期間に対応する期間に係る利率(年率)をいいます。元本残存期間又は元金残存期間に対応する期間に係る参照国債金利が得られない場合には、次に掲げる2つの参照国債金利を得て、かかる2つの値の間を線形補間して算出した値とします。但し、これらに基づき参照レートとすべき利率又は値が零を下回る場合には、参照レートは零とします。

- (a) 元本残存期間又は元金残存期間より短い期間に係る利率(年率)のうち、最も長い期間に係るもの。但し、元本残存期間又は元金残存期間が1年未満の場合、零とします。
- (b) 元本残存期間又は元金残存期間より長い期間に係る利率(年率)のうち、最も短い期間に係るもの。

「残存月数」及び「残存端日数」とは、本基金元本残高及び本基金将来利息金額並びに各本社債元金残高及び各本社債将来利息金額のそれぞれにつき、次に掲げるものをいいます。

- (a) 本基金元本残高に係る残存月数は、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日(当日を含みます。)から、最終償還日(当日を含みます。)までの毎月における本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の応当日のうち最終の応当日(当日を含みます。)までの期間に係る月数とし、本基金元本残高に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日(当日を含みます。)から最終償還日(当日を含みます。)までの期間に係る実日数とします。かかる最終の応当日が最終償還日である場合には、本基金元本残高に係る残存端日数は零とします。なお、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日(当日を含みます。)から最終償還日(当日を含みます。)までの期間が1か月に満たない場合、本基金元本残高に係る残存月数は零とし、残存端日数は本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日(当日を含みます。)から最終償還日(当日を含みます。)までの実日数とします。
- (b) 各本基金将来利息金額に係る残存月数は、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日(当日を含みます。)から、当該本基金将来利息金額に係る本基金将来利払日の直後に到来する利息計算基準日(当日を含みます。)までの毎月における本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の応当日のうち最終の応当日(当日を含みます。)までの期間に係る月数とし、当該本基金将来利息金額に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日(当日を含みます。)から当該本基金将来利息金額に係る本基金将来利払日の直後に到来する利息計算基準日(当日を含みます。)までの期間に係る日数とします。かかる最終の応当日が当該本基金将来利息金額に係る本基金将来利払日の直後に到来する利息計算基準日である場合には、当該本基金将来利息金額に係る残存端日数は零とします。なお、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日(当日を含みます。)から当該本基金将来利息金額に係る本基金将来利払日の直後に到来する利息計算基準日(当日を含みます。)までの期間が1か月に満たない場合、当該本基金将来利息金額に係る残存月数は零とし、残存端日数は本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の翌日(当日を含みます。)から当該本基金将来利息金額に係る本基金将来利払日の直後に到来する利息計算基準日(当日を含みます。)までの実日数とします。
- (c) 各本社債元金残高に係る残存月数は、本社債組織変更期限前償還日の翌日(当日を含みます。)から、最終償還日(当日を含みます。)までの毎月における本社債組織変更期限前償還日の応当日のうち最終の応当日(当日を含みます。)までの期間に係る月数とし、各本社債元金残高に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日(当日を含む。)から最終償還日(当日を含みます。)までの期間に係る実日数とします。かかる最終の応当日が最終償還日である場合には、各本社債元金残高に係る残存端日数は零とします。なお、本社債組織変更期限前償還日の翌日(当日を含みます。)から最終償還日(当日を含みます。)までの期間が1か月に満たない場合、各本社債元金残高に係る残存月数は零とし、残存端日数は本社債組織変更期限前償還日の翌日(当日を含みます。)から最終償還日(当日を含みます。)までの実日数とします。
- (d) 各本社債将来利息金額に係る残存月数は、本社債組織変更期限前償還日の翌日(当日を含みます。)から、当該本社債将来利息金額に係る本社債将来利払日(当日を含みます。)までの毎月における本社債組織変更期限前償還日の応当日のうち最終の応当日(当日を含みます。)までの期間に係る月数とし、当該本社債将来利息金額に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日(当日を含みます。)から当該本社債将来利息金額に係る本社債将来利払日(当日を含みます。)までの期間に係る日数とします。かかる最終の応当日が当該本社債将来利息金額に係る本社債将来利払日である場合には、当該本社債将来利息金額に係る残存端日数は零とします。なお、本社債組織変更期限前償還日の翌日(当日を含みます。)から当該本社債将来利息金額に係る本社債将来利払日(当日を含みます。)までの期間が1か月に

満たない場合、当該本社債将来利息金額に係る残存月数は零とし、残存端日数は本社債組織変更期限前償還日の翌日(当日を含みます。)から当該本社債将来利息金額に係る本社債将来利払日(当日を含みます。)までの実日数とします。

「残存年数」とは、下記の算式により得られる年数をいいます。

$$\frac{\text{残存月数}}{12} + \frac{\text{残存端日数}}{365}$$

「資産関連諸契約」とは、本基金債権譲渡契約、本信用枠設定契約、本資産管理委託契約及び本事務管理委託契約を総称していいます。

「資産流動化法」とは、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「資産流動化法施行令」とは、資産の流動化に関する法律施行令(平成12年政令第479号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「支払金額」とは、未払残高支払事由が生じた場合における当該未払残高支払事由に係る本基金利息未払残高支払額相当額である支払金額をいいます。

「支払金額の一通貨あたりの利子額」とは、業務規程等に従い、支払金額を残存する本社債の元金で除したものをいいます。但し、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

「資本事由」とは、保険業法若しくはその他の関連法令、告示又はそれらの解釈に係る改正又は変更が公表され、本基金が保険業法及びその他の関連法令における相互会社の基金又はその時点において適用のある規制上の要件において相互会社の基金と同等の資本性を有するものとして取り扱われないこととなり、住友生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「資本事由償還日」とは、本基金拠出日以降に資本事由が生じ、且つ継続している場合において、住友生命が、その選択により行う資本事由による本基金元本の償還のために設定する日をいいます。

「社債等振替法」とは、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「出資発行代り金」とは、当社が本社債の発行に先立ってその普通株式及びA種優先株式の発行によって受領した発行代り金をいいます。

「償還日」とは、後記4「証券所有者の権利」、(2)「償還期限及び償還の方法」、「償還の方法及び期限」aからcまでの記載に基づき本社債が償還される日をいいます。

「譲渡実行日」とは、本基金債権譲渡契約に基づき、本基金債権が原保有者から当社に譲渡された2023年8月3日をいいます。

「商法」とは、商法(明治32年法律第48号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「しんきん証券」とは、しんきん証券株式会社又はその承継人をいいます。

「信用枠金額」とは、359,902,500円をいいます。

「税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、住友生命に課される法人税の計算において本基金利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、住友生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「税制事由償還日」とは、本基金拠出日以降に税制事由が生じ、且つ継続している場合において、住友生命が、その選択により行う税制事由による本基金元本の償還のために設定する日をいいます。

「ソルベンシー・マージン比率」とは、その時点において有効な保険業法若しくはその他の法令、告示又はそれらの解釈における意味を有します。

「適用利率」とは、後記「利率」において定められる本社債の利率をいいます。

「東京共同会計事務所」とは、株式会社東京共同会計事務所又はその承継人をいいます。

「当社上位債務」とは、当社同順位劣後債務及び本社債に関する当社の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる当社の債務をいいます。

「当社同順位劣後債務」とは、当社の清算手続における支払につき本社債に関する債務と同順位となることが明示された当社のその他の債務をいいます。

「当社劣後支払条件」とは、下記のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

- (a) 当社の清算手続(会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。)において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は当社に知れている債権者に係る全ての当社上位債務が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (b) 当社の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての当社上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足(供託による場合を含みます。)を受けた場合。
- (c) 当社の更生手続において、会社更生法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての当社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (d) 当社の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての当社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (e) 当社に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて当社上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生するものとします。

「当社劣後事由」とは、下記に該当する場合をいいます。

- (a) 当社について、清算手続(会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。)が開始された場合。
- (b) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
- (c) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。
- (d) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本(d)による当社劣後事由は生じなかったものとみなされます。
- (e) 当社について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「特定調停法」とは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「特別貸付」とは、本基金特別支払日において、後記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態」、b「流動性補完の形態」、(b)「本信用枠設定契約」、( ) から までに記載されている条件が全て満たされていることを条件として本信用枠設定契約に基づき住友生命が当社に対して行うそれぞれの貸付をいいます。

「特別貸付事由」とは、本基金特別支払日において本基金拠出契約に基づき住友生命が当社に対して支払を行うべき場合において、当社が当該支払に関し税金の源泉徴収又は控除を義務付けられる場合をいいます。

「特別貸付予定返済日」とは、各特別貸付について、関連する本控除額に関する税金の還付金を権限ある政府機関から本控除額の全額について当社が受領した日を含む月の翌月の最終の銀行営業日をいいます。

「特別借入金額」とは、各本基金特別支払日において、本控除額から当該本基金特別支払日の10銀行営業日前の日における当社の利息支払勘定の残高を控除した金額(但し、計算の結果が0を下回った場合の当該金額は0とします。)をいいます。

「特別借入申込通知書」とは、当社が住友生命に対して本契約に基づき特別貸付を受けることを希望する旨通知するために、後記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態」、b「流動性補完の形態」、(b)「本信用枠設定契約」、( )の記載に従って当社から住友生命に対して交付される書面をいいます。

「特別借入申込日」とは、各本基金特別支払日に関連して、当該本基金特別支払日の10銀行営業日前の日をいいます。

「特別適用利率」とは、各特別貸付に関連して、貸付が実行される日の2銀行営業日前の日の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページに表示される1年国債金利に0.20%を加えた利率をいいます。但し、かかる加算後の利率が0%を下回った場合の適用利率は0%とします。

「野村證券」とは、野村證券株式会社又はその承継人をいいます。

「破産法」とは、破産法(平成16年法律第75号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「払込期日」とは、2023年8月3日をいいます。

「費用支払勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき、本社債関連口座に費用支払勘定として設けられた勘定をいいます。

「法定基金償還限度額」とは、住友生命の各事業年度に関して、住友生命の貸借対照表上の純資産額から、(a)基金の総額、(b)損失てん補準備金及び保険業法第56条の基金償却積立金の額(保険業法第59条第2項の規定により取り崩した基金償却積立金の額があるときは、その合計額を含みます。)、(c)基金利息の支払額、(d)当該決算期に積み立てることを要する損失てん補準備金の額、(e)基金申込証拠金の科目に計上した額、(f)再評価積立金の科目に計上した額、(g)のれん等調整額に関する保険業法施行規則第30条第2項第3号に定める額、(h)その他有価証券評価差額金の科目に計上した額(零以上である場合に限ります。)、(i)繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びに(j)土地再評価差額金の科目に計上した額(零以上である場合に限ります。)の合計額、を控除した金額をいいます。

「法定基金利払限度額」とは、住友生命の各事業年度に関して、住友生命の貸借対照表上の純資産額から、(a)基金の総額、(b)損失てん補準備金及び保険業法第56条の基金償却積立金の額(保険業法第59条第2項の規定により取り崩した基金償却積立金の額があるときは、その合計額を含みます。)、(c)基金申込証拠金の科目に計上した額、(d)再評価積立金の科目に計上した額、(e)その他有価証券評価差額金の科目に計上した額(零以上である場合に限ります。)、(f)繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びに(g)土地再評価差額金の科目に計上した額(零以上である場合に限ります。)の合計額、を控除した金額をいいます。

「保管振替機構」とは、株式会社証券保管振替機構又はその承継人をいいます。

「保険業法」とは、保険業法(平成7年法律第105号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「保険業法施行規則」とは、保険業法施行規則(平成8年大蔵省令第5号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「本一般社団法人誓約書」とは、本一般社団法人が当社及び本社債管理者に差し入れた2023年7月27日付の誓約書をいいます。

「本格付機関」とは、株式会社格付投資情報センター又はその承継人をいいます。

「本元本繰延後基金利払日」とは、後記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、「本基金債権の概要」、e「償還の方法及び期限」の記載に従い、本基金最終償還日又はある本基金繰延後最終償還日において本基金元本の償還が次回の本基金繰延後最終償還日まで繰り延べられた場合における当該次回の本基金繰延後最終償還日である当該繰延後の本基金の利息の各支払日をいいます。

「本基金」とは、本基金拠出契約に基づき、大和証券が拠出した金銭をいいます。

「本基金元本」とは、本基金拠出契約に基づき住友生命が償還するものとされる本基金債権の元本をいいます。

「本基金元本繰延後利率」とは、後記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、「本基金債権の概要」、f「利率」但書に定める利率をいいます。

「本基金元本残高」とは、本基金組織変更償還日時点における本基金の未償還の元本残高をいいます。

「本基金元本償還予定額」とは、本基金最終償還日において、本基金拠出契約に基づき住友生命が支払うべき義務を負担し、且つ保険業法その他適用ある法令の規定による制限上支払うことが法律上許される本基金元本の金額をいいます。

「本基金期限前償還」とは、本基金元本の期限前償還をいいます。

「本基金拠出契約」とは、大和証券及び住友生命の間の2023年7月27日付基金拠出契約書(その後の変更及び修正を含みます。)をいいます。

「本基金拠出契約締結日」とは、本基金拠出契約の締結日である2023年7月27日をいいます。

「本基金拠出者」とは、当初においては本基金拠出契約における基金の拠出者である大和証券をいい、本基金債権譲渡契約に基づき本基金債権及び大和証券が有する本基金拠出契約上の地位が当社に譲渡された後は当社をいいます。

「本基金拠出日」とは、2023年8月3日をいいます。

「本基金繰延後最終償還日」とは、保険業法第55条第2項の制限により償還されずに繰り延べとなった本基金元本についての償還日のことをいい、償還されなかった期日(本基金最終償還日か本基金繰延後最終償還日かを問いません。)を基準として住友生命の次の事業年度の8月8日(当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。)の3銀行営業日前の日をいいます。

「本基金繰延後利息」とは、後記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、「本基金債権の概要」、e「償還の方法及び期限」の記載に従い、本基金最終償還日又はある本基金繰延後最終償還日において本基金元本の償還が次回の本基金繰延後最終償還日まで繰り延べられて以降、当該次回の本基金繰延後最終償還日である本元本繰延後基金利払日を支払日とし、当該本元本繰延後基金利払日に係る本基金利息計算期間1年分の利息として、当該本基金利息計算期間の初日の未償還元本金額に、本基金元本繰延後利率を乗じて算出された金額をいいます。

「本基金繰延利息支払日」とは、本基金利息の支払が繰り延べられた場合の住友生命の次の事業年度の8月8日(当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。)の3銀行営業日前の日をいいます

「本基金経過利息」とは、本基金利払日又は本元本繰延後基金利払日が到来していないため支払われていない本基金本利息又は本基金繰延後利息をいい、その対象となる計算期間について、その1年の日割りをもってこれを計算し、1円に満たない端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。但し、本基金利息未払残高を含まないものとします。

「本基金債権」とは、本基金拋出契約に基づき、大和証券が住友生命に対して本基金を拋出することによって発生した基金の利息支払及び元本償還請求権並びにこれらに関する一切の権利を総称していいます。

「本基金債権譲渡契約」とは、大和証券及び当社との2023年7月27日付基金債権譲渡契約書(その後の変更及び修正を含みます。)をいいます。

「本基金最終償還日」とは、2028年8月8日(当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。)の3銀行営業日前の日をいいます。

「本基金上位債務」とは、本基金同順位劣後債務及び本基金に関する住友生命の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる住友生命の債務をいいます。

「本基金将来利息金額」とは、各本基金将来利払日につき、期限前償還がなされず、後記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、「本基金債権の概要」、g「利息支払の方法及び制限」但書及び後記6「投資リスク」、(1)「投資に関するリスクの特性」、「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」、f「住友生命が拋出を受ける他の基金に関するリスク」に記載の制限に服しないと仮定した場合に、当該本基金将来利払日に支払われるべきであった本基金本利息(後記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、「本基金債権の概要」、e「償還の方法及び期限」の規定に従い、本基金元本の償還が繰り延べられている場合には本基金繰延後最終償還日に支払われるべきであった本基金繰延後利息)の額をいいます。但し、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日が利息計算基準日である場合を除き、本基金組織変更償還日の直後に到来する本基金将来利払日(本基金組織変更償還日が本基金利払日である場合には、当該本基金利払日)又は本基金繰延後最終償還日に係る本基金将来利息金額は、かかる金額から本基金組織変更償還経過利息の額を控除した額とします。

「本基金将来利払日」とは、本基金組織変更償還日の翌日(当日を含みます。)以降に到来する各本基金利払日(後記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、「本基金債権の概要」、e「償還の方法及び期限」の規定に従い、本基金元本の償還が繰り延べられている場合には本基金繰延後最終償還日)をいいます。但し、本基金組織変更償還日が本基金利払日である場合で、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日が利息計算基準日以外の日となる場合には、当該本基金利払日を含みます。

「本基金組織変更償還価額決定基準日」とは、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の前月の応当日(前月に応当日が存在しない場合には前月の末日とし、かかる応当日又は末日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。)をいいます。

「本基金組織変更償還経過利息」とは、本基金組織変更償還経過利息起算日を基準として、以下の算式に従い算出された金額(1円に満たない端数が生じた場合にはこれを四捨五入します。)をいいます。

期限前償還時点 における本基金× 元本の金額	後記2、(3)、 「利率」に定める利率	f「利× 本基金組織変更償還経過利息起算日 (当日を含みます。)から本基金組 織変更償還日の3銀行営業日後の日 (当日を含む。)までの実日数
------------------------------	------------------------	--

上記にかかわらず、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日が8月8日である場合には、本基金組織変更償還経過利息の額は本基金年間利息金額とします。なお、本基金組織変更償還日が本基金利払日である場合、かかる本基金組織変更償還経過利息以外に後記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、「本基金債権の概要」、g「利息支払の方法及び制限」本文に定める利息は支払われません。

「本基金組織変更償還経過利息起算日」とは、本基金組織変更償還日の3銀行営業日後の日の直前の利息計算基準日の翌日をいいます。

「本基金組織変更償還日」とは、住友生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が住友生命の社員総会又は総代会で承認された場合における、当該組織変更の効力発生日の4銀行営業日前の日をいいます。

「本基金組織変更償還利率決定日」とは、本基金組織変更償還価額決定基準日の翌銀行営業日をいいます。

「本基金同順位劣後債務」とは、全ての住友生命の基金に関する債務及び住友生命の清算手続における支払につき住友生命の基金又は本基金に関する債務と同順位となることが明示された住友生命のその他の債務をいいます。

「本基金特別支払日」とは、本基金最終償還日及び本基金利払日以外において、住友生命が本基金拋出契約に基づき当社に対して支払を行う日をいいます。

「本基金年間利息金額」とは、後記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、「本基金債権の概要」、g「利息支払の方法及び制限」の記載に従い決定される、各本基金利払日及び本元本繰延後基金利払日に支払われるべき利息の金額をいいます。

「本基金本利息」とは、後記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、「本基金債権の概要」、f「利率」に記載される(本基金元本の償還が繰り延べられる前の)利率による利息をいいます。

「本基金利息未払残高」とは、後記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、「本基金債権の概要」、g「利息支払の方法及び制限」本文の記載に従って繰り延べられた利息をいいます。

「本基金利息」とは、本基金拋出契約に基づき住友生命が支払うものとされる本基金債権の利息をいい、本基金本利息、本基金利息未払残高及び本基金繰延後利息の総称をいいます。

「本基金利息計算期間」とは、ある本基金利払日その他の利息の支払日において、当該利息の支払日の直前の利息計算基準日(当日を含みます。)から当該利息の支払日の直後に到来する利息計算基準日(当日を含みます。)までの期間をいいます。

「本基金利息構成項目」とは、本基金本利息、本基金繰延後利息及び本基金利息未払残高のそれぞれをいいます。

「本基金利払日」とは、2024年(当年を含みます。)から2028年(当年を含みます。)までの毎年8月8日(当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。)の3銀行営業日前の日をいいます。

「本基金利息支払予定額」とは、各本基金利払日において、本基金拋出契約の条項に基づき住友生命が支払うべき義務を負担し、且つ保険業法その他適用ある法令の規定による制限上支払うことが法律上許される本基金利息の金額をいいます。

「本基金劣後支払条件」とは、下記に該当する場合をいいます。

(a) 住友生命の清算手続(保険業法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。)において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は住友生命に知っている債権者に係る全ての

本基金上位債務が、保険業法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

- (b) 住友生命の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての本基金上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足(供託による場合を含みます。)を受けた場合。
- (c) 住友生命の更生手続において、更生特例法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての本基金上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (d) 住友生命の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての本基金上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (e) 住友生命に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて本基金上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本基金の元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生します。

「本基金劣後事由」とは、下記のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

- (a) 住友生命について、清算手続(保険業法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。)が開始された場合。
- (b) 管轄権を有する日本の裁判所が、住友生命について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
- (c) 管轄権を有する日本の裁判所が、住友生命について、更生特例法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。
- (d) 管轄権を有する日本の裁判所が、住友生命について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本(d)による本基金劣後事由は生じなかったものとみなされます。
- (e) 住友生命について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「本基金劣後事由(本社債)」とは、本基金劣後事由が発生した場合をいいます。

「本業務委託契約」とは、本一般社団法人及び東京共同会計事務所との2019年6月3日付業務委託契約書(その後の変更及び修正を含みます。)及び2023年7月11日付覚書(その後の変更及び修正を含みます。)を総称していいます。

「本控除額」とは、特別貸付事由が生じた場合に、本基金拋出契約に基づき住友生命が当社に対して行う支払に関し当社が義務付けられている源泉徴収又は控除に係る金額をいいます。

「本資産管理委託契約」とは、当社及び三井住友信託銀行の間の2023年7月27日付資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約証書(その後の変更及び修正を含みます。)をいいます。

「本資産管理受託会社」とは、本資産管理委託契約における受託者である三井住友信託銀行をいいます。

「本資産等」とは、本基金債権譲渡契約に基づいて当社が取得した住友生命に対する本基金債権、その回収金、本社債関連口座の残高及びその余裕金からの投資その他当社に帰属すべき資産をいいます。

「本事務管理委託契約」とは、当社及び東京共同会計事務所との2023年7月11日付事務管理委託契約書(その後の変更及び修正を含みます。)をいいます。

「本社債管理委託契約」とは、当社及び三井住友信託銀行の間の2023年7月27日付住友生命2023基金流動化株式会社第1回無担保社債管理委託契約証書(その後の変更及び修正を含みます。)をいいます。

「本社債管理者」とは、本社債の社債管理者である三井住友信託銀行をいいます。

「本社債関連口座」とは、本社債管理委託契約に基づき当社が本社債関連口座として開設した口座又は本社債管理委託契約に基づき変更された後の当該口座をいいます。

「本社債期限前償還日(利払日)」とは、後記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、「本基金債権の概要」、j「期限前償還」、(b)から(d)までの記載に基づき、当社が、本基金期限前償還が本基金利払日において行われる旨の通知を受領した場合における、その直後の利払日をいいます。

「本社債期限前償還日(利払日以外)」とは、後記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、「本基金債権の概要」、j「期限前償還」、(b)から(d)までの記載に基づき、当社が、本基金期限前償還が本基金利払日又は本元本繰延後基金利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合における、当該本基金期限前償還が行われる日の3銀行営業日後の日をいいます。

「本社債券」とは、本社債の社債券をいいます。

「本社債事務委託契約」とは、当社及び三井住友信託銀行の間の2023年7月27日付住友生命2023基金流動化株式会社第1回無担保社債事務委託契約証書(その後の変更及び修正を含みます。)をいいます。

「本社債将来利息金額」とは、各本社債将来利払日につき、(期限前償還されなければ)当該本社債将来利払日に支払われるべきであった各本社債の利息の額をいいます。但し、本社債組織変更期限前償還日が利払日である場合を除き、本社債組織変更期限前償還日の直後に到来する本社債将来利払日に係る本社債将来利息金額は、かかる金額から各本社債に係る経過利息の額を控除した額とします。

「本社債将来利払日」とは、本社債組織変更期限前償還日の翌日(当日を含みます。)以降、最終償還日(当日を含みます。)までに到来する各利払日をいいます。

「本社債税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、当社に課される法人税の計算において本社債の利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、当社のとおり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「本社債税制事由償還日」とは、本基金拠出日以降に本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合において、住友生命が、その選択により行う本社債税制事由による本基金元本の償還のために設定する日をいいます。

「本社債組織変更期限前償還価額」とは、後記4「証券所有者の権利」、(2)「償還期限及び償還の方法」、「償還の方法及び期限」、eに記載する償還価額をいいます。

「本社債組織変更期限前償還価額決定基準日」とは、本社債組織変更期限前償還日の前月の応当日(前月に応当日が存在しない場合には前月の末日とし、かかる応当日又は末日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日)をいいます。

「本社債組織変更期限前償還事由」とは、当社が、後記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、「本基金債権の概要」、j「期限前償還」、(e)「組織変更の際の期限前償還」の記載に基づき、住友生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が住友生命の社員総会又は総代会で承認され、住友生命から本基金拠出契約に基づき本基金債権の全部を期限前償還する権限を行使する旨の書面による通知を当該組織変更の効力発生日の60日前までに受領することをいいます。

「本社債組織変更期限前償還日」とは、本社債組織変更期限前償還事由が発生した場合における、当該組織変更の効力発生日の前銀行営業日をいいます。

「本社債組織変更期限前償還利率決定日」とは、本社債組織変更期限前償還価額決定基準日の翌銀行営業日をいいます。

「本社債要項」とは、本社債の社債要項をいいます。

「本社債利息」とは、後記4「証券所有者の権利」、(1)「利払日及び利息支払の方法」、の記載に従い決定される、各利払日に支払われるべき本社債の利息をいいます。

「本種類の社債」とは、本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいいます。)の社債をいいます。

「本信用枠設定契約」とは、当社及び住友生命の間の2023年7月27日付の信用枠設定契約証書(その後の変更及び修正を含みます。)をいいます。

「本信用枠設定契約責任財産」とは、その時々々の利息支払勘定内の金銭をいいます。

「本信用枠設定契約第5条第1項に基づく住友生命からの通知」とは、本信用枠設定契約第5条第1項に基づき、住友生命が、本信用枠設定契約有効期間中、各本基金利払日に関連して、その直前の7月11日(当該日が銀行営業日でない場合は、その前銀行営業日とします。)までに、当該本基金利払日における本基金利息支払予定額及び(本基金最終償還日に関しては)本基金元本償還予定額を大要本信用枠設定契約において定められる様式による書面に記載し、これに住友生命の直前に終了した事業年度の監査済貸借対照表及び損益計算書の写し並びに当該本基金利息支払予定額及び本基金元本償還予定額を支払うことを可能ならしめる住友生命の総代会における決議を証明する書面の写しを添付して、当社に対して行う通知をいいます。

「本信用枠設定契約締結日」とは、2023年7月27日をいいます。

「本信用枠設定契約有効期間」とは、本信用枠設定契約締結日(当日を含みます。)から本社債の元利金が全て完済される日までの期間をいいます。

「本税務事務管理委託契約」とは、当社及び東京共同会計事務所との間の2023年7月11日付税務事務管理委託契約書(その後の変更及び修正を含みます。)をいいます。

「本責任財産」とは、当社の財産をいいます。

「本引受契約」とは、当社、住友生命及び幹事会社との間の2023年7月27日付住友生命2023基金流動化株式会社第1回無担保社債引受契約証書(その後の変更及び修正を含みます。)をいいます。

「みずほ証券」とは、みずほ証券株式会社又はその承継人をいいます。

「三井住友信託銀行」とは、三井住友信託銀行株式会社又はその承継人をいいます。

「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」とは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社又はその承継人をいいます。

「民事再生法」とは、民事再生法(平成11年法律第225号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「民事執行法」とは、民事執行法(昭和54年法律第4号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「民法」とは、民法(明治29年法律第89号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「利息計算基準日」とは、2023年8月3日を第1回として、その後毎年8月8日(但し、2023年8月8日を除きます。)をいいます。

「利息支払勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき、本社債関連口座に利息支払勘定として設けられた勘定をいいます。

「利払日」とは、2024年8月8日を第1回とし、その後毎年8月8日(2024年8月8日を含みます。)をいいます。

「劣後事由」とは、当社劣後事由及び本基金劣後事由(本社債)を総称していいます。

「R&I」とは、株式会社格付投資情報センター又はその承継人をいいます。

「SMB C日興証券」とは、SMB C日興証券株式会社又はその承継人をいいます。

#### 管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態

##### a 管理の方法及び管理の形態

管理資産を構成する本基金債権は当社の資産であり、本資産管理受託会社が本資産管理委託契約に従って管理資産を構成する本基金債権の管理を当社のために行います。本社債管理委託契約において、当社は、本基金債権を含む当社の資産につき、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、貸付、譲渡、交換、その他の処分を行うことが禁止されています。本基金債権の利息の支払による回収金は当社の利息支払勘定に、本基金債権の元本の償還による回収金は当社の元金償還勘定において保管され、後記3「管理及び運営の仕組み」、(1)「資産管理等の概要」、「管理資産の管理」、b「回収金の処理の方法」、(c)に記載の方法及び順序によってのみ利用することが可能であるとされています。

##### b 流動性補完の形態

###### (a) 普通株式及びA種優先株式の払込金

出資発行代り金のうち、153,150,000円については当社の本社債関連口座内の利息支払勘定において本社債の利息の支払等のための現金準備として、出資発行代り金から当該金額を差し引いた残額については本社債関連口座内の費用支払勘定において当社の諸費用の支払等のための現金準備として、それぞれ留保し、本社債要項において認められた方法及び順序に従い利用することができ、かかる金額の限度において本社債の利息の支払の流動性補完となり得ます。

###### (b) 本信用枠設定契約

( ) 当社は、本信用枠設定契約に基づき、各本基金利払日において、以下の条件の全てが満たされている場合にのみ、住友生命から借入申込可能金額を限度として借り入れを行い、その一部又は全部を本社債の利息の支払に利用することができます。かかる借入金はかかる金額の限度において、本社債の利息の支払の流動性補完となり得ます。

当該本基金利払日に関連して、本信用枠設定契約の規定に従い当社が借入申込通知書を住友生命に適式に交付し、これを住友生命が適式に受領していること。

上記における借入申込通知書に記載された借入申込金額が、当該借入申込日における借入申込可能金額を超えていないこと。

上記における借入申込通知書に記載された借入申込金額と当該時点における従前の個別貸付及び特別貸付に係る未返済金額(もしあれば)との合計額が信用枠金額を超えていないこと。

本社債が、有効に発行され、且つ成立していること。

当社が、本信用枠設定契約締結日において、以下に掲げる書面を全て住友生命に交付していること。

- イ 本信用枠設定契約締結日前3か月以内に作成された当社の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
- ロ 本信用枠設定契約締結日前3か月以内に作成された当社の印鑑証明書
- ハ 本信用枠設定契約締結日現在における当社の定款の写し
- ニ 本信用枠設定契約の締結を当社の取締役が決定したことを証する取締役決定書の写し

( ) 当社は、各本基金利払日において個別貸付を希望する場合には、借入申込通知書を当社の登録印鑑を用いて作成し、関連する借入申込日の5銀行営業日前の日において資産管理受託者としての三井住友信託銀行によって作成された当該銀行営業日現在における利息支払勘定の

残高を証明する文書を添付して、当該本基金利払日に関連する借入申込日までに、本信用枠設定契約所定の方法により住友生命に交付するものとされています。この場合、当該借入申込通知書に記載する借入申込金額は、当該借入申込日における借入申込可能金額を超えることはできないものとされています。

( ) 当社は、本社債管理委託契約において、本社債の各利払日の15銀行営業日前の日において本信用枠設定契約に規定する借入申込可能金額が正の値となる場合は、本信用枠設定契約に基づく借入が可能である限り、本信用枠設定契約に基づき、住友生命から前記( ) の条件を満たした借入申込可能金額の借入を行うものとされています。

( ) 当社は、住友生命に対して、各個別貸付について、個別貸付予定返済日において、次の算式により得られた額の金員を、当該個別貸付の利息として支払うものとされています。なお、利息の金額の計算においては、1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとされています。

$$\frac{\text{当該個別貸付予定返済日における当該個別貸付の元本金額} \times \text{個別貸付適用利率} \times \text{当該個別貸付が実行された日(当日を含みます。)から当該個別貸付予定返済日(当日を含みません。)までの実日数}}{365}$$

( ) 当社は、住友生命に対して、各個別貸付について、個別貸付予定返済日において、各個別貸付の元本を一括して返済するものとされています。但し、本基金最終償還日において実行された個別貸付の元本については、当社は、住友生命に対して、本基金最終償還日において住友生命が支払った本基金利息に関して源泉徴収が義務付けられる税金の全額又は一部の還付を当社が受けた場合における当該還付金の範囲内で(且つ、一部のみの還付がなされた場合には当該元本の金額に充つるまで)、当該還付金に関連する個別貸付予定返済日に返済するものとされています。

( ) 前記( )に基づき個別貸付の利息を支払い、又は前記( )に基づき個別貸付の元本を支払う場合、当該支払を行う個別貸付予定返済日において当社の利息支払勘定内の金銭から、後記3「管理及び運営の仕組み」、(1)「資産管理等の概要」、「管理資産の管理」、b「回収金の処理の方法」、(c)の記載に従い本信用枠設定契約に基づく個別貸付の元利金の償還又は支払に先んじて支払われるべきものの総額を控除した金額が、当該個別貸付予定返済日において本信用枠設定契約に規定する充当の順序に従った個別貸付の元利金等の金額全額の支払に不足する場合には、当該個別貸付の元利払の期限は当該不足額に対応する部分について次回の本基金利払日の直後に到来する利払日まで自動的に延長されるものとされています。かかる延長された期間中、当該個別貸付の元本につき個別貸付適用利率による利息を付すものとしますが、当該個別貸付の元利金につき本信用枠設定契約所定の遅延利息は付されないものとされています。

( ) 当社による個別貸付及び特別貸付の元利金の支払に関する債務、その他本信用枠設定契約に基づき当社が住友生命に対して負担する債務の履行は、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまで、本信用枠設定契約責任財産のみを責任財産として、且つ後記3「管理及び運営の仕組み」、(1)「資産管理等の概要」、「管理資産の管理」、b「回収金の処理の方法」に規定される支払順序に従ってのみ行われるものとされ、住友生命は本信用枠設定契約責任財産以外の当社の財産に、個別貸付における元利金支払請求権その他本信用枠設定契約に基づき住友生命が当社に対して有する請求権の満足を得るために差押、仮差押、保全処分、強制執行その他これに類する手続の申立てを行う権利を放棄するものとされています。本社債の元利金が全て償還され又は支払われ、且つ当社が還付請求を行った税金が全額還付された時点において、住友生命の当社に対する債権額が本信用枠設定契約責任財産の額を超過するときは、住友生命は当該超過額に相当する範囲においてその債権を放棄したものとみなすものとされています。

( ) 住友生命は、当社の住友生命に対する本信用枠設定契約上の一切の債務につき、期限の利益を喪失させることはできないものとされています。

( ) 本信用枠設定契約有効期間中において、税率の変更若しくは新たな種類の源泉税が課されることにより、本基金年間利息金額の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が増加することが明らかとなった場合、源泉税の還付が著しく遅れた場合、又は、本基金拠出契約に基づき本基金元本の償還が繰り延べられた場合には、当社の請求により、信用枠金額は以下の定めに従い増額するものとします。

イ の場合、源泉徴収が義務づけられる税金についてかかる新たな金額が適用される日(当日を含む。)以降の信用枠金額は、当社の請求により、(I)本基金年間利息金額の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額の増加額に、(II)かかる事態が発生した日(当日を含む。)以降、本基金利払日が到来する回数に乗じた金額分だけ増加するものとし、その後も同様とします。但し、本基金拠出契約に基づき本基金元本の償還が繰り延べられた後に税率の変更若しくは新たな種類の源泉税が課されることにより、本基金年間利息金額の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が増加することが明らかとなった場合、かかる新たな金額が適用される日(当日を含む。)以降の信用枠金額は、本基金年間利息金額の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額の増加額と同額だけ増加するものとし、その後も同様とします。なお、いずれの場合も、本基金利息未払残高がある場合、本基金利息未払残高の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額の増加額と同額だけ更に増加するものとし、その後も同様とします。

ロ の場合、源泉税の還付が著しく遅れたため、本信用枠設定契約に基づき行われた個別貸付又は特別貸付の元利金の支払のための借入を繰り返した結果信用枠を超える場合、当社の請求により、当該超過金額分だけ信用枠金額が増加するものとします。

ハ の場合、各繰延につき、当該繰延後の信用枠金額は、当社の請求により、当該繰延の時点における税率及び源泉税の種類に照らして本基金年間利息金額の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額と同額だけ増加するものとします。

( ) 本信用枠設定契約は、本信用枠設定契約有効期間中有効であるものとし、当社及び住友生命は、本信用枠設定契約有効期間中、理由の如何を問わず、本信用枠設定契約を解除又は解約できないものとされています。本信用枠設定契約有効期間の終了後も、当社が本信用枠設定契約に関して住友生命に対して負う全ての債務の履行が完了するまでの間は、当該債務の履行に係る限りにおいて、本信用枠設定契約の関係部分は有効に存続するものとされています。

( ) 特別貸付事由が発生した場合、住友生命は、特別借入金額を、当該本基金特別支払日において当社に貸し付け、当社はこれを借り受けるものとされています。

( ) 特別貸付事由が生じる場合、住友生命は、関連する本基金特別支払日の15銀行営業日前までに、特別貸付事由が生じる旨及び当該特別貸付事由に係る本控除額の金額を、本信用枠設定契約所定の方法により、当社に通知します。当社は、各本基金特別支払日において特別貸付の実行を希望する場合には、特別借入申込通知書を当社の登録印鑑を用いて作成し、関連する本基金特別支払日の10銀行営業日前までに本資産管理受託会社としての三井住友信託銀行によって作成された当該銀行営業日現在における利息支払勘定の残高を証明する文書を添付して、本信用枠設定契約所定の方法により住友生命に交付するものとされています。この場合、当該特別借入申込通知書に記載する借入希望額は、特別貸付事由に係る本控除額とされています。住友生命は、特別借入申込通知書を受領した場合には、関連する本基金特別支払日において、当該特別借入申込通知書に記載されている借入希望額を、関連する本基金利払日において利用可能な資金で、当社の本社債関連口座に送金する方法により、各特別貸付を実行するものとされています。

(x) 当社は、住友生命に対して、各特別貸付について、特別貸付予定返済日において、次の算式により得られた額の金員を、当該特別貸付の利息として支払うものとされています。なお、利息の金額の計算においては、1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとされています。

$$\frac{\text{当該特別貸付予定返済日における当該特別貸付の元本金額} \times \text{特別貸付適用利率} \times \text{当該特別貸付が実行された日(当日を含みます。)から当該特別貸付予定返済日(当日を含みません。)までの実日数}}{365}$$

(x) 当社は、住友生命に対して、各特別貸付について、特別貸付予定返済日において、各特別貸付の元本を返済するものとされています。当社は、住友生命の事前の書面による承諾がある場合を除き、各特別貸付の元本を、特別貸付予定返済日より前に返済することはできないものとされています。

(xv) 前記( ) から までの記載は、各特別貸付について準用するものとされています。

(x) 当社は、後記(x)又は(x)記載の当社の表明及び保証が真実且つ正確でなかったこと、本信用枠設定契約に違反したこと若しくは本信用枠設定契約に基づく当社の作為若しくは不作為又はこれらに関連して、住友生命に生じるあらゆる損害若しくは債務、並びにこれらに関連して住友生命に対し提訴された訴訟又は損害賠償につき住友生命が防御するための合理的な費用及び経費を補償することに合意しています。但し、ここに規定された補償は、住友生命の故意又は重大な過失に起因する如何なる損害、債務、費用又は経費に関しても適用されないものとされています。

(x) 当社は、本信用枠設定契約締結日において、以下の事実を表明し、保証するものとされています。

当社は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する会社法上の株式会社である。

当社は、本信用枠設定契約並びに本信用枠設定契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授權手続を履践した。

当社による本信用枠設定契約の締結及び履行は、当社に適用がある法令、規則、通達、当社の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は当社を当事者とする若しくは当社が拘束される第三者との間の契約上の規定に、違反又は抵触しておらず、当社の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担(本信用枠設定契約に基づき住友生命のために負担するものを除く。)を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではない。

当社による本信用枠設定契約の締結及び履行に際して、当社の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済みである。

当社に対し、本信用枠設定契約の適法性、有効性若しくは執行可能性又は本信用枠設定契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していない。

当社を当事者とする若しくは当社が拘束される契約につき、本信用枠設定契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼしうる債務不履行は発生、継続しておらず、かかる債務不履行が当社による本信用枠設定契約の締結、又は本信用枠設定契約に基づく債務の履行の結果発生することもない。

本社債管理委託契約は、大要本信用枠設定契約において定められる様式により締結されている。

本社債管理委託契約において当社が表明した事実は、かかる表明が行われた日においていずれも真実である。

(x) 当社は、個別貸付が実行される各本基金利払日及び特別貸付が実行される本基金特別支払日において、下記の事実を表明し、保証するものとされています。

当社は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する会社法上の株式会社である。

当社は、当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は特別貸付並びに本信用枠設定契約に基づいて当該個別貸付又は特別貸付に関連して交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授權手続を履践した。

当社による当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は特別貸付に基づく借入及びこれに関する義務の履行は、当社に適用がある法令、規則、通達、当社の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は当社を当事者とする若しくは当社が拘束される第三者との間の契約上の規定に、違反又は抵触しておらず、当社の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担(本信用枠設定契約に基づき住友生命のために負担するものを除く。)を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではない。

当社による当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は特別貸付に基づく借入及びこれに関する義務の履行に際して、当社の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済みである。当社に対し、当社による当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は特別貸付に基づく借入の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本信用枠設定契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していない。

当社を当事者とする若しくは当社が拘束される契約につき、当社による当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は特別貸付に基づく借入及びこれに関する義務の履行上、重大な影響を及ぼしうる債務不履行は発生、継続しておらず、かかる不履行は当社による当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は特別貸付に基づく借入及びこれに関する義務の履行の結果発生することもない。

当社が個別貸付又は特別貸付に基づき借り入れた金銭については、本信用枠設定契約所定の資金用途にのみ使用し、それ以外の目的に使用しない。

(x) 当社は、本信用枠設定契約に基づく住友生命に対する債務が存続する限り、以下の事項を遵守するものとされています。

実務上可能な限り速やかに、但し、如何なる場合においても当社の事業年度の最終日から90日以内に、当社の当該事業年度に関する、当社の会計監査人によって監査済みの貸借対照表及び損益計算書の写しを、住友生命に交付すること。

本信用枠設定契約及び本社債管理委託契約(本社債要項を含む。)を遵守し、これらに基づく義務を、これを履行すべき時期に適切に履行すること。

本信用枠設定契約に基づく義務の履行に必要な許可、認可、同意及び承諾をこれらを取得すべき時期に取得し、本信用枠設定契約に基づく義務の履行に必要な通知及び届出をこれを行うべき時期に行うこと。

当社に適用ある法律、政令、規則、通達及びその他の規制を遵守すること。

当社の定款、登記事項又は登録された印鑑が変更された場合、遅滞なく住友生命に対してこれを書面で通知すること。

当社の本信用枠設定契約に基づく義務(個別貸付及び特別貸付に基づく元利金支払義務を含むがこれに限られない。)の履行に重大な悪影響を与え、又は与えるおそれのある事由が発生した場合、直ちに住友生命に対してこれを書面で通知すること。

本社債管理委託契約(本社債要項を含む。)に基づき本社債管理者又は本社債権者に対して通知、届出又は文書の提出を行った場合には、それらの写しを遅滞なく住友生命に交付すること。

当社は、本基金利息について源泉徴収された税金の還付金を権限ある政府機関から受領した場合で、且つ、かかる還付により当社が当該時点までに本基金利息について源泉徴収された税金の全額の還付を受けることになった場合には、かかる還付金の受領後2週間以内に、大要本信用枠設定契約において定められる様式による書面によりその旨を住友生命に通知すること。また、当社は、各年度の税務申告時において、源泉税の還付を受けることができる権利がある時は、申告を速やかに行い、その権利を放棄しないこと。

#### 借入れ

当社は、本信用枠設定契約に基づき、借入れを行うことを予定しています。

本信用枠設定契約に基づく借入の概要については、前記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態」、b「流動性補完の形態」、(b)「本信用枠設定契約」をご参照下さい。

#### 期限前償還

本社債の元金は、後記4「証券所有者の権利」、(2)「償還期限及び償還の方法」、「償還の方法及び期限」bからdまでの記載に基づき期限前償還されることがあります。

#### 期限の利益喪失事由

本社債は期限の利益喪失に関する特約を付しません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはありません。

#### 利息支払の停止

本社債の利息は、後記4「証券所有者の権利」、(1)「利払日及び利息支払の方法」、e「利息支払の停止」の記載に基づき、その支払が繰り延べられることがあります。

#### 債権放棄及び倒産手続開始申立て等の制限

- a 本社債権者は、当社による本社債に基づく元利金支払債務その他の債務の履行は、当社の財産である本責任財産のみを責任財産として、且つ、後記3「管理及び運営の仕組み」、(1)「資産管理等の概要」、「管理資産の管理」、b「回収金の処理の方法」、(c)に記載されている順序及び方法によってのみ行われることに合意し、本社債権者は、かかる債務の履行による満足を得るために本責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手続の申立てを行わないことに合意するものとされています。
- b 本社債権者は、償還日が到来した場合において、本責任財産から充当した後に、本社債の未償還元金又は未払の利息が存在する場合、本社債の未償還元金総額及び未払利息額が本責任財産が換金された金額を超過するときは、その超過額につき、その債権を放棄するものとされています。
- c 本社債権者は、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、当社又はその財産について、特別清算開始、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始、その他法令上適用のありうる同様の法的手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てず、第三者による申立てに対し参加、同意等を行わないものとされています。

#### 劣後条件等

- a 劣後特約(当社劣後事由)  
当社は、当社劣後事由の発生後速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、当社劣後事由が発生した事実を通知します。当社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、当社劣後支払条件が成就した場合にのみ発生します。
- b 劣後特約(本基金劣後事由(本社債))  
当社は、本基金劣後事由が発生した場合である本基金劣後事由(本社債)が発生した場合には、速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、本基金劣後事由(本社債)が発生した事実を通知します。本基金劣後事由(本社債)が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、本基金劣後支払条件が成就した場合にのみ発生します。
- c 上位債権者等に対する不利益変更の禁止  
本社債要項の各条項は、如何なる意味においても上位債権者及び同順位劣後債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意は如何なる意味においても、また如何なる者に対しても効力を生じません。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、当社上位債務に係る債権を有する全ての者及び住友生命に対し、本基金上位債務を有する全ての者をいい、同順位劣後債権者とは、当社に対し、当社同順位劣後債務に係る債権を有する全ての者及び住友生命に対し、本基金同順位劣後債務に係る債権を有する全ての者をいいます。
- d 劣後特約に反する支払の禁止  
劣後事由発生後、当社劣後支払条件及び本基金劣後支払条件が成就していないにもかかわらず、本社債の元利金の全部又は一部が本社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、当該本社債権者は受領した元利金を直ちに当社に返還するものとされています。
- e 相殺禁止  
(a) 当社について清算手続が開始され、且つ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、且つ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、且つ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合(但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。)、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、当社劣後支払条件が成就しない限りは、本社債権者は、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

- (b) 本基金劣後事由(本社債)が発生し、継続している場合には、本社債権者は、本基金劣後支払条件が成就しない限りは、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

#### 本社債に関する信用格付

##### a 信用格付を特定するための事項

利息の利払日における支払と元金の(後記4「証券所有者の権利」、(2)「償還期限及び償還の方法」、 「償還の方法及び期限」、 aに従って延長される前の)最終償還日までの全額償還の安全性について、2023年7月11日付で本社債につき、R&IからA+の予備格付を取得し、払込期日(2023年8月3日)にA+の本格付を取得し、その後2024年2月13日付でAA-に変更されました。なお、2026年2月末日においても当格付に変更がないことを本格付機関のホームページで確認しております。

##### b 信用格付の前提及び限界に関する説明

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見です。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではありません。信用格付は、如何なる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではありません。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、如何なる保証もしていません。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがあります。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られています。

#### 社債管理者又は社債の管理会社

- a 本社債の社債管理者は、三井住友信託銀行(東京都千代田区丸の内一丁目4番1号)です。本社債管理者は、本社債権者のために本社債に係る債権の弁済を受け、又は本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。本社債管理者がかかる裁判上又は裁判外の行為をなすために要する費用については、全て当社の負担とします。本社債管理者は、本社債の償還額から本社債権者に優先して上記費用の弁済を受けることができます。但し、この規定は、当社の上記費用負担義務に影響を及ぼすものではありません。
- b 本社債管理者は、本社債管理委託契約に従い、本社債要項に定める社債管理者の職務を行っています。
- c 本社債管理者は、法令、本社債管理委託契約及び本社債要項の定めに従い、本社債権者のために公平且つ誠実に本社債の管理を行います。
- d 本社債管理者は、法令、本社債管理委託契約及び本社債要項の定めに従い、本社債権者に対し善良なる管理者の注意をもって本社債の管理を行います。
- e 本社債管理者は、当社が提出した決議書、証明書、通知書その他の文書又は書類に依拠することができ、これらに依拠して行為し又は行為を留保することが保証されており、且つ、かかる行為又は行為の留保に起因する如何なる損害についても、法律が許容する限りにおいて、当社又は本社債権者に対し責任を負いません。
- f 本社債管理者は、本社債要項、本社債管理委託契約及び本社債について、本社債管理者により選任された弁護士、会計士その他の専門家の意見若しくは助言又はそれらの者から得た証明書若しくは情報に基づき善意により行為し又は行為を留保することができ、且つ、かかる行為又は行為の留保に起因する如何なる損害についても、法律が許容する限りにおいて、当社又は本社債権者に対し責任を負いません。

- g 本社債管理者が本社債要項及び本社債管理委託契約に定める社債管理者の職務を果たし得ず、法令に従って辞任する場合、又は、裁判所が法令に従って本社債管理者を解任した場合には、当社は法令の規定に従って新たに社債管理者を選任し、会社法第714条第4項に定める場合、その旨を公告し、且つ、知っている社債権者には、各別にこれを通知するものとします。但し、後任の社債管理者が選任されるまで、本社債管理者は、引き続き本社債管理委託契約上の社債管理者の事務を継続して行うものとし、かかる辞任又は解任の効力は生じないものとします。本社債管理者は、本 g に基づく辞任又は解任の場合において、善良なる管理者の注意をもって本 g に定める義務を履行したときは、以後、本社債に関して社債管理者としての一切の責任を負いません。本「(特定)社債管理者又は(特定)社債の管理会社」の記載は、新たに選任された社債管理者についても、同様とします。
- h 会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されません。

#### 振替機関に関する事項

本社債の振替機関は、保管振替機構です。

#### 利率

年0.705%

### (2)【管理資産に係る法制度の概要】

当社は、2023年6月15日付で設立登記を行った株式会社です。当社の行いうる業務は、当社の定款に目的として記載されている、基金債権の取得並びにその保有、管理及び処分、当該基金債権を裏付けとする社債の発行、並びにこれらに附帯又は関連する一切の業務とされており、かかる目的に従って業務を営んでいます。

当社の義務・責任に関しては、破産法等の日本法上適用ある倒産処理法の適用を受け、社債を発行、募集するにあたっては、会社法及び金融商品取引法の適用を受けます。

管理資産を構成する本基金債権は、民法及び商法の他、保険業法及びその他の関連法令、告示並びにそれらの解釈の適用を受けます。本基金債権は、本基金債権譲渡契約に基づき、原保有者である大和証券から株式会社である当社に譲渡され、当該譲渡については本基金債権譲渡契約に基づき本基金債権の債務者である住友生命が確定日付ある証書による承諾を行うことにより債務者及び債務者以外の第三者對抗要件が具備されました。

本基金債権に関する保険業法及びその他の関連法令、告示並びにそれらの解釈の適用の態様については、後記6「投資リスク」、(1)「投資に関するリスクの特性」、「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」、e「本基金債権の支払についての保険業法の制限に関するリスク」をご参照下さい。

### (3)【管理資産の基本的性格】

管理資産を構成する資産は、本基金拠出契約に基づき大和証券が取得し、本基金債権譲渡契約に基づき大和証券から当社に譲渡された住友生命に対する1個の基金債権である本基金債権です。

本基金拠出契約の内容については、後記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」をご参照下さい。

### (4)【管理資産の沿革】

管理資産を構成する本基金債権は、本基金拠出契約に基づき2023年8月3日に大和証券が取得し、本基金債権譲渡契約に基づき同日に原保有者である大和証券から当社に譲渡されました。

当社は、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、本社債の発行から償還時まで当該管理資産を保有し続けます。

### (5)【管理資産の管理体制等】

#### 【管理資産の関係法人】

大和証券は、本基金拠出契約に基づき管理資産を構成する本基金債権を取得した上で、本基金債権譲渡契約に基づき当該資産を当社に譲渡しました。本基金債権の移転と同時に、当社は、大和証券が有する本基金拠出契約上の地位の一切を承継しました。

住友生命は、本基金拠出契約に基づき大和証券から基金の拠出を受け、本基金債権の債務者となりました。

当社は、本資産管理受託会社である三井住友信託銀行に対して、本資産管理委託契約に基づき、本基金債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

また、三井住友信託銀行は、本社債の社債管理者です。社債管理者は、その管理の委託を受けた社債につき、社債権者のために社債に係る債権の弁済を受け、又は社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為等をするために必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該社債を発行した会社の業務及び財産の状況を調査することができます(会社法第705条第1項及び第4項)。

#### 【管理資産の管理及び処分に関する基本的態度】

当社は、本資産管理受託会社である三井住友信託銀行に対して、本資産管理委託契約に基づき、本基金債権の管理及び処分に関する業務を委託しており、かかる委託を受けている三井住友信託銀行は、本資産管理委託契約において、大要以下の事項を遵守することとされています。

- a 三井住友信託銀行は本基金債権譲渡契約に基づいて当社が取得した住友生命に対する本基金債権、その回収金、本社債関連口座の残高及びその余裕金からの投資その他当社に帰属すべき資産(本項において、以下「本資産等」といいます。)を、自己の固有財産その他の財産と分別して管理します。
- b 三井住友信託銀行は、当社の求めに応じ、本資産等の管理及び処分の状況について説明します。
- c 三井住友信託銀行は、本資産等の管理及び処分の状況を記載した書類を主たる事務所である三井住友信託銀行(資産金融部)に備え置き、当社の求めに応じ、これを閲覧させます。
- d 三井住友信託銀行は、当社の同意なく本資産管理委託契約に定める業務の再委託を行いません。

#### 【管理資産の管理体制】

- a 管理資産の管理を行う会社の統治に関する事項

##### (a) 法人の機関の内容

管理資産である本劣後ローン債権の管理者は、本資産管理受託会社としての三井住友信託銀行です。

三井住友信託銀行は、迅速な経営判断による柔軟且つ機動的な業務執行を推進するとともに、監査・監督機能の維持・強化を図るため、監査等委員会設置会社の形態を採用しています。社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を設置しており、三井住友トラストグループ株式会社の監査委員会と連携した監査を行っています。

##### ( ) 取締役会

2019年6月の機関設計の移行に伴い、個別の業務執行に係る決定権限を取締役会から業務執行取締役へ大幅に委任しており、取締役会は、経営の基本方針を決定するとともに、業務執行取締役等の職務の執行を監督することをその中心的役割としています。また、取締役21名のうち6名を社外取締役とすることにより、経営の透明性向上と監督機能強化を図っています。

##### ( ) 監査等委員会

三井住友信託銀行は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は5名の監査等委員である取締役で構成されており、うち3名は社外取締役となっています。

監査等委員会は、取締役会等の重要な会議への出席、取締役等から職務の執行状況についての報告聴取、内部監査部からの報告聴取、重要書類の閲覧等により、業務執行取締役の職務執行状況を監査いたします。

##### ( ) 経営会議等

三井住友信託銀行では、経営の意思決定プロセスにおける相互牽制機能の強化と透明性の確保を図るため、経営に関する重要事項を協議又は決定する機関として経営会議を設置しています。経営会議では、取締役会で決定した基本方針に基づき、業務執行上の重要事項について協議又は決定を行うほか、取締役会決議事項の予備討議等を行っています。

また、重要な投融資案件を協議または決定する「投融資審議会」、ALMに関する方針や設備投資、固定資産の取得・処分等に関する重要事項等を協議または決定する「財務審議会」、受託財産の運用・管理に関する重要事項を協議または決定する「受託財産運用・管理審議会」、IT・デジタル戦略やサイバーセキュリティ等に関する重要事項を協議または決

定する「IT審議会」といった各種審議会を設置しているほか、「リスク管理委員会」、「FD・コンプライアンス委員会」、「商品審査委員会」、「人的資本委員会」、「コーポレートコミュニケーション委員会」、「Future X委員会」等各種委員会を設置しています。

(b) 内部統制システムの整備状況

三井住友信託銀行の取締役会は、親会社である三井住友トラストグループ株式会社(本(b)「内部統制システムの整備状況」において、以下「持株会社」といいます。)の経営管理のもと、持株会社、三井住友信託銀行及びその子会社等から成る企業集団の信託銀行として三井住友信託銀行及びその子会社等の経営管理を担う責任を十分に認識し、取締役会の「内部統制基本方針」に関する決議に基づいて、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他三井住友信託銀行の業務並びに三井住友信託銀行及びその子会社等から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」を、以下のとおり整備しています。

( ) コンプライアンス(法令等遵守)体制の整備について

持株会社が定めるグループのコンプライアンスに関する基本方針等を踏まえ、三井住友信託銀行のコンプライアンスに関する基本方針について定める。

コンプライアンスに関する重要事項については、取締役会で決議・報告を行う。

持株会社が定めるグループの利益相反管理に関する基本方針を踏まえ、三井住友信託銀行において顧客の利益が不当に害されることのないよう管理態勢を整備する。

本部にコンプライアンスに関する統括部署を置き、また、各部の責任者・担当者を定める。

毎年度、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画(コンプライアンス・プログラム)を持株会社の承認を得て策定するとともに、子会社等の計画策定を指導する。

あわせてその進捗・達成状況を把握・評価する。

役員及び社員のための手引書(コンプライアンス・マニュアル)を定め、コンプライアンスに関する教育・研修を継続的に実施する。

役員及び社員に対し三井住友信託銀行における業務運営に係る法令違反行為等について報告する義務を課するとともに、役員及び社員等が社内・社外の窓口に通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設置する。

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わない。

マネー・ロンダリング及びテロ資金供与は、健全な金融システムに対する重大な脅威であり、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与に毅然とした態度で臨み、関連法令等を厳守する。

( ) リスク管理体制の整備について

持株会社が定めるグループのリスク管理基本方針を踏まえ、三井住友信託銀行のリスク管理に関する基本方針について定める。

リスク管理に関する重要事項については、取締役会で決議・報告を行う。

三井住友信託銀行は、3つの防衛線を基本としたリスク管理体制を構築する。

本部にリスク管理に関する統括部署を置き、リスクカテゴリー毎にリスク管理部署を置く。

リスク管理に関する持株会社が定めるグループの方針等を踏まえ、毎年度、三井住友信託銀行における計画(内部管理態勢整備計画)を持株会社の承認を得て策定するとともに、子会社等のリスク管理体制を整備する。

役員及び社員に対しリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。

( ) 業務執行体制の整備について

主要な取締役会決議・報告事項については、社長を議長とし関係役員が参加する経営会議において、予備討議を行う。

業務の円滑且つ適切な運営を図るべく、三井住友信託銀行における組織の機構・分掌並びに役員及び社員の職制・権限に関する基本的事項を、取締役会が定める。

社内規定は関連する法令等及び持株会社が定める基本方針等に準拠して制定するとともに、当該法令等の改廃があったときは、速やかに所要の改廃を行う。

- ( ) 経営の透明性確保について  
会計処理の適切性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備するとともに、その有効性を評価する。  
経営関連情報を適切に管理し、適時、正確且つ公平に開示する。
- ( ) グループ管理体制の整備について  
三井住友信託銀行のみならず子会社等のコンプライアンス体制及びリスク管理体制を整備する。  
グループ内取引等を実施する場合は、アームズレングス・ルールに基づく検証等を行うとともに、持株会社グループの経営に重大な影響を与える可能性のあるものは持株会社に対し事前協議を行う。また、子会社等の行う重要度の高いグループ内取引等は、三井住友信託銀行がリスク管理面、コンプライアンス面等での検証を行う。  
子会社等は業務執行状況・財務状況等を定期的に三井住友信託銀行に報告する。  
三井住友信託銀行は子会社等の業務の規模・特性に応じ、子会社等の業務運営の適正性及び効率性を管理する。
- ( ) 情報の保存・管理体制の整備について  
株主総会、取締役会及び経営会議について、議事の経過及び要領等を記録する議事録を作成し、関連資料とともに保存する。  
情報管理に関する組織体制や重要度に応じた管理区分など、情報の保存及び管理に関する基本的事項を、取締役会が定める。
- ( ) 内部監査体制の整備について  
業務執行部門から独立し十分な牽制機能が働く内部監査部門を設置する。  
持株会社が定めるグループの内部監査基本方針を踏まえ、内部監査計画を策定の上、内部監査部門が各業務執行部門及び必要に応じて子会社等に対して監査を実施し、改善すべき点の指摘・提言等を行う。  
内部監査の結果等及び内部監査計画の進捗状況・達成状況を適時適切に取締役会及び監査等委員会に報告する。
- ( ) 監査等委員会監査に関する体制の整備について  
監査等委員会の職務を補助すべき社員等
- (イ) 監査等委員会の職務の執行を補助するため、監査等委員会室を設置し、室長1名を含む相当数の取締役、執行役員又は社員を配置する。
- (ロ) 監査等委員会室員は監査等委員会の指揮命令のもとで監査等委員会の職務を補助する業務を行う。
- (ハ) 監査等委員会室員の人事及び処遇に関する事項については監査等委員会と事前に協議する。
- (二) 取締役は、監査等委員会室員が監査等委員会の職務を補助する業務を行う上で、不当な制約を受けることがないように配慮する。
- 監査等委員会への報告体制
- (イ) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び社員は、三井住友信託銀行若しくは子会社等に著しい損害を与えるおそれのある事実、信用を著しく失墜させる事実、内部統制の体制や手続等に関する重大な欠陥や問題についての事実、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を知った場合、直ちに監査等委員会へ報告しなければならない。
- (ロ) FD・コンプライアンス統括部は、コンプライアンス・ホットライン制度による通報内容について、その都度、監査等委員会に対して報告しなければならない。
- (ハ) 内部監査部は、同部による三井住友信託銀行及び子会社等に対する内部監査の実施状況及び結果について、定期的に又は監査等委員会の求めに応じ、監査等委員会に対して報告しなければならない。
- (二) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び社員は、業務執行の状況その他の事項について監査等委員会から報告を求められた場合は、速やかに監査等委員会に対して報告しなければならない。
- (ホ) 前記(イ)、(ロ)及び(二)に掲げる事項について、子会社等の取締役、監査役、執行役員及び社員又はこれらの者から報告を受けた者は、前記(イ)に掲げる事実を知つ

た場合は直ちに、子会社等の内部通報制度による前記(ロ)に掲げる通報内容についてはその都度、及び子会社等の前記(二)に掲げる事項について監査等委員会から報告を求められた場合は速やかに、三井住友信託銀行の監査等委員会に報告する。

- (ヘ) 監査等委員会は、必要に応じ、前記(イ)から(二)に掲げる事項について、前記(イ)から(ホ)に掲げる者に対して報告を求めることができる。
- (ト) 前記(イ)から(ヘ)に基づく報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

その他監査等委員会監査の実効性確保のための体制

- (イ) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び社員は、監査等委員会の監査活動に誠実に協力する。
- (ロ) 監査等委員は、取締役会のほか、監査等委員会が必要と認める会議(子会社等における会議を含む。)に出席することができる。
- (ハ) 代表取締役は、定期的に又は監査等委員会の求めに応じ、監査等委員会と意見交換を行う。
- (二) 内部監査部門は、監査等委員会に対して、内部監査計画の策定に係る事前協議を行い同意を得るほか、監査等委員会が指示するときは、当該指示に従い調査等を行う。監査等委員会による調査等の指示は、取締役その他の者の指示に優先する。
- (ホ) 代表取締役又は人事部門を担当する取締役は、監査等委員会に対して、内部監査部門を担当する取締役、執行役員のほか、内部監査部門の一定以上の職位の任免に係る事前協議を行い同意を得る。
- (ヘ) 内部監査部門以外の財務、リスク管理、コンプライアンスなど内部統制に係わる部署においても、監査等委員会との円滑な連携に努める。
- (ト) 三井住友信託銀行は、監査の実効性を確保するため、監査等委員会及び監査等委員の職務の執行に必要な費用を支出する。

( ) 監査等委員会と内部監査部門、会計監査人の連携状況

監査等委員会は、毎月1回内部監査部と定期的に会合をもち、内部監査計画の事前協議や内部監査結果の報告に加え、相互に意見・情報交換を実施し、内部監査の実施状況やリスク認識等についての報告を受けています。また、監査等委員会は、内部監査部とともに会計監査人と定期的に会合をもち、監査及び会計に関する情報、会計監査計画、監査の実施状況及び監査結果等について報告を受け、財務報告や内部統制の状況、改善提案についての意見交換を行っています。必要に応じて随時意見交換及び情報交換を実施する等、これらの内部監査部及び会計監査人との連携を緊密に行うことで監査の実効性及び効率性確保を図っています。

b 管理資産の管理を行う会社による管理資産に関するリスク管理体制の整備の状況

本資産管理受託会社は、管理資産の管理業務を資産金融部で行います。管理業務のための本資産管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、資産金融部により定期的に確認される体制が整備されております。

## 2【管理資産を構成する資産の概要】

### (1)【管理資産を構成する資産に係る法制度の概要】

管理資産を構成する資産は、本基金拠出契約に基づき大和証券が取得し、本基金債権譲渡契約に基づき原保有者から当社に譲渡された住友生命に対する1個の基金債権である本基金債権です。

基金とは、相互会社が拠出を受けることができる資金の一態様であり、基金を拠出する旨の相互会社と基金拠出者との契約は、消費貸借類似の法律が認める独自の資金調達契約であるものと実務上理解されています。

相互会社が基金の拠出を新たに受けるためには、相互会社は保険業法第62条第2項に定める総代会の決議によらなければなりません（保険業法第60条）が、住友生命は、2023年7月4日に開催された総代会において本基金拠出契約に基づき基金の拠出を受けるために必要となる定款変更に係る決議を完了しています。

大和証券は、本基金拠出契約に基づき、本基金拠出日である2023年8月3日において基金の払込みを行い、同契約の定めに従い、同日に本基金債権が発生しました。

基金債権の譲渡については、民法上の通常の債権の譲渡に関する対抗要件の規定が適用されます。本基金債権譲渡契約に基づく本基金債権の原保有者である大和証券から当社に対する譲渡については2023年8月3日に効力が発生し、本基金債権の債務者である住友生命の確定日付ある証書による承諾の方法により債務者及び第三者対抗要件が具備されました。

基金債権を保有する者は、利息の支払を受ける権利及び償却又は元本の償還を受ける権利があるほか、当該基金の拠出の際に締結される契約において規定される権利を有することとなりますが、基金の拠出を受ける相互会社に対する各種の共益権は有しないものとされています。更に、相互会社が基金債権について利息を支払い又は償却若しくは元本を償還しようとする場合には、保険業法上一定の制限を受けます。本基金債権に係る利息の支払及び元本の償還の内容並びに本基金拠出契約上本基金債権の保有者が有する権利については、後記(3)「管理資産を構成する資産の内容」をご参照下さい。また、住友生命が本基金債権について利息を支払い又は元本を償還しようとする場合における保険業法上の制限については、後記6「投資リスク」、(1)「投資に関するリスクの特性」、「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」、e「本基金債権の支払についての保険業法の制限に関するリスク」を、住友生命が本基金以外に拠出を受ける他の基金が本基金債権に与える影響については、後記6「投資リスク」、(1)「投資に関するリスクの特性」、「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」、f「住友生命が拠出を受ける他の基金に関するリスク」をそれぞれご参照下さい。

本基金債権の債務者である住友生命に対する倒産、強制執行等に関しては、破産法、更生特例法、民事再生法、特定調停法、保険業法（清算並びに業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等の場合）及び民事執行法の適用を受けます。破産法は、債務者がその債務を完済することができない場合に、債務者の総財産を全ての債権者に公平に弁済する裁判上の手続を規定する法律です。更生特例法は、相互会社等について、利害関係人の利害を調整しつつその事業の維持更生を図るための手続等を定める法律です。民事再生法は、債務者の事業又は経済生活の再生を図るための手続を規定する法律です。特定調停法は、支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済再生に資するための特定調停の手続を定める法律です。民事執行法は、強制執行・担保権の実行等民事執行に関する手続を定める法律です。清算並びに業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等の場合には、保険業法中の当該手続を定める条項が適用されます。

### (2)【管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要】

管理資産を構成する資産の原保有者である大和証券の事業概要については、後記第4「発行者及び関係法人情報」、2「原保有者その他関係法人の概況」をご参照下さい。

### (3)【管理資産を構成する資産の内容】

#### 本基金債権の概要

管理資産を構成する資産は、本基金拠出契約に基づき大和証券が取得し、本基金債権譲渡契約に基づき大和証券から当社に譲渡された住友生命に対する1個の基金債権である本基金債権です。

本基金債権の概要は以下のとおりです。

#### a 金額

金500億円

#### b 用途

相互会社における基金

c 実行日  
本基金拠出日

d 本基金最終償還日  
本基金最終償還日

e 償還の方法及び期限  
本基金債権の元本は、本基金最終償還日に一括して償還します。  
但し、保険業法第55条第2項の制限内で償還するものとし、同条項の制限により本基金元本の全額を償還することができない場合、本基金元本の全額についての償還は、本基金繰延後最終償還日に繰り延べられるものとし、ある本基金繰延後最終償還日に関し、保険業法第55条第2項の制限により本基金元本の全額を償還することができない場合、本基金元本の全額についての償還は、更に次回の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられるものとし、以後同様とします。

f 利率  
年0.705%（1年を365日とする年率）  
但し、前記 e 但書の規定に従い、本基金最終償還日において本基金元本の償還を繰り延べた場合には、年0.705%（1年を365日とする年率）とします。

g 利息支払の方法及び制限  
本基金本利息は、本基金拠出日の翌日（当日を含みます。）から本基金最終償還日（当日を含みます。）までこれを付し、本基金利払日において、各本基金利払日に係る本基金利息計算期間の利息として、(a)2024年の本基金利払日に、( )1円に前記 f 「利率」に定める（本基金元本の償還が繰り延べられる前の）利率を乗じて算出した金額（小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。）と、( )上記( )の金額に、本基金拠出日の翌日（当日を含みます。）から2023年8月8日（当日を含みます。）までの実日数を乗じ、365で除して算出した金額（小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。）の合計額に、本基金の元本金額を乗じて算出される以下に掲げる金額（1円に満たない端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。）を、(b)2025年以降の各本基金利払日に、本基金の元本金額に対し、前記 f 「利率」に定める（本基金元本の償還が繰り延べられる前の）利率を乗じて算出される以下に掲げる金額を、住友生命は本基金拠出者に支払うものとし、

2024年の本基金利払日

金357,328,767円

2028年までの各本基金利払日

金352,500,000円

前記 e 「償還の方法及び期限」但書の規定に従い、本基金最終償還日又はある本基金繰延後最終償還日において本基金元本の償還が次回の本基金繰延後最終償還日まで繰り延べられた場合、当該次回の本基金繰延後最終償還日である本元本繰延後基金利払日を支払日とし、当該本元本繰延後基金利払日に係る本基金利息計算期間1年分の利息として、当該本基金利息計算期間の初日の本基金の元本金額に、前記 f 但書に定める本基金元本繰延後利率を乗じて算出された金額である本基金繰延後利息を支払うものとし、なお、1年に満たない期間を計算期間とする本基金繰延後利息を計算するときは、その1年の日割りをもってこれを計算し、1円に満たない端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

また、本基金元本の償還が行われる本基金最終償還日又は本基金繰延後最終償還日が利息の支払日となる場合、上記に従って当該利息の支払日に支払われることとなる、当該利息の支払日に係る本基金利息計算期間に付されるものとして上記に従って算出された金額は、当該利息の支払日の直前の利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から当該利息の支払日（当日を含みます。）までの期間における利息として支払われるものとし、

但し、住友生命は、本基金利息を保険業法第55条第1項の制限内で支払うものとし、同条項の制限によりその全額が支払われない本基金利息構成項目については、当該本基金利息構成項目の全額について、その支払日は、本基金繰延利息支払日に繰り延べられるものとし、以後同様とします。なお、本基金利息未払残高には、利息を付さないものとし、

h 本基金元本償還場所及び本基金利息支払場所  
本基金元本償還場所及び本基金利息支払場所は、本基金拠出者が指定する場所とします。

## i 期限の利益喪失の禁止

本基金拠出者は、本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還及び本基金利息の支払につき、期限の利益を喪失させることはできません。

## j 期限前償還

(a) 住友生命は、後記(b)「資本事由による償還」から(e)「組織変更に際しての期限前償還」までに記載する場合を除き、本基金元本の全部又は一部を本基金最終償還日(上記オ但書の記載に従い、本基金元本の償還が繰り延べられている場合には本基金繰延後最終償還日)前において償還することはできません。但し、住友生命による期限前償還の申出に対し、本基金拠出者が同意した場合は、この限りではありません。

## (b) 資本事由による償還

本基金拠出日以降に資本事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該償還のために設定する日である資本事由償還日に、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、本基金拠出者に対し資本事由償還日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、資本事由償還日時点で残存する本基金元本の全部(一部は不可)を、( )資本事由償還日が本基金利払日又は本元本繰延後基金利払日以外の日である場合、資本事由償還日の3銀行営業日後の日の直前の利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から資本事由償還日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本基金経過利息又は資本事由償還日が本基金利払日に該当する場合の本基金本利息及び( )本基金利息未払残高(もしあれば)の支払とともに償還することができます。

## (c) 税制事由による償還

本基金拠出日以降に税制事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該償還のために設定する日である税制事由償還日に、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、本基金拠出者に対し税制事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、税制事由償還日時点で残存する本基金元本の全部(一部は不可)を、( )税制事由償還日が本基金利払日又は本元本繰延後基金利払日以外の日である場合、税制事由償還日の3銀行営業日後の日の直前の利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から税制事由償還日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本基金経過利息又は税制事由償還日が本基金利払日に該当する場合の本基金本利息及び( )本基金利息未払残高(もしあれば)の支払とともに償還することができます。

## (d) 本社債税制事由による償還

本基金拠出日以降に本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該償還のために設定する日である本社債税制事由償還日に、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、本基金拠出者に対し本社債税制事由償還日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、本社債税制事由償還日時点で残存する本基金元本の全部(一部は不可)を、( )本社債税制事由償還日が本基金利払日又は本元本繰延後基金利払日以外の日である場合、本社債税制事由償還日の3銀行営業日後の日の直前の利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から本社債税制事由弁済日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本基金経過利息又は本社債税制事由償還日が本基金利払日に該当する場合の本基金本利息及び( )本基金利息未払残高(もしあれば)の支払とともに償還することができます。

## (e) 組織変更に際しての期限前償還

住友生命は、住友生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が住友生命の社員総会又は総代会で承認された場合には、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、本基金拠出者に対して、当該組織変更の効力発生日の60日前までに書面により通知することにより、本基金組織変更償還日に本基金元本の全部(一部は不可)を期限前償還することができます。

- (f) 前記(e)「組織変更の際しての期限前償還」の記載に従って住友生命が本基金元本の全部を期限前償還する場合には、前記g「利息支払及び方法」の記載にかかわらず、本基金元本の償還に加えて、以下の金員を本基金拠出者に対して支払うものとします。

( ) 本基金組織変更償還経過利息

本基金組織変更償還経過利息は、本基金組織変更償還経過利息起算日(当日を含みます。)から本基金組織変更償還日(当日を含みます。)までの期間に係る本基金元本に対する利息として支払われるものとします。但し、本基金利払日が本基金組織変更償還日となる場合には、本基金組織変更償還日に支払われる本基金組織変更償還経過利息が当該本基金利払日の直前の利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から本基金組織変更償還日(当日を含みます。)までの期間に係る本基金元本に対する利息とみなされるものとし、本基金利払日又は本元本繰延後基金利払日の翌日(当日を含みます。)から当該本基金利払日又は本元本繰延後基金利払日の直後の利息計算基準日(当日を含みます。)までのいずれかの日が本基金組織変更償還日となる場合には、前記g「利息支払及び方法」の本基金利息計算期間の記載にかかわらず、当該本基金利払日又は本元本繰延後基金利払日において支払われる本基金年間利息金額及び本基金組織変更償還日に支払われる本基金組織変更償還経過利息の金額の合計額が、当該本基金利払日又は本元本繰延後基金利払日の直前の利息計算基準日の翌日(当日を含む。)から本基金組織変更償還日(当日を含みます。)までの期間に係る本基金元本に対する利息とみなされるものとします。

( ) 違約金

( ) 本基金利息未払残高(もしあれば)

- (g) 前記(f)( )の記載により支払われる違約金の額は、次の( )及び( )の合計額(1,000円に満たない端数が生じた場合にはこれを四捨五入します。)が本基金元本残高を超過する場合における当該超過額とします。次の( )及び( )の合計額が本基金元本残高以下の場合には違約金の額は0円とします。

( ) 本基金元本残高の現在価値

( ) 各本基金将来利払日に係る本基金将来利息金額の現在価値の合計額

- (h) 前記(e)「組織変更の際しての期限前償還」の記載に従って住友生命が本基金元本の全部を期限前償還する場合には、本基金拠出者は、本基金組織変更償還価額決定基準日から5銀行営業日以内に、前記(g)( )及び( )の金額を住友生命に対して通知するものとします。

k 劣後条件等

(a) 劣後特約

前記e又はjに規定する場合を除く本基金元本の償還については、保険業法第181条によるものとします。また、住友生命は、本基金劣後事由の発生後速やかに、本基金拠出者に対して、本基金劣後事由が発生した事実を通知します。本基金劣後事由が発生し、継続している期間中、本基金元本に関する一切の請求権は、本基金劣後支払条件が成就した場合にのみ発生します。

(b) 本基金上位債権者に対する不利益変更の禁止

本基金拠出契約の各条項は、如何なる意味においても本基金上位債権者及び本基金同順位劣後債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意は如何なる意味においても、また如何なる者に対しても効力を生じません。この場合に、本基金上位債権者とは、住友生命に対し、本基金上位債務に係る債権を有する全ての者をいい、本基金同順位劣後債権者とは、住友生命に対し、本基金同順位劣後債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

(c) 劣後特約に反する支払の禁止

本基金劣後事由発生後、本基金劣後支払条件が成就していないにもかかわらず、本基金の元利金の全部又は一部が本基金拠出者に支払われた場合には、その支払は無効とし、本基金拠出者は受領した元利金を直ちに住友生命に返還します。

(d) 相殺の禁止

住友生命について清算手続が開始され、且つ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、且つ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、且つ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合(但し、再生手続開始の決定がなされた後、

簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。)、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、本基金劣後支払条件が成就されない限りは、本基金拠出者は、住友生命に対して負う債務と本基金に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

## 1 事実の表明及び保証

本基金拠出契約において、住友生命は本基金拠出者に対し、本基金拠出契約締結日及び本基金拠出日において、以下の事実を表明し、保証するものとされます。これらの表明及び保証につき違反の事実が判明した場合には、当該違反により本基金拠出者の被った全ての損害、損失及び費用について住友生命は賠償の責に任ぜられるものとされています。

- (a) 住友生命は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する相互会社である。
- (b) 住友生命は、本基金拠出契約並びに本基金拠出契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授権手続(保険業法第60条に定める総代会の決議を含むが、本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還及び本基金利息の支払に適用ある法令上個別に必要な総代会の剰余金処分決議を除く。)を履践した。
- (c) 住友生命による本基金拠出契約の締結及び履行は、保険業法その他住友生命に適用がある法令、規則、通達、住友生命の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は住友生命を当事者とする若しくは住友生命が拘束される第三者との間の契約上の規定に、重要な点で違反又は抵触しておらず、住友生命の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担(本基金拠出契約に基づき本基金拠出者のために負担するものを除く。)を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではない。
- (d) 住友生命による本基金拠出契約の締結及び履行に際して、住友生命の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済み且つ有効(本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還及び本基金利息の支払に適用ある法令上個別に必要な総代会の剰余金処分決議を除く。)である。
- (e) 本基金拠出契約の締結及び履行に先立ち、住友生命から本基金拠出者に対して直前に提出された貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書(写)は重要な点において正確であり、一般に公正妥当と認められる会計原則に基づき、当該書類作成時点における住友生命の財産及び損益の状況を適切且つ正確に反映したものである。これらの、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書(写)の書類作成時点以降、住友生命の本基金拠出契約に基づく債務の履行に重大な影響を与える事項は存在していないか、全て本基金拠出者に対して書面で開示されている。
- (f) 住友生命に対し、本基金拠出契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本基金拠出契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していない。
- (g) 本基金拠出契約に基づき、住友生命から本基金拠出者に対し提供された情報は、当該情報の提出日現在、全ての重要な点について真実且つ正確であり、住友生命は本基金拠出者にとり重要と思われる情報を削除又は省略していない。また、当該情報は、本基金拠出日までに拠出され残存する全ての基金の年限及び金額が含まれている。
- (h) 住友生命を当事者とする又は住友生命が拘束される契約につき、本基金拠出契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼしうる債務不履行、期限の利益喪失事由若しくは潜在的な期限の利益喪失事由、解除事由、又は契約終了事由(これらの事由には、( )支払の停止、特別清算手続開始、破産手続開始、更生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがあったこと、( )保険業免許取消の処分を受け、又は解散したこと、( )保険業法第241条第1項に基づき、業務の全部若しくは一部の停止、合併若しくは保険契約の移転の協議その他必要な措置、又は保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分が行われ、且つ、債務超過であることが判明したこと、( )保険業法第266条第1項に基づき、同法第260条第1項に定める保険契約の移転等にあたり、住友生命が会員として加入する生命保険契約者保護機構に対する資金援助の申込が行われたこと、( )保険業法第267条第1項に基づき、住友生命が会員として加入する生命保険契約者保護機構に対する保険契約の承継等の申込が行われたこと等を含むが、これらに限られない。)は発生、継続しておらず、かかる事由は住友生命による本基金拠出契約の締結、又は本基金拠出契約に基づく債務の履行の結果発生することもない。

- (i) 住友生命は、本基金拠出契約締結日又は本基金拠出日と同日付で基金を取り入れるための契約を、本基金拠出契約以外に締結していない。

m 支払及び償還の順序

住友生命は、本基金につき、以下の順序で本基金利息の支払又は本基金元本の償還を行うものとします。

- (a) 本基金利息未払残高(複数の本基金利息計算期間に係る本基金利息未払残高がある場合は、その本基金利息計算期間の到来順)
- (b) 本基金本利息又は本基金繰延後利息
- (c) 本基金元本の償還

本基金債権の住友生命による利息の支払及び元本の償還に関しては、物的又は人的担保は付されていません。

本基金債権譲渡契約においては、本基金債権が一定の属性を有することは求められておらず、本基金債権が一定の属性を有しない場合に行われ又は行われ得る措置(例えば、大和証券による買戻し等)は定められていません。

本基金債権の債務者に関する事項

管理資産を構成する本基金債権の唯一の債務者である住友生命に関する事項は以下のとおりです。

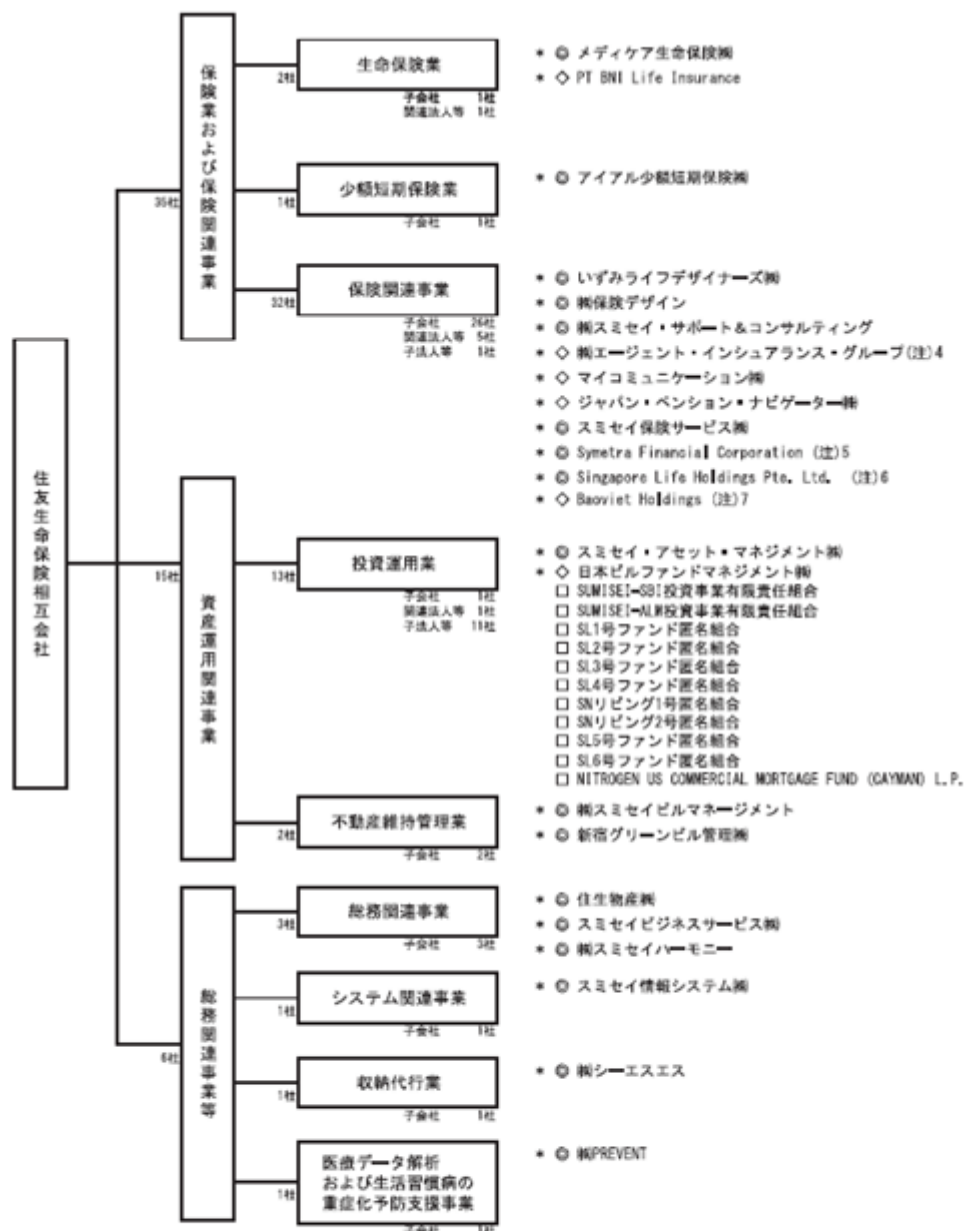
- a 名称  
住友生命保険相互会社
- b 組織形態  
保険業法第2条第5項に定める相互会社

## c 沿革

907（明治40）年	5月	日之出生命保険株式会社設立（住友生命の創業年月）
1926（大正15）年	5月	住友生命保険株式会社に社名変更
1947（昭和22）年	8月	国民生命保険相互会社設立
1952（昭和27）年	6月	住友生命保険相互会社に社名変更
1960（昭和35）年	10月	住友生命社会福祉事業団（現住友生命福祉文化財団）設立
1977（昭和52）年	12月	「スミセイ絵画コンクール」がスタート
1985（昭和60）年	6月	住友生命健康財団設立
1986（昭和61）年	2月 4月	「スミセイ安心だより」送付開始 「全国縦断チャリティコンサート」がスタート
1990（平成2）年	4月 10月	「いずみホール」（現住友生命いずみホール）をオープン 「創作四字熟語」スタート
2001（平成13）年	4月 7月 10月	「LIVE ONE」発売 本社ビル竣工 生保8社による企業年金事務・システム受託会社 ジャパン・ペンション・サービス（現日本企業年金サービス）設立
2002（平成14）年	10月 12月	銀行等の窓口にて年金商品の販売開始 三井住友アセットマネジメント（現三井住友DSアセットマネジメント）営業開始
2003（平成15）年	9月	「Qパック」発売
2004（平成16）年	10月	アリコジャパン（現メットライフ生命）との業務提携
2005（平成17）年	4月 11月	「スミセイの千客万頼」発売 中国人民保険と合併で中国人民人壽保険を設立
2006（平成18）年	4月 7月 9月	「指定代理請求特約」発売 外部専門家で構成する「保険金等支払審議会」設置 スミセイダイレクトサービス開始
2007（平成19）年	1月 5月 11月	保険金等の支払に関する「相談窓口」及び「社外弁護士による無料相談制度」開設 創業100周年 「未来を築く子育てプロジェクト（現未来を強くする子育てプロジェクト）」開始 「がん長期サポート特約」発売
2008（平成20）年	3月	社外有識者で構成する「CS向上アドバイザー会議」設置
2009（平成21）年	1月 10月	「入院保障充実特約」発売 三井住友海上の個人向け・企業向け損保商品の全面販売開始 保険代理店子会社を合併し、いずみライフデザイナーズに改称
2010（平成22）年	4月 10月	生命保険子会社メディケア生命営業開始 エンベディッド・バリューを開示
2011（平成23）年	3月	ブランド戦略の開始 新コーポレートブランドスタート 「スミセイ未来応援活動」開始
2012（平成24）年	3月 12月	「スミセイ未来応援活動」拡充 バオベト・ホールディングス（ベトナム）と戦略的業務提携を締結

2013(平成25)年	3月	「がんPLUS」「救Q隊GO」「ドクターGO」発売、「スミセイ・セカンドオピニオン・サービス」開始
	8月	「バリューケア」発売、「スミセイ ケア・アドバイス・サービス」開始
	12月	バンク・ネガラ・インドネシア、BNIライフ・インシュアランスと戦略的業務提携を締結 「たのしみワンダフル」「たのしみ未来」発売
2014(平成26)年	3月	「スミセイアフタースクールプロジェクト」開始
	6月	先進医療給付金の医療機関あて直接支払いサービス開始 メディケア生命を完全子会社化
	9月	「スミセイ健康相談ダイヤル」開設
2015(平成27)年	7月	指名委員会等設置会社へ移行
	9月	「1UP」発売
2016(平成28)年	2月	米国生命保険グループ「シメトラ」の完全子会社化
	7月	「Japan Vitality Project」開始
	10月	エヌエヌ生命と業務提携を締結
2017(平成29)年	3月	「プライムフィット」発売
	5月	住友生命創業110周年社会貢献事業「スミセイバイタリティアクション」がスタート
	7月	株式会社保険デザインを子会社化
2018(平成30)年	4月	「スミセイ・デジタル・イノベーション・ラボ」開設
	7月	"住友生命「Vitality」"発売 ソニー生命と業務提携を締結
	10月	アクサ生命と業務提携を締結
	11月	アクサ生命と「ウィルエイジング共創ラボ」開設
2019(令和元年)	4月	「parkrun」日本初開催
	6月	シングライフへ出資
	8月	アイアル少額短期保険を子会社化
	10月	"住友生命「Vitality」プラザ"の展開
2020(令和2)年	3月	「認知症PLUS」発売
	11月	「SUMISEI INNOVATION FUND」を設立
2021(令和3)年	1月	給付金請求手続きのデジタル化開始
	3月	「がんPLUS ALIVE」発売
	4月	温室効果ガス排出量ネットゼロに向けた削減目標の設定
2022(令和4)年	3月	"住友生命「Vitality」"累計100万件突破 「スミセイの認知症保険」発売
	5月	サステナビリティ経営方針の制定
2023(令和5)年	2月	東京本社を東京ミッドタウン八重洲に移転
	3月	「住友生命グループVision2030」策定 住友生命グループGHG排出量削減目標の設定
	4月	「Vitalityスマート」発売
	10月	三井住友カードとヘルスケア分野の業務提携
	12月	PREVENTのグループイン(完全子会社化)
2024(令和6)年	3月	シングライフの完全子会社化
	6月	「Vitality福利厚生タイプ」発売
	9月	「3大疾病PLUS ALIVE」発売
2025(令和7)年	1月	住友生命「Vitality」累計200万件突破

## d 事業の内容 事業系統図



(注) 1. 本図は2025年3月31日現在の状況です。

2. [○]を表示した会社は子会社(保険業法第2条第12項に規定する子会社)。

[◇]を表示した会社は関連法人等(保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等)。

[□]を表示した会社は子法人等(保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いた子法人等)です。

3. [\*]を表示した会社は、2025年3月期の連結子会社、持分法適用会社です。

4. 当社の国内関連法人である㈱エージェント・インシュアランス・グループが持株会社の設立および株式移転を行ったため、2025年7月1日付で、当社の国内関連法人は㈱エージェントIGホールディングスに変わりました。

5. Symetra Financial Corporationの子会社であるSymetra Life Insurance Companyなど14社も、当社の子会社および子法人等となります。

6. Singapore Life Holdings Pte. Ltd.の子会社であるSingapore Life Ltd.など7社も、当社の子会社となります。

7. Baoviet Holdingsの子会社であるBaoviet Life Corporationも、当社の関連法人等となります。

## e 営業の概況

住友生命の営業の概況については、後記第4「発行者及び関係法人情報」、2「原保有者その他関係法人の概況」をご参照下さい。

## f 割合その他の管理資産における本基金債権への集中の状況

住友生命は、管理資産を構成する本基金債権の唯一の債務者です。

## g 本債権の内容

前記「本基金債権の概要」をご参照下さい。

管理資産を構成する資産に係る価格等の調査の結果及び方法の概要等

管理資産を構成する本基金債権については、価格等の調査は行われていません。

(4) 【管理資産を構成する資産の回収方法】

管理資産を構成する本基金債権の利息の支払及び元本の償還については、原保有者から当社に対して本基金債権が譲渡された後においては、住友生命は当社に対して直接これを行うものとされています。本基金債権の利息の支払及び元本の償還の詳細については、前記(3)「管理資産を構成する資産の内容」をご参照下さい。

### 3【管理及び運営の仕組み】

#### (1)【資産管理等の概要】

##### 【管理資産の管理】

##### a 概要

管理資産を構成する本基金債権は、本基金拠出契約に基づき原保有者である大和証券が住友生命に対して基金の拠出を行うことによって発生したものです。

原保有者である大和証券は、本基金債権譲渡契約に基づく本基金債権の譲渡に際して、自らが、その保有している本基金債権の単独唯一の権利者であり、その権利は他者の如何なる担保権その他の権利にも服するものではなく、自分のみがその処分権限を有することを除き、当社に対して、本基金債権に関連して、その有効性を含む一切の事項についての事実表明及び保証を何ら行っていません。

本基金債権の債務者である住友生命は、本基金拠出契約において、本基金拠出契約締結日付及び本基金拠出日付で、本基金拠出者に対し、前記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、「本基金債権の概要」、1「事実の表明及び保証」記載の事実を表明し、保証しており、本基金債権譲渡契約に基づく本基金債権の当社への譲渡に対する承諾を行うに際し、本基金拠出契約において原保有者に対して行った事実表明は、それが為された時点において全て真実且つ正確であり、且つ本基金債権譲渡契約の締結日及び本基金債権の譲渡実行日においても真実且つ正確であること及び本基金債権の譲渡は、住友生命に適用される法令により禁止されていない旨を原保有者及び当社に表明し、保証しています。

当社の普通株式及びA種優先株式の状況並びにその保有者については後記第4「発行者及び関係法人情報」、1「発行者の状況」をご参照下さい。なお、当社は、未償還の本社債が残存する限り当該株式の保有者たる株主に対する配当を行わないこと並びに資本金及び資本準備金の額の減少を行わないことを本社債管理委託契約において約束しています。

住友生命による本基金利息の支払は各本基金利払日に、本基金元本の償還は本基金最終償還日に当社に対して直接行われます。本社債要項においては、本基金利息の支払による回収金は当社の利息支払勘定において、本基金元本の償還による回収金は当社の元金償還勘定において、それぞれ管理するものとされています。

当社は、本資産管理委託契約に基づき、本資産管理受託会社に対し、本基金債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

##### b 回収金の処理の方法

(a) 本社債管理委託契約において、当社は、本社債管理委託契約に定めるとおり、当社の本社債関連口座を開設するものとし、本社債関連口座内の金銭を、( )費用支払勘定、( )利息支払勘定及び( )元金償還勘定に区分して管理するものとされています。

(b) 本社債管理委託契約において、当社は、保有する金銭を後記(c)( )から( )までに定める方法に基づき本社債関連口座内においてのみ保管するものとされています。但し、本社債関連口座を開設している金融機関の格付が本格付機関による格付において、下記口座変更基準に定める格下げが公表された場合には、当社は当該格下げが公表されてから可能な限り速やか（遅くとも14銀行営業日以内）に、本格付機関の格付において下記の基準を上回る金融機関に新たに本社債関連口座を開設し、従来の本社債関連口座において保管されていた金銭をそれぞれ本社債管理者に対する書面による通知の上、移転するものとし、以後も同様とします。なお、当社は、本格付機関の格付において下記の基準を上回る格付を取得している金融機関への本社債関連口座の移転については、本社債管理者に対する書面による通知の上、いつでも行うことができます。

##### 口座変更基準

株式会社格付投資情報センター

短期格付（又はこれと同等とみなされる発行体格付）がa-1（又はこれと同順位の格付）未満となった場合

(c) 本社債管理委託契約において、当社は、下記の( )から( )までに定める方法と順序においてのみ金銭の支払を行うことができるものとされています。

( ) 当社は、本基金拠出契約に基づき住友生命から受領した金銭のうち本基金債権の利息（本基金利息未払残高を含む。）として受領した金銭、住友生命が支払った本基金債権に係る利息に関して源泉徴収が義務付けられる税金の全額又は一部の還付を当社が受領した場合に

おける当該還付金、及び 本信用枠設定契約に基づく住友生命からの借入金については、本社債関連口座に入金した上、利息支払勘定において管理し、本基金拠出契約に基づき住友生命から受領した金銭のうち本基金の元本として受領した金銭については、本社債関連口座に入金した上、元金償還勘定において管理します。出資発行代り金については、その総額を本社債関連口座に入金した上、153,150,000円については利息支払勘定において、出資発行代り金から当該金額を差し引いた残額については費用支払勘定においてそれぞれ管理します。当社が本社債の発行によって受領した社債発行代り金については、その総額を本社債関連口座に入金した上、費用支払勘定において管理します。また、上記以外に当社が金銭を受領した場合における当該金銭については、その総額を本社債関連口座に入金した上、費用支払勘定において管理します。

- ( ) 本社債の元金を償還すべき日又は利息を支払うべき日において、下記の順序及び方法に従い、費用並びに本社債の元金及び利息等の支払を行うものとします。但し、本社債の元金及び利息の支払に関しては後記4「証券所有者の権利」、(1)「利払日及び利息支払の方法」及び同(2)「償還期限及び償還の方法」、「償還の方法及び期限」の規定に従います。

本社債の元金を償還すべき日に該当しない本社債の利息を支払うべき日(利息支払勘定からの支払及び留保)

イ 本社債の利息及び未払残高の支払

ロ 本信用枠設定契約に基づく個別貸付に係る借入金の元利金その他の支払。支払順序は、まず利息を、当該利息を発生させる元本の借入時期の早い順に支払い、次に元本を、当該元本の借入時期の早い順に支払います。

ハ かかる支払を行った後の残余について、全て利息支払勘定での留保

本社債の元金を償還すべき日(後記4「証券所有者の権利」、(2)「償還期限及び償還の方法」、「償還の方法及び期限」の規定に従い期限前償還される場合を含みます。)

(利息支払勘定及び元金償還勘定からの支払及び振替)

イ 本社債の利息、未払残高及び元金の支払

ロ 本信用枠設定契約に基づく個別貸付に係る借入金の元利金その他の支払。支払順序は、まず利息を、当該利息を発生させる元本の借入時期の早い順に支払い、次に元本を、当該元本の借入時期の早い順に支払います。

ハ かかる支払を行った後の残余について、全て費用支払勘定への振替

- ( ) 本信用枠設定契約に基づく個別貸付及び特別貸付に係る借入金の元利金その他の支払については、その支払時期が到来した時点において、随時、利息支払勘定から行うことができます。但し、本社債の利息を支払うべき日に支払時期が到来する個別貸付に係る支払については前記( )に従います。また、本( )については、当該支払を行うべき日(当日を含みます。)までに支払うべき本社債の元金及び本社債利息が全て支払われたことを停止条件として行われるものとします。

- ( ) 下記の項目に該当する支払については、その支払時期が到来した時点において、随時、費用支払勘定から行うことができます。

当社に対し、日本国又はその地方公共団体若しくはその下部行政機関により課される公租公課の支払。

諸費用の支払。本において「諸費用」とは、以下に掲げる費用をいいます。

イ 社債管理者に対して、本社債管理委託契約に基づき支払う社債管理手数料並びに損害、債務及び費用

ロ 資産管理受託会社である三井住友信託銀行に対して、本資産管理委託契約に基づき支払う報酬、立替費用及び損害等の補償

ハ 当社が当社の会計監査人に対して支払う報酬及び費用

ニ 本格付機関に対して支払う本社債に関する格付手数料

ホ 支払代理人である三井住友信託銀行に対して、本社債事務委託契約に基づき支払う元金償還手数料及び利息支払手数料

ヘ 事務管理会社である東京共同会計事務所に対して、本事務管理委託契約に基づき支払う報酬

ト 税務事務管理受託者である東京共同会計事務所に対して、本税務事務管理委託契約に基づき支払う報酬

前記 以外に当社の運営及び管理に必要な費用の支払。

- (v) 前記( )から( )までの規定にかかわらず、当社は、払込期日に(但し、下記 から までについては、請求のあり次第速やかに)以下の支払を費用支払勘定より行うものとします。

払込期日までに支払期限の到来した公租公課

幹事会社に対して、本引受契約に基づき支払う引受手数料及び費用

三井住友信託銀行に対して、本社債事務委託契約に基づき支払う事務委託手数料及び本資産管理委託契約に基づき支払う報酬

本社債の発行に関し保管振替機構に対して支払う手数料

大和証券に対して、アドバイザー契約に基づき支払うアドバイザー手数料(以下「本アドバイザー報酬」といいます。)

事務管理会社である東京共同会計事務所に対して、本事務管理委託契約に基づき支払う報酬

その他本社債の発行に関連して必要となる費用(当社設立費用、弁護士費用、会計士費用、税理士費用、本格付機関に対して支払う格付手数料等を含みますが、これらに限られません。)

本基金債権譲渡契約第2条第1項に基づき当社から大和証券に対して支払う本基金債権の売買代金

( ) 本社債権者は、本(c)に従って本社債権者以外の者に支払われた金額について、その後に来る本社債の元金を償還すべき日又は本社債の利息を支払うべき日における当社の財産の不足を理由としてその返還を求める権利を有しないものとします。

- c 本社債の元金の償還及び利子の支払等に重大な影響を及ぼす要因については、後記6「投資リスク」、(1)「投資に関するリスクの特性」、「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

#### 【管理報酬等】

管理資産から支払われる報酬及び手数料としては以下のものがあり、前記「管理資産の管理」、b「回収金の処理の方法」、(c)の記載に従い支払います。

- a 当初支払手数料として、幹事会社に対する引受手数料、三井住友信託銀行に対する社債事務委託手数料及び資産管理委託手数料、本社債の振替機関である保管振替機構に対する手数料、大和証券に対する本アドバイザー報酬、東京共同会計事務所に対する本事務管理委託契約に基づく報酬、本社債の発行に関連して必要となる費用(当社設立費用、弁護士費用、会計士費用、税理士費用、本格付機関に対する格付手数料等を含みますがこれらに限られません。 )及びその他当社を維持するために必要となる費用を当社は支払い、その合計は約224百万円でした。
- b 期中費用として、以下の費用を当社は支払います。
- (a) 支払代理人である三井住友信託銀行を通じて、本社債権者が本社債を保有する口座管理機関に対して、( )元金償還手数料として、当該本社債の元金(期限前償還する場合には、償還価額の総額)の10,000分の0.075並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、( )利息支払手数料として、当該本社債の元金(期限前償還日における利金支払の場合には、当該期限前償還前の残存元金)の10,000分の0.075並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、それぞれ支払います。当社は、( )元金償還手数料を本社債の償還日(期限前償還事由が生じた場合には、期限前償還日)の前銀行営業日までに、( )利息支払手数料を本社債の利払日の前銀行営業日までに、それぞれ支払代理人である三井住友信託銀行に交付します。
- (b) 本社債管理者である三井住友信託銀行に対して、毎月の社債管理手数料を、各々その前月末における本社債の未償還元金残高100円につき0.5銭の料率(年率)で月割により計算し、これに消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、毎年3月及び9月の末日(銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日)に支払います。但し、払込期日が属する月については、払込期日の翌日から当該月末日までの手数料を発行額に対して日割で計算し、また本社債の償還日に本社債が全額償還される場合、償還日が属する月については、当該月初日から償還日までの手数料を前月末における本社債の未償還元金残高に対して日割で計算します。この場合の日割計算は、年365日の方法によります。
- (c) 本資産管理受託会社である三井住友信託銀行に対して、アップフロントの委託報酬として500万円(消費税及び地方消費税相当額は別途)を2023年8月3日に支払い、また、期中委託報酬として80万円(消費税及び地方消費税相当額は別途)を、2023年8月3日を初回の支払期日とし、その後は2024年8月8日以降毎年8月8日(銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日)を支払

期日として、支払期日の翌日からの1年分(2023年8月3日の支払いについては、2023年8月3日から2024年8月8日までの期間分)として前払で支払うものとされています。但し、( )本資産管理委託契約が終了する日(当日を含みます。)以降に到来する支払期日においては期中委託報酬を支払わないものとし、( )支払期日以外の日において本資産管理委託契約が終了した場合には、その直前の支払期日に支払った期中委託報酬額から、当該支払期日の翌日から本資産管理委託契約が終了した日までについて1年365日の日割で計算した額(1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。)を控除した金額を、当社の請求に基づき、当社の指定する日までに払い戻すものとされています。また、本資産管理委託契約の契約期間が延長される場合の当該延長期間における委託報酬額については、当社及び本資産管理受託会社が別途合意するものとされています。上記各委託報酬を支払うべき日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日にその支払を繰り上げるものとされており、かかる繰上げは委託報酬の計算に影響を及ぼさないものとされています。

- (d) 前記以外の主な期中費用として、本格付機関に対する格付手数料、当社の会計監査人に対する報酬及び東京共同会計事務所に対する報酬その他当社を維持するために必要となる費用を当社は支払うものとし、その合計は年間約10百万円です。

#### 【その他】

当社の定款の変更は、株主総会の決議によらなければなりません。

当社は、本社債管理委託契約において、事前に本社債管理者の書面による承諾がない限り、定款を変更(但し、後記4「証券所有者の権利」、(3)「その他」、「当社の遵守事項」、j但書に基づいてA種優先株式を発行するために定款を変更する場合及び同j但書に基づいて普通株式を発行するために定款を変更する場合を除きます。)しないことを約束しています。

本基金債権譲渡契約を変更する場合には、事前に本格付機関にその旨を書面で通知することとしています。本社債管理委託契約を変更する場合には、当社は事前にその旨を本格付機関に報告します。本資産管理委託契約は、a本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合又はb後記4「証券所有者の権利」、(3)「その他」、「当社の遵守事項」、vに基づき許容されうる場合を除き、変更・修正できないものとされています。本資産管理委託契約を変更する場合には、当社は事前にその旨を本格付機関に報告します。本社債管理委託契約を変更した場合、変更後の契約に係る証書の謄本を当社及び本社債管理者の本店に備え置き、その営業時間中、一般の閲覧又は謄写に供します。また、当社の定款又は資産関連諸契約若しくは本基金拠出契約を変更した場合、変更後の定款又は契約に係る証書の謄本を当社の本店に備え置き、その営業時間中、本社債権者の閲覧又は謄写に供します。かかる謄写に要する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。

#### (2) 【信用補完等】

- (i) 出資発行代り金のうち、153,150,000円については当社の利息支払勘定において本社債の利息の支払等のための現金準備として、出資発行代り金から当該金額を差し引いた残額については費用支払勘定において当社の諸費用の支払等のための現金準備として、それぞれ留保し、本社債要項において認められた方法及び順序に従い利用することができ、かかる金額の限度において本社債の利息の支払の流動性補完となり得ます。

- (ii) 当社は、本信用枠設定契約に基づき、各本基金利払日又は本基金特別支払日において、一定の条件のもとに、住友生命から借入申込可能金額又は特別借入金額を限度として借入れを行い、その一部又は全部を本社債の利息の支払に利用することができます。かかる借入金にかかる金額の限度において、本社債の利息の支払の流動性補完となり得ます。本信用枠設定契約の内容については前記1「概況」、(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態」、b「流動性補完の形態」、(b)「本信用枠設定契約」をご参照下さい。

#### (3) 【利害関係人との取引制限】

該当事項はありません。

#### 4【証券所有者の権利】

本社債権者に対して支払う利息金額及び償還金額の計算方法については、以下(1)「利払日及び利息支払の方法」及び(2)「償還期限及び償還の方法」をご参照下さい。

本社債権者が有する利息支払請求権及び元金償還請求権は、各々、本社債の各利払日及び償還日(期限前償還事由が発生した場合、期限前償還日)に、当該日に支払が行われるべき金額について確定的に発生します。利息支払請求権及び元金償還請求権の消滅時効は、かかる権利が確定的に発生する利払日及び償還日から各々5年及び10年です。

本社債に関する元金及び利息は、社債等振替法及び業務規程等に従い、各本社債権者に係るそれぞれの口座管理機関を通じて支払われます(但し、直接加入者の自己保有分については、支払代理人よりかかる直接加入者に対し、直接、支払われます。)

当社は、本社債の全額が償還されるまでは、本社債以外の現在又は将来の債務を担保するために、当社の資産の上に抵当権、質権、先取特権その他の担保を設定せず、またこれを発生せしめないものとします。

本社債権者は、本社債の償還日が到来した場合において、当社の資産から充当した後に、本社債の未償還元金又は未払の利息が存在する場合、本社債の未償還元金総額及び未払利息額が当社の全ての財産が換金された金額を超過するときは、その超過額につき、その債権を放棄するものとします。

本社債権者は、本社債の元金金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、当社又はその財産について、特別清算開始、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始その他法令上適用のありうる同様の法的手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てず、第三者による申し立てに対し参加、同意等を行わないものとされます。

##### (1) 利払日及び利息支払の方法

本社債利息は、払込期日の翌日(当日を含みます。)からこれを付し、2024年8月8日を第1回の利払日としてその日(当日を含む。)までの分を支払い、その後各利払日に、各々その日(当日を含みます。)までの1年分を支払います。

本社債の利払日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰上げは、支払われる本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。

1年に満たない期間につき本社債利息を計算するときは、その1年の日割りをもってこれを計算し、1円に満たない端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。また、第1回の利払日に支払うべき本社債利息を計算するときは、a 1円に適用利率を乗じて算出した金額(小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。)と、b 上記aの金額に、払込期日の翌日(当日を含みます。)から2023年8月8日(当日を含みます。)までの実日数を乗じ、365で除して算出した金額(小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。)の合計額に、各本社債権者が各口座管理機関の各口座に保有する各本社債の金額の総額を乗じて計算し、1円に満たない端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

本社債の償還日以降、当該償還額(本社債の元金の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本社債の元金の支払に関して債務不履行が生じている場合を除きます。)に係る利息は発生しないものとします。なお、a (a)当該償還日において残存する経過利息又は(b)当該償還日が利払日に該当する場合の本社債利息及びb未払残高は、後記(2)「償還期限及び償還の方法」、「償還の方法及び期限」の記載に従い償還とともに支払われます。

##### 利息支払の停止

当社は、利払停止事由が生じた場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該利払日の10銀行営業日前までに)通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べます。当該繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には、利息を付しません。

##### 未払残高の支払

- a 当社は、未払残高支払事由が生じた場合には、当該未払残高支払事由に係る本基金利息未払残高支払額相当額である支払金額を、本社債権者及び本社債管理者に対し、本aの記載に従った支払を行う利払日から10銀行営業日以上15銀行営業日以内の事前の通知(かかる通知には支払われる未払残高を記載することを要します。)を行うことにより、未払残高支払事由が発生した後最初に到来する利払日(但し、当該利払日に先立って上記の事前通知を行うことが実務上不可能な場

合には、翌利払日)に、当該利払日時点の本社債権者に支払います。その場合、支払われる金額は、各本社債権者が各口座管理機関の各口座に保有する各本社債の金額の総額に、支払金額の一通貨あたりの利子額を乗じて算出されます。

- b 未払残高の支払については、本「未払残高の支払」の記載のほか、前記1「概況」、(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「劣後条件等」a「劣後特約(当社劣後事由)」及びb「劣後特約(本基金劣後事由(本社債))」記載の劣後特約に従います。

本社債利息及び経過利息の支払については、本(1)「利払日及び利息支払の方法」の記載のほか、前記1「概況」、(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「劣後条件等」a「劣後特約(当社劣後事由)」及びb「劣後特約(本基金劣後事由(本社債))」の記載に従います。

## (2) 償還期限及び償還の方法

### 償還価額

各本社債の金額100円につき金100円。但し、後記「償還の方法及び期限」dに基づき期限前償還される場合は同eに定める金額によります。

### 償還の方法及び期限

- a 本社債の元金は、後記bからdまでの記載に基づき期限前償還される場合を除き、(以下の記載に従って延長される前の)最終償還日に、その残存総額を、同日を利払日とする本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。但し、前記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、「本基金債権の概要」、e「償還の方法及び期限」の記載に基づき、(a)本基金最終償還日が本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合及び(b)本基金繰延後最終償還日が更にその後の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合には、最終償還日は当該繰り延べ後の本基金繰延後最終償還日の直後の利払日まで延長されるものとし、その間も、当該利払日(当日を含みます。)まで、前記1「概況」、(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「利率」に記載の利率による利息が発生するものとし、その後も同様とします。
- b 当社は、前記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、「本基金債権の概要」、e「償還の方法及び期限」の記載に基づき、本基金期限前償還が本基金利払日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該本基金利払日の直後の利払日である本社債期限前償還日(利払日)より30日以上60日以内の事前の)通知(撤回不能とします。)を行うことにより、本社債期限前償還日(利払日)において、当該時点で残存する本社債の元金の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該利払日における本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。
- c 当社は、前記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、「本基金債権の概要」、e「償還の方法及び期限」の記載に基づき、本基金期限前償還が本基金利払日又は本元本繰延後基金利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該本基金期限前償還が行われる日の3銀行営業日後の日である本社債期限前償還日(利払日以外)より30日以上60日以内の事前の)通知(撤回不能とします。)を行うことにより、本社債期限前償還日(利払日以外)において、当該時点で残存する本社債の元金の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該日(当日を含みます。)までの経過利息及び未払残高の支払とともに償還します。
- d 当社は、本社債組織変更期限前償還事由が発生した場合には、本社債組織変更期限前償還日に本社債の全部(一部は不可)を本社債組織変更期限前償還価額で当該日(当日を含みます。)までの経過利息及び未払残高の支払とともに期限前償還するものとし、
- e 前記dの規定により期限前償還する場合における本社債の償還価額は、各本社債につき、各本社債元金残高、又は、次の(a)及び(b)の合計額(1,000円に満たない端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。)のいずれか高い方の金額とします。
- (a) 各本社債元金残高の現在価値
- (b) 各本社債将来利払日に係る本社債将来利息金額の現在価値の合計額

- f 本社債について本社債組織変更期限前償還事由が発生した場合には、当社は、その日から5銀行営業日以内に、その旨及び本社債組織変更期限前償還日を本社債管理者及び本格付機関に対して通知するものとし、本社債管理者は、かかる通知を受領した後、実務上可能な限り、遅滞なく、本社債組織変更期限前償還事由が発生した旨及び本社債組織変更期限前償還日を本社債権者に通知します。
- g 本社債について本社債組織変更期限前償還事由が発生した場合には、当社は、償還価額決定基準日から5銀行営業日以内に、本社債組織変更期限前償還価額を本社債管理者及び本格付機関に対して通知するものとし、本社債管理者は、かかる通知を受領した後、実務上可能な限り、遅滞なく、本社債組織変更期限前償還価額を本社債権者に通知します。
- h 前記 a から d までの記載に基づき本社債が償還される償還日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰上げは、支払われる経過利息又は本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。
- i 本社債の元金の償還については、本「償還の方法及び期限」の記載のほか、前記1「概況」、(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「劣後条件等」、a「劣後特約(当社劣後事由)」及び同b「劣後特約(本劣後ローン劣後事由(本社債))」記載の劣後特約に従います。

### (3) その他

#### 社債権者集会

- a 本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいいます。)の社債(本「社債権者集会」において、以下「本種類の社債」といいます。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を後記「通知の方法」記載の方法により公告又は通知します。
- b 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行います。
- c 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しません。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する本社債権者は、当社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示した上、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができます。

#### 当社の遵守事項

本社債管理委託契約において、当社は、本社債管理者に対し、本社債の元利金の全てが償還され又は支払われるまでの間、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、以下の各号に定めるところを遵守することを約束しています。

- a 当社は、本基金債権譲渡契約上の履行すべき一切の義務を履行し、本基金債権譲渡契約の各条項に従います。
- b 当社は、本基金債権譲渡契約に基づき大和証券から当社に譲渡された本基金債権の取得、管理及び処分並びに本社債の元利金支払債務の弁済並びにその附帯業務のほか、他の業務を行いません。
- c 当社は、本社債以外の現在又は将来の当社又は第三者の債務を担保するために、当社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。
- d 当社は、当社の資産につき貸付、譲渡、交換その他の処分を行いません。
- e 当社は、(a)本基金債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借入れる場合(但し、本社債に劣後する借入に限ります。)、本社債の元利金を償還若しくは支払うために必要な資金を借入れる場合(但し、本社債に劣後する借入に限ります。)、又は前記 b 記載の業務及びその附帯業

務に関連して必要若しくは有益な債務の負担をする場合(当社による本社債関連諸契約及び資産関連諸契約の締結並びに当社がA種優先株式又は普通株式を発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこれに限られません。)且つ(b)本格付機関が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本格付機関に確認した場合を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしません。

- f 当社は、前記b記載の業務及びその附帯業務に必要な資産を購入せず、リースを受けず、また、かかる業務遂行に必要な従業員を雇用しません。
- g 当社は、当社の財産である金銭を本社債管理委託契約の定めに従って支出又は運用します。
- h 当社は、資産関連諸契約及びこれに関連する契約に基づく他方当事者の義務を履行させるために必要な全ての行為を行い、かかる契約を遵守し、それに基づく当社の義務をその条項に従って履行します。
- i 当社は、本基金拠出契約に基づく住友生命の義務を履行させるために必要な全ての行為を行います。
- j 当社は、事前に本社債管理者の書面による承諾がない限り、定款を変更(但し、後記p但書に基づいてA種優先株式を発行するために定款を変更する場合及び後記q但書に基づいて普通株式を発行するために定款を変更する場合を除きます。)しません。
- k 借入申込可能金額又は特別借入金額が正の値となる場合は、当社は、本信用枠設定契約に基づく借入が可能である限り、本信用枠設定契約に基づき、借入申込可能金額又は特別借入金額の借入を行います。
- l 前記1「概況」、(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態」、b「流動性補完の形態」、(b)「本信用枠設定契約」、( )第1文に定める場合、当社は、同イからハまでに基づき信用枠金額の増額を請求します。
- m 当社は、当社に適用される法令、規則、命令、判決、決定、通達及び当社の定款その他の内部規則を遵守します。
- n 当社は、金融商品取引法及びその他の関連法令等に従って官庁等に対する必要な届出、報告等に関する事務(金融商品取引法に基づく有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書の提出を含みますがこれらに限られません。)を適式に行います。
- o 当社は、資本金の額及び資本準備金の額の減少を行いません。
- p 当社は、払込期日までに住友生命に対して発行するものを除き、A種優先株式を発行しません。但し、当社は、本社債の元利金の償還若しくは支払又はこれらに関連する費用(本社債の期限前償還の場合を含みますが、これに限られません。)その他当社の事業の運営、維持及び管理に必要な費用を支払うための資金を調達する場合には、随時住友生命及び本一般社団法人に対して、A種優先株式を発行することができます。
- q 当社は、本一般社団法人以外の者に対して、普通株式を発行しません。但し、当社は、本一般社団法人に対して、随時普通株式を発行することができます。
- r 当社は、子会社(会社法第2条第3号並びに会社法施行規則第3条第1項及び第3項における意味を有します。)を持ちません。
- s 当社は、組織変更(会社法第2条第26号における意味を有します。)、合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付又は自己信託の設定を行いません。
- t 当社は、株式について配当を行いません。

- u 当社は、適用ある法令上提出が必要となる税務関連の申告書を税務当局にその提出すべき時期までに提出し、本基金債権の利息に賦課された源泉税の還付に必要となる措置を実務上可能な限り早期に行います。
- v 当社は、自ら又は当社の役員若しくは当社の普通株主をして、当社又はその資産について、本社債に関する当社の債務の弁済が完了してから1年と1日を経過するまでの間、特別清算開始、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始その他法令上適用のありうる同様の法的手続の開始を申し立てる権利を放棄し又は放棄せしめることに同意します。
- w 当社は、本社債に関する本社債権者の権利に悪影響を生じさせる本基金拋出契約、本社債関連諸契約及び資産関連諸契約の変更(法令の改正又は制定に伴い、当該法令の遵守に必要となる変更を除きます。)を行いません。

#### 通知の方法

- a 本社債に関する本社債権者への通知は、法令に別段の定めがある場合を除き、官報に掲載する方法又は本社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行うものとします。
- b 前記aの記載にかかわらず、当社が公告を行うことに代えて、全ての本社債権者に直接通知する場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、本社債要項に基づく公告を省略することができます。

#### 契約証書等の閲覧及び謄写

本社債要項及び本社債管理委託契約の謄本は、当社及び本社債管理者の本店に備え置き、その営業時間中、一般の閲覧又は謄写に供します。かかる謄写に要する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。当社の定款並びに本基金拋出契約及び資産関連諸契約の各契約証書の謄本は、当社の本店に備え置き、その営業時間中、本社債権者の閲覧又は謄写に供します。かかる謄写に要する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。

#### 本社債要項の変更

- a 本社債要項に定められた事項(但し、発行代理人及び支払代理人の記載を除きます。)の変更は、法令の定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要します。但し、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じません。
- b 前記aの社債権者集会の決議は、本社債要項と一体をなすものとされ、本社債を有する全ての本社債権者に対してその効力を有します。

#### 元利金の支払

本社債に関する元利金は、社債等振替法及び業務規程等に従って支払われ、当社は、後記「発行代理人及び支払代理人」に定める支払代理人を経由しての業務規程等に定義された機構加入者に対する元利金の交付をもって、本社債の元利金の支払に係る債務を免責されるものとします。

#### 発行代理人及び支払代理人

本社債の業務規程等における発行代理人及び支払代理人は、三井住友信託銀行です。

#### 担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。

## 5【管理資産を構成する資産の状況】

## (1)【管理資産を構成する資産の管理の概況】

管理資産を構成する資産の管理の状況については、前記3「管理及び運営の仕組み」、(1)「資産管理等の概要」、 「管理資産の管理」をご参照下さい。

## (2)【損失及び延滞の状況】

	総債権残高	延滞額	比率
2023年12月	50,144,472千円	- 千円	- %
2024年12月	50,140,034千円	- 千円	- %
2025年12月	50,140,034千円	- 千円	- %

総債権残高とは、当該月末における管理資産の元利金等合計額をいいます。

## (3)【収益状況の推移】

	第1期 自2023年 6月15日 至2023年12月31日	第2期 自2024年 1月1日 至2024年12月31日	第3期 自2025年 1月 1日 至2025年12月31日
収益			
金融収益	144,472千円	352,890千円	352,500千円
費用	168,515千円	411,382千円	408,955千円
期末残高 元本金額の期末 残高	50,000,000千円	50,000,000千円	50,000,000千円
元本金額の期末 残高に占める 収益額の比率	0.29%	0.71%	0.71%
元本金額の期末 残高に占める 費用額の比率	0.34%	0.82%	0.82%

## (4)【買戻し等の実績】

該当事項はありません。

## 6【投資リスク】

### (1) 投資に関するリスクの特性

当社は、本基金債権を裏付けとして本社債を発行しました。本社債の元金金の支払は、当社が取得した本基金債権の元金を支払原資として行われますが、住友生命の信用状態が悪化した場合その他の理由により、かかる支払債務の履行が行われない可能性があります。従って、本社債の元金金の支払の前提となっている本基金債権の支払債務の履行が必ずしも確実に行われるとは限らない以上、本社債においてはその元金や一定の投資成果が保証されているものではありません。

本基金債権に係る支払債務の履行の程度その他の理由に基づく本基金債権の価値の下落、その他、以下「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」に記載される事由により、投資家は損失を被ることがあります。

また、本社債は預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

本社債に関する投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事由については、以下「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

上記及び以下「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」に記載される将来に関する事項は本報告書提出日現在において判断したものです。

#### 元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因

##### a 元金償還資金又は利息支払資金が不足するリスク

当社は、通常の事業会社等とは異なり、普通株式及びA種優先株式の払込金並びに原保有者から取得した本基金債権の他には、特段の資産を有しません。普通株式及びA種優先株式の払込金は専ら当社の当初費用並びに当社の維持、管理及び運営のための期中費用の支払資金に充当され、本社債の元金金の支払に充当されることはなく、且つ、払込期日後に当社が追加の普通株式又はA種優先株式を発行する場合においてその引受を約束している第三者は存在しません。従って、本社債の利息の支払は住友生命が支払う本基金利息の支払金によって行われ、本社債の元金の償還は住友生命が支払う本基金元本の償還金によって行われることとなりますが、本基金債権の債務者である住友生命による債務の履行につき、他の如何なる第三者も保証を行っているものではありません。このため、本社債の元金の償還及び利息の支払は本基金債権の債務者である住友生命による本基金元本の償還及び本基金利息の支払の状況に影響されることとなります。そのため、住友生命による本基金元本の償還及び本基金利息の支払の状況如何によっては、本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

また、前記1「概況」、 「管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態」、 b 「流動性補完の形態」、 (b) 「本信用枠設定契約」に記載されるとおり、住友生命は当社との間で本信用枠設定契約を締結し、一定の条件のもとで本社債の利息支払のための資金を貸し付けるものとされています。しかし、後記g「本信用枠設定契約に基づく住友生命の貸付実行に関するリスク」でも記載されるように、この貸付についてもその時々住友生命の信用状況如何によっては、本信用枠設定契約において規定されているとおりにこれが行われない可能性があります。

このように本社債の元金の償還及び利息の支払は専ら住友生命の信用力に依存しており、その時々住友生命の信用力によっては、本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

これらのリスク要因については、住友生命の財務状況に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

##### b 本社債の元金の償還に関するリスク

###### (a) 本社債の元金が最終償還日に償還されないリスク

本社債の元金は、前記4「証券所有者の権利」、(2)「償還期限及び償還の方法」、 「償還の方法及び期限」 b から d までの記載に基づき期限前償還される場合を除き、(以下の記載に従って延長される前の)最終償還日である2028年8月8日に、その残存総額を、同日を利払日とする本社債利息及び未払残高の支払とともに償還することが予定されています。但し、本基金拠出契約に基づき、( )本基金最終償還日が本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合及び( )本基金繰延後最終償還日が更にその後の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合には、最終償還日は当該繰延後の本基金繰延後最終償還日の直後の利払日まで延長されるものとされています。

そして、本基金拠出契約上、本基金元本は、保険業法の制限内で、本基金最終償還日に一括して償還されるものとされています。本基金最終償還日に保険業法の制限により本基金元本の全

額を償還することができない場合、本基金の全額についての償還は、本基金繰延後最終償還日に繰り延べられるものとされています。ある本基金繰延後最終償還日に関し、保険業法の制限により本基金元本の全額を償還することができない場合、本基金元本の全額についての償還は、更に次回の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられるものとし、以後同様とされています。

以上から、本基金最終償還日において保険業法の制限により本基金元本の全額が償還できない場合には、保険業法の制限内で本基金元本の全額が償還できる最初の本基金繰延後最終償還日まで本基金元本の償還を行うことができず、その間、本社債の元金の償還も行われなざることとなります。その結果、本社債権者による投資資金の回収が、潜在的には無期限に延長される可能性があります。

かかるリスク要因については、本社債の商品性に起因するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

(b) 当社及び本社債権者が、それぞれ本基金及び本社債の期限の利益を喪失させる権利を有しないリスク

本基金には期限の利益喪失に関する特約が付されず、本基金が期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本基金元本の償還若しくは本基金利息の支払が行われなかった場合、住友生命が本基金に関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本基金について期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本基金元本の償還は行われません。その結果、本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

加えて、本社債にも期限の利益喪失に関する特約が付されません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本社債の元金の償還若しくは利息の支払が行われなかった場合、当社が本社債に関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本社債について期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本社債の元金の償還は行われません。

かかるリスク要因については、本基金及び本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

(c) 本社債の元金の期限前償還に関するリスク

当社は、本基金拠出契約に基づき本基金元本の期限前償還が行われる旨の通知を受領した場合には、残存する本社債の元金の全部(一部は不可)を期限前償還するものとされています。

そして、本基金拠出契約上、資本事由、税制事由又は本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、住友生命が当該償還のために設定する日に、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、残存する本基金元本の全部(一部は不可)を期限前償還することができるものとされています。なお、かかる場合における期限前償還については、償還価額の変更は行われません。

更に、本基金拠出契約上、住友生命は、住友生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が住友生命の社員総会又は総代会で承認された場合には、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、本基金組織変更償還日に、本社債組織変更期限前償還価額を償還価額として、本基金元本の全部(一部は不可)を期限前償還することができるものとされています。

以上から、本基金拠出契約に従い住友生命が本基金元本の期限前償還を行った場合には、本社債の元金の期限前償還も行われます。この場合、本社債権者は、当該償還金をもって本社債よりも不利な条件での再投資しか行うことができない可能性があります。それに対する補償は当社及び住友生命を含む如何なる当事者も行いません。なお、本基金拠出契約に従った住友生命による本基金元本の期限前償還はいずれも住友生命の権利であり、住友生命に期限前償還を義務付けるものではなく、住友生命がかかる権利を行使して期限前償還を行うとの保証はありません。

また、本社債権者は、当社に対して本社債の期限前償還を求める権利及び住友生命に対して本基金元本の期限前償還を求める権利を有していません。

かかるリスク要因については、本基金及び本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

c 本社債の利息の支払に関するリスク

本社債の利息の支払は、前記4「証券所有者の権利」、(1)「利払日及び利息支払の方法」記載のとおり利払日において、同項記載の利息支払の方法に従って行われることを予定しています。しかしながら、住友生命による本基金債権の利息の支払及び元本の償還状況、住友生命による本信用枠設定契約に基づく貸付の実行状況並びに住友生命の財務状況によっては、本社債のその時々における利息支払資金が不足する可能性があります。当社は、各利払日の直前の本基金利払日において、本基金拠出契約に基づき、本基金の利息の支払の繰延べが行われる旨の通知を受領した場合、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べる利払停止を行うこととされています。なお、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には利息は付されないものとされています。

そして、本基金拠出契約上、住友生命は、本基金利息を保険業法の制限内で支払うものとし、当該制限によりその全額が支払われない本基金利息構成項目については、当該本基金利息構成項目の全額について、その支払日は、本基金繰延利息支払日に繰り延べられるものとし、以後同様とするものとされています。

以上から、保険業法の制限により本基金利息構成項目の全額が支払われない場合には、保険業法の制限内で当該本基金利息構成項目の全額について支払いができる最初の本基金繰延利息支払日までその支払が繰り延べられ、ひいては、本社債利息の支払が繰り延べられ、その結果、予定された利払日において本社債利息の支払が行われない場合があります。また、支払が繰り延べられた本社債利息については、その原因となった本基金利息の支払の繰延に係る金額である本基金利息未払残高が住友生命から支払われない限り、当該繰延が生じた後においても支払われませんが、本基金利息未払残高の支払は、保険業法の制限内で繰り延べられた本基金利息構成項目の全額の支払が可能であることが条件とされています。

かかるリスク要因については、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため当社による特段の対応は図られていません。

d 本社債が上位債権に劣後するリスク

当社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、当社劣後支払条件が成就した場合にのみ発生し、更に、本基金劣後事由(本社債)が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、本基金劣後支払条件が成就した場合にのみ発生するものとされています。

破産法上、債務者について破産手続が開始された場合、破産法第99条第2項により、約定劣後破産債権についての配当の順位は劣後的破産債権を含む他の全ての破産債権に後れるものとされ、また、同法第142条第1項により、破産手続上議決権を有しないものとされています。

これに対し、民事再生法上は、債務者について再生手続が開始された場合、民事再生法第155条第2項により、劣後的破産債権に後れる約定劣後再生債権の順位を考慮して、再生計画の内容に公正且つ衡平な差を設けなければならないとされています。また、会社更生法上は、株式会社について更生手続が開始された場合、会社更生法第168条第3項により、異なる種類の権利を有する者の間においては、以下に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正且つ衡平な差を設けなければならないとされています。この場合の権利の順位とは、(a)更生担保権、(b)一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、(c) (b)及び(d)に掲げるもの以外の)更生債権、(d)約定劣後更生債権、(e)残余財産の分配に関し優先的内容を有する種類の株式、(f) (e)に掲げるもの以外の)株式の順序となります。

従って、約定劣後再生債権又は約定劣後更生債権は、必ずしも他の再生債権又は更生債権に絶対的に劣後することまで要求されている訳ではありません。

もっとも、上記の会社更生法等の規定は、上記の契約当事者が停止条件構成を用いて劣後債権に係る絶対劣後扱いについて合意すること自体を否定する趣旨ではなく、株式会社について更生手続、破産手続又は再生手続が開始された場合においても、かかる劣後債権に係る絶対劣後扱いについての合意もその効力が認められると解されています。

以上のとおり、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、当社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債権者が本社債の元利金の支払につき当社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

かかるリスク要因については、破産法、会社更生法及び民事再生法等に基づく法制度並びに当社の財務状態に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

e 本基金債権の支払についての保険業法の制限に関するリスク

前記a「元金償還資金又は利息支払資金が不足するリスク」に記載のとおり、当社は、通常の事業会社等とは異なり、普通株式及びA種優先株式の払込金並びに原保有者から取得した本基金債権

の他には、特段の資産を有しません。また、本基金債権の債務者である住友生命による債務の履行につき、他の如何なる第三者も保証を行っているものではありません。従って、本社債の償還及び利息の支払は本基金債権の債務者である住友生命による本基金元本の償還及び本基金利息の支払の状況に直接影響されることとなりますが、本基金債権の債務者である住友生命による本基金元本の償還及び本基金利息の支払は、本基金拠出契約に規定する条件に服するほか、以下のような保険業法上の制限を受けます。

(a) 本基金利息の支払に関する保険業法上の制限

住友生命の各事業年度における本基金利息の支払は、法定基金利払限度額を限度として行うことができ(保険業法第55条第1項)、且つ、本基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に係る議案が住友生命の総代会による承認決議を経た場合において、これを行うことができます。即ち、住友生命は、本基金拠出契約において本基金利息の支払を約束していますが、各事業年度において法定基金利払限度額が本基金拠出契約上住友生命が支払うべきとされる本基金利息の金額に満たない場合や本基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に係る議案が住友生命の総代会において承認されない場合においては、当該事業年度において住友生命は当社に対して本基金拠出契約に基づく本基金利息の全部又は一部を支払うことができず、また、当社も住友生命によって支払われない本基金拠出契約に基づく本基金利息の全部又は一部の支払を住友生命に強制することができないと考えられています。なお、住友生命の総代会は、本基金拠出契約に基づく本基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に係る議案を承認する義務を当社又はその他の第三者に対して負担しておらず、当該事業年度における法定基金利払限度額が本基金拠出契約上住友生命が支払うべきとされる本基金利息の金額に満つる場合であったとしても、住友生命の総代会において本基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に係る議案が承認されるとは限りません。

(b) 本基金元本の償還に関する保険業法上の制限

住友生命の各事業年度における本基金元本の償還は、法定基金償還限度額を限度として行うことができるものとされていますが、保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した額の全額を償却した後でなければ基金の償却は行い得ないものとされています(保険業法第55条第2項)。更に、住友生命が各事業年度において本基金元本の償還を行う場合には、原則として、本基金元本の償還を内容とする剰余金の処分に係る議案につき住友生命の総代会による承認決議を経る必要がありますが、任意積立金としての基金償却準備金を取り崩す方法により本基金元本の償還を行う場合においては、当該基金償却準備金の取り崩しに関する議案が住友生命の取締役会による承認決議を経ることによりこれを行うことができるものと考えられています。かかる金額の制限及び手続上の制限を遵守した上で、本基金元本の償還を行う場合には、住友生命は当該償還金額に相当する金銭を基金償却積立金として積み立てなければならないものとされています(保険業法第56条)。

住友生命は、既に保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した額の全額を償却していますが、当該事業年度において法定基金償還限度額が本基金拠出契約上住友生命が償還すべきとされる本基金元本の金額に満たない場合には、住友生命は当社に対して本基金拠出契約に基づく本基金元本の全部又は一部を償還することができず、また当社も住友生命によって償還されない本基金債権の本金拠出契約に基づく元本の全部又は一部の償還を住友生命に強制することができないと考えられています。また、本基金元本の償還を内容とする剰余金の処分に係る議案につき住友生命の総代会による承認決議を得られない場合には、住友生命は当社に対して本基金債権の本基金拠出契約に基づく元本の全部又は一部を償還することができず、また、当社も住友生命によって支払われない本基金債権の本基金拠出契約に基づく元本の全部又は一部の償還を住友生命に強制することができないと考えられています。なお、住友生命の総代会は、本基金元本の償還をその内容とする剰余金の処分に係る議案を承認する義務を当社又はその他の第三者に対して負担しておらず、法定基金償還限度額が本基金拠出契約上住友生命が償還すべきとされる本基金元本の金額に満つる場合であったとしても、住友生命の総代会において本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還をその内容とする剰余金の処分に係る議案が承認されるとは限りません。但し、住友生命の任意積立金としての基金償却準備金が存在する場合、住友生命の総代会における剰余金の処分に係る議案の承認決議や住友生命の取締役会による取り崩しの決議がない場合においても、当該基金償却準備金の限度において、当社は本基金拠出契約に基づき住友生命が償還すべきとされる本基金元本の償還を住友生命に対して請求することができるものと考えられています。

また、住友生命が償還する本基金元本の金額相当の金銭の基金償却積立金の積立てを行えない場合には、かかる本基金元本の償還を行うことができません。

前記(a)「本基金利息の支払に関する保険業法上の制限」及び本(b)「本基金元本の償還に関する保険業法上の制限」に記載するように、本基金債権の債務者である住友生命による本基金元本の償還及び本基金利息の支払は、本基金拋出契約に規定する条件に服するほか、以上のような保険業法上の制限を受けます。本基金拋出契約によれば、保険業法の制限により本基金元本の償還又は本基金利息の支払を行うことができない場合、本基金元本の償還又は本基金利息の支払は、本基金繰延後最終償還日又は本基金繰延利息支払日に繰り延べられます。これらの条件及び制限の結果、本社債について元金の償還又は利息の支払が行われない可能性があります。

(c) 住友生命の解散時又は破産手続、更生手続若しくは再生手続の開始時における本基金債権の支払に関する制限

保険業法第181条第2項は、解散した相互会社の清算人が基金の払戻をする場合に、「相互会社の債務の弁済をした後でなければ、してはならない」とし、相互会社の解散時においては、基金の払戻はその他の相互会社の債務の弁済に劣後することを規定しています。また、かかる規定は、「基金の払戻」即ち元本の償還のみではなく利息の支払にも準用されるべきとの主張も行われています。

また、本基金拋出契約上、清算手続が開始され、且つ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、且つ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、且つ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合(但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。)、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、( )上記清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権若しくは住友生命に知られている債権者に係る全ての本基金上位債務が、保険業法の規定に基づき、全額支払われた場合、若しくはその他の方法で全額の満足を受けた場合、( )上記破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての本基金上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、若しくはその他の方法で全額の満足(供託による場合を含みます。))を受けた場合、( )上記更生手続若しくは再生手続において、更生計画認可若しくは再生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画若しくは再生計画に記載された全ての本基金上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、若しくはその他の方法で全額の満足を受けた場合、又は( )上記日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記( )から( )までに準じて本基金上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合(但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本基金の元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生するものとします。)にのみ、本基金元本に関する一切の請求権が発生するものとされています。なお、更生特例法上、相互会社について更生手続が開始された場合、更生特例法第260条第1項及び第3項並びに会社更生法第168条第3項により、異なる種類の権利を有する者の間においては、以下に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正且つ衡平な差を設けなければならないとされています。この場合の権利の順位とは、更生担保権、一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、( 、及びに掲げるもの以外の)更生債権、約定劣後更生債権、基金に係る更生債権、社員権の順序となります。

一方、相互会社について破産手続又は再生手続が開始された場合については、更生手続の場合とは異なり、基金債権の取扱いについて直接これに言及した規定は破産法、民事再生法その他の法律において設けられておりません。

但し、上記の更生特例法等の規定は、前述のような契約当事者が停止条件構成を用いて劣後債権に係る絶対劣後扱いについて合意すること自体を否定する趣旨ではなく、相互会社について更生手続、破産手続又は再生手続が開始された場合においても、かかる劣後債権に係る絶対劣後扱いについての合意もその効力が認められると解されています。

このように、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、住友生命が相互会社として解散し、又は破産手続開始決定、更生手続開始決定若しくは再生手続開始決定を受けた場合においては、かかる規定の適用又は準用を受け、当社が本基金債権の元利金の支払につき住友生命の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金の全額を支払うために十分な資金を得られない可能性があり、その結果本社債の元利金の償還及び支払をなしえなくなる可能性があります。

なお、本社債の発行日以後、住友生命が本基金債権と同順位の債権又はこれに優先する債権に係る債務を負担することは何ら制限されていません。

かかるリスク要因については、保険業法、破産法、会社更生法、更生特例法及び民事再生法等に基づく法制度並びに住友生命の財務状況に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

f 住友生命が拠出を受ける他の基金に関するリスク

住友生命は本基金債権の他には基金の拠出を受けていませんが、将来において基金の拠出を受ける可能性があります。

住友生命は、本基金拠出契約において、本基金元本の償還とその他の基金の元本の償還を同一の事業年度において行う場合については、保険業法の制限により本基金元本及びその他の基金の全額を償還することができない場合、本基金元本の全額についての償還は、本基金繰延後最終償還日に繰り延べられるものとし、また、本基金利息とその他の基金の利息を同一の事業年度において支払う場合においては、保険業法の制限により本基金利息及びその他の基金の利息を保険業法の制限内で支払うものとし、保険業法の制限によりその全額が支払われない本基金利息構成項目については、当該本基金利息構成項目の全額について、その支払日は、本基金繰延利息支払日に繰り延べられるものとされています。従って、その他の基金が存在することにより、本基金元本の償還及び利息の支払が予定どおり行われな可能性があり、その結果本社債の元金の償還及び利息の支払が予定どおり行われな可能性もあります。

また、住友生命は、本基金拠出契約において、本基金元本及びその他の基金を全額償還する前においても、本基金拠出契約及びその他の基金に係る契約に従い、本基金利息及びその他の基金の利息の支払を行うものとされています。保険業法第55条第2項第3号は、基金の償却の限度額を計算するにあたり、貸借対照表上の純資産額から「基金利息の支払額」を控除するべきことを明示しており、その他の基金の利息の支払が本基金元本の償還に先立って行われる可能性があり、これにより本基金元本の償還、ひいては本社債の元金の償還が予定どおり行えなくなる可能性があります。

かかるリスク要因については、本基金拠出契約の規定及び保険業法などに基づく法制度に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

g 本信用枠設定契約に基づく住友生命の貸付実行に関するリスク

当社は、住友生命との間で本信用枠設定契約を締結し、本社債の利息の支払に関する流動性補完措置の一部としています。しかしながら、本信用枠設定契約に基づく住友生命の貸付には一定の条件が付されているため、本社債の利息を予定どおり支払うための十分な資金の貸付を住友生命から受けられない可能性があります。また、住友生命が本信用枠設定契約に基づく貸付を行う義務について第三者は一切保証を行っておらず、かかる貸付が行われるか否かは専ら当該貸付の時点での住友生命による履行能力に依存しており、住友生命に十分な履行能力がない場合には当該貸付が行われないことがあり、この場合、本社債の利息の支払を予定どおり行えない可能性があります。本信用枠設定契約に基づく住友生命の貸付の条件については、前記1「概況」、「管理資産の管理の方法、管理の形態及び流動性補完の形態」、b「流動性補完の形態」、(b)「本信用枠設定契約」をご参照下さい。

かかるリスク要因については、本信用枠設定契約の規定、保険業法等に基づく法制度及び住友生命の財務状況に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

h 原保有者の破産等に伴うリスク

当社は本基金債権譲渡契約に基づき原保有者から本基金債権の譲渡を受けていますが、かかる本基金債権の譲渡につき、原保有者の破産手続、更生手続、再生手続その他の倒産手続において、裁判所あるいは管財人等により、本基金債権は原保有者の破産財団、更生会社の財産、再生債務者の財産等に属するものであって、当社の本基金債権に対する権利は原保有者の破産手続、更生手続、再生手続その他の倒産手続との関係で担保権に過ぎないものとして取り扱われるリスクは、以下のような理由から極めて低いものと当社は考えています。

(a) 原保有者及び当社は、本基金債権譲渡契約に基づき、本基金債権の真正な売却及び購入を意図していること。

(b) 原保有者は、本基金債権譲渡契約に基づき本基金債権が当社に移転した後は、本基金債権に対して一切の権利を有さないこと。

- (c) 本基金債権譲渡契約上、当社は、原保有者に対して本基金債権の買い戻しを請求する権利を有さず、また、原保有者は本基金債権の買い戻しを行う義務を負担していないこと。
- (d) 原保有者は、本基金債権譲渡契約上、本基金債権の譲渡実行日現在における本基金債権に関する一定の事実表明及び保証を行っている以外には、本基金債権の回収可能性について、何らの責任を負担していないこと。
- (e) 本基金債権譲渡契約に基づく原保有者から当社に対する本基金債権の譲渡については確定日付ある証書による住友生命の承諾を取得する方法によって債務者及び第三者対抗要件が具備されていること。

かかるリスク要因については、上記のとおり極めて低いものと当社は考えていますが、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

i 住友生命の株式会社化及び期限前償還に伴うリスク

住友生命は現在相互会社として保険業を営んでいますが、保険業法第85条第1項は「保険会社である相互会社は、その組織を変更して保険会社である株式会社となることができる。」として、相互会社が株式会社として組織変更することを認めています。一方、保険業法第89条第1項は、「組織変更をする相互会社は、償却を終わっていない基金があるときは、効力発生日までに、組織変更計画の定めるところに従い、基金の全額を償却しなければならない。但し、第92条の規定による株式の発行に際して、基金に係る債権が現物出資の目的として給付された場合におけるその給付された額については、この限りでない。」としており、本基金債権の償還が終了する以前において、住友生命が株式会社への組織変更を行う場合には、本基金債権を償却する必要があります。本基金拠出契約においては、原則として、本基金元本の全部又は一部を、本基金償還日前において償還することはできないこととされていますが、住友生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が住友生命の社員総会又は総代会で承認された場合には、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、住友生命は、本基金拠出者に対して書面により通知することにより、本基金拠出者の同意を得ることなく、本基金組織変更償還日に本基金元本の全部（一部は不可）を期限前償還することができるものとされています。

また、前記4「証券所有者の権利」、(2)「償還期限及び償還の方法」「償還の方法及び期限」dに記載されるとおり、当社は、住友生命からかかる書面による通知を当該組織変更の効力発生日の60日前までに受領した場合には、前記4「証券所有者の権利」、(2)「償還期限及び償還の方法」「償還の方法及び期限」dに従って、本社債の全部を期限前償還するものとされています。

この場合の償還価額は、前記4「証券所有者の権利」、(2)「償還期限及び償還の方法」「償還の方法及び期限」eに定める方法に従い、期限前償還がなされなければ支払われるべきであった本社債の将来の元利金につき、一定の市場金利に（これがマイナスとなった場合の割引率を零とすることを除いて）一切のスプレッドを付すことなく割引計算を行って算出される現在価値相当額（但し、元金の100%を下限とします。）ですが、市場の金利水準の動向、流通市場における本社債の取引水準の動向その他の要因によっては、本社債の元利金が償還日まで予定通り支払われる場合に比して本社債権者にとって当初の想定を下回る条件での償還となるリスクがあります。また、かかる期限前償還の償還価額は元金の100%を超過する場合があります。この場合には、本基金拠出契約に基づき期限前償還される本基金元本以外をかかる超過分の支払原資とする必要があります。

上記のとおり、住友生命が本基金拠出契約に基づき本基金債権の全部を期限前償還する権限を行使する場合、本基金元本に加えて、前記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、「本基金債権の概要」、j「期限前償還」に記載する方法に従って計算される経過利息及び違約金を本基金拠出者に支払うものとされており、これらが当社の手元資金と合わせてかかる期限前償還時の本社債の元利金の支払原資となることが予定されていますが、本社債の期限前償還が決定されたにもかかわらず、住友生命がかかる本基金元本、経過利息及び違約金の支払義務を履行しない場合及び当社の手元資金が費用等の支払に優先的に充当された結果、想定よりも減少した場合等において、当社が本社債の期限前償還のための支払原資を結果的に確保できないリスクがあります。住友生命の株式会社化に伴う本社債の元金の期限前償還及び本基金元本の期限前償還の詳細については、前記2「管理資産を構成する資産の概要」、(3)「管理資産を構成する資産の内容」、「本基金債権の概要」、j「期限前償還」及び前記4「証券所有者の権利」、(2)「償還期限及び償還の方法」「償還の方法及び期限」dをご参照下さい。

かかるリスク要因については、住友生命による株式会社への組織変更の実施及び市場の金利水準の動向、流通市場における本社債の取引水準の動向その他の事情に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

j 当社が目的以外の債務を負うリスク

当社が、本社債の元金の全額が償還されるまでに、本社債発行に関係のない債務を負うことにより、本社債権者が不測の損害を被る可能性があります。当社は、本社債管理委託契約において、本社債管理者に対し、本社債の元利金の全てが償還され又は支払われるまでの間、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、以下の各号に定めるところを遵守することを約束しています。

- (a) 当社は、本基金債権譲渡契約に基づき大和証券から当社に譲渡された本基金債権の取得、管理及び処分並びに本社債の元金支払債務の弁済並びにその附帯業務のほか、他の業務を行いません。
- (b) 当社は、本社債以外の現在又は将来の当社又は第三者の債務を担保するために、当社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。
- (c) 当社は、その資産につき貸付、譲渡、交換その他の処分を行いません。
- (d) 当社は、( ) 本基金債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借入れる場合(但し、本社債に劣後する借入に限ります。)、又は本社債の元利金を償還若しくは支払うために必要な資金を借入れる場合(但し、本社債に劣後する借入に限ります。)、又は前記(a)に規定する業務及びその附帯業務に関連して必要若しくは有益な債務の負担をする場合(当社による本社債関連諸契約及び資産関連諸契約の締結並びに当社がA種優先株式又は普通株式を発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこれに限られません。)且つ( ) 本格付機関が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本格付機関に確認した場合を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしません。
- (e) 当社は、前記(a)に規定する業務及びその附帯業務に必要な資産を購入せず、リースを受けず、また、かかる業務遂行に必要な従業員を雇用しません。

かかるリスク要因については、上記の本社債管理委託契約における当社の約束により、当社が本社債とは関係のない債務を負担し、本社債権者が不測の損害を被る可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

k 当社及び本一般社団法人に係る諸費用の支払原資に関するリスク

当社及び本一般社団法人は、払込期日までに、それぞれ普通株式及びA種優先株式並びに基金の払込金として、それぞれが(前記4「証券所有者の権利」、(2)「償還期限及び償還の方法」「償還の方法及び期限」aに従って延長される前の)最終償還日までに支払うことが見込まれる当初費用並びに維持、管理及び運営のための期中費用(本k「当社及び本一般社団法人に係る諸費用の支払原資に関するリスク」において、以下「諸費用」と総称します。)の支払資金相当額以上の金銭の払込みを受けています。そして、当該払込金は、同日までのそれぞれの諸費用の支払に充当される予定です。

しかし、同日までに、税制の変更等による公租公課の負担の増加その他の事情により諸費用が当初の想定よりも増加する可能性があります。また、本基金拠出契約に基づき、(a) 本基金最終償還日が本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合及び(b) 本基金繰延後最終償還日が更にその後の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合には、本社債の最終償還日は当該繰延後の本基金繰延後最終償還日の直後の利払日まで延長され、当初想定していない(前記4「証券所有者の権利」、(2)「償還期限及び償還の方法」「償還の方法及び期限」aに従って延長される前の)最終償還日後の諸費用の支払が必要となることがあります。

これらの場合において、住友生命は、当該諸費用増加額相当額の当社のA種優先株式及び本一般社団法人の基金を払い込む義務又は当社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額を支払う義務をいずれも負担しておらず、更に、住友生命以外の第三者もかかる義務を負っていません。従って、当社及び本一般社団法人が住友生命その他の第三者から当該諸費用増加額相当額の資金調達を行うことができる、又は住友生命その他の第三者が当社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額の支払を行うことができる、とは限りません。かかる資金調達を行うことができない場合、当社又は本一般社団法人において諸費用の支払を行うことができず、その結果、当社又は本一般社団法人の業務が遂行できず、ひいては当社又は本一般社団法人

人が存続できなくなる可能性があり、その結果、当社による本社債の利息の支払又は元金の償還ができなくなる可能性があります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

#### 1 当社の破産等に伴うリスク

当社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債の元利金の支払は、当該解散又は倒産手続の影響を受け、その結果、当社は本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。また、前記d「本社債が上位債権に劣後するリスク」に記載のとおり、当社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債権者が本社債の元利金の支払につき当社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

この点、当社の普通株式(以下「本普通株式」といいます。)は全て本一般社団法人に保有されており、A種優先株式は全て住友生命に保有されています。A種優先株式については、当社の定款において、全ての事項につき株主総会において議決権を有しないものとされており、且つ、当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとされています。従って、当社の通常の業務執行や運営に際して議決権を有する株式を保有している者は本一般社団法人のみとなります。

その上で、本一般社団法人及び業務受託者が、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある当社の定款の変更、取締役及び監査役の選解任又は当社の業務遂行及び債務負担を生ぜしめ、又は生ぜしめるおそれのある如何なる行為も行わず、また、当社の取締役をして行わしめないことを約束しているなどの倒産予防措置がとられているほか、前記1「概況」、(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「債権放棄及び倒産手続開始申立て等の制限」記載の倒産不申立特約及び責任財産限定特約が本社債要項に規定され、また、その他当社が締結する各契約においても同種の規定がされているなど倒産手続防止措置もとられており、倒産状態が発生し又は倒産状態が発生したときに倒産手続が開始される可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

#### m 当社が株式会社であることに関するリスク

資産流動化法上の特定目的会社においては、本基金債権を保有する場合には、資産流動化法第5条第2項及び資産流動化法施行令第3条第3号により、その計画期間(資産の流動化に係る業務の開始期日から終了期日(資産流動化計画に従って、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定借入れに係る債務の履行を完了する日をいいます。))までの期間であって、特定目的会社が定める期間をいいます。)の上限は50年とされています。しかしながら、前記b「本社債の元金の償還に関するリスク」、(a)「本社債の元金が最終償還日に償還されないリスク」に記載のとおり、本基金元本の償還は、本基金最終償還日に保険業法の制限により本基金元本の全額を償還することができない場合、本基金繰延後最終償還日に繰り延べられ、その結果、潜在的には無期限に延長される可能性があります。そのため、本基金債権を保有し、本基金債権の回収金によって本社債の元金の償還及び利息の支払を行う本社債の発行会社として資産流動化法上の特定目的会社を用いることが困難であり、本社債については、その発行会社を、会社法に基づき設立された株式会社としています。従って、当社に対しては、特定目的会社の業務の遂行に関わる規制(資産流動化法第195条から第214条まで)や、特定目的会社の監督に関わる規制(資産流動化法第215条から第221条まで)その他の資産流動化法上の特定目的会社に課される法律上の規制は課されていません。また、本社債は、資産流動化法上の特定社債ではないため、資産流動化法第128条第1項に基づく一般担保は付されていません。

#### n 当社の普通株式の株主が一般社団法人であることに関するリスク

当社の全ての本普通株式は、本一般社団法人により保有されています。本一般社団法人及び東京共同会計事務所(以下「事務受託者」といいます。)は、当社及び本社債管理者に対して差入れた本社債管理委託契約の締結日と同日付の誓約書において、本社債の全額が償還されるまで、第三者に対し、本普通株式を譲渡し、又は質権、譲渡担保権その他の担保権の目的としないことを約束していますが、本一般社団法人について倒産や解散等の事由が発生した場合には、本普通株式が本一般社団法人から当社の倒産隔離上不適切と考えられる者に譲渡され、その結果として当社の運営に悪影響が及びリスクがあります。しかしながら、本一般社団法人及び事務受託者は、上記の誓約書において、本一般社団法人につき破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てを行わないことを誓約し、また、本一般社団法人の理事、監事及び

社員も、それぞれ、本一般社団法人及び本社債管理者に差し入れた本社債管理委託契約の締結日と同日付の誓約書において破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立権を行使しないことを誓約しています。更に、本一般社団法人の定款において、本一般社団法人の基金の拠出者は、本一般社団法人の倒産申立てを行うことができないものとされています。また、本一般社団法人及び事務受託者は、上記の誓約書において、当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある債務負担行為をしないこと等、本一般社団法人について破産手続開始原因としての支払停止、支払不能及び債務超過の発生を回避する観点から一定の事項につき誓約しています。従って、これらの誓約が遵守される限りにおいて、かかるリスクが現実化する実際上の可能性は高いものとは当社では考えています。

更に、本一般社団法人の解散による悪影響の回避のため、解散事由が生じることのないよう、以下のような対応を採っています。一般社団法人法第148条には解散事由として社員が欠けたことが規定されており、かかる解散事由が生じるリスクを回避又は軽減するため、本一般社団法人の当初の社員を3人とし、当該社員は、それぞれ上記の誓約書において、本一般社団法人を退社する際には、速やかに新たな社員を入社させ、社員を3名維持するよう遵守する旨誓約しています。また、事務受託者は、本業務委託契約において、本一般社団法人の社員が3名を下回らないよう、社員を提供することとされています。以上から、社員が欠けたことで本一般社団法人の解散事由が生じる可能性は低いものとは当社では考えています。

また、本一般社団法人の理事の不適切な業務執行又は本一般社団法人の社員の不適切な社員権の行使により、当社の運営に悪影響が及ぶリスクがありますが、本一般社団法人は、上記の誓約書において、当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある当社の定款の変更、当社の取締役及び監査役の選解任その他の業務遂行又は債務負担を生ぜしめないこと等を誓約しており、本一般社団法人の理事、監事及び社員もそれぞれの誓約書において当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある議決権の行使等を行わないことを誓約しており、これらの誓約が遵守される限り、かかるリスクが現実化する実際上の可能性は高いものとは当社では考えています。なお、本一般社団法人の定款において、理事、監事及び社員については、本一般社団法人の基金の拠出者や本一般社団法人が保有する株式等に係る法人に対して資産を譲渡した者の役員又は従業員ではないこと等、その資格を有する者が限定され、典型的に適切な業務執行又は権利行使を期待できない者が理事、監事及び社員となる可能性が排除されています。

o 本一般社団法人が他の会社の株式等を取得・保有することから生じるリスク

本一般社団法人は現在、本普通株式、住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社の普通株式、住友生命第3回劣後ローン流動化株式会社の普通株式及び住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社の普通株式を保有しているほかは、他の会社の株式等を取得・保有しておらず、借入による資金調達を行っていません。しかし、将来において、本一般社団法人が他の会社の株式等を追加的に取得しつつ、かかる株式等の取得、租税支払、維持費用その他全ての支払債務の履行に必要な金額の基金の拠出を受けず、借入金等でその資金調達を行う可能性があります。当該株式等の発行体が社債その他の有価証券の発行又は借入により債務を負担し、かかる債務につき当該株式等の発行体がデフォルトに陥った場合、その株式等の価値が毀損する結果、本一般社団法人は債務超過に陥る可能性があります。また、拠出された基金が本一般社団法人が負担する支払債務の履行以外の目的のために流用された場合、本一般社団法人は支払不能に陥る可能性があります。しかしながら、本一般社団法人は、前記n「当社の普通株式の株主が一般社団法人であることに関するリスク」記載の本一般社団法人及び事務受託者が当社及び本社債管理者に対して差し入れた誓約書において、かかる追加的な株式等を取得する場合には、事前に、その取得代金その他かかる取得に付随関連する一切の費用を支払うために十分な金額の基金の拠出を受け、その基金払込金を一定の口座で管理し、且つ、かかる株式等の追加取得が本社債の格付を低下させることにはならないことを本格付機関に確認すること並びにその負担する債務を履行するために十分な金額の基金の拠出を受け、且つ、かかる基金を一定の口座で管理することを誓約していますので、かかる誓約が遵守される限りにおいて、本一般社団法人が他の会社の株式等の取得を原因として、債務超過や支払不能に陥り、倒産手続が開始することになる可能性は低いと当社では考えています。

p 本社債権者が担保を有しないことに伴うリスク

本社債権者は、当社の特定の資産に対し担保権(対抗要件の具備の有無を問いません。)を有しておらず、当社に関する破産手続、更生手続、再生手続又は特別清算手続の場合、本社債権者は、配当額の分配において無担保債権者として扱われ、当社の資産に対して設定された対抗要件を具備した担保権(抵当権、質権等)等を有する債権者に劣後することになります。

かかるリスク要因に対しては、本社債管理委託契約において、当社は、本社債管理者に対し、前記 j「当社が目的以外の債務を負うリスク」記載の約束を行っており、本社債権者に優先又は競合して当社の資産から回収することのできる重要な債権者が他に存在する可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

q 法令の変更等に関するリスク

本社債は本社債の発行日現在の法令に基づいて発行され、本基金拠出契約その他関係する契約も、当該契約締結日時時点の法令に基づいて締結されました。これらの時点以降、本社債又は本基金拠出契約の有効性その他の事項に悪影響を与える法令の変更等が行われた場合、本社債の元金の償還又は利息の支払に悪影響が及ぶ可能性があります。

なお、法令の変更等により、資本事由、税制事由又は本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、残存する本基金元本の全部を期限前償還することができ、その場合、当社は、残存する本社債の元金の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、前記 b「本社債の元金の償還に関するリスク」、(c)「本社債の元金の期限前償還に関するリスク」をご参照下さい。

r 税制の変更等に関するリスク

本報告書提出日以降、税制の変更等により、当社の公租公課の負担が増加した場合、本社債の元金の償還又は利息の支払の資金が不足し、当社による本社債の元金の償還又は利息の支払ができなくなる可能性があります。

なお、税制の変更等により、税制事由又は本社債税制事由が生じ、且つ継続している場合、住友生命は、その選択により、残存する本基金元本の全部を期限前償還することができ、その場合、当社は、残存する本社債の元金の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、前記 b「本社債の元金の償還に関するリスク」、(c)「本社債の元金の期限前償還に関するリスク」をご参照下さい。

s 保険会社が本社債を取得する際の留意事項

「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」(平成8年大蔵省告示第50号。その後の改正を含みます。)第1条の2第1項によれば、保険業法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたっては、他の保険会社等(保険会社又は少額短期保険業者をいいます。本 s において、以下同じです。)の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、又は同法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる会社を子会社等(同法第110条第2項に規定する子会社等をいいます。本 s「保険会社が本社債を取得する際の留意事項」において、以下同じです。)としている場合における当該子会社等の自己資本比率等の向上のため、意図的に当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段(上記告示第1条第4項第5号イ及びロに掲げるものを含みます。本 s「保険会社が本社債を取得する際の留意事項」において、以下同じです。)を保有(外国保険会社等及び引受社員にあっては、日本において保有)していると認められる場合(第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含みます。)における、当該保有している他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段の額を控除するものとされています。本社債は、住友生命に対して拠出された本基金債権を主な財産とする当社が発行する社債であり、法形式的には住友生命が直接発行する資本調達手段ではありません。しかし、本社債の当社の主な財産が住友生命に対して拠出された本基金債権であるという本社債の実質的な性格から、保険会社等が本社債を保有する場合には上記告示との関係において「当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段を保有」しているものと解され、その結果、保険業法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたって保有している本社債の金額が控除される可能性がありますので、保険会社等が本社債を購入する際には上記告示との関係に関して専門家への相談を含めた検討を行った上で購入されるようお願いいたします。

t 本社債の性質が市場価格に及ぼす影響に関するリスク

前記 b「本社債の元金の償還に関するリスク」、(a)「本社債の元金が最終償還日に償還されないリスク」及び(c)「本社債の利息の支払に関するリスク」に記載のとおり、保険業法の制限により本基金元本の償還又は本基金利息の支払が行われない場合には、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延長される可能性があります。

利払停止の可能性がある本社債の市場価格は、かかる可能性のない通常の社債に比べて市場価格が不安定なものとなるおそれがあります。仮に、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延長された場合、本社債の市場価格に悪影響を及ぼす可能性があります。かかる利払停止又は最

終償還日の延長中に本社債を売却する場合、当社が当該繰り延べられた利息の支払又は延長された元金の償還を受けるまで本社債を保有する場合に比べ低い利益しか得られない可能性があります。

また、本社債権者は、かかる利払停止又は最終償還日の延長により特段の救済を得られるわけではありません。

このような性質をもつ有価証券である本社債に対する投資者の需要は、市場参加者、監督官庁、格付機関等の第三者による評価により変わり得ます。従って、本社債権者は、本社債を売却する場合において、その取得価格よりも大幅に低い価格でしか売却できず、売却損を生じるリスクがあります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性のほか、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等に内在するものであり、当社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

#### ウ 市場性に関するリスク

本社債の処分価格は、市場の金利水準に対応して変動すること（金利が上昇する過程では価格は下落し、逆に金利が低下する過程では価格は上昇すること）が想定されます。従って、本社債の第三者への譲渡に際しては、当該譲渡時点における市場の金利水準によって売却損を生じるリスクがあります。

また、本社債の流通市場は現在確立されておらず、本社債の流通性は何ら保証されるものではありません。流通市場の未整備により、本社債の売却が困難となることや、売却価格に悪影響が及ぶ可能性もあります。

かかるリスク要因は、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等当社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

#### (2) 投資リスクに関する管理体制

当社は、法令及び本社債管理委託契約の定めに従い、本社債についてそれぞれ、本社債への投資者たる本社債権者のために、本社債に係る債権の弁済の受領、本社債に係る債権の実現の保全その他の本社債の管理を行うことを本社債管理者に委託しています。本社債管理者は、本社債権者のために、本社債に係る債権の弁済を受け、又は本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。

本社債管理者は、上記の本社債の管理を行うために、本社債管理委託契約に基づき、その企業金融部において、本社債の管理業務を行います。上記管理のための本社債管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、企業金融部により定期的に確認される体制が整備されております。

## 第2【管理資産の経理状況】

## 1【主な資産の内容】

	2024年12月31日	2025年12月31日
管理資産残高	50,140,034千円	50,140,034千円
元本相当部分	50,000,000千円	50,000,000千円
利息相当部分(未収利息相当額)	140,034千円	140,034千円
証券所有者への利息支払基金の残高	80,183千円	81,180千円
証券所有者への元本償還基金の残高	-千円	-千円
管理資産の維持管理費支払基金の残高	-千円	-千円

## 2【主な損益の内容】

	(第2期) 自2024年 1月1日 至2024年12月31日	(第3期) 自2025年 1月1日 至2025年12月31日
総収入	284,362千円	353,496千円
管理資産の回収額	284,362千円	280,519千円
うち元本返済相当部分	-千円	-千円
利息相当部分	284,362千円	280,519千円
その他の手数料収入	-千円	-千円
管理資産の再譲渡に伴う収入	-千円	-千円
その他	-千円	72,977千円
総費用	-千円	-千円
管理報酬	-千円	-千円
管理資産の維持管理費	-千円	-千円
信用補完手数料	-千円	-千円
その他の手数料	-千円	-千円
管理資産の貸倒償却額	-千円	-千円
うち元本相当部分	-千円	-千円
利息相当部分	-千円	-千円
収入金(又は損失金)( - )	284,362千円	353,496千円

## 3 【収入金（又は損失金）の処理】

	2024年12月31日	2025年12月31日
新たに管理資産に組み入れる資産への再投資	-千円	-千円
証券所有者への利息支払(又は基金への積立)	357,328千円	352,500千円
証券所有者への償還(又は基金への積立)	-千円	-千円
管理資産の維持管理費(又は基金への積立)	-千円	-千円
その他	-千円	-千円

## 4 【監査等の概要】

本社債の管理資産について、法令及び契約等により、公認会計士又は監査法人の監査を受けるものとする義務は課されていません。

### 第3【証券事務の概要】

#### 1 本社債の名義書換

本社債は、社債等振替法第66条第2号の規定に基づき、その全部について社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、当社は、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき、本社債券を発行しません。本社債の社債原簿は作成されますが、本社債権者の氏名又は名称及び住所並びに本社債権者が各本社債を取得した日は記載されず、また、社債原簿管理人は設置されません。従って、社債原簿に係る取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料に関する事項については、該当事項はありません。

本社債の譲渡については、社債等振替法に基づき、本社債権者が振替機関又は口座管理機関に対して振替の申請を行い、譲受人がその口座における保有欄(社債等振替法に規定する機関口座にあっては、社債等振替法第68条第5項第2号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄)に当該譲渡に係る金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じません。

#### 2 証券所有者に対する特典

通常の本社債権者の権利である元利金受領権のほかには、特典等はありません。

#### 3 譲渡制限

本社債について譲渡制限はありません。

#### 4 その他

本社債については、保管振替機構が定める社債等に関する業務規程第58条の23の規定に従い、償還日及び利払日の前銀行営業日並びにその他業務規程等において振替停止日とされている日においては、本社債に係る振替を行うための振替の申請はすることができません。

## 第4【発行者及び関係法人情報】

## 1【発行者の状況】

## (1)【発行者の概況】

## 主要な経営指標等の推移

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
営業収益 (千円)	144,472	352,890	352,500
経常損失( ) (千円)	24,042	58,466	56,168
当期純損失( ) (千円)	24,187	58,756	56,458
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	237,550	237,550	237,550
発行済普通株式数 (株)	2	2	2
発行済優先株式数 (株)	9,500	9,500	9,500
純資産額 (千円)	450,912	392,155	335,696
総資産額 (千円)	50,597,464	50,534,592	50,477,955
普通株式1株当たり純資産額 (円)	0.00	0.00	0.00
優先株式1株当たり純資産額 (円)	47,464.49	41,279.54	35,336.49
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)
普通株式1株当たり当期純損失( ) (円)	50,000.00	0.00	0.00
優先株式1株当たり当期純損失( ) (円)	2,535.51	6,184.95	5,943.05
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	0.9	0.8	0.7
自己資本利益率 (%)	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	228,161	88,460	12,225
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	475,100	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	246,938	158,478	146,252
従業員数 (名)	-	-	-

(注1) 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(注2) 営業収益には消費税等(消費税及び地方消費税をいいます。以下同じです。)が含まれております。

(注3) 当社と雇用契約を締結している従業員はおりません。

(注4) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式調整後1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注5) 株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価については、当社普通株式及びA種優先株式は非上場でありますので記載しておりません。

## 沿革

当社は、2023年6月15日に本一般社団法人によって資本金及び資本準備金の額をそれぞれ5万円にて会社法に基づく株式会社として設立されました。

当社の本店は、東京都千代田区丸の内一丁目4番1号東京共同会計事務所内に所在します。

## 事業の内容

当社の目的は、基金債権の取得並びにその保有、管理及び処分、当該基金債権を裏付けとする社債の発行、並びにこれらに附帯又は関連する一切の業務を行うことです。

## 関係会社の状況

当社の親会社は、本一般社団法人たる一般社団法人住友生命債権流動化ホールディングスです。なお、当社は子会社、関連会社、その他の関係会社を有していませんので、関係会社の状況のうち子会社、関連会社、その他の関係会社の記載は行っていません。

## 親会社

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容
一般社団法人住友生命債権流動化ホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号東京共同会計事務所内	基金 4,360万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産流動化法に基づいて設立された特定目的会社の特定出資の取得、保有及び処分</li> <li>資産の流動化に係る業務を目的として設立された株式会社、合同会社その他の法人の株式、出資その他の持分の取得、保有及び処分</li> </ul>
議決権の被所有割合	関係内容		
	役員の兼任等	事業上の関係	
直接100%	なし	なし	

## 従業員の状況

当社と雇用契約を締結している従業員はいません。当社は、本資産管理受託会社である三井住友信託銀行に本資産管理委託契約に基づき管理資産を構成する資産である本基金債権の管理及び処分の業務を委託しています。

## 株式等の状況

## a 株式の総数等

種類	発行可能株式総数
普通株式	8株
A種優先株式	80,000株
計	80,008株

発行済株式	種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年3月30日)	上場金融商品取 引所名又は登録 認可金融商品取 引業協会名	内容 (注1)
	普通株式	2	2	該当事項は ありません	-
	A種優先 株式	9,500	9,500	該当事項は ありません	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定款において、 会社法第108条 第1項第1号(注 2)、第2号(注3) 及び第3号(注4) に掲げる事項に ついて定めてい ます。</li> <li>・ 定款において、 会社法第322条 第2項に規定す る定めをしてい ます。</li> <li>・ 定款において、 会社法第199条 第4項及び第238 条第4項の規定 による種類株主 総会の決議を要 しない旨を定め ています。</li> </ul>
	計	9,502	9,502	-	-

(注1) 定款において、会社法第107条第1項第1号に掲げる事項を定めています。

(注2) 定款において、 当社は、各事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」といいます。）又はA種優先株式の登録株式質権者（A種優先株主と総称して、以下「A種優先株主等」といいます。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」といいます。）又は普通株式の登録株式質権者（普通株主と総称して、以下「普通株主等」といいます。）に先立ち、法令上可能な範囲内において、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額に0.05を乗じた額に相当する金額の配当金（以下「A種優先配当金」といいます。）を支払う旨、並びに、ある事業年度においてA種優先株主等に対して支払われた剰余金の配当の額が、A種優先配当金の額に達しないときは、その不足分は切り捨てられるものとし、翌事業年度以降に累積しない旨を定めています。

(注3) 定款において、 当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額を支払う旨、及び、A種優先株主等に対しては、 のほか、残余財産の分配を行わない旨を定めています。

(注4) 定款において、A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない旨を定めています。

- b 新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- c ライツプランの内容  
該当事項はありません。

## d 発行済株式総数、資本金等の推移

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
自 2025年 1月1日	普通株式 -	普通株式 2	普通株式 -	普通株式 50	普通株式 -	普通株式 50
至 2025年 12月31日	A種優先株式 -	A種優先株式 9,500	A種優先株式 -	A種優先株式 237,500	A種優先株式 -	A種優先株式 237,500

## e 所有者別状況

本報告書提出日現在、当社の発行済普通株式2株の全ては本一般社団法人に所有され、発行済A種優先株式9,500株の全ては住友生命に所有されています。

## f 大株主の状況

## (a) 普通株式の株主の状況

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有 株式数	発行済株式(自己株式 を除く。)総数に対す る所有株式数の割合
一般社団法人住友生命債権 流動化ホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁 目4番1号東京共同会計事務 所内	2株	100%
計	-	2株	100%

## (b) A種優先株式の株主の状況

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有 株式数	発行済株式(自己株式 を除く。)総数に対す る所有株式数の割合
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一 丁目4番35号	9,500株	100%
計	-	9,500株	100%

## g 議決権の状況

## (a) 発行済出資

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	9,500	-	A種優先株式
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式 (その他)	2	2	普通株式
発行済株式総数	9,502	-	-
総株主の議決権	-	2	-

(注) A種優先株式の株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。

## (b) 自己株式等

該当事項はありません。

## h ストックオプション制度の内容

該当事項はありません。

## 自己株式の取得等の状況

該当事項はありません。

## 配当政策

当社は、未償還の本社債が残存する限り普通株式及びA種優先株式の各株主に対する配当は行いません。

## コーポレート・ガバナンスの状況等

## a コーポレート・ガバナンスの概要

当社の機関として、取締役及び監査役を置きます。取締役は、会社法等に基づき職務を執行し、監査役は取締役の職務の監査を行います。

当社は、普通株式に加えA種優先株式を発行する種類株式発行会社です。これらの株式の内容については、前記「株式等の状況」をご参照下さい。

## b 役員の状況

男性 2名 女性 0名（役員のうち女性の比率 0%）

役名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
取締役	関口 陽平	1973年 3月9日	1997年 4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入社 2003年10月 東京共同会計事務所入所（現職） 2023年 6月 当社取締役就任（現任）	（注1）	-
監査役	新海 大輔	1983年 1月20日	2010年 3月 東京共同会計事務所入所 2017年 9月 KPMG税理士法人入社 2020年 9月 東京共同会計事務所入所（現職） 2025年10月 当社監査役就任（現任）	（注2）	-

（注1） 任期は、2026年12月期に係る定時株主総会の終結の時までです。

（注2） 前任者の辞任に伴う就任であるため、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。前任者の任期は、2026年12月期に係る定時株主総会の終結の時までです。

## c 監査の状況

## (a) 監査役監査の状況

当社は、監査役1名が選任されています。監査役は、計算書類及びその附属明細書につき監査を行い、会計監査人から会計監査に関する報告、説明を受けます。なお、監査役新海大輔は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (b) 内部監査の状況

該当事項はありません。

## (c) 会計監査の状況

当社の会計監査人として、有限責任あずさ監査法人が選任されています。

同監査法人は、会計監査人に必要とされる専門性及び独立性を備えており、監査実施体制及び品質管理体制も整備されている上、当社と業態が類似する会社の監査実績も有しているところから、当社において適任と判断したものです。

継続監査期間は2023年11月期から2025年12月期までとなります。

業務を執行した公認会計士は、中山卓弥であり、同監査法人に所属しています。監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士3名、その他13名であります。

## (d) 監査報酬の内容等

## イ 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
2,640	-	2,640	-

(注) 上記以外に重要な報酬はありません。また、監査報酬の決定について特段規定はありません。

ロ 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(イを除く)  
該当事項はありません。

## ハ 監査役が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

## d 役員の報酬等

当社は非上場会社でありますので、記載事項はありません。

## e 株式の保有状況

当社は非上場会社であり、かつ保有もなく、記載事項はありません。

## (2)【事業の概況】

## 経営方針、経営環境及び対処すべき課題

当社は、資産の譲受け及びその管理を目的とし、その資金の大部分を本社債の発行により調達している会社であるため、経営の合理化と同時に、本社債の償還の安全性の確保を重要課題としています。

## サステナビリティに関する考え方及び取組

当社は、前記のとおり資産の譲受け及びその管理を目的とし、その資金の大部分を本社債の発行により調達している会社であり、また、その業務の大部分を本資産管理受託会社等に委託しています。そのため、当社のサステナビリティ(持続可能性)を確保すべく、必要最小限のガバナンス体制として、職務執行を行う取締役と、その職務の監査を行う監査役を置き、リスクの管理とともに経営の合理化に取り組んでいます。なお、当社には雇用契約を締結している従業員がいないため、当社は人的資本に関する特段の戦略を設定していません。

## 事業等のリスク

本(2)「事業の概況」及び後記(5)「経理の状況」等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があることと認識している主要なリスクについては、前記第1「管理会社の状況」、6「投資リスク」、(1)「投資に関するリスクの特性」、「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。なお、その中における将来に関する事項は本報告書提出日現在において判断したものです。

## 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

## a 財政状態の分析

## (資産)

当事業年度末における資産の残高は50,477,955千円となり、前事業年度末に比べて56,637千円減少しました。主な資産は買入金銭債権50,000,000千円です。

## (負債)

当期末における負債の残高は50,142,258千円となり、前事業年度末に比べて178千円減少しました。主な負債は社債50,000,000千円です。

## b 経営成績の分析

当事業年度における当社の業績等の状況は、営業収益352,500千円(前事業年度は352,890千円)、経常損失56,168千円(前事業年度は58,466千円)及び当期純損失56,458千円(前事業年度は58,756千円)となりました。

当事業年度における金融費用は395,964千円であり、前事業年度と比べて390千円減少しました。また、当事業年度の販売費及び一般管理費は12,990千円であり、前事業年度と比べて2,036千円減少しました。

なお、当社は資産の譲受け並びにその管理を目的とし、資金の大部分を社債の発行により調達している会社であり、セグメントは1つしかないため、セグメントごとの経営成績の記載を省略しております。

## c キャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度末における現金及び現金同等物は146,252千円となりました。また、当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況については以下の通りです。

## (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、買入金銭債権利息の受取及び法人税等の還付等による資金増加要因がありましたが、社債利息の支払及び一般管理費の支払により12,225千円の資金減少(前事業年度は88,460千円)となりました。

## 重要な契約等

該当事項はありません。

## 研究開発活動

該当事項はありません。

## (3)【営業の状況】

前記(2)「事業の概況」、 「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照下さい。

## (4)【設備の状況】

## 設備投資等の概要

該当事項はありません。

## 主要な設備の状況

当社は、記載すべき重要な設備を有しておりません。

## 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

## (5)【経理の状況】

## 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

## 監査証明について

当社は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

## 連結財務諸表について

当社は子会社がないため、連結財務諸表は作成しておりません。

## 【財務諸表等】

## a【財務諸表】

## (a)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	158,478	146,252
前払費用	3,738	3,738
未収利息	140,034	140,034
未収還付法人税等	72,970	72,023
流動資産合計	375,221	362,049
固定資産		
投資その他の資産		
買入金銭債権	50,000,000	50,000,000
投資その他の資産合計	50,000,000	50,000,000
固定資産合計	50,000,000	50,000,000
繰延資産		
社債発行費	159,371	115,906
繰延資産合計	159,371	115,906
資産の部合計	50,534,592	50,477,955
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払費用	687	687
未払利息	140,034	140,034
未払法人税等	1,715	1,537
流動負債合計	142,437	142,258
固定負債		
社債	50,000,000	50,000,000
固定負債合計	50,000,000	50,000,000
負債の部合計	50,142,437	50,142,258
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	237,550	237,550
資本剰余金		
資本準備金	237,550	237,550
資本剰余金合計	237,550	237,550
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	82,944	139,403
利益剰余金合計	82,944	139,403
株主資本合計	392,155	335,696
純資産の部合計	392,155	335,696
負債及び純資産の部合計	50,534,592	50,477,955

## (b)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業収益		
金融収益	1 352,890	1 352,500
営業収益合計	352,890	352,500
営業費用		
金融費用	2 396,355	2 395,964
販売費及び一般管理費	3 15,027	3 12,990
営業費用合計	411,382	408,955
営業損失( )	58,491	56,455
営業外収益		
受取利息	24	279
雑収入	-	7
営業外収益合計	24	286
経常損失( )	58,466	56,168
税引前当期純損失( )	58,466	56,168
法人税、住民税及び事業税	290	290
法人税等合計	290	290
当期純損失( )	58,756	56,458
前期繰越利益又は前期繰越損失( )	24,187	82,944
当期末処分利益又は当期末処理損失( )	82,944	139,403

## (c)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	237,550	237,550	237,550	24,187	24,187	450,912	450,912
当期変動額							
当期純損失( )				58,756	58,756	58,756	58,756
当期変動額合計	-	-	-	58,756	58,756	58,756	58,756
当期末残高	237,550	237,550	237,550	82,944	82,944	392,155	392,155

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	237,550	237,550	237,550	82,944	82,944	392,155	392,155
当期変動額							
当期純損失( )				56,458	56,458	56,458	56,458
当期変動額合計	-	-	-	56,458	56,458	56,458	56,458
当期末残高	237,550	237,550	237,550	139,403	139,403	335,696	335,696

## (d)【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
買入金銭債権利息の受取額	284,362	280,519
社債利息の支払額	357,328	352,500
その他の営業支出	15,369	13,169
小計	88,336	85,149
利息の受取額	21	279
法人税等の支払額	145	332
法人税等の還付額	0	72,977
営業活動によるキャッシュ・フロー	88,460	12,225
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	88,460	12,225
現金及び現金同等物の期首残高	246,938	158,478
現金及び現金同等物の期末残高	1 158,478	1 146,252

## 【注記事項】

## (重要な会計方針)

## 1. 繰延資産の処理方法

## 社債発行費

定額法により社債発行期間内である5年間で均等償却をしております。

## 2. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する定期預金もしくは譲渡性預金等の短期投資からなっております。

## 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

## (損益計算書関係)

## 1 金融収益の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
受取利息	352,890千円	352,500千円

## 2 金融費用の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
社債利息	352,890千円	352,500千円
社債発行費償却	43,464千円	43,464千円

## 3 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
業務委託手数料	2,915千円	2,860千円
資産管理手数料	872千円	880千円
社債管理手数料	2,750千円	2,750千円
社債元利金払手数料	412千円	412千円
監査報酬	5,170千円	2,640千円
格付手数料	366千円	880千円
銀行手数料	13千円	10千円
租税公課	2,527千円	2,558千円

なお、販売費及び一般管理費のうち一般管理費の占める割合は100%です。

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2株	-	-	2株
A種優先株式	9,500株	-	-	9,500株
合計	9,502株	-	-	9,502株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項  
該当項目はありません。
3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項  
該当項目はありません。
4. 配当に関する事項  
該当項目はありません。

当事業年度（自 2025年 1月1日 至 2025年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2株	-	-	2株
A種優先株式	9,500株	-	-	9,500株
合計	9,502株	-	-	9,502株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項  
該当項目はありません。
3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項  
該当項目はありません。
4. 配当に関する事項  
該当項目はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金勘定	158,478 千円	146,252千円
現金及び現金同等物	158,478 千円	146,252千円

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は金融資産である買入金銭債権を管理資産として保有しており、当該資産の購入のために必要な資金を、本件資産から将来生ずるキャッシュ・フローを裏付けとする社債の発行により調達しています。なお、一時的な余資は安全性の高い金融資産（普通預金）で運用しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は主として買入金銭債権であり、金融負債は主として社債であります。本件買入金銭債権の元本償還及び利息を受け、同額を社債の元利金支払に充当しております。買入金銭債権は、拠出先である住友生命保険相互会社の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社の保有する資産は、買入金銭債権のみであり、本件買入金銭債権の債務者である住友生命保険相互会社による債務の履行につき、他のいかなる第三者も保証を行っているものではありません。従って、信用リスクは、住友生命保険相互会社の財務状態の健全性悪化に起因して発生いたします。

なお、当事業年度末日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

市場リスク(市場金利等の変動リスク)の管理

買入金銭債権の金利及び社債の金利は固定金利であり、市場金利変動に伴う価格変動リスクに晒されておりますが、買入金銭債権及び社債は発行条件が極めて近似しており、実質的に同一のキャッシュ・フローを生み出す金融商品であることから、価格変動の影響が資産サイドと負債サイドで相殺されるため、市場リスクは限定的であります。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

上記(2)で述べたとおり、社債の元利金の支払いは、買入金銭債権の元本償還及び利息により行われます。買入金銭債権の償還額及び利払額は、その受領日の3営業日後の社債の元利金の支払いに充当される仕組みとなっております。

このように社債の元利金及び諸費用の支払いは、買入金銭債権の元本償還及び利息によりほぼ全額が賄われる仕組みとなっておりますので、流動性リスクは僅少であります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

買入金銭債権及び社債については、市場価格はなく、合理的に算定された価額によっております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりです。

前事業年度(2024年12月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
買入金銭債権	50,000,000	49,031,700	968,300
資産計	50,000,000	49,031,700	968,300
社債	50,000,000	49,031,700	968,300
負債計	50,000,000	49,031,700	968,300

- ( ) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度(2025年12月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
買入金銭債権	50,000,000	48,586,950	1,413,050
資産計	50,000,000	48,586,950	1,413,050
社債	50,000,000	48,586,950	1,413,050
負債計	50,000,000	48,586,950	1,413,050

- ( ) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

## (注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
買入金銭債権	-	50,000,000	-	-
現金及び預金	158,478	-	-	-
合計	158,478	50,000,000	-	-

当事業年度（2025年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
買入金銭債権	-	50,000,000	-	-
現金及び預金	146,252	-	-	-
合計	146,252	50,000,000	-	-

## (注2) 社債の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
社債	-	50,000,000	-	-
合計	-	50,000,000	-	-

当事業年度（2025年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
社債	-	50,000,000	-	-
合計	-	50,000,000	-	-

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当項目はありません。

## (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2024年12月31日)

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	49,031,700	-	49,031,700
資産計	-	49,031,700	-	49,031,700
社債	-	49,031,700	-	49,031,700
負債計	-	49,031,700	-	49,031,700

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定にかかるインプットの説明

資産

## 買入金銭債権

買入金銭債権については、市場価格はないものの、社債と発行条件が極めて近似しており、また実質的に同一のキャッシュ・フローを生み出す金融商品であるため、社債の時価を用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております(下記負債参照)。

負債

## 社債

社債については、情報ベンダーにより一般に公表されている価格に基づき時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度(2025年12月31日)

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	48,586,950	-	48,586,950
資産計	-	48,586,950	-	48,586,950
社債	-	48,586,950	-	48,586,950
負債計	-	48,586,950	-	48,586,950

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定にかかるインプットの説明

資産

## 買入金銭債権

買入金銭債権については、市場価格はないものの、社債と発行条件が極めて近似しており、また実質的に同一のキャッシュ・フローを生み出す金融商品であるため、社債の時価を用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております(下記負債参照)。

負債

## 社債

社債については、情報ベンダーにより一般に公表されている価格に基づき時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)  
該当事項はありません。

(退職給付関係)  
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)  
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注1)	25,267千円	43,708千円
繰延税金資産小計	25,267千円	43,708千円
評価性引当額	25,267千円	43,708千円
繰延税金資産合計	-千円	-千円
繰延税金資産の純額	-千円	-千円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額  
前事業年度(2024年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰 越欠損金(1)	-	-	-	-	-	25,267	25,267
評価性引当 額	-	-	-	-	-	25,267	25,267
繰延税金資 産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2025年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰 越欠損金(1)	-	-	-	-	-	43,708	43,708
評価性引当 額	-	-	-	-	-	43,708	43,708
繰延税金資 産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

税引前当期純損失が計上されているため記載を省略しております。

(持分法損益等)  
該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社は資産の譲受け並びにその管理を目的とし、その資金の大部分を社債の発行により調達している会社であります。そのため、報告すべきセグメントは1つしかないためセグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

当社は資産の譲受け並びにその管理を目的とし、その資金の大部分を社債の発行により調達している会社であります。そのため、報告すべきセグメントは1つしかないためセグメント情報の記載を省略しております。

## 【関連情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、また、有形固定資産は保有しておりませんので、地域ごとの営業収益及び有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
住友生命保険相互会社	352,890	資産の譲り受け及びその管理

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、また、有形固定資産は保有しておりませんので、地域ごとの営業収益及び有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
住友生命保険相互会社	352,500	資産の譲り受け及びその管理

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

該当事項はありません。

## （1株当たり情報）

	前事業年度 （自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日）	当事業年度 （自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日）
普通株式		
1株当たり純資産額	0円00銭	0円00銭
1株当たり当期純損失	0円00銭	0円00銭
優先株式		
1株当たり純資産額	41,279円54銭	35,336円49銭
1株当たり当期純損失	6,184円95銭	5,943円05銭

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、潜在株式がないため記載しておりません。

（注2）1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 （自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）	当事業年度 （自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日）
当期純損失（ ）（千円）	58,756	56,458
普通株式に係る当期純損失（ ）（千円）	-	-
優先株式に係る当期純損失（ ）（千円）	58,756	56,458
期中平均普通株式数（株）	2	2
期中平均優先株式数（株）	9,500	9,500

（注3）1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 （2024年12月31日）	当事業年度 （2025年12月31日）
純資産の部の合計額（千円）	392,155	335,696
純資産の部の合計額から 控除する金額（千円）	392,155	335,696
（うち優先株式）（千円）	392,155	335,696
普通株式に係る当事業年 度末の純資産額（千円）	-	-
優先株式に係る当事業年 度末の純資産額（千円）	392,155	335,696
1株当たり純資産額の算 定に用いられた当事業年 度の普通株式数（株）	2	2
1株当たり純資産額の算 定に用いられた当事業年 度の優先株式数（株）	9,500	9,500

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

## (e) 【附属明細表】

## イ 資産および固定資産等明細表

(単位：千円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減 価償却累 計額又は 償却累計 額	当期 償却額	差引 当期末残高
資産 買入金銭債権	50,000,000	-	-	50,000,000	-	-	50,000,000
資産計	50,000,000	-	-	50,000,000	-	-	50,000,000
繰延資産 社債発行費	220,946	-	-	220,946	105,040	43,464	115,906
繰延資産計	220,946	-	-	220,946	105,040	43,464	115,906

## ロ 社債明細表

(単位：千円)

銘柄	発行 年月日	当期首 残高	当期末 残高	利率	担保	償還期限
住友生命2023基金流動化 株式会社第1回無担保社 債	2023年 8月3日	50,000,000 ( - )	50,000,000 ( - )	0.705%	無担保	2028年 8月8日
合計	-	50,000,000 ( - )	50,000,000 ( - )	-	-	-

(注1) 当期末残高の( )の金額は貸借対照表日の翌日から1年以内に償還予定の金額を内書で示しております。

(注2) 貸借対照表日後5年以内における1年毎の償還予定額の総額は下記のとおりです。

(単位：千円)

1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
-	-	50,000,000	-	-

## ハ 有価証券明細表

当事業年度期首及び当事業年度末において貸借対照表に有価証券が計上されていないため、有価証券明細表は作成しておりません。

## ニ 引当金明細表

当事業年度期首及び当事業年度末において貸借対照表に引当金が計上されていないため、引当金明細表は作成しておりません。

## ホ 借入金等明細表

当事業年度期首及び当事業年度末において貸借対照表に借入金が計上されていないため、借入金等明細表は作成しておりません。

## ヘ 資産除去債務明細表

当事業年度期首及び当事業年度末において貸借対照表に資産除去債務が計上されていないため、資産除去債務明細表は作成しておりません。

## b【主な資産及び負債の内容】

## (a) 資産の部

## イ その他の資産の部

## 現金及び預金

(単位：千円)

区分	金額
預金 普通預金	146,252
合計	146,252

## (b) 負債の部

該当事項はありません。

## c【その他】

該当事項はありません。

**(6)【企業集団等の状況】**

## 企業集団等の状況

当社は子会社を有しておりません。当社の親法人は、一般社団法人住友生命債権流動化ホールディングスです。本報告書提出日現在、本一般社団法人は当社、住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社、住友生命第3回劣後ローン流動化株式会社及び住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社以外に子会社を有しておらず、当社、住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社、住友生命第3回劣後ローン流動化株式会社及び住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社の普通株式を保有する以外に事業を営んでおりません。本一般社団法人は、住友生命より基金の拠出を受けております。

## 関連当事者の状況

当社は子会社を有しておらず、連結財務諸表は作成しておりません。

## 関連当事者との取引

該当事項はありません。

**(7)【その他】**

該当事項はありません。

**2【原保有者その他関係法人の概況】****(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】**

## 原保有者

## a 名称

大和証券株式会社

## b 資本金の額

100,000百万円(2025年3月31日現在)

## c 事業の内容

金融商品取引業及びそれに付帯する事業

## 本資産管理受託会社

## a 名称

三井住友信託銀行株式会社

## b 資本金の額

342,037百万円(2025年9月30日現在)

## c 事業の内容

信託業務、普通銀行業務及びその他兼営業務

## 本基金債権の債務者

## a 名称

住友生命保険相互会社

## b 基金の総額

689,000百万円(2025年12月31日現在)

(注)基金とは、相互会社において株式会社の資本金に相当するものです。なお、基金の総額には、基金償却積立金の額(639,000百万円)を含みます。

## c 事業の内容

生命保険業

**(2)【関係業務の概要】**

## 原保有者

管理資産である当社の資産を構成する本基金債権の原保有者です。

本資産管理受託会社

当社から管理資産である本基金債権の管理及び処分に関する業務の委託を受けます。

本基金債権の債務者

住友生命は、本基金債権の債務者です。

(3) 【資本関係】

原保有者その他関係法人の全てについて、該当事項はありません。

(4) 【経理の概況】

原保有者

a 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

(単位：百万円)

	(単体) 2024年3月31日現在	(単体) 2025年3月31日現在
資産合計	15,139,033	18,977,056
負債合計	14,571,090	18,391,933
純資産合計	567,943	585,123

b 最近2事業年度における損益の概況

(単位：百万円)

	(単体) 2023年4月 1日から 2024年3月31日まで	(単体) 2024年4月 1日から 2025年3月31日まで
営業収益	407,337	470,858
経常利益	86,369	105,633
当期純利益	57,186	75,124

c その他

大和証券の最近2事業年度における経理の概況の詳細については、会社法第440条第3項に基づき、貸借対照表及び損益計算書を電磁的方法により開示しているものを参照して下さい。

本資産管理受託会社

a 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

(単位：百万円)

	(連結) 2024年3月31日現在	(連結) 2025年3月31日現在
資産合計	75,578,189	77,945,182
負債合計	72,786,722	75,182,984
純資産合計	2,791,467	2,762,197

b 最近2事業年度における損益の概況

(単位：百万円)

	(連結) 2023年4月 1日から 2024年3月31日まで	(連結) 2024年4月 1日から 2025年3月31日まで
経常収益	2,349,790	2,780,299
経常利益	86,295	346,309
当期純利益	66,958	244,546

## c その他

三井住友信託銀行の最近2事業年度における経理の概況の詳細については、有価証券報告書、半期報告書及び(提出されている場合には)臨時報告書並びにこれらの訂正報告書を参照して下さい。

## 本基金債権の債務者

## a 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

(単位:百万円)

	(連結) 2024年3月31日現在	(連結) 2025年3月31日現在
資産合計	48,124,026	48,868,823
負債合計	46,339,183	47,239,918
純資産合計	1,784,843	1,628,904

## b 最近2事業年度における損益の概況

(単位:百万円)

	(連結) 2023年4月1日から 2024年3月31日まで	(連結) 2024年4月1日から 2025年3月31日まで
経常収益	4,378,769	5,182,591
経常利益	117,791	69,422
当期純剰余	164,203	48,904

## (5)【その他】

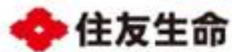
## 本資産管理委託契約の解約

- a 本資産管理委託契約の期間は、本資産管理委託契約の締結日から本社債の全額が償還された日までとされます。但し、当該期間終了後において、本資産管理委託契約所定の本資産管理受託会社の業務がなお現存する場合には、当該期間は当該業務が終了するまで延長されるものとし、本資産管理受託会社は引続き当該業務を遂行するものとされます。
- b 本資産管理委託契約の期間中、本資産管理受託会社において次のいずれかの事由が生じた場合には、当社は、書面による通知をなすことにより本資産管理委託契約を解除することができます。この場合、当社は、報酬・損害賠償その他名目の如何を問わず本資産管理受託会社に対する一切の債務から免れます。
- (a) 本資産管理受託会社が、本資産管理委託契約に基づく義務の履行を怠り、当社からその旨の通知の到着後30日以内にその履行がなされないとき
- (b) 本資産管理受託会社について、支払の停止が生じたとき、特別清算開始、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始その他法令上適用のありうる同様の法的手続の開始の申立てがあったとき、本資産管理受託会社について銀行取引停止処分がなされたとき、又は本資産管理受託会社の重要な資産につき滞納処分による差押、仮差押、保全処分、差押、競売手続の開始その他の強制執行手続若しくは担保権実行手続が開始されたとき
- (c) その他当社が本資産管理受託会社の責に帰すべき事由により本資産管理委託契約の継続が困難であることを合理的・客観的な理由をもって認定したとき

**【住友生命保険相互会社の概況】**

本報告書提出日現在における住友生命の財務状況については、以下に記載する「2024年度決算のお知らせ」、「2025年度第2四半期（上半期）報告」及び「2025年度第3四半期報告」をご参照ください。

あなたの未来を強くする



# NEWS RELEASE

2025 年 5 月 26 日  
住友生命保険相互会社

## 2024 年度決算のお知らせ

住友生命保険相互会社（取締役 代表執行役社長 高田 幸徳）の 2024 年度（2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）の決算をお知らせいたします。

### <目次>

1. 主要業績	1 頁
2. 2024 年度末保障機能別保有契約高	3 頁
3. 2024 年決算に基づく社員配当金について	4 頁
4. 2024 年度の一般勘定資産の運用状況	13 頁
5. 貸借対照表	23 頁
6. 損益計算書	40 頁
7. 経常利益等の明細（基礎利益）	43 頁
8. 基金等変動計算書	44 頁
9. 剰余金処分案	46 頁
10. 保険業法に基づく債権の状況	46 頁
11. 貸倒引当金の状況	47 頁
12. ソルベンシー・マージン比率	48 頁
13. 2024 年度特別勘定の状況	49 頁
14. 保険会社及びその子会社等の状況	51 頁

以上



## 1. 主要業績

## a. 年換算保険料

## (1) 保有契約

(単位: 億円、%)

区 分	2023年度末		2024年度末	
		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	14,777	99.6	14,617	98.9
個 人 年 金 保 険	7,850	101.1	7,708	98.2
合 計	22,627	100.1	22,325	98.7
うち生前給付保障+医療保障等	5,627	100.3	5,650	100.4
うち生前給付保障	1,908	101.8	1,925	100.9
うち医療保障	3,651	99.7	3,661	100.3

## (2) 新契約+転換純増

(単位: 億円、%)

区 分	2023年度		2024年度	
		前年度比		前年度比
個 人 保 険	740	86.0	769	103.9
個 人 年 金 保 険	340	145.9	192	56.6
合 計	1,081	98.8	962	89.0
うち生前給付保障+医療保障等	301	91.8	292	97.1
うち生前給付保障	126	97.7	104	83.2
うち医療保障	175	88.6	187	107.0

## (ご参考) 解約+失効

(単位: 億円、%)

区 分	2023年度		2024年度	
		前年度比		前年度比
個 人 保 険 + 個 人 年 金 保 険	690	95.7	707	102.5

(注)1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額等)を計上しています。

2. 生前給付保障の年換算保険料は、装弁不能・介護給付、認知症給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付、特定重度生活習慣病給付及び保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。

3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

住友生命保険相互会社

## b. 保有契約高及び新契約高

## (1) 保有契約高

(単位:千件、億円、%)

区 分	2023年度末				2024年度末			
	件 数	前年度末比	金 額	前年度末比	件 数	前年度末比	金 額	前年度末比
個人保険	7,912	98.6	479,709	94.0	7,833	99.0	456,846	95.2
個人年金保険	3,065	98.6	142,762	98.4	2,980	97.2	138,104	96.7
個人保険 + 個人年金保険	10,977	98.6	622,472	94.9	10,813	98.5	594,951	95.6
団体保険	-	-	333,182	99.8	-	-	331,135	99.4
団体年金保険	-	-	27,909	103.4	-	-	27,545	98.7

(注)1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

3. 団体3大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の保有契約高には計上しておりません。

団体3大疾病保障保険の保有契約の3大疾病保険金額は、2023年度末3,875億円、2024年度末4,215億円です。

## (2) 新契約高

(単位:千件、億円、%)

区 分	2023年度						2024年度					
	件 数	前年度比	金 額	前年度比	新契約	転換による純増加	件 数	前年度比	金 額	前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	719	107.2	4,952	53.2	12,824	△7,872	715	99.5	8,267	166.9	14,912	△6,644
個人年金保険	93	101.9	3,980	110.5	4,067	△87	63	68.8	2,642	66.4	2,706	△65
個人保険 + 個人年金保険	812	106.5	8,932	69.2	16,891	△7,959	779	96.0	10,910	122.1	17,620	△6,710
団体保険	-	-	328	40.3	328	-	-	-	334	101.9	334	-
団体年金保険	-	-	0	30.4	0	-	-	-	0	101.7	0	-

(注)1. 件数は、新契約に転換後契約及び保障一括見直し後契約を加えた数値です。

2. 転換による純増加には、保障一括見直しによる純増加の金額を含んでいます。

3. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資です。

4. 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。

5. 団体3大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の新契約高には計上しておりません。

団体3大疾病保障保険の新契約の3大疾病保険金額は、2023年度621億円、2024年度348億円です。

## c. 主要収支項目

(単位:百万円、%)

区 分	2023年度		2024年度	
	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比
保険料等収入	2,182,842	98.5	2,129,556	97.6
資産運用収益	1,316,580	109.4	1,214,015	92.2
保険金等支払金	2,031,101	103.5	2,113,013	104.0
資産運用費用	469,848	79.0	735,142	156.5
経常利益	147,276	238.1	97,688	66.3

## d. 剰余金処分

(単位:百万円、%)

区 分	2023年度		2024年度	
	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比
当期末処分剰余金	69,612	47.0	76,534	109.9
社員配当準備金繰入額	58,355	102.3	65,282	111.9
純剰余金	11,257	12.4	11,252	100.0

住友生命保険相互会社

## e. 総資産

(単位:百万円、%)

区 分	2023年度末		2024年度末	
		前年度末比		前年度末比
総 資 産	38,201,001	108.2	36,722,496	96.1

## f. 基礎利益

(単位:百万円、%)

区 分	2023年度		2024年度	
		前年度比		前年度比
基 礎 利 益	261,745	110.7	340,547	130.1

## 2. 2024年度末保障機能別保有契約高

(単位:千件、億円)

項 目	個人保険		個人年金保険		団体保険		合 計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
死亡保障	普通死亡	7,674	454,096	—	—	21,553	331,115	29,228	785,212
	災害死亡	(5,730)	(129,126)	(20)	(876)	(2,210)	(8,078)	(7,960)	(138,081)
	その他の条件付死亡	(—)	(—)	(—)	(—)	(60)	(227)	(60)	(227)
生存保障	158	2,749	2,980	138,104	4	20	3,143	140,874	
入院保障	災害入院	(4,174)	(240)	(57)	(2)	(1,143)	(10)	(5,375)	(253)
	疾病入院	(4,173)	(240)	(56)	(2)	(15)	(0)	(4,245)	(243)
	その他の条件付入院	(6,773)	(2,895)	(23)	(1)	(63)	(0)	(6,861)	(2,897)
障害保障	(5,073)	(—)	(19)	(—)	(1,952)	(—)	(7,045)	(—)	
手術保障	(4,695)	(—)	(70)	(—)	(—)	(—)	(4,766)	(—)	

項 目	団体年金保険		財形保険		財形年金保険		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
生存保障	6,231	27,545	37	1,366	12	260	6,281	29,172

項 目	医療保障保険	
	件数	金額
入院保障	122	0

項 目	就業不能保障保険	
	件数	金額
就業不能保障	—	—

- (注)1. ( )内の数値は付随保障部分及び特約の保障を表します。  
 2. 団体保険、団体年金保険、財形保険、財形年金保険及び医療保障保険の件数は被保険者数を表します。  
 3. 生存保障欄の金額は、個人年金保険、団体保険(年金特約)及び財形年金保険(財形年金積立保険を除く)については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したもので、団体年金保険、財形保険及び財形年金積立保険については責任準備金を表します。  
 4. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。  
 5. 医療保障保険の入院保障欄には、疾病入院に関わる数値を記載しています。  
 6. 受再保険については、被保険者62千名、金額1130億円です。

住友生命保険相互会社

### 3. 2024年度決算(案)に基づく社員配当金について

2024年度決算(案)に基づく社員配当率は以下のとおりです。

#### a. 個人保険、個人年金保険

- (1) 利差益配当について増配としました。
- (2) その他の配当については据置きとしました。

#### b. 団体保険

配当率は原則として据置きとしました。

(注) (総合福祉) 団体定期保険年金払特約については、個人保険、個人年金保険に準じて増配としました。

#### c. 団体年金保険

<新企業年金保険及び確定給付企業年金保険(02)等>

配当率は、予定利率0.75%又は1.25%(解約控除あり)に対する責任準備金に対して0.00%としました。

<拠出型企業年金保険(02)>

配当率は、予定利率1.25%に対する責任準備金に対して0.00%としました。

(注) 新単位口別利率設定特約部分の責任準備金は含みません。

住友生命保険相互会社

個人保険、個人年金保険について受取金額を例示しますと、以下のとおりです。

<例1> 3年ごと配当付特約積立型保険（健康増進乗車適用特約、生活障害収入保障特約(20年タイプ)付加契約）  
35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、(生活)収入保障年金額150万円  
特定重度生活習慣病保険金額150万円、総合医療特約 日額1万円  
入院保障充実特約(09) 給付金額10万円

加入年度（経過年数）	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金+配当金]
3年ごと配当タイプ			
2019年度（6年）	124,692円	(16,422) 16,434円	20,328,000円

(\*)保険料は割引率が15%の場合の金額です。

<例2> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険（生活障害収入保障特約(20年タイプ)付加契約）  
35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、(生活)収入保障年金額150万円  
特定重度生活習慣病保険金額150万円、総合医療特約 日額1万円  
入院保障充実特約(09) 給付金額10万円

加入年度（経過年数）	保険料 (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金+配当金]
3年ごと配当タイプ			
2016年度（9年）	149,820円	(51,877) 51,895円	15,658,500円

<例3> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険（新介護収入保障特約(20年タイプ)付加契約）  
35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、年金額240万円  
総合医療特約(\*) 日額1万円、入院保障充実特約(09)(+2) 給付金額10万円

加入年度（経過年数）	保険料(+3) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金+配当金]
3年ごと配当タイプ			
2013年度（12年）	175,896円	(9,286) 9,317円	18,549,600円
2010年度（15年）	207,900	(31,523) 31,753	22,519,200
2007年度（18年）	202,908	(31,600) 31,748	22,519,200

(\*)2007年度契約は災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院治療重点保障特約付加契約とします。

(+2)2007年度契約は通院特約(04)付加契約とし、日額は3千円とします。

(+3)保険料は45歳時に災害・疾病関係特約を更新した後の金額です。

- (注) 1. 保険料、保険金額は主契約（保険ファンド）部分を除いた金額です。  
2. 「死亡契約」欄は、契約当日以後死亡の場合の受取金額を示します。  
    <例1>、<例2>および<例3>については、年金の現価相当額を示します。  
3. 「受取金額」欄の( )内の数字は、前年度配当率に基づいて計算した場合を示します。

住友生命保険相互会社

## &lt;例4&gt;定期付終身保険10倍型(10年更新型)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金2,000万円(うち終身部分200万円)  
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01) 日額1万円、通院特約 日額3千円

加入年度 (経過年数)	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金+配当金]
毎年配当タイプ			
1996年度 (29年)	358,296円	(54,842) 56,210円	20,000,000円

(\*)保険料は55歳時に更新した後の金額です。

## &lt;例5&gt;定期付終身保険10倍型(10年更新型)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金2,000万円(うち終身部分200万円)

加入年度 (経過年数)	保険料(*) (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金(*2)]	死亡契約 [保険金+配当金]
毎年配当タイプ			
1995年度 (30年)	265,512円	(122,972) 124,224円	20,000,000円

(\*)1)保険料は55歳時に更新した後の金額です。

(\*)2)定期保険特約は保険期間満了時につき配当を2回分お支払いします。

## &lt;例6&gt;定期保険(10年更新型)

45歳加入、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金1,000万円  
総合医療特約 日額1万円、入院保障充実特約(09) 給付金額10万円

加入年度 (経過年数)	保険料 (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	死亡契約 [保険金+配当金]
5年ごと利差配当タイプ			
2015年度 (10年)	136,080円	(71,337) 71,347円	10,000,000円

## &lt;例7&gt;養老保険

30歳加入、30年満期、男性、口座振替料率、月払、保険金100万円

加入年度 (経過年数)	保険料 (年換算)	受取金額	
		継続中の契約 [配当金]	満期・死亡契約 [保険金+配当金]
5年ごと利差配当タイプ			
2015年度 (10年)	33,360円	( 3,814) 4,903円	死亡 1,000,000円
2010年度 (15年)	31,656	( 0) 0	死亡 1,000,000
2005年度 (20年)	31,656	( 0) 0	死亡 1,000,000
2000年度 (25年)	30,132	( 0) 0	死亡 1,000,000
毎年配当タイプ			
1995年度 (30年)	25,272	— —	満期(1,000,000) 1,000,000

(注) 1. 「死亡契約」、「満期・死亡契約」欄は、満期又は契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。

2. 「受取金額」欄の( )内の数字は、前年度配当率に基づいて計算した場合を示します。

住友生命保険相互会社

個人保険、個人年金保険についての配当金の計算は、以下のとおりです。

<3年ごと配当タイプ【販売名称：プライムフィット・ライブワン・Qバック】>

2001年度、2004年度、2007年度、2010年度、2013年度、2016年度、2019年度及び2022年度にご契約いただいた3年ごと配当保険が、今年度に3年ごとの契約応当日を迎えるため、配当対象となります。

配当金は、以下のa、bの合計額です。  
ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

a. 利益益配当【増配】

各年度の責任準備金以下の利益益配当率を乗じた額の合計を基準とした額（定期保険特約等の特約部分）

(例示)2001年度契約、2004年度契約、2007年度契約及び2010年度契約(予定利率1.65%)の利益益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利益益 配当率
2022年度	1.60%	1.65%	△0.05%
2023年度	1.60%		△0.05%
2024年度	1.70%		0.05%

2013年度契約及び2016年度契約(予定利率1.25%)の利益益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利益益 配当率
2022年度	1.60%	1.25%	0.35%
2023年度	1.60%		0.35%
2024年度	1.70%		0.45%

2019年度契約及び2022年度契約(予定利率0.65%)の利益益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利益益 配当率
2022年度	1.20%	0.65%	0.55%
2023年度	1.20%		0.55%
2024年度	1.30%		0.65%

住友生命保険相互会社

## b. 長期継続配当【据置】

①契約後経過6年以降(\*1)の3年ごとの契約応当日に、その保険料(年換算)(\*2)に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示) 男性の場合

保険種類			契約時の年齢	
			30歳	50歳
定期保険特約(18)	2018年8月2日以降契約	6年経過時	0.00%	0.00%
定期保険特約	2007年4月2日以降 2018年8月1日以前契約	9年経過時	24.00%	60.00%
		12年経過時	8.00%	20.00%
		15年経過時	12.00%	30.00%
		18年経過時	12.00%	30.00%
新介護収入保障特約	2013年4月2日以降契約 2007年4月2日以降 2013年4月1日以前契約	12年経過時	8.00%	16.00%
		15年経過時	18.00%	30.00%
		18年経過時	18.00%	30.00%
特定疾病保障定期 保険特約 重度慢性疾患保障 保険特約	2007年4月2日以降契約	12年経過時	4.00%	8.00%
		15年経過時	6.00%	12.00%
		18年経過時	6.00%	12.00%
生活障害収入保障特約		6年経過時	11.00%	4.00%
		9年経過時	44.00%	16.00%
特定重度生活習慣病保障特約		6年経過時	12.00%	21.00%
		9年経過時	48.00%	84.00%

②災害・疾病関係特約の一部については、契約後経過6年以降(\*1)の3年ごとの契約応当日に、その入院給付日額等に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示) 日額1,000円あたり 30歳加入の場合

保険種類			男性	女性
災害入院特約(01) (本人型)	2007年4月2日以降契約	18年経過時	399円	567円
疾病医療特約(01) (本人型)	2007年4月2日以降契約	18年経過時	441円	0円
総合医療特約	2018年8月2日以降契約	6年経過時	1,320円	0円
		9年経過時	1,718円	560円
	2018年8月1日以前契約	12年経過時	938円	196円
		15年経過時	1,302円	735円

(例示) 保険料(年換算)(\*2)あたり

保険種類			男性	女性
新先進医療・ 患者申出療養特約	2021年4月2日以降契約 2018年8月2日以降	6年経過時	0.00%	0.00%
		6年経過時	266.10%	266.10%
	2021年4月1日以前契約 2018年8月1日以前契約	9年経過時	112.50%	112.50%
		12年経過時	75.00%	75.00%

(\*1)更新後の場合を含みません。ただし、更新後の新先進医療・患者申出療養特約は対象とします。

(\*2)健康増進系共通特約を付加した保険契約の場合、割引・割増前の保険料(健康増進系共通特約を付加していない場合の保険料)とします。

住友生命保険相互会社

## &lt; 5年ごと利差配当タイプ &gt;

2000年度、2005年度、2010年度、2015年度及び2020年度にご契約いただいた5年ごと利差配当付保険が、今年度に5年ごとの契約応当日を迎えるため、配当対象となります。

配当金は、以下のa、bの合計額です。  
ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

## a. 利差益配当 [増配]

各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額

(例示) 2000年度契約(予定利率2.15%)の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2020年度	1.15%	2.15%	△1.00%
2021年度	1.15%		△1.00%
2022年度	1.15%		△1.00%
2023年度	1.15%		△1.00%
2024年度	1.25%		△0.90%

2005年度契約及び2010年度契約(予定利率1.65%)の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2020年度	1.60%	1.65%	△0.05%
2021年度	1.60%		△0.05%
2022年度	1.60%		△0.05%
2023年度	1.60%		△0.05%
2024年度	1.70%		0.05%

2015年度契約(予定利率1.25%)の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2020年度	1.60%	1.25%	0.35%
2021年度	1.60%		0.35%
2022年度	1.60%		0.35%
2023年度	1.60%		0.35%
2024年度	1.70%		0.45%

2020年度契約(予定利率0.65%)の利差益配当率の推移

決算年度	配当基準 利回り	予定利率	利差益 配当率
2020年度	1.20%	0.65%	0.55%
2021年度	1.20%		0.55%
2022年度	1.20%		0.55%
2023年度	1.20%		0.55%
2024年度	1.30%		0.65%

住友生命保険相互会社

ただし、下記の契約については、上記にかかわらず以下のとおりとします。

対象	利益配当率	例示
一時払養老保険	0%	予定利率 1.00%の契約…0%
一時払個人年金保険	0%	予定利率 1.00%の契約…0%
1998年7月2日以降の一時払終身保険	0%	予定利率 1.40%の契約…0%

#### b. 長期継続配当【据置】

- ①契約後経過 10 年以降(\*1)の 5 年ごとの契約応当日に、その保険料（年換算）(\*2)に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示) 男性の場合

保険種類		契約時の年齢		
		30 歳	50 歳	
定期保険（特約）	2018年8月2日以降契約	10年経過時	0.00%	0.00%
	2007年4月2日以降	10年経過時	32.00%	80.00%
	2018年8月1日以前契約	15年経過時	20.00%	50.00%
	2007年4月1日以前契約	20年経過時	57.50%	77.50%
新介護収入保障特約	2013年4月2日以降契約	10年経過時	32.00%	64.00%
	2007年4月2日以降	15年経過時	30.00%	50.00%
	2013年4月1日以前契約	20年経過時	62.50%	67.50%
特定疾病保障定期 保険（特約） 重度慢性疾患保障 保険（特約）	2007年4月2日以降契約	10年経過時	16.00%	32.00%
		15年経過時	10.00%	20.00%
生活障害収入保障特約	2007年4月1日以前契約	10年経過時	28.75%	33.75%
		20年経過時	55.00%	20.00%
特定重度生活習慣病保障特約		10年経過時	60.00%	105.00%

- ②災害・疾病関係特約等の一部については、契約後経過 10 年以降(\*1)の 5 年ごとの契約応当日に、その入院給付日額等に年齢、性別及び保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

(例示) 日額 1,000 円あたり 30 歳加入の場合

保険種類		男性	女性	
災害入院特約(01) (本人型)	2007年4月2日以降契約	20年経過時	700円	840円
	2007年4月1日以前契約	20年経過時	700円	840円
疾病医療特約(01) (本人型)	2007年4月2日以降契約	20年経過時	0円	0円
	2007年4月1日以前契約	20年経過時	0円	0円
総合医療特約	2018年8月2日以降契約	10年経過時	1,848円	0円
	2018年8月1日以前契約	10年経過時	3,332円	980円

(例示) 保険料（年換算）(\*2)あたり

保険種類		男性	女性	
新先進医療・ 患者申出療養特約	2021年4月2日以降契約	10年経過時	0.00%	0.00%
	2018年8月2日以降	10年経過時	310.50%	310.50%
	2021年4月1日以前契約	10年経過時	187.50%	187.50%
	2018年8月1日以前契約	10年経過時	187.50%	187.50%

(\*1)更新後の場合を含みません。ただし、更新後の新先進医療・患者申出療養特約は対象とします。

(\*2)健康増進系申請用特約を付加した保険契約の場合、割引・割増前の保険料(健康増進系申請用特約を付加していない場合の保険料)とします。

住友生命保険相互会社

## &lt;毎年配当タイプ&gt;

配当金は、以下のa、b、c、dの合計額です。  
ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

## a. 利差益配当【増配】

責任準備金に、予定利率に応じた利差益配当率を乗じた額

対象	利差益配当率	例示
予定利率1%未満の契約	1.30%－予定利率	予定利率0.55%の契約… 0.75%
予定利率1%以上2%以下の契約	1.70%－予定利率	予定利率1.50%の契約… 0.20%
予定利率2%超の契約	1.25%－予定利率	予定利率5.00%の契約…△3.75%

ただし、下記の契約については、上記にかかわらず以下のとおりとします。

対象	利差益配当率	例示
1995年9月1日以降の一時払養老保険	0%	予定利率1.75%の契約…0%
1998年7月2日以降の一時払個人年金保険	0%	予定利率1.50%の契約…0%
1998年7月2日以降の一時払終身保険	0%	予定利率2.00%の契約…0%

(変額年金の年金開始後・年金繰下げ期間中の利差益配当は0円)

## b. 死差益配当【据置】

危険保険金に被保険者の年齢、性別、予定死亡表及び配当回数に区別に応じた死差益配当率を乗じた額

(例示) 危険保険金額100万円あたり 終身保険、男性の場合

契約年度	40歳	50歳	60歳
1985年4月2日以降 1990年4月1日以前	450円	1,570円	4,060円
1990年4月2日以降 1996年4月1日以前	390円	1,400円	3,220円

住友生命保険相互会社

## c. 災害・疾病特約配当【据置】

災害・疾病関係特約が付加されている場合には、被保険者の年齢、性別及び保険種類に応じた額

(例示) 日額1,000円あたり 40歳の場合

保険種類		男性	女性
新疾病医療特約(87) (本人型)		580円	0円
新災害入院特約(87) (本人型)		300円	420円
総合医療特約	2018年8月2日以降契約	240円	0円
	2018年8月1日以前契約	410円	290円

(例示) 1件あたり

保険種類		男性	女性	
新先進医療・ 患者申出療養特約 (*)	2021年4月2日以降契約	0円	0円	
	2018年8月2日以降 2021年4月1日以前契約	1,476円	1,476円	
	2018年8月1日以前契約		540円	540円

(\*) 費差益配当の額を含みます

## d. 費差益配当【据置】

保険金に費差益配当率を乗じた額(保険料払込中の保険契約)

ただし、配当回数1回目においては、これを0円とします。

(例示) 1990年4月2日以降、1993年4月1日以前の契約

養老保険及び終身保険の場合…保険金100万円あたり250円

定期保険特約の場合 …保険金100万円あたり200円

さらに、配当回数4回目以降の保険契約においては、以下の上乗せを行います。

保険金額ランクによる上乗せ	保険金額 100万円あたり
配当回数5回目ごと(配当回数5回目、10回目、15回目…)に 総保険金額が2,000万円を超える部分	300円
総保険金額が3,000万円以上5,000万円未満の場合	50円
総保険金額が5,000万円以上の場合	100円

住友生命保険相互会社

## 4. 2024年度の一般勘定資産の運用状況

### a. 2024年度の資産運用状況

#### (1) 運用環境

2024年度の日本経済は、物価が上昇する一方で、賃上げを始めとする雇用・所得環境や企業収益の改善を背景に、緩やかに成長しました。

- ・国内長期金利は、日銀が7月と1月に利上げを行ったことや、国債買入れ減額を開始したことなどを背景に上昇しました。

【30年国債利回り 2024年3月末 +1.81% → 2025年3月末 +2.52%】

- ・国内株式は、半導体関連株を中心に値上がりが続くなか、TOPIX、日経平均株価共に一時最高値を更新したものの、日銀早期利上げや円高進行により大幅に下落しました。その後は落ち着きを取り戻しましたが、トランプ政権の関税政策への懸念もあり横ばいで推移しました。

【TOPIX 2024年3月末 2768pt → 2025年3月末 2658pt】

- ・米国金利(10年国債利回り)は、緩やかなインフレ低下と労働市場の悪化懸念を受けて9月頃までは低下基調で推移しました。その後は、想定以上に景気が堅調な状態が続いたことやトランプ政権の関税政策がインフレ再燃懸念につながったことで金利は上昇しました。

【米国10年国債利回り 2024年3月末 4.20% → 2025年3月末 4.20%】

- ・外国為替相場は、米国の景況感改善・早期利下げ観測の後退等から一時160円超まで円安が進行しました。その後は、日米金利差が縮小するなかで円高方向へ戻す動きとなりました。

【ドル/円 2024年3月末 151.4円 → 2025年3月末 149.5円】

#### (2) 運用方針

契約期間が長期にわたる生命保険契約の負債特性に応じて資産を管理するALM(資産負債の総合的な管理)の推進を基本方針として、国内の公社債や貸付金等の円金利資産を中心に投資を行うことにより、安定的な収益確保と市場環境悪化時においても確実な保険金等のお支払いの実現を図ります。さらに許容されるリスクの範囲内で株式や外国債券等への投資による収益の向上を目指します。

こうした基本方針のもと、一般勘定資産の基本ポートフォリオを「ALM運用ポートフォリオ」と「バランス運用ポートフォリオ」の2つに区分し、それぞれの運用目的に応じて「資産運用収益力向上」と「リスクコントロールの強化」を推進しています。「ALM運用ポートフォリオ」では、保険金等の確実な支払いに資することを目的として、日本国債・国内事業債・国内融資を中心とした運用により保険契約の負債特性に応じたALMを推進するとともに、為替

住友生命保険相互会社

リスクをとらない外貨建事業債や不動産・インフラエクイティファンド等への投資により、収益力向上を図っています。「バランス運用ポートフォリオ」では、企業価値の持続的向上を目的として、許容されるリスクの範囲内で市場見通しに応じ、株式や為替リスクをとるオープン外国債券等の流動性の高い資産の運用により収益の上乗せを図っています。また、安定した収益の確保には持続可能な社会の存在が前提となるため、ESG(※1)を含む中長期的な持続可能性を考慮した資産運用(責任投資)にも取り組んでいます。

(※1. ESG投資: 環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)に対する取組みなどの非財務情報も考慮しつつ、投資先企業等を選別して行う投資)

### (3) 運用状況

国内債券は、国内金利が上昇するなか、超長期の日本国債や収益性の高いクレジット資産(社債等)等へ投資を行い、収益力向上に取り組ましました。

国内株式は、堅調な企業業績を背景とした株価上昇を見込んで残高を維持しました。

外国債券は、為替ヘッジコストの高止まりを背景に収益性の低下した為替ヘッジ付外貨建事業債等を削減し、為替ヘッジコスト変動による収益への影響を抑制するため、外貨建変動金利資産へシフトしました。また、トランプ政権による関税政策等を背景にリスクが高まると判断した局面でオープン外債および外国株式の残高を削減しました。

貸付金は、再生可能エネルギー関連のプロジェクトファイナンス等への投資を推進しました。

不動産は、環境等に配慮した建築プロジェクトや省エネ改修工事等に取り組むとともに、テナント募集に注力し、保有物件の収益力向上に努めました。

責任投資の観点からは、主にファイナンスと対話の両面から取り組みました。ファイナンスでは、ウェルビーイング貢献領域(気候変動領域、ヘルスケア領域、人的資本領域、インフラ投資領域)におけるポジティブ・インパクト(※2)の更なる創出に積極的に取り組み、「スミセイ中期経営計画2025」に掲げるESGテーマ型投資(※3)の3か年累計実行目標額7000億円に対して、2023~2024年度累計で8648億円を実行し、1年前倒して目標を達成しました。これを受けて、ESGテーマ型投資の3か年累計実行目標を1兆円へ引き上げています。また、対話では、投資先企業の持続的成長に向けて多様なESG課題をテーマに実施するなど実効性ある取組みを推進しました。こうした責任ある機関投資家としての取組みが社外からも高く評価され、「第1回 社会インパクトリーダー賞(※4) 大賞」を受賞しました。

なお、2024年10月には政府策定の「アセットオーナー・プリンシプル」を受け入れ、アセットオーナー(資産保有者としての機関投資家)としての責任を果たしていくことを表明しています。

(※2. 投資が環境・社会・経済に与える良い影響)

(※3. ESG課題の解決を目的とした投資(例: グリーンボンド))

(※4. 一般社団法人 法と経営学会が主催する、企業のサステナビリティの取組みについて優れた企業を表彰し、社会課題の解決に取り組む企業の活動を社会に発信していく観点から創設されたもの)

住友生命保険相互会社

## b. 資産の構成（一般勘定）

(単位：百万円、%)

区 分	2023年度末		2024年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	1,474,957	3.9	2,048,398	5.7
買入金銭債権	479,404	1.3	550,257	1.5
金銭の信託	24,345	0.1	62,022	0.2
有価証券	31,789,069	85.0	29,706,486	82.4
公 社 債	14,420,176	38.6	14,022,145	38.9
株 式	3,279,944	8.8	3,215,077	8.9
外 国 証 券	13,560,063	36.3	12,011,504	33.3
公 社 債	10,020,877	26.8	8,744,574	24.3
株 式 等	3,539,186	9.5	3,266,929	9.1
その他の証券	528,885	1.4	457,759	1.3
貸付金	2,164,509	5.8	2,069,452	5.7
保険約款貸付	226,775	0.6	218,059	0.6
一般貸付	1,937,734	5.2	1,851,393	5.1
不 動 産	643,568	1.7	644,133	1.8
うち投資用	468,707	1.3	480,382	1.3
繰延税金資産	208,307	0.6	356,340	1.0
その他の	597,969	1.6	595,334	1.7
貸倒引当金	△804	△0.0	△906	△0.0
一般勘定計	37,381,328	100.0	36,031,519	100.0
うち外貨建資産	12,080,542	32.3	10,484,519	29.1

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

## c. 資産の増減（一般勘定）

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
	金額	金額
現預金・コールローン	△601,892	573,440
買入金銭債権	71,758	70,852
金銭の信託	9,354	37,677
有価証券	3,563,838	△2,082,582
公 社 債	△556,324	△398,030
株 式	957,306	△64,866
外 国 証 券	2,977,612	△1,548,559
公 社 債	1,650,781	△1,276,303
株 式 等	1,326,830	△272,256
その他の証券	185,243	△71,125
貸付金	△33,764	△95,057
保険約款貸付	△8,098	△8,716
一般貸付	△25,666	△86,341
不 動 産	55,543	565
うち投資用	65,350	11,675
繰延税金資産	△284,700	148,032
その他の	50,006	△2,635
貸倒引当金	62	△102
一般勘定計	2,830,205	△1,349,809
うち外貨建資産	2,326,528	△1,596,023

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

住友生命保険相互会社

## d. 資産運用関係収益(一般勘定)

(単位:百万円、%)

区 分	2023年度		2024年度	
		前年度比		前年度比
利息及び配当金等収入	859,455	112.9	930,690	108.3
預貯金利息	18,623	188.4	16,644	89.4
有価証券利息・配当金	753,948	111.9	823,654	109.2
貸付金利息	32,512	119.9	33,258	102.3
不動産賃貸料	34,941	107.6	37,046	106.0
その他利息配当金	19,429	108.7	20,086	103.4
金銭の信託運用益	2,861	997.0	1,391	48.6
有価証券売却益	144,673	40.3	270,230	186.8
国債等債券売却益	20,322	203.8	18,338	90.2
株式等売却益	35,820	25.1	65,358	182.5
外国証券売却益	88,531	43.0	186,533	210.7
有価証券償還益	3,398	303.3	10,607	312.1
為替差益	187,958	233.2	-	-
貸倒引当金戻入額	51	105.4	-	-
その他運用収益	728	66.2	1,095	150.4
合 計	1,199,128	99.7	1,214,015	101.2

## e. 資産運用関係費用(一般勘定)

(単位:百万円、%)

区 分	2023年度		2024年度	
		前年度比		前年度比
支払利息	28,965	133.0	33,785	116.6
売買目的有価証券運用損	22	-	147	660.3
有価証券売却損	115,774	33.6	252,111	217.8
国債等債券売却損	6,430	42.3	61,728	960.0
株式等売却損	10,857	184.1	16,930	155.9
外国証券売却損	98,486	30.4	173,452	176.1
有価証券評価損	3,992	148.4	5,971	149.5
株式等評価損	3,992	152.1	1,406	35.2
外国証券評価損	-	-	4,564	-
有価証券償還損	5	7.7	127	2189.7
金融派生商品費用	289,919	179.1	257,131	88.7
為替差損	-	-	70,079	-
貸倒引当金繰入額	-	-	117	-
賃貸用不動産等減価償却費	9,758	109.0	10,051	103.0
その他運用費用	21,408	44.3	92,159	430.5
合 計	469,848	79.8	721,682	153.6

住友生命保険相互会社

## f. 資産別運用利回り(一般勘定)

(単位:%)

区 分	2023年度	2024年度
現預金・コールローン	5.21	1.51
買入金銭債権	0.47	0.55
金銭の信託	△0.68	2.21
有価証券	2.38	1.56
うち公社債	1.53	1.12
うち株式	6.01	8.84
うち外国証券	3.00	1.19
公社債	3.44	1.15
株式等	1.43	1.27
貸付金	2.06	1.48
うち一般貸付	1.88	1.23
不動産	2.12	2.29
うち投資用	2.93	3.14
一般勘定計	2.10	1.38
うち海外投融資	2.89	1.10

- (注)1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益-資産運用費用として算出した利回りです。  
2. 当利回りの算出においては、デリバティブによる損益を分子に含めています。  
3. 海外投融資とは、外貨建資産と円貨建資産の合計です。

## g. 主要資産の平均残高(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	2023年度	2024年度
現預金・コールローン	1,304,464	1,440,824
買入金銭債権	531,765	589,842
金銭の信託	15,556	32,049
有価証券	28,618,729	29,684,653
うち公社債	14,790,443	14,603,582
うち株式	1,462,639	1,552,729
うち外国証券	11,958,839	13,065,327
公社債	9,299,097	9,411,357
株式等	2,659,742	3,653,969
貸付金	2,265,080	2,031,857
うち一般貸付	2,031,067	1,806,622
不動産	642,662	648,387
うち投資用	464,303	473,309
一般勘定計	34,724,696	35,684,626
うち海外投融資	13,372,842	14,327,507

住友生命保険相互会社

## h. 有価証券の時価情報(一般勘定)

## (1) 売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

区 分	2023年度末		2024年度末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益
売買目的有価証券	24,345	2,044	62,022	△933

(注) 本表には、金銭の信託等の売買目的有価証券を含んでいます。

## (2) 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外)

(単位:百万円)

区 分	2023年度末					2024年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	1,926,606	2,092,804	166,198	164,790	△18,592	1,856,893	1,868,670	3,076	104,174	△101,098
責任準備金対応債券	13,799,526	13,527,225	△272,300	667,606	△939,906	13,840,890	12,616,182	△1,224,698	253,290	△1,477,996
子会社・関連会社株式	43,624	44,950	426	426	-	43,488	51,861	8,382	8,382	-
その他の有価証券	13,740,636	15,113,683	1,372,947	2,268,171	△896,224	12,007,747	13,080,871	1,073,123	1,986,442	△913,318
公 社 債	2,468,781	2,174,180	△294,600	27,573	△322,154	2,268,686	1,916,847	△352,838	2,066	△454,906
株 式	1,323,271	3,072,377	1,749,106	1,774,962	△26,857	1,374,169	3,006,954	1,634,784	1,667,123	△32,330
外 国 証 券	8,950,882	8,836,843	△118,038	407,593	△522,632	7,269,461	7,136,696	△132,766	266,393	△399,149
公 社 債	6,968,920	6,640,941	△327,979	213,539	△541,518	6,415,442	6,264,397	△151,044	96,724	△247,769
株 式 等	2,291,942	2,294,902	2,939	194,053	△191,113	1,854,019	1,882,298	28,288	169,669	△141,380
その他の証券	366,676	396,928	43,251	57,063	△13,811	267,547	306,636	39,088	60,601	△12,512
買入金債償権	387,043	377,300	△9,743	978	△10,721	468,892	464,936	△3,956	287	△14,213
譲渡性預金	266,000	254,962	△11,038	-	△11,038	369,000	368,799	△200	-	△200
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	29,510,182	30,777,463	1,267,281	3,121,196	△1,853,728	27,747,681	27,607,676	△140,005	2,352,307	△2,492,413
公 社 債	14,714,757	14,314,487	△400,269	694,269	△1,096,329	14,474,964	12,964,631	△1,510,332	264,223	△1,774,578
株 式	1,324,111	3,072,342	1,748,231	1,775,389	△26,857	1,374,843	3,006,747	1,634,903	1,667,242	△32,330
外 国 証 券	12,673,604	12,368,151	△305,452	693,506	△708,958	10,802,413	10,621,924	△180,489	379,983	△460,472
公 社 債	10,138,898	10,020,464	△118,434	399,462	△517,946	8,906,618	8,628,586	△278,032	202,040	△480,092
株 式 等	2,334,747	2,337,687	2,939	194,053	△191,113	1,896,795	1,932,357	35,562	177,942	△141,380
その他の証券	366,676	396,928	43,251	57,063	△13,811	267,547	306,636	39,088	60,601	△12,512
買入金債償権	387,043	377,300	△9,743	978	△10,721	468,892	464,936	△3,956	287	△14,213
譲渡性預金	266,000	254,962	△11,038	-	△11,038	369,000	368,799	△200	-	△200
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

2. 市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	2023年度末	2024年度末
子会社・関連会社株式	1,193,362	1,300,067
その他の有価証券	261,773	316,482
国 内 株 式	22,762	21,614
外 国 株 式	34,558	34,558
そ の 他	204,452	260,308
合 計	1,455,135	1,616,550

住友生命保険相互会社

## i. 金銭の信託の時価情報（一般勘定）

（単位：百万円）

区 分	2023年度末					2024年度末				
	貸借対照表計上額	時価	差損益	差益	差損	貸借対照表計上額	時価	差損益	差益	差損
金 銭 の 信 託	24,345	24,345	-	-	-	62,022	62,022	-	-	-

(注)時価相当額の算定は、取引金融機関が合理的に算定した価格によっています。

## ・運用目的の金銭の信託

（単位：百万円）

区 分	2023年度末		2024年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
運 用 目 的 の 金 銭 の 信 託	24,345	2,044	62,022	△903

## ・運用目的以外の金銭の信託

2023年度末、2024年度末ともに残高がないため、記載していません。

(ご参考)

金融商品に係る会計基準における「市場価格のない株式等および組合等」についても一定の前提をおいて算定した価額を含めた場合の時価情報は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区 分	2023年度末					2024年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	1,926,606	2,092,804	166,198	184,790	△18,592	1,856,593	2,058,679	2,076	194,174	△161,098
責任準備金対応債券	13,799,326	13,527,325	△272,000	687,808	△939,909	13,846,800	12,616,182	△1,234,699	263,298	△1,477,996
子会社・関連会社株式	1,256,906	1,356,097	118,110	118,110	-	1,343,626	1,466,783	112,266	112,266	-
その他の有価証券	14,002,409	15,458,404	1,456,994	2,361,609	△906,614	12,324,230	13,480,231	1,156,991	2,072,197	△916,206
公 社 債	2,466,761	2,174,189	△296,690	27,573	△322,154	2,266,696	1,816,847	△462,839	2,956	△464,906
株 式	1,346,034	2,095,139	1,749,106	1,774,963	△26,857	1,396,784	2,000,669	1,634,784	1,667,123	△32,339
外 国 証 券	9,156,258	9,122,666	△32,601	499,311	△522,912	7,514,610	7,463,440	△51,170	360,866	△402,036
公 社 債	6,668,920	6,540,941	△117,978	213,539	△331,519	5,416,442	5,264,297	△161,044	96,724	△267,769
株 式 等	2,496,338	2,581,715	86,377	276,772	△191,394	2,099,168	2,209,042	109,874	264,141	△164,267
その他の証券	399,313	424,173	43,861	67,781	△13,920	317,256	366,627	39,371	61,893	△12,512
買入金銭債権	387,043	377,300	△9,743	978	△10,721	468,892	464,936	△13,966	267	△14,213
譲渡性預金	265,000	264,962	△47	-	△47	368,000	368,799	△200	-	△200
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	30,996,328	32,433,631	1,468,202	3,322,319	△1,854,116	29,264,232	29,410,658	46,626	2,541,927	△2,486,301
公 社 債	14,714,757	14,314,687	△400,069	694,259	△1,094,329	14,474,984	12,966,631	△1,618,462	264,223	△1,772,676
株 式	1,630,838	3,290,369	1,749,631	1,776,389	△26,857	1,696,292	3,216,196	1,634,903	1,667,242	△32,339
外 国 証 券	13,892,696	13,677,316	84,670	793,919	△709,239	12,062,474	11,967,634	△96,039	668,320	△663,359
公 社 債	10,138,666	10,020,464	△118,202	399,482	△517,846	8,906,618	8,988,966	△81,762	202,040	△619,092
株 式 等	3,463,808	3,656,871	203,062	394,437	△191,394	3,167,956	3,179,067	222,012	366,279	△164,267
その他の証券	488,024	528,885	43,861	67,781	△13,920	418,380	467,789	39,371	61,893	△12,512
買入金銭債権	387,043	377,300	△9,743	978	△10,721	468,892	464,936	△13,966	267	△14,213
譲渡性預金	265,000	264,962	△47	-	△47	368,000	368,799	△200	-	△200
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

2. 有価証券の時価情報の差損益と本表の差損益との差額は、2023年度末が 200,732百万円、2024年度末が 186,732百万円となっています。

## 不動産（土地・借地権）の差損益

（単位：百万円）

区 分	2023年度末	2024年度末
不 動 産 の 差 損 益	213,009	234,978

(注)土地の時価については、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、または公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

住友生命保険相互会社

## j. デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用の合算値)(一般勘定)

## (1) 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位:百万円)

区 分	2023年度末					合 計	2024年度末					合 計
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他		金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	
ヘッジ会計適用分	△13,805	△355,739	-	-	-	△369,544	△47,468	19,092	-	-	-	△28,374
ヘッジ会計非適用分	54	△114,446	△2,342	-	5,459	△111,691	-	△32,936	△2,658	-	△4,232	△39,829
合 計	△13,748	△470,456	△2,342	-	5,459	△481,647	△47,468	△13,945	△2,658	-	△4,232	△68,455

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

なお時価ヘッジ適用分の差損益は、2023年度末通算額 △357,149百万円、2024年度末通算額 △7,387百万円となっています。

## (2) 金利関連

(単位:百万円)

区 分	種 類	2023年度末			2024年度末		
		契約額等 うち1年超	時価	差損益	契約額等 うち1年超	時価	差損益
店頭	金利スワップ						
	固定金利受取/変動金利支払	378,210	378,200	△33,873	381,200	390,790	△62,805
	固定金利支払/変動金利受取	113,657	113,657	20,124	112,140	112,140	15,137
	合 計			△13,748			△47,668

(注)差損益欄には、時価を記載しています。

## (ご参考)

## 金利スワップ契約の内容

[2024年度末]

(単位:百万円、%)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
	受取固定・支払変動スワップの想定元本額	500	2,000	700	-	3,000	
平均受取固定金利	0.16	0.71	0.83	-	1.35	0.95	0.95
平均支払変動金利	0.99	1.11	1.05	-	1.03	0.37	0.38
支払固定・受取変動スワップの想定元本額	-	44,656	-	67,284	-	-	112,140
平均支払固定金利	-	1.83	-	2.39	-	-	2.17
平均受取変動金利	-	5.77	-	6.32	-	-	6.10

住友生命保険相互会社

## (3) 通貨関連

(単位：百万円)

区分	種 類	2023年度末				2024年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	為替予約								
	売却	5,924,009	449,248	△495,468	△496,468	5,164,922	642,321	△36,899	△36,899
	(米ドル)	4,632,049	437,284	△381,858	△381,858	4,203,966	642,321	△32,278	△32,278
	(ユーロ)	777,954	-	△55,944	△55,944	738,472	-	△7,926	△7,926
	買増	1,383,039	1,614	30,282	30,282	989,312	125,999	1,749	1,749
	(米ドル)	981,910	1,614	22,013	22,013	882,387	125,999	1,959	1,959
	(ユーロ)	234,683	-	7,270	7,270	57,569	-	781	781
	通貨オプション								
	売却								
	コール	407,720	-			-	-		
	(944)			896	49	(-)			
	(米ドル)	407,720	-			-	-		
	(944)			896	49	(-)			
	プット	130,000	-			-	-		
	(392)			4	387	(-)			
	(米ドル)	130,000	-			-	-		
	(392)			4	387	(-)			
	買増								
	プット	699,040	-			797,500	260,000		
	(3,969)			171	△3,697	(7,285)		4,963	△2,822
(米ドル)	699,040	-			760,000	260,000			
(3,969)			171	△3,697	(5,492)		3,283	△2,208	
(メキシコペソ)	-	-			37,500	-			
(-)			-	-	(1,893)		1,279	△614	
通貨スワップ									
(米ドル)	40,507	40,507	△15,019	△15,019	40,507	31,484	△15,589	△15,589	
	40,507	40,507	△15,019	△15,019	40,507	31,484	△15,589	△15,589	
合 計				△484,496				△53,561	

(注)1.( )内には、オプション料を記載しています。

2. 外貨建金銭債権債務等が為替予約又は通貨スワップが付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。

開示の対象より除いている通貨スワップは、2023年度末が米ドルの契約額 630,563百万円、時価 14,089百万円、差損益 14,089百万円、2024年度末が米ドルの契約額 597,042百万円、時価 39,715百万円、差損益 39,715百万円です。

3. 差損益欄には、為替予約及びスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

住友生命保険相互会社

## (4) 株式関連

(単位:百万円)

区分	種 類	2023年度末			2024年度末			
		契約額等		時価	契約額等		時価	差損益
		うち1年経			うち1年経			
店頭	株価指数オプション							
	買建 プット	550,000 (2,342)	-	0	599,988 (6,768)	200,000	4,107 △2,658	
	合 計						△2,342 △2,658	

- (注)1. ( )内には、オプション料を記載しています。  
2. 差損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

## (5) 債券関連

2023年度末、2024年度末ともに残高がないため、記載していません。

## (6) その他

(単位:百万円)

区分	種 類	2023年度末			2024年度末			
		契約額等		時価	契約額等		時価	差損益
		うち1年経			うち1年経			
店頭	マルチ・アセット指数オプション							
	売 建							
	コール	90,362 (219)	-	610	89,801 (116)	-	20 96	
	買 建							
コール	264,444 (8,520)	-	11,342	251,665 (8,603)	-	1,274 △4,328		
	合 計						5,450 △4,232	

- (注)1. ( )内には、オプション料を記載しています。  
2. 差損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

住友生命保険相互会社

## 5. 貸借対照表

(単位:百万円)

期 別 科 目	2023年度末	2024年度末	期 別 科 目	2023年度末	2024年度末
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)		(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
	金額	金額		金額	金額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	740,775	902,108	保険契約準備金	29,101,622	29,091,434
現金	10	10	文 払 備 金	126,094	130,964
預 貯 金	740,765	902,098	責 任 準 備 金	28,761,989	28,749,390
コーポレートローン	834,182	1,152,304	社員配当準備金	213,638	211,078
買入金債費権	479,404	500,257	再 保 険 債	3,230	1,872
金債の信託	24,345	62,022	社 債	448,696	448,696
有価証券	32,471,386	30,338,696	その他の負債	5,745,603	4,475,419
国 債	11,314,158	11,216,638	完 現 先 払 金	4,760,283	3,725,641
地 方 債	188,844	176,438	借 入 金	170,000	220,000
社 債	3,116,211	2,816,441	未 払 消 人 税 等	1,115	19,744
株 式	3,449,389	3,306,408	未 払 金	31,091	61,651
外国証券	13,858,843	12,282,344	未 払 費 用	45,335	51,732
その他の証券	543,939	490,425	前 受 収 益	863	819
貸 付 金	2,164,609	2,069,452	預 り 金	70,202	66,415
保険約款貸付	226,775	218,059	預 り 保 証 金	32,815	33,963
一 般 貸 付	1,937,734	1,851,393	金 融 派 生 商 品	550,699	183,414
有形固定資産	648,051	655,303	金融商品等受入担保金	68,808	88,659
土 地	432,329	436,882	リ ー ス 債 務	594	8,350
建 物	204,907	196,471	資 産 除 去 費 務	1,777	1,795
リ ー ス 資 産	675	7,817	仮 受 金	10,017	11,239
建設仮勘定	6,331	10,798	その他の負債	1,999	1,992
その他の有形固定資産	3,907	3,352	価 格 支 払 準 備 金	907,826	930,026
無形固定資産	44,315	45,777	再評価に係る繰延税金負債	12,430	12,738
ソフトウェア	30,469	35,829	負債の部合計	36,219,409	34,960,186
その他の無形固定資産	13,846	9,947	(純資産の部)		
再 保 険 貸	412	789	基 金	50,000	50,000
その他の資産	557,635	548,638	基金償却積立金	639,000	639,000
未 収 金	33,862	26,771	再 評 価 積 立 金	2	2
前 払 費 用	7,697	9,578	調 余 金	332,785	349,875
未 収 収 益	177,245	171,548	損 失 補 償 準 備 金	6,604	6,804
預 託 金	5,031	5,013	そ の 他 調 余 金	326,180	343,071
先物取引差入証拠金	45,003	57,141	基 金 償 却 準 備 金	-	10,000
金融派生商品	46,873	77,875	価 格 支 払 積 立 金	255,000	255,000
金融商品等受入担保金	183,905	127,355	社 会 及 び 関 連 者 留 保 増 資 基 金	1,344	1,313
仮 払 金	10,012	8,143	別 途 積 立 金	223	223
その他の資産	48,003	65,211	当 期 未 処 分 調 余 金	69,612	76,534
前 払 年 金 費 用	28,479	41,743	基 金 等 合 計	1,021,787	1,038,878
繰延税金資産	208,307	356,340	その他の有価証券評価差額金	1,048,898	822,943
貸倒引当金	△804	△906	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△32,494	△52,771
			土 地 再 評 価 差 額 金	△56,600	△46,740
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	969,803	723,431
			純 資 産 の 部 合 計	1,981,591	1,762,310
資産の部合計	38,201,001	36,722,496	負債及び純資産の部合計	38,201,001	36,722,496

住友生命保険相互会社

## 2024 年度 貸借対照表注記

1. 有価証券(預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの、並びに金銭の信託を含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式)については原価法、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。  
なお、小区分は次のとおり設定しております。

個人保険及び個人年金保険契約(一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く)  
最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の主契約  
確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約(今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象)  
拠出型企業年金保険契約(今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象)  
確定拠出年金保険契約及び新単位別利率設定特約  
一時払養老保険契約(一部を除く)  
利率変動型終身保険(一時払)契約  
個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約  
個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約(一部の保険種類を除く)

3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法

5. 有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

住友生命保険相互会社

その他の有形固定資産  
定率法によっております。

6. 外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式を除く)は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、27百万円です。
8. 退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。
- 退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。
- |                |         |
|----------------|---------|
| 退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準 |
| 数理計算上の差異の処理年数  | 翌期から 8年 |

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	300,669百万円
勤務費用	12,526百万円
利息費用	1,728百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△41,295百万円
退職給付の支払額	△17,109百万円
期末における退職給付債務	<u>256,519百万円</u>

住友生命保険相互会社

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
期首における年金資産	407,078 百万円
期待運用収益	2,491 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	30,761 百万円
事業主からの拠出額	5,587 百万円
退職給付の支払額	<u>△8,374 百万円</u>
期末における年金資産	<u>437,544 百万円</u>
③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	256,519 百万円
年金資産	<u>△437,544 百万円</u>
	<u>△181,024 百万円</u>
未認識数理計算上の差異	139,280 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△41,743 百万円</u>
前払年金費用	<u>△41,743 百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△41,743 百万円</u>
④ 退職給付に関連する損益	
勤務費用	12,526 百万円
利息費用	1,728 百万円
期待運用収益	△2,491 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	<u>△10,704 百万円</u>
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>1,058 百万円</u>
⑤ 年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。	
株式	52%
生命保険一般勘定	26%
債券	4%
投資信託	4%
その他	14%
合計	<u>100%</u>
年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が60%含まれています。	
⑥ 長期期待運用収益率の設定方法	
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。	
⑦ 数理計算上の計算基礎に関する事項	
期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりです。	
割引率	2.181%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	1.4%
退職給付信託	0.0%

- (3) 確定拠出制度  
当社の確定拠出制度への要拠出額は、1,373 百万円です。

住友生命保険相互会社

9. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定により算出した額を計上しております。
10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。また、責任準備金の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 26 号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。
11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
12. 責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第 4 条第 2 項第 4 号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。  
責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次の方式により計算しております。  
(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）  
(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式  
なお、2006 年 4 月 1 日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）を適用（ただし、2006 年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表 2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。  
収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。  
また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。  
保険業法施行規則第 69 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第 5 項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。  
追加の責任準備金の計上要否、金額の決定にあたっては、関連する法令等に基づき、保険数理に関する専門知識を活用した将来キャッシュ・フロー等の見積りが必要となることから、保険計理人による責任準備金の積立ての十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。
13. 個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱いを 2023 年 5 月 8 日以降終了したことにより、平成 10 年大蔵省告示第 234 号（以下「IBNR 告示」という。）第 1 条第 1 項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR 告示第 1 条第 1 項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。

住友生命保険相互会社

IBNR 告示第1条第1項本文に掲げるすべての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR 告示第1条第1項本文と同様の方法により算出しております。

14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

住友生命保険相互会社

15. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。

貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップ取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。その他、責任準備金の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第 26 号）に基づく金利スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。

これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、

住友生命保険相互会社

デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当期末における主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません。また、現金及び預貯金（譲渡性預金除く）、コールローン及び売現先勘定は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金（譲渡性預金）	358,799	358,799	-
うち、その他有価証券	358,799	358,799	-
買入金銭債権	550,257	543,828	△6,429
うち、その他有価証券	454,936	454,936	-
金銭の信託	62,022	62,022	-
有価証券	28,639,277	27,426,048	△1,213,229
売買目的有価証券	632,209	632,209	-
満期保有目的の債券	1,855,593	1,858,670	3,076
責任準備金対応債券	13,840,880	12,616,182	△1,224,698
子会社株式及び関連会社株式	43,459	51,851	8,392
その他有価証券 <sup>※1</sup>	12,267,134	12,267,134	-
貸付金	2,069,452		
貸倒引当金 <sup>※2</sup>	△666		
	2,068,785	1,945,086	△123,699
社債	448,695	426,463	△22,232
借入金	220,000	213,723	△6,277
デリバティブ取引 <sup>※3</sup>	(105,539)	(105,539)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	(24,327)	(24,327)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(81,211)	(81,211)	-

※1 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託が含まれております。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で示しております。

(注1) 有価証券(「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

住友生命保険相互会社

## ① 満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	73,464	76,727	3,263
	外国証券(公社債)	1,061,500	1,162,411	100,911
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	155,629	150,234	△5,395
	外国証券(公社債)	565,000	469,296	△95,703
合計		1,855,593	1,858,670	3,076

## ② 責任準備金対応債券 (単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	6,184,104	6,432,999	248,894
	外国証券(公社債)	194,629	199,033	4,403
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	5,793,099	4,480,722	△1,312,376
	外国証券(公社債)	1,669,047	1,503,426	△165,620
合計		13,840,880	12,616,182	△1,224,698

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

## ③ その他有価証券 (単位:百万円)

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	-	-	-
	買入金銭債権	18,006	18,264	257
	公社債	224,587	226,654	2,066
	株式	1,188,275	2,855,398	1,667,123
	外国証券	3,369,192	3,636,584	267,391
	公社債	2,449,699	2,547,422	97,722
	株式等	919,493	1,089,161	169,668
	その他の証券	111,361	161,962	50,601
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	359,000	358,799	△200
	買入金銭債権	450,885	436,672	△14,213
	公社債	2,044,098	1,589,193	△454,905
	株式	185,894	153,555	△32,338
	外国証券	3,899,260	3,500,111	△399,149
	公社債	2,964,744	2,706,975	△257,769
	株式等	934,516	793,136	△141,380
その他の証券	156,185	143,673	△12,512	
合計		12,006,749	13,080,871	1,074,121

住友生命保険相互会社

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
市場価格のない株式等 <sup>※1</sup>	1,274,412
組合出資金等 <sup>※2</sup>	425,006

※1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

※2 組合出資金等には投資事業組合等が含まれております。これらは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
譲渡性預金	359,000	-	-	-
買入金銭債権	320,053	228	316	243,642
有価証券	654,740	3,897,648	5,892,930	12,897,299
満期保有目的の債券	311,895	88,700	594,300	820,461
責任準備金対応債券	240,628	2,704,079	3,331,967	7,719,784
その他有価証券	102,216	1,104,869	1,966,662	4,357,054
貸付金 <sup>※1</sup>	199,407	458,321	528,384	585,279
社債 <sup>※1</sup>	-	-	-	297,030
借入金 <sup>※1</sup>	-	-	-	120,000

※1 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

住友生命保険相互会社

## ① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
譲渡性預金	-	358,799	-	358,799
買入金銭債権	-	319,935	135,001	454,936
金銭の信託	-	-	62,022	62,022
有価証券	5,686,816	5,052,199	1,356,504	12,095,519
売買目的有価証券	503,640	128,568	-	632,209
其他有価証券	5,183,175	4,923,630	1,356,504	11,463,310
国債	823,974	-	-	823,974
地方債	-	29,026	-	29,026
社債	-	962,847	-	962,847
株式	3,008,954	-	-	3,008,954
外国証券	1,266,087	3,728,780	1,356,504	6,351,372
公社債	989,289	3,097,714	1,167,393	5,254,397
株式等	276,798	631,065	189,110	1,096,975
その他の証券	84,159	202,976	-	287,135
デリバティブ取引	619	68,584	8,670	77,875
通貨関連	-	65,632	4,563	70,195
金利関連	-	1,678	-	1,678
株式関連	467	-	4,107	4,574
その他	151	1,274	-	1,426
資産計	5,687,435	5,799,519	1,562,199	13,049,154
デリバティブ取引	2,143	181,270	-	183,414
通貨関連	-	116,618	-	116,618
金利関連	-	64,631	-	64,631
株式関連	1,721	-	-	1,721
その他	422	20	-	442
負債計	2,143	181,270	-	183,414

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号)第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託は、上表に含めておりません。当該投資信託の貸借対照表計上額は803,823百万円です。

住友生命保険相互会社

当該投資信託の期首残高から当期末残高への調整表は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	基準価額を時価とみなす 投資信託
期首残高	590,444
当期の損益又は評価・換算差額等 損益に計上 <sup>※1</sup>	9,841
評価・換算差額等に計上	△1,972
購入、売却、償還等の純額	11,813
203,538	
当期に基準価額を時価とみなす取扱いを適用した額	-
当期に基準価額を時価とみなす取扱いを適用しないこととした額	-
当期末残高	803,823
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益	-

※1 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

なお、当期末における解約等に関する制限のうち主なものは、任意解約が認められていないというものであり、その貸借対照表計上額は566,225百万円です。

住友生命保険相互会社

## ② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
買入金銭債権	-	-	88,891	88,891
有価証券	9,477,281	5,047,424	1,999	14,526,704
満期保有目的の債券	79,825	1,778,845	-	1,858,670
国債	79,825	-	-	79,825
社債	-	147,136	-	147,136
外国証券	-	1,631,708	-	1,631,708
公社債	-	1,631,708	-	1,631,708
責任準備金対応債券	9,396,663	3,217,519	1,999	12,616,182
国債	9,396,663	-	-	9,396,663
地方債	-	113,546	-	113,546
社債	-	1,403,511	-	1,403,511
外国証券	-	1,700,461	1,999	1,702,460
公社債	-	1,700,461	1,999	1,702,460
子会社株式及び関連会社株式	792	51,059	-	51,851
貸付金	-	15,333	1,929,752	1,945,086
資産計	9,477,281	5,062,758	2,020,643	16,560,682
社債	-	426,463	-	426,463
借入金	-	213,723	-	213,723
負債計	-	640,186	-	640,186

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

## ① 買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（情報ベンダー又はブローカーから入手する価格）等によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

これらに該当しない買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能である場合はレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

## ② 金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された信託財産の構成物の価格によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

## ③ 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、主なインプットは、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

住友生命保険相互会社

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、主な信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類しております。

#### ④ 貸付金

一般貸付については、貸付の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

保険約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

### 負債

#### ① 社債

社債については、活発ではない市場の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

#### ② 借入金

借入金については、借入金を裏付として発行される、市場が活発ではない社債の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ等が含まれます。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主にブレイン・パニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

住友生命保険相互会社

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

- ① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報  
重要な観察できないインプットを推計していないため、重要な観察できないインプットに関する定量的情報に関する記載を省略しております。

- ② 期首残高から当期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭債権	金銭の信託	有価証券	デリバティブ取引 <sup>※2</sup>	合計
期首残高	141,323	24,345	1,418,287	△728	1,583,227
当期の損益又は 評価・換算差額等	△4,219	480	△31,927	△7,988	△43,655
損益に計上 <sup>※1</sup>	0	480	△5,769	△7,988	△13,278
評価・換算差額等 に計上	△4,219	-	△26,157	-	△30,377
購入、売却、発行及び 決済等の純額	△2,102	37,197	△29,855	17,387	22,626
レベル3の時価への 振替	-	-	-	-	-
レベル3の時価からの 振替	-	-	-	-	-
当期末残高	135,001	62,022	1,356,504	8,670	1,562,199
当期の損益に計上した 額のうち貸借対照表日 において保有する金融 資産及び金融負債の評 価損益	-	-	-	△5,480	△5,480

※1 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

- ③ 時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部署にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部署等が時価を取得及び算定しております。取得及び算定された時価は、リスク管理部署等にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いており、また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

- ④ 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

重要な観察できないインプットを推計していないため、重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明を省略しております。

住友生命保険相互会社

16. 当社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等(土地を含む)）を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は 482,695 百万円、時価は 647,627 百万円です。  
なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。  
また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務 1,453 百万円を計上しております。
17. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、4,717,355 百万円です。
18. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当期末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は 921 百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
19. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、4,065 百万円です。なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額ははありません。危険債権額は、665 百万円です。  
上記取立不能見込額の直接減額は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、13 百万円です。  
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。  
債権のうち、三月以上延滞債権額ははありません。  
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。  
債権のうち、貸付条件緩和債権額は、3,399 百万円です。  
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
20. 有形固定資産の減価償却累計額は、421,005 百万円です。
21. 保険業法第 118 条に規定する特別勘定の資産の額は、847,107 百万円です。なお、負債の額も同額です。
22. 子会社等に対する金銭債権の総額は、184,354 百万円、金銭債務の総額は、7,182 百万円です。
23. グループ通算制度を適用している当社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（2021 年 8 月 12 日 企業会計基準委員会 実務対応報告第 42 号）に基づき、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示を行っております。
24. 繰延税金資産の総額は、770,723 百万円、繰延税金負債の総額は、391,620 百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、22,763 百万円です。  
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 371,401 百万円及び価格変動準備金 268,591 百万円です。  
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 308,657 百万円です。  
なお、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 13 号）の成立に伴い、従来の税効果会計適用の法定実効税率 27.96%は、回収又は支払が見込まれる期間が 2025 年 4 月 1 日から

住友生命保険相互会社

2026年3月31日までのものについては27.96%、2026年4月1日以降のものについては28.88%に変更されております。

当期における税効果会計適用後の法人税等の負担率は△41.6%であり、法定実効税率27.96%との差異の主な内訳は、税率変更による期末繰延税金資産の増額修正△32.6%、社員配当準備金繰入額△30.0%、土地再評価差額金の取崩△4.8%です。

税率変更により、当期末における繰延税金資産は10,666百万円増加し、法人税等調整額は19,816百万円、その他有価証券評価差額金は9,832百万円それぞれ減少しております。

25. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

当期首現在高	213,538 百万円
前期剰余金よりの繰入額	58,355 百万円
当期社員配当金支払額	61,018 百万円
利息による増加等	203 百万円
当期末現在高	211,078 百万円

26. 子会社等の株式等の総額は、1,362,561百万円です。

27. 担保に提供している資産の額は、有価証券4,489,493百万円です。

28. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は、17百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は、202,199百万円です。

29. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、770,174百万円です。

30. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、5,791百万円です。

31. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債です。

32. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。

住友生命保険相互会社

## 6. 損益計算書

(単位:百万円)

期 別 科 目	2023年度 〔自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日〕	2024年度 〔自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日〕
	金額	金額
経常収入	3,564,941	3,427,936
保険料収入	2,182,842	2,129,556
再保料収入	2,178,902	2,121,125
貸付収入	1,627	6,320
運用収入	2,311	2,109
利息収入	1,316,580	1,214,015
配当収入	859,455	930,690
預金利息	18,623	16,644
有価証券の利息	753,948	823,654
貸付の利息	32,512	33,258
その他の利息	34,941	37,046
金融商品運用益	19,429	20,086
有価証券の売却益	2,861	1,391
有価証券の償却	144,673	270,230
有価証券の売却損	3,398	10,607
有価証券の償却	187,958	-
有価証券の売却益	51	-
有価証券の償却	728	1,095
有価証券の売却損	117,452	-
有価証券の償却	65,518	84,365
有価証券の売却益	4,418	3,611
有価証券の償却	26,152	20,238
有価証券の売却損	-	12,598
有価証券の償却	1,714	13,264
有価証券の売却益	33,233	34,652
経常支出	3,417,665	3,330,248
保険料支出	2,031,101	2,113,013
再保料支出	541,534	546,587
貸付支出	432,258	476,832
運用支出	322,738	335,743
利息支出	554,615	627,295
配当支出	53,411	55,277
預金利息	126,542	71,277
有価証券の利息	462,103	5,073
貸付の利息	5,562	4,870
その他の利息	456,515	-
金融商品運用費用	25	203
有価証券の売却費用	469,848	735,142
有価証券の償却	28,965	33,785
有価証券の売却益	22	147
有価証券の償却	115,774	252,111
有価証券の売却損	3,992	5,971
有価証券の償却	5	127
有価証券の売却益	289,919	257,131
有価証券の償却	-	70,079
有価証券の売却損	-	117
有価証券の償却	9,758	10,051
有価証券の売却益	21,408	92,159
有価証券の償却	-	13,460
有価証券の売却損	332,573	348,273
有価証券の償却	122,038	128,744
有価証券の売却益	50,214	55,174
有価証券の償却	28,111	28,933
有価証券の売却損	18,498	18,787
有価証券の償却	25,213	25,848
経常利益	147,276	97,688
特別利益	1,528	17
特別損失	1,528	17
特別利益	69,652	36,939
特別損失	521	3,223
特別利益	163	10,784
特別損失	9,956	-
特別利益	58,300	22,200
特別損失	711	731
税金引当金	79,151	60,766
法人税	△20,773	41,556
法人税	27,978	△66,858
法人税	7,204	△25,301
法人税	71,946	86,068

住友生命保険相互会社

## 2024 年度 損益計算書注記

1. 保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
2. 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。  
なお、保険業法第 117 条及び保険業法施行規則第 72 条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
3. 子会社等との取引による収益の総額は、19,688 百万円、費用の総額は、22,143 百万円です。
4. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 18,338 百万円、株式等 65,358 百万円、外国証券 186,533 百万円です。  
有価証券売却損の内訳は、国債等債券 61,728 百万円、株式等 16,930 百万円、外国証券 173,452 百万円です。  
有価証券評価損の内訳は、株式等 1,406 百万円、外国証券 4,564 百万円です。
5. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は、3 百万円、責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は、67,879 百万円です。
6. 売買目的有価証券運用損の内訳は、利息及び配当金等収入 11 百万円、売却損 158 百万円です。
7. 金銭の信託運用益に含まれる評価損益はありません。
8. 金融派生商品費用には、評価益が 90,068 百万円含まれております。
9. 固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。  
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

## 資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で 1 つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに 1 つの資産グループとしております。

## 減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

## 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
遊休不動産等	土地及び建物等	10,784 百万円
		計 10,784 百万円

住友生命保険相互会社

**回収可能価額の算定方法**

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。

住友生命保険相互会社

## 7. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

区 分	2023年度	2024年度
基礎利益 A	261,745	340,547
キャピタル収益	551,685	515,080
金銭の信託運用益	2,044	△933
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	144,673	270,230
金融派生商品収益	—	—
為替差益	187,958	—
その他キャピタル収益	216,907	245,782
キャピタル費用	593,984	651,015
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	22	147
有価証券売却損	115,774	252,111
有価証券評価損	3,992	5,971
金融派生商品費用	289,919	257,131
為替差損	—	70,079
その他キャピタル費用	184,274	65,574
キャピタル損益 B	△42,398	△135,934
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	219,347	204,612
臨時収益	—	6
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
個別貸倒引当金戻入額	—	6
その他臨時収益	—	—
臨時費用	72,071	106,930
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	17,000	49,400
個別貸倒引当金繰入額	27	27
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	55,044	57,530
臨時損益 C	△72,071	△106,924
経常利益 A+B+C	147,276	97,688

（参考）その他項目の内訳

（単位：百万円）

	2023年度	2024年度
基礎利益	△31,816	△177,883
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金変動の影響額	291	318
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	177,969	△20,590
指数連動に係る保険料積立金変動の影響額	6,014	△6,623
金銭の信託運用損益のうち利息及び配当金等収入に相当する額	816	2,324
為替に係るヘッジコストに相当する額	△213,508	△208,088
投資信託の解約損益に相当する額	△7	65,255
有価証券償還損益のうち為替変動部分に相当する額	△3,392	△10,479
その他キャピタル収益	216,907	245,782
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金変動の影響額	—	—
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	—	20,590
指数連動に係る保険料積立金変動の影響額	—	6,623
為替に係るヘッジコストに相当する額	213,508	208,088
投資信託の解約損益に相当する額	7	—
有価証券償還損益のうち為替変動部分に相当する額	3,392	10,479
その他キャピタル費用	184,274	65,574
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金変動の影響額	291	318
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	177,969	—
指数連動に係る保険料積立金変動の影響額	6,014	—
為替に係るヘッジコストに相当する額	—	—
投資信託の解約損益に相当する額	—	65,255
有価証券償還損益のうち為替変動部分に相当する額	—	—
その他臨時費用	55,044	57,530
個人年金保険の年金開始後契約の一部についての保険料積立金を通知して積み立てた額	55,044	57,530

住友生命保険相互会社

## 8. 基金等変動計算書

2023年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	基金等										基金等 合計
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	損失繰越 準備金	剰余金					剰余金 合計	
					基金償却 準備金	前期変動 積立金	社会及び 契約者福祉 増進基金	別当 積立金	当期未処分 剰余金		
当 期 首 残 高	-	639,000	2	6,404	-	165,000	1,355	223	147,967	320,951	969,953
当 期 変 動 額											
基金の募集	50,000										50,000
社員配当準備金の立 積									△57,067	△57,067	△57,067
損失繰越準備金の立 積				200					△200	-	-
当 期 純 剰 余									71,946	71,946	71,946
債務変動積立金の立 積						90,000			△90,000	-	-
社会及び契約者福祉 増進基金の積立							700		△700	-	-
社会及び契約者福祉 増進基金の取崩							△711		711	-	-
土地再評価差額金の取 崩									△3,045	△3,045	△3,045
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）											
当 期 変 動 額 合 計	50,000	-	-	200	-	90,000	△11	-	△78,354	11,633	61,633
当 期 末 残 高	50,000	639,000	2	6,604	-	255,000	1,344	223	69,612	332,785	1,021,787

（単位：百万円）

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他の有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	300,314	△12,224	△59,645	228,444	1,188,398
当 期 変 動 額					
基金の募集					50,000
社員配当準備金の立 積					△57,067
損失繰越準備金の立 積					-
当 期 純 剰 余					71,946
債務変動積立金の立 積					-
社会及び契約者福祉 増進基金の積立					-
社会及び契約者福祉 増進基金の取崩					-
土地再評価差額金の取 崩					△3,045
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）	748,583	△20,269	3,045	731,359	731,359
当 期 変 動 額 合 計	748,583	△20,269	3,045	731,359	793,193
当 期 末 残 高	1,048,898	△32,494	△56,600	959,803	1,981,591

住友生命保険相互会社

2024年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	基金等										
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	損失繰越 準備金	剰余金					剰余金 合計	基金等 合計
					基金償却 準備金	損益変動 積立金	社会及び 契約者福祉 増進基金	別当 積立金	当期未処分 剰余金		
当 期 首 残 高	50,000	639,000	2	6,604	-	255,000	1,344	223	69,612	332,785	1,021,787
当 期 実 働 額											
社員配当準備金の 積立									△58,355	△58,355	△58,355
損失繰越準備金の 積立				200					△200	-	-
基金利息の支払									△357	△357	△357
当 期 純 剰 余									86,068	86,068	86,068
基金償却準備金の 積立					10,000				△10,000	-	-
社会及び契約者福祉 増進基金の積立							700		△700	-	-
社会及び契約者福祉 増進基金の取崩							△731		731	-	-
土地再評価差額金の 取崩									△10,264	△10,264	△10,264
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)											
当 期 実 働 額 合 計	-	-	-	200	10,000	-	△31	-	6,921	17,090	17,090
当 期 末 残 高	50,000	639,000	2	6,804	10,000	255,000	1,313	223	76,534	340,875	1,038,878

(単位:百万円)

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	1,048,898	△32,494	△56,600	959,803	1,981,591
当 期 実 働 額					
社員配当準備金の 積立					△58,355
損失繰越準備金の 積立					-
基金利息の支払					△357
当 期 純 剰 余					86,068
基金償却準備金の 積立					-
社会及び契約者福祉 増進基金の積立					-
社会及び契約者福祉 増進基金の取崩					-
土地再評価差額金の 取崩					△10,264
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)	△225,954	△20,277	9,860	△236,372	△236,372
当 期 実 働 額 合 計	△225,954	△20,277	9,860	△236,372	△219,281
当 期 末 残 高	822,943	△52,771	△46,740	723,431	1,762,310

住友生命保険相互会社

## 9. 剰余金処分案

(単位:百万円)

科 目	2023年度	2024年度
当期末処分剰余金	69,612	76,534
剰余金処分額	69,612	76,534
社員配当準備金	58,365	65,282
差引純剰余金	11,257	11,252
損失填補準備金	200	200
基金利息	357	352
任意積立金	10,700	10,700
基金償却準備金	10,000	10,000
社会及び契約者福祉増進基金	700	700

## 10. 保険業法に基づく債権の状況

(単位:百万円、%)

区 分	2023年度末	2024年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
危険債権	585	665
三月以上延滞債権	-	-
貸付条件緩和債権	-	3,399
小 計	585	4,065
(対合計比)	(0.01)	(0.06)
正 常 債 権	7,378,897	6,807,188
合 計	7,379,482	6,811,253

- (注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。(注1に掲げる債権を除く。)
3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。(注1及び2に掲げる債権を除く。)
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。(注1から3に掲げる債権を除く。)
5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

住友生命保険相互会社

## 11. 貸倒引当金の状況

(単位:百万円)

摘 要	2023年度末	2024年度末
(1) 貸倒引当金残高		
(イ) 一般貸倒引当金	541	665
(ロ) 個別貸倒引当金	263	241
(ハ) 特定海外債権引当勘定	-	-
(2) 個別貸倒引当金		
(イ) 繰入額	291	268
(ロ) 取崩額(償却に伴う取崩額を除く)	264	274
(ハ) 繰入額	27	△6
(3) 特定海外債権引当勘定		
(イ) 対象国数	0カ国	0カ国
(ロ) 償増額	-	-
(ハ) 繰入額	-	-
(ニ) 取崩額	-	-
(4) 貸付金償却	-	-

住友生命保険相互会社

## 12. ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

項目	2023年度末	2024年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	5,358,237	5,240,179
基金等	963,075	973,243
価格変動準備金	907,826	930,026
危険準備金	769,500	818,900
一般貸倒引当金	541	665
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マケツの場合100%)	1,276,042	1,006,967
土地の含み損益×85%(マケツの場合100%)	143,513	170,830
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	729,409	716,555
負債性資本調達手段等	618,695	668,695
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△160,000	△160,000
その他	109,632	114,294
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2} + R_4$ (B)	1,493,334	1,409,999
保険リスク相当額 $R_1$	59,651	57,928
第三分野保険の保険リスク相当額 $R_2$	70,199	70,985
予定利率リスク相当額 $R_3$	181,889	182,711
最低保証リスク相当額 $R_4^*$	2,855	2,796
資産運用リスク相当額 $R_5$	1,271,094	1,188,400
経営管理リスク相当額 $R_6$	31,713	30,056
ソルベンシー・マージン比率 (A) $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	717.6%	743.2%

\*最低保証リスク相当額は、平成8年大蔵省告示第50号別表6の2に定める標準的方式により算出しています。

(注) 上記は、保険業法第130条、保険業法施行規則第86条及び第97条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

## (ご参考)責任準備金積立方式・積立率

積立方式		2023年度末	2024年度末
		標準責任準備金対象契約	金融庁長官が定める方式 (平成8年大蔵省告示第48号)
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率(危険準備金を除く)		100.0%	100.0%

(注)1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険、団体年金保険、財形保険、財形年金保険、医療保障保険及び受再保険は含みません。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

住友生命保険相互会社

## 13. 2024年度特別勘定の状況(2024年4月1日～2025年3月31日)

## a. 特別勘定資産残高の状況

区 分	2023年度末	2024年度末
	金額	金額
個人変額保険	66,305	60,199
変額個人年金保険	41,215	33,021
団体年金保険	774,278	753,886
特別勘定計	881,798	847,107

## b. 個人変額保険(特別勘定)の状況

## (1) 保有契約高

区 分	2023年度末		2024年度末	
	件数	金額	件数	金額
個人変額保険(有期型)	4	21	3	18
個人変額保険(終身型)	42,936	227,115	41,208	218,881
合計	42,940	227,137	41,211	218,900

## (2) 年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

区 分	2023年度末		2024年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	1,334	2.0	190	0.3
有価証券	64,010	96.5	56,627	94.1
公社債	19,016	28.7	16,856	28.0
株式	20,128	30.4	17,253	28.7
外国証券	24,865	37.5	22,517	37.4
公社債	6,345	9.6	4,932	8.2
株式等	18,520	27.9	17,584	29.2
その他の証券	-	-	-	-
貸付金	-	-	-	-
その他	959	1.4	3,381	5.6
貸倒引当金	-	-	-	-
合計	66,305	100.0	60,199	100.0

## (3) 個人変額保険特別勘定の運用収支状況

区 分	2023年度	2024年度
	金額	金額
利息配当金等収入	1,026	1,070
有価証券売却益	5,990	4,929
有価証券償還益	-	-
有価証券評価益	18,951	14,219
為替差益	17	64
金融派生商品収益	150	55
その他の収益	2	6
有価証券売却損	733	1,008
有価証券償還損	24	-
有価証券評価損	11,893	19,548
為替差損	16	75
金融派生商品費用	169	162
その他の費用	0	0
収支差額	13,301	△447

(注)2023年度の有価証券評価益 18,951百万円には有価証券振戻益 1,176百万円が、有価証券評価損 11,893百万円には有価証券振戻損 10,997百万円がそれぞれ含まれています。  
2024年度の有価証券評価益 14,219百万円には有価証券振戻益 896百万円が、有価証券評価損 19,548百万円には有価証券振戻損 17,775百万円がそれぞれ含まれています。

住友生命保険相互会社

## c. 変額個人年金保険(特別勘定)の状況

## (1) 保有契約高

(単位: 件、百万円)

区 分	2023年度末		2024年度末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
変 額 個 人 年 金 保 険	57,701	104,363	48,033	80,289

## (2) 年度末変額個人年金保険特別勘定資産の内訳

(単位: 百万円、%)

区 分	2023年度末		2024年度末	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
現預金・コールローン	3,665	8.9	0	0.0
有 価 証 券	34,184	82.9	27,978	84.7
公 社 債	10,788	26.2	-	-
株 式	3,793	9.2	-	-
外 国 証 券	16,557	40.2	11,488	34.8
公 社 債	15,591	37.8	11,488	34.8
株 式 等	966	2.3	-	-
そ の 他 の 証 券	3,044	7.4	16,490	49.9
貸 付 金	-	-	-	-
そ の 他	3,365	8.2	5,043	15.3
貸 倒 引 当 金	-	-	-	-
合 計	41,215	100.0	33,021	100.0

## (3) 変額個人年金保険特別勘定の運用収支状況

(単位: 百万円)

区 分	2023年度	2024年度
	金 額	金 額
利 息 配 当 金 等 収 入	1,146	463
有 価 証 券 売 却 益	1,407	2,687
有 価 証 券 償 還 益	-	-
有 価 証 券 評 価 益	4,738	1,136
為 替 差 益	8	18
金 融 派 生 商 品 収 益	64	79
そ の 他 の 収 益	2	9
有 価 証 券 売 却 損	268	1,260
有 価 証 券 償 還 損	22	0
有 価 証 券 評 価 損	3,331	4,225
為 替 差 損	2	21
金 融 派 生 商 品 費 用	96	100
そ の 他 の 費 用	91	274
収 支 差 額	3,553	△1,487

(注)2023年度の有価証券評価益 4,738百万円には有価証券振戻益 668百万円が、有価証券評価損 3,331百万円には有価証券振戻損 2,753百万円がそれぞれ含まれています。  
2024年度の有価証券評価益 1,136百万円には有価証券振戻益 578百万円が、有価証券評価損 4,225百万円には有価証券振戻損 4,069百万円がそれぞれ含まれています。

住友生命保険相互会社

## 14. 保険会社及びその子会社等の状況

## a. 主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

項目	2023年度	2024年度
経常収益	4,378,769	5,182,591
経常利益	117,791	69,422
親会社に帰属する当期純剰余	164,196	49,189
包括利益	1,062,308	△97,478

項目	2023年度末	2024年度末
総資産	48,124,026	48,868,823
ソルベンシー・マージン比率	649.7%	634.9%

## b. 連結範囲及び持分法の適用に関する事項

連結子法人等数	38社
持分法適用非連結子法人等数	0社
持分法適用関連法人等数	7社

期中における重要な関係会社の異動について  
「連結財務諸表の作成方針」をご参照ください。

(注) 2023年12月31日に行ったSingapore Life Holdings Pte. Ltd.との企業結合について前連結会計年度末において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。詳細は、「2024年度 連結貸借対照表注記 25.」をご参照ください。

## c. 保険業法に基づく債権の状況

(単位:百万円、%)

区分	2023年度末	2024年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
危険債権	585	665
三月以上延滞債権	-	221
貸付条件緩和債権	-	3,399
小計 (対合計比)	585 (0.01)	4,286 (0.06)
正常債権	8,539,925	8,301,557
合計	8,540,510	8,305,844

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。(注1に掲げる債権を除く。)
3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。(注1及び2に掲げる債権を除く。)
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。(注1から3に掲げる債権を除く。)
5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から4までに掲げる債権以外のもに区分される債権です。

住友生命保険相互会社

## d. 連結貸借対照表

(単位:百万円)

期 別 科 目	2023年度末	2024年度末	期 別 科 目	2023年度末	2024年度末
	(2024年3月31日現在)	(2024年3月31日現在)		(2024年3月31日現在)	(2024年3月31日現在)
	金額	金額		金額	金額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	1,102,612	1,326,363	保険契約準備金	37,615,172	39,514,902
コールローン	834,182	1,162,304	支払準備金	228,310	232,120
買入金債費権	479,404	550,267	責任準備金等	37,173,323	39,071,703
金銭の信託	24,345	62,022	社員配当準備金	213,638	211,078
有価証券	38,852,266	38,197,797	再保険債	21,144	20,051
貸付金	3,322,067	3,559,146	社 債	539,766	550,123
有形固定資産	660,619	667,974	その他の負債	7,216,973	6,186,424
土地	432,346	436,865	完現先払金	4,760,283	3,725,641
建物	206,170	197,710	その他の負債	2,456,689	2,460,782
リース資産	7,692	13,321	退職給付に係る負債	2,440	2,731
施設仮払金	6,427	10,811	役員退職慰労引当金	1	1
その他の有形固定資産	8,082	9,265	賞与変動準備金	908,100	931,700
無形固定資産	617,321	622,756	繰延税金負債	23,154	21,246
ソフトウェア	45,261	56,301	再評価に係る繰延税金負債	12,430	12,738
のれん	336,535	335,193	負債の部合計	45,339,183	47,239,918
その他の無形固定資産	235,524	231,261	(純資産の部)		
代理店貸	113	145	基 金	50,000	50,000
再保険貸	32,601	51,250	基金償却積立金	639,000	639,000
その他の資産	1,821,437	2,068,423	再評価積立金	2	2
退職給付に係る資産	108,311	182,882	連結剰余金	229,119	209,331
繰延税金資産	273,229	433,080	基金等合計	918,122	898,333
貸倒引当金	△4,486	△5,583	その他の有価証券評価調整金	864,280	602,992
			繰延ヘッジ損益	△35,350	△65,609
			土地再評価差額金	△55,600	△45,740
			為替換算調整勘定	38,740	140,866
			退職給付に係る調整累計額	57,188	99,680
			その他の包括利益累計額合計	867,227	731,190
			非支配株主持分	△507	△619
			純資産の部合計	1,784,843	1,628,904
資産の部合計	48,124,026	48,868,823	負債及び純資産の部合計	48,124,026	48,868,823

住友生命保険相互会社

e. 連結損益計算書及び連結包括利益計算書  
(連結損益計算書)

(単位：百万円)

期 別 科 目	2023年度	2024年度
	〔自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日〕	〔自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日〕
	金額	金額
経常収益	4,378,769	5,182,591
保険料等収入	2,644,206	3,375,394
資産運用収益	1,643,252	1,709,574
利息及び配当金等収入	1,132,162	1,274,628
金融債の借託運用益	2,861	1,391
売買目的有価証券運用益	31,917	129,391
有価証券売却益	148,786	273,733
有価証券償還益	3,559	10,799
為替差益	192,241	-
その他運用収益	14,270	19,629
特別勘定資産運用益	117,452	-
その他経常収益	91,311	97,622
経常費用	4,260,978	5,113,168
保険金等支払	2,303,512	2,524,816
保険年金	597,207	645,772
年給	432,351	477,362
解約返戻金	480,481	521,377
その他の返戻金等	557,210	670,968
責任準備金等繰入額	236,261	209,434
支払準備金繰入額	764,409	979,442
支払準備金繰入額	15,223	10,493
社員配当金積立利息繰入額	749,160	968,745
資産運用費用	25	203
貸倒引当金繰入額	501,233	773,541
文庫等支払利息	501,233	773,541
有価証券売却損	55,551	71,186
有価証券評価損	137,691	260,581
有価証券償還損	5,712	8,346
有価証券商品費	445	701
為替差損	229,103	227,255
貸倒引当金繰入額	-	69,667
貸倒引当金繰入額	39	801
貸倒引当金繰入額	9,758	10,051
貸倒引当金繰入額	62,931	111,490
特別勘定資産運用費用	-	13,460
その他経常費用	507,797	643,774
その他経常費用	184,025	191,593
経常利益	117,791	69,422
特別利益	107,212	17
固定資産等処分益	1,528	17
段階取得に係る差	105,684	-
特別損失	59,796	39,777
固定資産等処分損失	575	4,606
減価償却損失	180	10,839
価格変動準備金繰入額	58,328	23,600
社会及び契約者福祉増進助成金	711	731
税金等調整前当期純剰余	165,208	29,662
法人税及び住民税等	△11,607	68,387
法人税等調整額	12,612	△87,628
法人税等調整額	1,004	△19,241
当期純剰余	164,203	48,904
非支配株主に帰属する当期純剰余又は非支配株主に帰属する当期純損失(△)	7	△284
親会社に帰属する当期純剰余	164,196	49,189

住友生命保険相互会社

## (連結包括利益計算書)

(単位:百万円)

期 別 科 目	2023年度	2024年度
	〔自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日〕 金 額	〔自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日〕 金 額
当 期 純 剰 余	164,203	48,904
そ の 他 の 包 括 利 益	898,104	△146,383
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	855,230	△262,513
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△23,297	△29,249
土 地 再 評 価 差 額 金	-	△404
為 替 換 算 調 整 勘 定	14,404	98,333
送 債 給 付 に 係 る 調 整 額	52,182	42,493
持 分 法 適 用 会 社 に 対 す る 持 分 相 当 額	△416	4,956
包 括 利 益	1,062,308	△97,478
親 会 社 に 係 る 包 括 利 益	1,062,300	△97,113
非 支 配 株 主 に 係 る 包 括 利 益	7	△365

住友生命保険相互会社

## f. 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別	
	2023年度 〔自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日〕	2024年度 〔自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日〕
	金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純剰余 (△は損失)	165,208	29,662
貸費用不動産等減価償却費	9,758	10,051
減価償却費	36,220	46,305
減損損失	180	10,839
のれん償却額	9,970	30,706
支払備金の増減額 (△は減少)	20,169	2,641
責任準備金の増減額 (△は減少)	849,702	954,021
社員配当準備金積立利息繰入額	25	203
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△128	673
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△1,701	△13,533
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	58,328	23,600
利息及び配当金等収入	△1,132,205	△1,274,628
有価証券関係損益 (△は益)	△142,801	△93,117
支払利息	55,551	71,186
為替差損益 (△は益)	△185,482	70,723
有形固定資産関係損益 (△は益)	222	592
持分法による投資損益 (△は益)	7,039	△3,180
取得取得に係る差損益 (△は益)	△105,684	-
代理店貸の増減額 (△は増加)	47	△19
再保険貸の増減額 (△は増加)	△19,959	△18,501
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	△30,056	△16,291
再保険借の増減額 (△は減少)	6,628	△246
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	106,342	△156,799
その他	222,627	272,961
小 計	△69,998	△52,148
利息及び配当金等の受取額	1,120,312	1,339,209
利息の支払額	△54,840	△72,163
社員配当金の支払額	△59,221	△61,018
その他	△711	△731
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	4,470	△29,940
営業活動によるキャッシュ・フロー	940,010	1,123,207
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額 (△は増加)	342,535	△187,624
買入金債権の取得による支出	△2,992,521	△3,614,957
買入金債権の売却・償還による収入	2,910,824	3,539,990
金銭の信託の増加による支出	△6,498	△39,957
金銭の信託の減少による収入	-	3,368
有価証券の取得による支出	△8,203,715	△10,135,479
有価証券の売却・償還による収入	6,527,627	11,265,618
貸付けによる支出	△855,267	△576,877
貸付金の回収による収入	785,846	489,420
その他	739,615	△1,939,730
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)	△751,553	△1,196,227
有形固定資産の取得による支出	△78,622	(△73,020)
有形固定資産の売却による収入	5,134	△29,897
連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出	△339,342	-
その他	△23,689	△12,393
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,188,073	△1,238,369
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	-	105,056
借入金の返済による支出	△18	△50,011
社債の発行による収入	151,665	39,545
社債の償還による支出	△99,480	△39,545
基金の募集による収入	50,000	-
基金利息の支払額	-	△357
その他	11,130	64,855
財務活動によるキャッシュ・フロー	113,297	119,543
現金及び現金同等物に係る換算差額	8,063	31,421
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△126,711	35,801
現金及び現金同等物期首残高	546,546	419,835
現金及び現金同等物期末残高	419,835	455,636

住友生命保険相互会社

## g. 連結基金等変動計算書

2023年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

	基金等				
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	連結剰余金	基金等合計
当 期 首 残 高	-	639,000	2	126,036	764,039
当 期 変 動 額					
基金の募集	50,000				50,000
社員記当準備金の 積立				△67,067	△67,067
親会社に帰属する 当期純剰余				164,196	164,196
土地再評価差額金の 取				△3,046	△3,046
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	50,000	-	-	104,083	154,083
当 期 末 残 高	50,000	639,000	2	229,119	918,122

(単位:百万円)

	その他の包括利益累計額						非支配株主 持分	純資産合計
	その他の包括利 益累計額	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	5,664	△13,063	△59,645	28,216	5,005	△33,921	147	730,264
当 期 変 動 額								
基金の募集								50,000
社員記当準備金の 積立								△67,067
親会社に帰属する 当期純剰余								164,196
土地再評価差額金の 取								△3,046
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)	858,696	△23,297	3,046	10,523	52,182	901,149	△654	900,496
当期変動額合計	858,696	△23,297	3,046	10,523	52,182	901,149	△654	1,054,578
当 期 末 残 高	864,260	△36,360	△56,600	38,740	57,188	867,227	△507	1,784,843

住友生命保険相互会社

2024年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	基金等				
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	連結剰余金	基金等合計
当 期 首 残 高	50,000	639,000	2	229,119	918,122
当 期 支 出 額					
社員記当準備金の立 替				△58,355	△58,355
基金利息の支払				△357	△357
親会社に帰属する 当期純剰余				49,189	49,189
土地再評価差額金の取 引				△10,264	△10,264
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	-	△19,788	△19,788
当 期 末 残 高	50,000	639,000	2	209,331	898,333

(単位:百万円)

	その他の包括利益累計額						非支配株主 持分	純資産合計
	その他の包括利益 累計額	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	864,260	△38,360	△56,600	38,740	57,188	867,227	△507	1,784,943
当 期 支 出 額								
社員記当準備金の立 替								△58,355
基金利息の支払								△357
親会社に帰属する 当期純剰余								49,189
土地再評価差額金の取 引								△10,264
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)	△261,267	△29,249	9,860	102,126	42,492	△136,037	△112	△136,149
当期変動額合計	△261,267	△29,249	9,860	102,126	42,492	△136,037	△112	△165,938
当 期 末 残 高	602,992	△65,609	△46,740	140,866	99,680	731,190	△619	1,628,904

住友生命保険相互会社

## 連結財務諸表の作成方針

記載項目	
(1) 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社及び子法人等数 38社</p> <p>主な連結される子会社及び子法人等は、メディケア生命保険株式会社、株式会社スミセイビルマネージメント、住生物産株式会社、スミセイビジネスサービス株式会社、新宿グリーンビル管理株式会社、株式会社スミセイハーモニー、スミセイ情報システム株式会社、株式会社シーエスエス、スミセイ保険サービス株式会社、いずみライフデザイナーズ株式会社、株式会社スミセイ・サポート&amp;コンサルティング、株式会社保険デザイン、アイアル少額短期保険株式会社、スミセイ・アセット・マネジメント株式会社、株式会社 PREVENT、Symetra Financial Corporation、Singapore Life Holdings Pte. Ltd.です。</p> <p>なお、当連結会計年度に、新規に設立された Symetra Financial Corporation の子法人等1社及び子会社1社を連結の範囲に含めております。</p> <p>主な非連結の子会社及び子法人等は、SUMISEI-SBI 投資事業有限責任組合です。</p> <p>非連結の子会社及び子法人等については、総資産、売上高、当期損益及び（利益）剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。</p>
(2) 持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用の非連結の子会社及び子法人等数 0社 持分法適用関連法人等数 7社</p> <p>主な持分法適用関連法人等は、日本ビルファンドマネジメント株式会社、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社、マイコミュニケーション株式会社、株式会社エージェンツ・インシュアランス・グループ、Baoviet Holdings、PT BNI Life Insurance です。</p> <p>持分法を適用していない非連結の子会社及び子法人等（SUMISEI-SBI 投資事業有限責任組合他）については、連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p>
(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社及び子法人等のうち、海外の子会社及び子法人等の決算日は12月31日です。作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
(4) のれんの償却に関する事項	<p>のれん及び持分法適用関連法人等に係るのれん相当額については、20年以内のその効果の及ぶ期間で、定額法により償却しております。</p> <p>ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。</p>

住友生命保険相互会社

## 2024 年度 連結貸借対照表注記

1. 当社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。  
有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの、並びに金銭の信託を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第 21 号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第 110 条第 2 項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券については 3 月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 当社は、保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第 21 号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。  
なお、小区分は次のとおり設定しております。  
  
個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）  
最低保証利率付 3 年ごと利率変動型積立保険等の主契約  
確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）  
拠出型企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）  
確定拠出年金保険契約及び新単位別利率設定特約  
一時払養老保険契約（一部を除く）  
利率変動型終身保険（一時払）契約  
個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約  
個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約（一部の保険種類を除く）
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第 5 号に定める鑑定評価に基づく方法

住友生命保険相互会社

5. 当社の保有する有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

6. 当社の保有する外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、27百万円です。

連結子会社及び子法人等については、主として当社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行っております。

8. 退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、主として次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌連結会計年度から 8年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、

確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、一部の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

一部の連結子会社及び子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しており、一部の海外の連結子会社及び子法人等は、確定拠出制度を設けております。

住友生命保険相互会社

## (2) 確定給付制度

## ① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	309,005 百万円
勤務費用	12,936 百万円
利息費用	1,825 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△41,348 百万円
退職給付の支払額	△17,370 百万円
その他	158 百万円
期末における退職給付債務	<u>265,206 百万円</u>

## ② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	414,875 百万円
期待運用収益	2,636 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	30,531 百万円
事業主からの拠出額	5,839 百万円
退職給付の支払額	△8,512 百万円
その他	△12 百万円
期末における年金資産	<u>445,357 百万円</u>

## ③ 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	262,474 百万円
年金資産	<u>△445,357 百万円</u>
	△182,882 百万円
非積立型制度の退職給付債務	2,731 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△180,151 百万円</u>
退職給付に係る負債	2,731 百万円
退職給付に係る資産	<u>△182,882 百万円</u>
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△180,151 百万円</u>

## ④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	12,936 百万円
利息費用	1,825 百万円
期待運用収益	△2,636 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△11,136 百万円
その他	164 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>1,153 百万円</u>

## ⑤ その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

数理計算上の差異	60,749 百万円
合計	<u>60,749 百万円</u>

その他の包括利益累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

未認識数理計算上の差異	140,182 百万円
合計	<u>140,182 百万円</u>

住友生命保険相互会社

## ⑥ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株式	52%
生命保険一般勘定	26%
債券	4%
投資信託	4%
その他	14%
合計	100%

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が 59%含まれています。

## ⑦ 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## ⑧ 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、主として次のとおりです。

割引率	2.181%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	1.4%
退職給付信託	0.0%

## (3) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、6,009 百万円です。

9. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定により算出した額を計上しております。

10. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。また、責任準備金の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第 26 号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

12. 当社の責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第 4 条第 2 項第 4 号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次の方式により計算しております。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、2006 年 4 月 1 日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）を適用（ただし、2006 年度中に年金支払開始日

住友生命保険相互会社

等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表 2007（年金開始後用）を適用して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。

収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。

また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

保険業法施行規則第 69 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第 5 項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。

追加の責任準備金の計上要否、金額の決定にあたっては、関連する法令等に基づき、保険数理に関する専門知識を活用した将来キャッシュ・フロー等の見積りが必要となることから、保険計理人による責任準備金の積立ての十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。

海外の連結子会社及び子法人等の責任準備金は、米国会計基準または国際財務報告基準に基づき算出した額を計上しております。

13. 当社の個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱いを 2023 年 5 月 8 日以降終了したことにより、平成 10 年大蔵省告示第 234 号（以下「IBNR 告示」という。）第 1 条第 1 項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR 告示第 1 条第 1 項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。

IBNR 告示第 1 条第 1 項本文に掲げるすべての連結会計年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR 告示第 1 条第 1 項本文と同様の方法により算出しております。

14. 当社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
15. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第 31 号）に基づいて識別した会計上の見積りは、次のとおりです。

#### (1) のれんの評価

当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されているのれんには、当社による米国子会社の買収に伴い発生したのれん 29,972 百万円及びシンガポール子会社の買収に伴い発生したのれん 305,220 百万円が含まれております。

米国子会社の買収に伴うのれんは、米国子会社の連結貸借対照表に計上され、米国会計基準 FASB Accounting Standards Codification Topic 350「無形資産—のれん及びその他」の非公開会社の特例に基づき、定額法による償却の実施及び減損損失の判定を行っております。

減損損失の判定は、減損の兆候となる事象・環境の変化の有無について、全社単位での判定を行い、のれんを含む報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が 50%を超えると定性的に判断した場合に、定量的な減損の検討を行います。当社は、米国子会社での判定の結果を踏まえ、日本の会計基準に基づき減損損失の認識の判断を行っております。

住友生命保険相互会社

減損の兆候判定及び定性評価にあたっては、マクロ経済や米国の生命保険業界の動向、米国子会社の業績及び将来の利益計画の悪化の有無、その他の関連する固有の事象と状況を総合的に評価しています。また、定量的な減損の検討における公正価値の算定においては、将来の経済環境予測を踏まえた保険料収入、保険金給付率等を反映した将来キャッシュ・フロー、割引率及び長期成長率などの主要な仮定を設定します。

将来の不確実な経済条件の変動などにより、減損の兆候となる事象の発生や環境の変化が生じた場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

なお、当連結会計年度においては、減損の兆候はないと判断しており、減損損失は計上しておりません。

シンガポール子会社の買収に伴うのれんは、当社の連結貸借対照表に計上され、当社が日本の会計基準に基づき、定額法による償却の実施及び減損損失の判定を行っております。

減損損失の判定は、減損の兆候となる事象・環境の変化が認められる場合に、減損損失の認識の判定及び損失額の測定を行います。

減損の兆候判定にあたっては、シンガポール子会社を取り巻く経営環境や業績及び将来の利益計画の悪化の有無、のれんを含む資産グループの公正価値の著しい下落の有無、その他の関連する固有の事象と状況を総合的に評価しています。

のれんに減損の兆候が認められる場合は、のれんを含む資産グループから将来生じるキャッシュ・フローを見積り、その総額と帳簿価額を比較することによって減損の認識要否を判定します。減損損失の認識が必要となった場合は、のれんを含む資産グループの回収可能価額を算出のうえ、帳簿価額と回収可能価額との差額を減損損失として計上します。回収可能価額の算定においては、将来の経済環境予測や新契約の獲得見込みを踏まえた保険料収入、保険金給付率等の保険数理計算上の仮定を反映した事業収支予測、割引率などの主要な仮定を設定します。

将来の不確実な経済条件の変動などにより、減損の兆候となる事象の発生や環境の変化が生じた場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

なお、当連結会計年度においては、減損の兆候はないと判断しており、減損損失は計上しておりません。

#### (2) 保有契約価値及び繰延新契約費の償却

当連結会計年度の連結貸借対照表において計上されている無形固定資産には、米国子会社の買収に伴う保有契約価値 23,032 百万円が、その他資産には、米国子会社の繰延新契約費 361,629 百万円がそれぞれ含まれております。

保有契約価値は、米国子会社の買収時点で保有している保険契約に関して、保険契約から得られる将来利益を見積現在価値として計算し、米国子会社の連結貸借対照表に計上したものであります。また、繰延新契約費は、米国子会社の買収後の保険契約の獲得に係る費用のうち、一定の条件を満たすものを米国子会社の連結貸借対照表上、資産として認識したものであります。

保有契約価値及び繰延新契約費は、保険契約の効果が及ぶと見積られる期間にわたり、将来の見積総利益の発生見込を基礎とした比率等により償却しております。将来の見積総利益の算定においては、継続率、死亡率などの主要な仮定を設定しています。

将来の不確実な経済条件の変動などにより、翌連結会計年度において保有契約価値及び繰延新契約費の減価相当額が損失計上される可能性があります。

#### 16. 当連結会計年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は次のとおりです。

- ・「金融サービス—保険契約」(Topic944) (ASU 第 2018-12 号、ASU 第 2022-05 号)

##### (1) 概要

長期保険契約に係る負債の測定方法等が改正されました。

住友生命保険相互会社

## (2) 適用予定日

米国子会社において、2025 年度の期末より適用予定です。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

適用された連結会計年度における影響は評価中です。

住友生命保険相互会社

17. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。

貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップ取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。その他、責任準備金の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第 26 号）に基づく金利スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

住友生命保険相互会社

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融商品に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません。また、現金及び預貯金（譲渡性預金除く）、コールローン及び売現先勘定は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
現金及び預貯金（譲渡性預金）	358,799	358,799	-
うち、その他有価証券	358,799	358,799	-
買入金銭債権	550,257	543,828	△6,429
うち、その他有価証券	454,936	454,936	-
金銭の信託	62,022	62,022	-
有価証券	37,524,949	36,284,194	△1,240,754
売買目的有価証券	2,932,785	2,932,785	-
満期保有目的の債券	1,984,527	1,970,692	△13,835
責任準備金対応債券	13,915,721	12,682,565	△1,233,156
子会社株式及び関連会社株式	45,614	51,851	6,237
その他有価証券 <sup>※1</sup>	18,646,299	18,646,299	-
貸付金	3,559,146		
貸倒引当金 <sup>※2</sup>	△5,064		
	3,554,081	3,345,092	△208,989
社債	550,123	530,524	△19,598
デリバティブ取引 <sup>※3</sup>	40,808	40,808	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	132,632	132,632	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(91,824)	(91,824)	-

※1 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託が含まれております。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で示しております。

(注1) 有価証券(「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

住友生命保険相互会社

## ① 満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	公社債	120,034	124,818	4,784
	外国証券(公社債)	1,061,500	1,162,411	100,911
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	公社債	237,993	214,165	△23,828
	外国証券(公社債)	565,000	469,296	△95,703
	合計	1,984,527	1,970,692	△13,835

## ② 責任準備金対応債券 (単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	公社債	6,185,250	6,434,151	248,900
	外国証券(公社債)	194,629	199,033	4,403
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	公社債	5,866,794	4,545,953	△1,320,840
	外国証券(公社債)	1,669,047	1,503,426	△165,620
	合計	13,915,721	12,682,565	△1,233,156

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

## ③ その他有価証券 (単位:百万円)

	種類	取得原価又は 償却原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表 計上額が取得原 価又は償却原価 を超えるもの	譲渡性預金	-	-	-
	買入金銭債権	18,006	18,264	257
	公社債	269,518	272,564	3,045
	株式	1,188,331	2,855,672	1,667,341
	外国証券	5,712,133	6,009,035	296,901
	公社債	4,792,640	4,919,873	127,232
	株式等	919,493	1,089,161	169,668
	その他の証券	111,361	161,962	50,601
連結貸借対照表 計上額が取得原 価又は償却原価 を超えないもの	譲渡性預金	359,000	358,799	△200
	買入金銭債権	450,885	436,672	△14,213
	公社債	2,110,622	1,651,834	△458,788
	株式	185,894	153,555	△32,338
	外国証券	8,161,121	7,397,999	△763,121
	公社債	7,226,604	6,604,863	△621,741
	株式等	934,516	793,136	△141,380
	その他の証券	156,185	143,673	△12,512
	合計	18,723,062	19,460,036	736,973

住友生命保険相互会社

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等 <sup>※1</sup>	133,639
組合出資金等 <sup>※2</sup>	539,208

※1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

※2 組合出資金等には投資事業組合等が含まれております。これらは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
譲渡性預金	359,000	-	-	-
買入金銭債権	320,053	228	316	243,642
有価証券	1,145,103	5,747,406	7,592,455	15,775,589
満期保有目的の債券	311,895	91,146	640,986	906,967
責任準備金対応債券	240,628	2,704,079	3,331,967	7,802,184
その他有価証券	592,580	2,952,181	3,619,501	7,066,438
貸付金 <sup>※</sup>	230,801	834,449	790,872	1,384,946
社債 <sup>※</sup>	-	-	103,625	297,030

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

住友生命保険相互会社

## ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
譲渡性預金	-	358,799	-	358,799
買入金銭債権	-	319,935	135,001	454,936
金銭の信託	-	-	62,022	62,022
有価証券	7,214,211	11,980,747	1,580,302	20,775,261
売買目的有価証券	2,002,560	814,928	115,296	2,932,785
その他の有価証券	5,211,650	11,165,818	1,465,006	17,842,475
国債	852,175	-	-	852,175
地方債	-	29,217	-	29,217
社債	-	1,043,006	-	1,043,006
株式	3,009,228	-	-	3,009,228
外国証券	1,266,087	9,890,617	1,465,006	12,621,711
公社債	989,289	9,259,552	1,275,895	11,524,736
株式等	276,798	631,065	189,110	1,096,975
その他の証券	84,159	202,976	-	287,135
貸付金	-	-	123,668	123,668
デリバティブ取引	629	306,521	15,867	323,019
通貨関連	-	82,257	4,563	86,820
金利関連	-	19,171	-	19,171
株式関連	477	203,817	11,304	215,599
その他	152	1,274	-	1,426
資産計	7,214,841	12,966,004	1,916,862	22,097,708
デリバティブ取引	2,348	279,670	191	282,211
通貨関連	-	152,909	-	152,909
金利関連	-	101,394	-	101,394
株式関連	1,910	17,724	191	19,826
その他	438	7,642	-	8,080
負債計	2,348	279,670	191	282,211

住友生命保険相互会社

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号)第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託は、上表に含めておりません。当該投資信託の連結貸借対照表計上額は803,823百万円です。  
当該投資信託の期首残高から当連結会計期間末残高への調整表は以下のとおりです。

(単位:百万円)

	基準価額を時価とみなす 投資信託
期首残高	590,444
当連結会計期間の損益又はその他の包括利益	9,841
損益に計上 <sup>※1</sup>	△1,972
その他の包括利益に計上 <sup>※2</sup>	11,813
購入、売却、償還等の純額	203,538
当連結会計期間に基準価額を時価とみなす取扱いを適用した額	-
当連結会計期間に基準価額を時価とみなす取扱いを適用しないこととした額	-
当連結会計期間末残高	803,823
当連結会計期間の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益	-

※1 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

なお、当連結会計期間末における解約等に関する制限のうち主なものは、任意解約が認められていないというものであり、その連結貸借対照表計上額は566,225百万円です。

住友生命保険相互会社

## ② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	88,891	88,891
有価証券	9,530,016	5,173,093	1,999	14,705,109
満期保有目的の債券	132,561	1,838,131	-	1,970,692
国債	132,561	-	-	132,561
地方債	-	13,807	-	13,807
社債	-	192,614	-	192,614
外国証券	-	1,631,708	-	1,631,708
公社債	-	1,631,708	-	1,631,708
責任準備金対応債券	9,396,663	3,283,902	1,999	12,682,565
国債	9,396,663	-	-	9,396,663
地方債	-	114,582	-	114,582
社債	-	1,468,859	-	1,468,859
外国証券	-	1,700,461	1,999	1,702,460
公社債	-	1,700,461	1,999	1,702,460
子会社株式及び関連 会社株式	792	51,059	-	51,851
貸付金	-	15,333	3,206,090	3,221,424
資産計	9,530,016	5,188,427	3,296,981	18,015,425
社債	-	530,524	-	530,524
負債計	-	530,524	-	530,524

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## 資産

## ① 買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(情報ベンダー又はブローカーから入手する価格)等によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

これらに該当しない買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能である場合はレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

## ② 金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された信託財産の構成物の価格によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

## ③ 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。

住友生命保険相互会社

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、主なインプットは、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、主な信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類しております。

#### ④ 貸付金

一般貸付については、貸付の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

保険約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

### 負債

#### ① 社債

社債については、活発ではない市場の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ等が含まれます。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主にブレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

#### ① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報<sup>※1</sup>

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
貸付金	割引現在価値法	割引率	3.04%～7.85%

※1 レベル3の時価となるもので、第三者から入手した価格を調整せずを使用しているものは記載しておりません。

住友生命保険相互会社

## ② 期首残高から当連結会計期間末残高への調整表、当連結会計期間の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭 債権	金銭の信託	有価証券	貸付金	デリバティブ 取引 <sup>※5</sup>	合計
期首残高	141,323	24,345	1,597,996	122,421	9,143	1,895,230
当連結会計期間の損益 又はその他の包括利益 損益に計上 <sup>※1</sup>	△4,219	480	△26,180	198	△13,792	△43,513
その他の包括利益に計上 <sup>※2</sup>	0	480	△2,854	198	△13,792	△15,968
購入、売却、発行及び 決済等の純額	△4,219	-	△23,325	-	-	△27,545
レベル3の時価への振替 <sup>※3</sup>	△2,102	37,197	△1,180	1,048	20,324	55,287
レベル3の時価からの振替 <sup>※4</sup>	-	-	19,677	-	-	19,677
当連結会計期間末残高	-	-	△10,010	-	-	△10,010
当連結会計期間末残高	135,001	62,022	1,580,302	123,668	15,675	1,916,670
当連結会計期間の損益に計上 した額のうち連結貸借対照表 日において保有する金融資産 及び金融負債の評価損益	-	-	402	△13,298	△12,858	△25,755

※1 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

※3 レベル1の時価またはレベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は、当連結会計年度の期首に行っております。

※4 レベル3の時価からレベル1の時価またはレベル2の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は、当連結会計年度の期首に行っております。

※5 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

## ③ 時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部署にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部署等が時価を取得及び算定しております。取得及び算定された時価は、リスク管理部署等にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いており、また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

## ④ 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

## 割引率

割引率は、キャッシュ・フローの不確実性と金融商品の流動性を反映して割引率を調整するものであります。一般に、割引率の著しい上昇（下落）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

住友生命保険相互会社

18. 東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は 482,695 百万円、時価は 647,627 百万円です。  
 なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。  
 また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務 1,453 百万円をその他の負債に計上しております。
19. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、4,286 百万円です。なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありませぬ。危険債権額は、665 百万円です。  
 上記取立不能見込額の直接減額は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、13 百万円です。  
 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。  
 債権のうち、三月以上延滞債権額は、221 百万円です。  
 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。  
 債権のうち、貸付条件緩和債権額は、3,399 百万円です。  
 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
20. 有形固定資産の減価償却累計額は、439,148 百万円です。
21. 保険業法第 118 条に規定する特別勘定の資産の額は、847,107 百万円です。なお、負債の額も同額です。
22. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- |                  |             |
|------------------|-------------|
| 当期首現在高           | 213,538 百万円 |
| 前連結会計年度剰余金よりの繰入額 | 58,355 百万円  |
| 当連結会計年度社員配当金支払額  | 61,018 百万円  |
| 利息による増加等         | 203 百万円     |
| 当連結会計年度末現在高      | 211,078 百万円 |
23. 非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の株式等の総額は、195,851 百万円です。
24. 担保に提供している資産の額は、有価証券 4,564,559 百万円、貸付金 948,513 百万円、現金及び預貯金 1,397 百万円です。

住友生命保険相互会社

25. 2023年12月31日に行ったSingapore Life Holdings Pte. Ltd.との企業結合について前連結会計年度末において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。この結果、暫定的に算定されたのれんの金額455,546百万円は、会計処理の確定により153,869百万円減少し、301,676百万円となっております。  
また、前連結会計年度末は、のれんが153,869百万円、責任準備金が108,058百万円それぞれ減少し、無形固定資産が77,326百万円増加しております。
26. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、4,717,355百万円です。
27. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当連結会計年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は921百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
28. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、28,593百万円です。
29. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債が511,106百万円含まれています。
30. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が220,000百万円含まれています。
31. その他資産及びその他負債には、米国子会社の修正共同保険式再保険に係る資産及び負債がそれぞれ715,622百万円、642,748百万円含まれています。
32. 国内の連結子会社及び子法人等における修正共同保険式再保険のうち現金授受を行わない取引では、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。
33. グループ通算制度を適用している当社及び一部の国内連結子会社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（2021年8月12日 企業会計基準委員会 実務対応報告第42号）に基づき、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示を行っております。
34. 繰延税金資産の総額は、953,138百万円、繰延税金負債の総額は、521,456百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、19,847百万円です。  
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金492,509百万円及び価格変動準備金269,035百万円です。  
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額308,330百万円です。  
なお、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）の成立に伴い、従来の税効果会計適用の法定実効税率27.96%は、回収又は支払が見込まれる期間が2025年4月1日から2026年3月31日までのものについては27.96%、2026年4月1日以降のものについては28.88%に変更されております。  
当連結会計年度における税効果会計適用後の法人税等の負担率は△64.8%であり、法定実効税率27.96%との差異の主な内訳は、税率変更による期末繰延税金資産の増額修正△66.7%、社員配当準備金繰入額△61.5%、のれん償却額等34.3%です。  
税率変更により、当連結会計年度末における繰延税金資産は9,389百万円増加し、法人税等調整額は19,795百万円、その他有価証券評価差額は9,799百万円それぞれ減少しております。

住友生命保険相互会社

## (2024 年度連結損益計算書注記)

1. 当社の保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
2. International Financial Reporting Standards IFRS17「Insurance Contracts」を適用している Singapore Life Holdings Pte. Ltd. の IFRS17 の保険収益は、収入の金額に組み替えの上、保険料等収入に含めて計上しております。
3. 当社の保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。  
なお、保険業法第 117 条及び保険業法施行規則第 72 条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
4. 当社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。  
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

## 資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で 1 つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに 1 つの資産グループとしております。

## 減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

## 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
遊休不動産等	土地及び建物等	10,784 百万円
	計	10,784 百万円

## 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを 5.0% で割り引いて算定しております。

住友生命保険相互会社

## (2024年度連結包括利益計算書注記)

1. その他の包括利益の内訳項目ごとの組替調整額、法人税等及び税効果の金額は、次のとおりです。

その他有価証券評価差額金：		
当期発生額		△370,049百万円
組替調整額		24,690百万円
法人税等及び税効果調整前		△345,359百万円
法人税等及び税効果額		82,845百万円
その他有価証券評価差額金		△262,513百万円
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額		△46,940百万円
組替調整額		8,491百万円
法人税等及び税効果調整前		△38,449百万円
法人税等及び税効果額		9,200百万円
繰延ヘッジ損益		△29,249百万円
土地再評価差額金：		
当期発生額		—
組替調整額		—
法人税等及び税効果調整前		—
法人税等及び税効果額		△404百万円
土地再評価差額金		△404百万円
為替換算調整勘定：		
当期発生額		98,333百万円
組替調整額		—
法人税等及び税効果調整前		98,333百万円
法人税等及び税効果額		—
為替換算調整勘定		98,333百万円
退職給付に係る調整額：		
当期発生額		71,886百万円
組替調整額		△11,136百万円
法人税等及び税効果調整前		60,749百万円
法人税等及び税効果額		△18,256百万円
退職給付に係る調整額		42,493百万円
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額		5,013百万円
組替調整額		△57百万円
持分法適用会社に対する持分相当額		4,956百万円
その他の包括利益合計		△146,383百万円

住友生命保険相互会社

## 2024年度 連結キャッシュ・フロー計算書注記

1. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、現金及び預貯金(当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金を除く)及び海外の連結子会社及び子法人等の短期有価証券です。

2. 資金(現金及び現金同等物)の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目との関係は、次のとおりです。

現金及び預貯金	1,326,363百万円
当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金	<u>△870,726百万円</u>
資金(現金及び現金同等物)	<u>455,636百万円</u>

3. 投資活動によるキャッシュ・フローのその他は、主に短期資金活動による純増減額及び金融派生商品の決済による収支(純額)です。

4. 財務活動によるキャッシュ・フローのその他は、主に米子会社における財務活動によるキャッシュ・フローの資金調達契約の実行及び返済です。

住友生命保険相互会社

h. 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況  
(連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

項目	2023年度末	2024年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	4,848,929	4,771,052
基金等	309,911	284,360
価格変動準備金	908,100	931,700
危険準備金	773,900	824,189
異常危険準備金	—	—
一般貸倒引当金	4,215	5,300
(其他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	1,055,840	737,526
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	143,511	170,828
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	79,434	140,182
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	787,136	785,525
負債性資本調達手段等	618,695	668,695
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△170,265	△176,684
その他	338,447	399,427
リスクの合計額 $\sqrt{(\sqrt{R_1^2 + R_2^2 + R_3^2 + R_4^2} + (R_5 + R_6 + R_7)^2 + R_8 + R_9)}$ (B)	1,492,488	1,502,788
保険リスク相当額 $R_1$	109,343	116,471
一般保険リスク相当額 $R_2$	873	1,141
巨大災害リスク相当額 $R_3$	1,366	1,746
第三分野保険の保険リスク相当額 $R_4$	111,448	119,868
少額短期保険業者の保険リスク相当額 $R_5$	9	11
予定利率リスク相当額 $R_6$	181,913	182,736
最低保証リスク相当額 $R_7^*$	9,577	13,754
資産運用リスク相当額 $R_8$	1,249,530	1,251,640
経営管理リスク相当額 $R_9$	33,281	33,747
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	649.7%	634.9%

\*最低保証リスク相当額は、平成23年金融庁告示第23号別表11に定める標準的方式により算出しています。

(注) 上記は、保険業法第130条、保険業法施行規則第86条の2及び第88条並びに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。

また、2023年度末はSingapore Life Holdings Pte. Ltd.の企業結合についての会計処理確定後の計数を記載しています。

住友生命保険相互会社

## i. 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況

## (ソルベンシー・マージン比率)

(メディケア生命保険株式会社)

(単位：百万円)

項目	2023年度末	2024年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	44,236	39,435
資本金等	32,897	34,866
価格変動準備金	273	1,673
危険準備金	4,400	5,289
一般貸倒引当金	—	—
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	△631	△2,393
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	—	—
全期テルメル式責任準備金相当額超過額	57,727	68,969
負債性資本調達手段等	—	—
全期テルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△50,430	△68,969
繰込資本金等	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2} + R_4$ (B)	5,572	6,095
保険リスク相当額 $R_1$	410	379
第三分野保険の保険リスク相当額 $R_2$	2,481	2,536
予定利率リスク相当額 $R_3$	23	25
最低保証リスク相当額 $R_4$	—	—
資産運用リスク相当額 $R_5$	4,477	5,052
経営管理リスク相当額 $R_6$	221	239
ソルベンシー・マージン比率 (A) $(1/2) \times (B)$	1,587.7%	1,293.9%

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条及び第87条、並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

## j. セグメント情報

2023年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）及び2024年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）において、当社及び連結子会社の事業は、単一セグメントであるため、セグメント情報及び関連情報の記載を省略しています。

住友生命保険相互会社

2025年5月26日

住友生命保険相互会社

## 2024年度決算 補足資料

1. 一般勘定		
a. 有価証券関係		
(1) 有価証券明細表	・・・	1頁
(2) 地域別地方債保有内訳	・・・	1頁
(3) 有価証券残存期間別残高	・・・	2頁
(4) 業種別株式保有の状況	・・・	3頁
b. 貸付金関係		
(1) 貸付金明細表	・・・	4頁
(2) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	・・・	4頁
(3) 貸付金残存期間別残高	・・・	5頁
(4) 貸付金業種別内訳	・・・	6頁
(5) 貸付金担保別内訳	・・・	7頁
(6) 貸付金地域別内訳	・・・	7頁
c. 海外投融資の状況		
(1) 資産別明細	・・・	8頁
(2) 海外投融資の地域別構成	・・・	9頁
(3) 外貨建資産の通貨別構成	・・・	9頁
2. 個人変額保険・変額個人年金保険 特別勘定		
a. 売買目的有価証券の評価損益	・・・	10頁
b. 金銭の信託の時価情報	・・・	10頁
c. デリバティブ取引の時価情報	・・・	11頁
3. 会社計		
a. 資産の構成	・・・	13頁
b. 有価証券の時価情報	・・・	14頁
c. 金銭の信託の時価情報	・・・	15頁
d. デリバティブ取引の時価情報	・・・	16頁

## 1. 一般勘定

## a. 有価証券関係

## (1) 有価証券明細表

(単位:百万円、%)

区 分	2023年度末		2024年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
国 債	11,176,175	35.2	11,094,674	37.3
地 方 債	179,710	0.6	168,891	0.6
社 債	3,064,290	9.6	2,758,580	9.3
うち公社・公団債	1,826,541	5.7	1,615,258	5.4
うち外貨債	407,026	1.3	252,355	0.8
株 式	3,279,944	10.3	3,215,077	10.8
外 国 証 券	13,560,063	42.7	12,011,504	40.4
公 社 債	10,020,877	31.5	8,744,574	29.4
うち外貨債	7,680,012	24.2	6,504,662	21.9
株 式 等	3,539,186	11.1	3,266,929	11.0
うち外貨債	3,393,525	10.7	3,130,136	10.5
その他の証券	528,885	1.7	457,759	1.5
合 計	31,789,069	100.0	29,706,486	100.0
うち外貨債	11,480,564	36.1	9,887,155	33.3

## (2) 地域別地方債保有内訳

(単位:百万円)

区 分	2023年度末	2024年度末
北 海 道	429	428
東 北	-	-
關 東	82,723	78,298
中 部	38,396	35,209
近 畿	35,595	32,913
中 国	3,097	2,829
四 国	-	-
九 州	19,468	19,212
合 計	179,710	168,891

住友生命保険相互会社

## (3) 有価証券残存期間別残高

&lt;2023年度末&gt;

(単位:百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
有 価 証 券	560,635	1,401,480	1,928,423	3,628,983	4,429,505	12,736,870	7,103,171	31,789,069
国 債	103,235	551,033	825,321	2,185,463	1,906,805	5,604,316	-	11,176,175
地 方 債	5,864	-	-	11,864	7,768	154,212	-	179,710
社 債	71,559	257,846	211,222	190,033	119,884	1,813,662	400,080	3,064,290
株 式							3,279,944	3,279,944
外 国 証 券	379,975	591,748	890,544	1,225,227	2,372,278	5,154,469	2,945,819	13,560,063
公 社 債	379,975	580,959	876,624	1,183,586	2,047,721	4,922,797	29,213	10,020,877
株 式 等	0	10,788	13,920	41,640	324,557	231,672	2,916,606	3,539,186
その他の証券	-	853	1,333	16,393	22,768	10,208	477,327	528,885
買入金銭債権	235,977	-	-	-	-	141,323	-	377,300
譲渡性預金	254,952	-	-	-	-	-	-	254,952
そ の 他	-	-	-	-	-	5,035	19,309	24,345
合 計	1,051,564	1,401,480	1,928,423	3,628,983	4,429,505	12,883,229	7,122,481	32,445,668

&lt;2024年度末&gt;

(単位:百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
有 価 証 券	658,112	1,346,281	2,633,255	2,703,300	3,374,742	12,464,946	6,525,847	29,706,486
国 債	152,843	796,469	1,615,124	1,824,071	1,188,485	5,517,679	-	11,094,674
地 方 債	-	-	2,606	12,738	9,910	143,635	-	168,891
社 債	90,698	203,996	172,235	92,165	160,101	1,592,326	447,056	2,758,580
株 式							3,215,077	3,215,077
外 国 証 券	413,860	344,928	842,103	747,414	1,983,859	5,198,259	2,481,078	12,011,504
公 社 債	413,860	329,351	779,356	719,874	1,809,208	4,663,853	29,069	8,744,574
株 式 等	0	15,577	62,747	27,539	174,651	534,405	2,452,008	3,266,929
その他の証券	710	886	1,184	26,910	32,385	13,046	382,635	457,759
買入金銭債権	319,935	-	-	-	-	135,001	-	454,936
譲渡性預金	358,799	-	-	-	-	-	-	358,799
そ の 他	-	-	-	-	-	42,987	19,034	62,022
合 計	1,336,848	1,346,281	2,633,255	2,703,300	3,374,742	12,642,935	6,544,882	30,582,246

(注)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

住友生命保険相互会社

## (4) 業種別株式保有の状況

(単位:百万円、%)

区 分	2023年度末		2024年度末		
	金額	占率	金額	占率	
水産・農林業	390	0.0	373	0.0	
紙 業	168	0.0	148	0.0	
建 設 業	114,729	3.5	115,462	3.6	
製 造 業	食 料 品	102,915	3.1	100,799	3.1
	織 維 製 品	14,791	0.5	11,760	0.4
	パ ル プ ・ 紙	9,541	0.3	6,771	0.2
	化 学	217,801	6.6	179,318	5.6
	医 薬 品	257,075	7.8	242,196	7.5
	石 油 ・ 石 炭 製 品	10,759	0.3	10,518	0.3
	ゴ ム 製 品	17,531	0.5	20,432	0.6
	ガ ラ ス ・ 土 石 製 品	48,077	1.5	43,483	1.4
	鉄 鋼	34,645	1.1	31,158	1.0
	非 鉄 金 属	75,129	2.3	86,368	2.7
	金 属 製 品	16,204	0.5	13,808	0.4
	機 械	225,623	6.9	202,976	6.3
	電 気 機 器	431,882	13.2	440,171	13.7
	輸 送 用 機 器	135,957	4.1	110,077	3.4
	精 密 機 器	28,309	0.9	20,352	0.6
	そ の 他 製 品	57,179	1.7	67,382	2.1
電 気 ・ ガ ス 業	41,512	1.3	43,743	1.4	
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	188,113	5.7	161,041	5.0
	海 運 業	15,301	0.5	24,415	0.8
	空 運 業	3,863	0.1	3,253	0.1
	倉 庫 ・ 運 輸 関 連 業	13,496	0.4	14,403	0.4
	情 報 ・ 通 信 業	109,464	3.3	105,040	3.3
商 業	卸 売 業	325,744	9.9	300,227	9.3
	小 売 業	57,211	1.7	46,757	1.5
金 融 ・ 保 険 業	銀 行 業	278,814	8.5	362,197	11.3
	証 券 ・ 商 品 先 物 取 引 業	15,477	0.5	19,308	0.6
	保 険 業	249,310	7.6	275,745	8.6
	そ の 他 金 融 業	43,883	1.3	35,994	1.1
不 動 産 業	61,911	1.9	55,410	1.7	
サ ー ビ ス 業	77,122	2.4	63,978	2.0	
合 計	3,279,944	100.0	3,215,077	100.0	

(注)業種区分は、「証券コード協議会」の「業種別分類項目」に準拠しています。

住友生命保険相互会社

## b. 貸付金関係

## (1) 貸付金明細表

(単位:百万円)

区 分	2023年度末	2024年度末
保 險 約 款 貸 付	226,775	218,059
契 約 者 貸 付	207,831	200,033
保 險 料 振 替 貸 付	18,944	18,025
一 般 貸 付 (うち非居住者貸付)	1,937,734 (154,522)	1,851,393 (153,105)
企 業 貸 付 (うち国内企業向け)	1,815,024 (1,660,502)	1,844,584 (1,691,479)
国・国際機関・政府関係機関貸付	89,835	334
公共団体・公企業貸付	31,500	5,353
住 宅 ロ ー ン	1,372	1,117
消 費 者 ロ ー ン	2	3
そ の 他	-	-
合 計	2,164,509	2,069,452

## (2) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

(単位:件、百万円、%)

区 分	2023年度末		2024年度末		
		占率		占率	
大 企 業	貸付先数	168	72.7	162	72.0
	金 額	1,438,767	86.6	1,484,689	87.8
中 堅 企 業	貸付先数	-	-	-	-
	金 額	-	-	-	-
中 小 企 業	貸付先数	63	27.3	63	28.0
	金 額	221,735	13.4	206,790	12.2
国内企業向け 貸 付 計	貸付先数 金 額	231 1,660,502	100.0 100.0	225 1,691,479	100.0 100.0

(注)1. 規模の区分は業種により以下のとおり定義しています。

業 種	①右の②、③、④を除く企業種		②小売業、飲食業		③サービス業		④卸売業	
	常用する従業員300人以上	資本金10億円以上	常用する従業員50人以上かつ	資本金10億円以上 資本金5千万円超 10億円未満	常用する従業員100人以上かつ	資本金10億円以上 資本金5千万円超 10億円未満	常用する従業員100人以上かつ	資本金10億円以上 資本金1億円超 10億円未満
大 企 業								
中 堅 企 業								
中 小 企 業	資本金3億円以下または常用する従業員300人以下		資本金5千万円以下または常用する従業員50人以下		資本金5千万円以下または常用する従業員100人以下		資本金1億円以下または常用する従業員100人以下	

- 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の償還者数をいい、貸付件数ではありません。
- 従業員数及び資本金額は、資料作成時点で当社が把握しているものによります。
- サービス業は、「物品貸貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療・福祉」、及び「その他のサービス」で構成されます。
- 規模の区分は、日本銀行の「貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)」の規模区分に準拠しています。

住友生命保険相互会社

## (3) 貸付金残存期間別残高

&lt;2023年度末&gt;

(単位:百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
変動金利	60,513	7,941	61,603	73,787	8,258	98,581	40,000	350,685
固定金利	199,679	235,978	176,728	149,517	274,824	550,319	-	1,587,048
一般貸付計	260,192	243,919	238,332	223,305	283,083	648,901	40,000	1,937,734

&lt;2024年度末&gt;

(単位:百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
変動金利	62,951	56,191	13,678	74,900	6,224	100,628	80,000	394,574
固定金利	118,772	221,511	138,176	161,956	272,932	543,468	-	1,456,818
一般貸付計	181,723	277,703	151,855	236,856	279,157	644,097	80,000	1,851,393

住友生命保険相互会社

## (4) 貸付金業種別内訳

(単位:百万円、%)

区分	2023年度末		2024年度末		
	金額	占率	金額	占率	
	152,502	7.9	148,957	8.0	
製造業	食料	14,774	0.8	8,576	0.5
	繊維	900	0.0	900	0.0
	木材・木製品	100	0.0	100	0.0
	パルプ・紙	18,380	0.9	18,360	1.0
	印刷	-	-	-	-
	化学	25,922	1.3	25,536	1.4
	石油・石炭	26,800	1.4	26,800	1.4
	麻業・土石	10,182	0.5	11,007	0.6
	鉄	8,100	0.4	11,100	0.6
	非鉄金属	4,650	0.2	5,050	0.3
	金属製品	1,000	0.1	-	-
	はん用・生産用・業務用機械	13,537	0.7	13,868	0.7
	電気機械	12,357	0.6	11,895	0.6
	輸送用機械	14,800	0.8	14,765	0.8
	その他の製造業	1,000	0.1	1,000	0.1
国内向け	農業、林業	-	-	-	-
	漁業	-	-	-	-
	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
	建設業	10,825	0.6	11,944	0.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	257,107	13.3	283,470	15.3
	情報通信業	23,500	1.2	22,500	1.2
	運輸業、郵便業	172,955	8.9	174,117	9.4
	卸売業	322,600	16.6	332,800	18.0
	小売業	4,871	0.3	5,046	0.3
	金融業、保険業	440,747	22.7	424,599	22.9
	不動産業	192,147	9.9	188,387	10.2
	物品賃貸業	107,012	5.5	97,342	5.3
	学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-
	宿泊業	-	-	-	-
	飲食業	-	-	-	-
	生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-
	教育、学習支援業	-	-	-	-
	医療・福祉	-	-	-	-
	その他のサービス	8,000	0.4	8,000	0.4
地方公共団体	-	-	-	-	
個人(住宅・消費・納税資金等)	1,374	0.1	1,121	0.1	
合計	1,783,211	92.0	1,698,288	91.7	
海外向け	政府等	-	-	-	-
	金融機関	154,522	8.0	153,105	8.3
	商工業等	-	-	-	-
合計	154,522	8.0	153,105	8.3	
一般貸付計	1,937,734	100.0	1,851,393	100.0	

(注)1. 国内向けの区分は、日本銀行の「貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)」の業種分類に準拠しています。

2. 「国内向け貸付の合計」ならびに「一般貸付計」には日本国政府向け貸出を含みます。  
(2023年度末 896億円、2024年度末 残高なし)

住友生命保険相互会社

## (5) 貸付金担保別内訳

(単位:百万円、%)

区 分	2023年度末		2024年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
担 保 貸 付	9,534	0.5	6,645	0.4
有 価 証 券 担 保 貸 付	-	-	-	-
不 動 産 ・ 動 産 ・ 財 団 担 保 貸 付	9,534	0.5	6,645	0.4
指 名 債 権 担 保 貸 付	-	-	-	-
保 証 貸 付	10,838	0.6	9,695	0.5
借 用 貸 付	1,915,986	98.9	1,833,930	99.1
そ の 他	1,374	0.1	1,121	0.1
一 般 貸 付 計	1,937,734	100.0	1,851,393	100.0
うち劣後特約付貸付	162,300	8.4	208,300	11.3

## (6) 貸付金地域別内訳

(単位:百万円、%)

区 分	2023年度末		2024年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
北 海 道	10,070	0.6	9,469	0.6
東 北	18,102	1.0	19,314	1.1
關 東	1,465,159	82.2	1,379,115	81.3
中 部	92,300	5.2	95,300	5.6
近 畿	144,151	8.1	136,435	8.0
中 國	17,400	1.0	23,300	1.4
四 國	5,430	0.3	5,300	0.3
九 州	29,224	1.6	28,932	1.7
合 計	1,781,837	100.0	1,697,166	100.0

(注)1. 個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等を含みません。

2. 地域区分は、資料作成時点で当社が把握している貸付先の本社所在地によります。

住友生命保険相互会社

## c. 海外投融資の状況

## (1) 資産別明細

## ア. 外貨建資産

(単位:百万円、%)

区 分	2023年度末		2024年度末	
	金額	占率	金額	占率
公 社 債	8,087,039	53.7	6,757,018	50.6
株 式 等	3,393,525	22.6	3,130,136	23.4
現 預 金・その他	599,977	4.0	597,364	4.5
外 貨 建 資 産 計	12,080,542	80.3	10,484,519	78.5

## イ. 円貨額が確定した外貨建資産

(単位:百万円、%)

区 分	2023年度末		2024年度末	
	金額	占率	金額	占率
貸 付 金	232,867	1.5	199,346	1.5
現 預 金・その他	3,235	0.0	3,207	0.0
円 貨 額 が 確 定 し た 外 貨 建 資 産 計	236,103	1.6	202,554	1.5

## ウ. 円貨建資産

(単位:百万円、%)

区 分	2023年度末		2024年度末	
	金額	占率	金額	占率
公 社 債	2,340,865	15.6	2,239,912	16.8
株 式 等	347,851	2.3	307,178	2.3
そ の 他	42,312	0.3	129,326	1.0
円 貨 建 資 産 計	2,731,029	18.1	2,676,417	20.0

## エ. 合計

(単位:百万円、%)

区 分	2023年度末		2024年度末	
	金額	占率	金額	占率
海 外 投 融 資	15,047,675	100.0	13,363,490	100.0

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

住友生命保険相互会社

## (2) 海外投融資の地域別構成

(単位:百万円,%)

区 分	2023年度末				2024年度末				
	外国証券	公社債	株式等	非居住者 貸付	外国証券	公社債	株式等	非居住者 貸付	
北 米	金額	6,083,550	5,116,322	967,227	154,522	5,175,301	4,292,628	882,472	153,105
	占率	44.9	51.1	27.3	100.0	43.1	49.1	27.0	100.0
ヨーロッパ	金額	2,262,239	2,053,678	208,560	-	2,408,353	2,114,752	293,601	-
	占率	16.7	20.5	5.9	-	20.1	24.2	9.0	-
オセアニア	金額	709,496	709,496	-	-	547,829	547,829	-	-
	占率	5.2	7.1	-	-	4.6	6.3	-	-
ア ジ ア	金額	581,356	35,164	546,192	-	583,170	37,718	545,452	-
	占率	4.3	0.4	15.4	-	4.9	0.4	16.7	-
中 南 米	金額	3,682,859	1,865,653	1,817,206	-	3,110,091	1,564,687	1,545,404	-
	占率	27.2	18.6	51.3	-	25.9	17.9	47.3	-
中 東	金額	-	-	-	-	-	-	-	-
	占率	-	-	-	-	-	-	-	-
アフリカ	金額	3,510	3,510	-	-	-	-	-	-
	占率	0.0	0.0	-	-	-	-	-	-
国際機関	金額	237,050	237,050	-	-	186,758	186,758	-	-
	占率	1.7	2.4	-	-	1.6	2.1	-	-
合 計	金額	13,560,063	10,020,877	3,539,186	154,522	12,011,504	8,744,574	3,266,929	153,105
	占率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注)本表は発行会社の国籍に基づき作成されています。

## (3) 外貨建資産の通貨別構成

(単位:百万円,%)

区 分	2023年度末		2024年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
米 ド ル	9,469,941	78.4	8,322,887	79.4
ユ ー ロ	693,525	5.7	786,198	7.5
豪 ド ル	929,565	7.7	643,440	6.1
シンガポールドル	462,258	3.8	462,679	4.4
ニュージーランドドル	94,027	0.8	90,807	0.9
メキシコペソ	2,518	0.0	59,705	0.6
中 国 元	55,249	0.5	53,869	0.5
ベトナムドン	42,814	0.4	42,799	0.4
インドネシアルピア	15,724	0.1	15,724	0.1
英 ボ ン ド	6,116	0.1	4,702	0.0
カナダドル	308,185	2.6	-	-
そ の 他	614	0.0	1,703	0.0
合 計	12,080,542	100.0	10,484,519	100.0

住友生命保険相互会社

## 2. 個人変額保険・変額個人年金保険 特別勘定

### a. 売買目的有価証券の評価損益

#### (1) 個人変額保険

(単位:百万円)

区 分	2023年度末		2024年度末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益
売買目的有価証券	64,010	16,879	56,627	11,550

#### (2) 変額個人年金保険

(単位:百万円)

区 分	2023年度末		2024年度末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益
売買目的有価証券	34,184	3,491	27,978	402

### b. 金銭の信託の時価情報

個人変額保険、変額個人年金保険ともに残高がないため、記載していません。

住友生命保険相互会社

## c. デリバティブ取引の時価情報

## (1) 個人変額保険

(株式関連) (単位:百万円)

区分	種 類	2023年度末			2024年度末		
		契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益
取引所	株価指致先物						
	売建	994	-	4	-	-	-
	買建	-	-	-	-	-	-
	合 計			4			

(通貨関連) (単位:百万円)

区分	種 類	2023年度末			2024年度末		
		契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益
店頭	為替予約						
	売建	-	-	-	14	-	0
	(NFA)	-	-	-	-	-	-
	(A-B)	-	-	-	-	-	-
	買建	-	-	-	14	-	0
	(NFA)	-	-	-	15	-	△0
	(A-B)	-	-	-	15	-	△0
	合 計			-			0

(注) 外貨建金融債権債務等が為替予約が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金融債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。

住友生命保険相互会社

## (2) 変額個人年金保険

(株式関連)

(単位:百万円)

区分	種 類	2023年度末			2024年度末		
		契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益
取引所	株価指数先物						
	売建	-	-	-	-	-	-
	買建	362	-	△4	-	-	-
	合 計			△4			-

(通貨関連)

(単位:百万円)

区分	種 類	2023年度末			2024年度末		
		契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益
店頭	為替予約						
	売建	-	-	-	-	-	-
	(NFA)	-	-	-	-	-	-
	(A-B)	-	-	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-	-	-
	(NFA)	-	-	-	-	-	-
(A-B)	-	-	-	-	-	-	
	合 計			-			-

(注)外貨建金融債権債務等に為替予約が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金融債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。

住友生命保険相互会社

## 3. 会社計

## a. 資産の構成(会社計)

## (1) 資産の構成

(単位:百万円、%)

区 分	2023年度末		2024年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	1,574,957	4.1	2,054,412	5.6
買入金銭債権	479,404	1.3	550,257	1.5
金銭の信託	24,345	0.1	62,022	0.2
有価証券	32,471,386	85.0	30,338,695	82.6
公社債	14,619,214	38.3	14,209,517	38.7
株式	3,449,389	9.0	3,356,408	9.1
外国証券	13,858,843	36.3	12,282,344	33.4
公社債	10,110,124	26.5	8,836,300	24.1
株式等	3,748,718	9.8	3,446,043	9.4
その他の証券	543,939	1.4	490,425	1.3
貸付金	2,164,509	5.7	2,069,452	5.6
保険約款貸付	226,775	0.6	218,059	0.6
一般貸付	1,937,734	5.1	1,851,393	5.0
不動産	643,568	1.7	644,133	1.8
うち投資用	468,707	1.2	480,382	1.3
繰延税金資産	208,307	0.5	356,340	1.0
その他	635,326	1.7	648,088	1.8
貸倒引当金	△804	△0.0	△906	△0.0
会社計	38,201,001	100.0	36,722,496	100.0
うち外貨建て資産	12,395,549	32.4	10,783,355	29.4

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

## (2) 資産の増減

(単位:百万円)

区 分	2023年度	2024年度
	金額	金額
現預金・コールローン	△601,892	479,455
買入金銭債権	71,758	70,852
金銭の信託	9,354	37,677
有価証券	3,641,975	△2,132,690
公社債	△568,731	△409,696
株式	993,282	△92,981
外国証券	3,026,884	△1,576,498
公社債	1,655,061	△1,273,824
株式等	1,371,822	△302,674
その他の証券	190,540	△53,513
貸付金	△33,764	△95,057
保険約款貸付	△8,098	△8,716
一般貸付	△25,666	△86,341
不動産	55,543	565
うち投資用	65,350	11,675
繰延税金資産	△284,700	148,032
その他	44,498	12,762
貸倒引当金	62	△102
会社計	2,902,835	△1,478,504
うち外貨建て資産	2,376,434	△1,612,193

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

住友生命保険相互会社

## b. 有価証券の時価情報(会社計)

## (1) 売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

区 分	2023年度末		2024年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	706,661	67,828	694,231	△56,122

(注) 本表には、金銭の債権等の売買目的有価証券を含んでいます。

## (2) 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外)

(単位:百万円)

区 分	2023年度末					2024年度末				
	総簿価額	時価	差額	増益	減損	総簿価額	時価	差額	増益	減損
長期保有目的の債券	1,926,606	2,092,804	166,198	184,790	△18,592	1,855,593	1,858,670	3,076	104,174	△101,098
責任準備金対応債券	13,799,326	13,527,225	△272,100	667,808	△939,909	13,840,880	12,418,182	△1,422,698	253,298	△1,675,996
子会社・関連会社株式	43,024	44,050	428	428	-	43,459	51,451	8,392	8,392	-
その他の有価証券	13,745,036	15,113,583	1,372,947	2,268,171	△895,224	12,007,747	13,060,871	1,073,123	1,906,442	△813,318
公 社 債	2,468,741	2,174,180	△294,560	27,573	△322,154	2,268,096	1,815,847	△452,250	2,066	△454,316
株 式	1,223,271	2,972,377	1,749,105	1,774,963	△225,857	1,274,169	3,008,954	1,634,784	1,667,123	△32,338
外 国 証 券	8,956,882	8,835,843	△115,038	407,593	△522,632	7,269,451	7,136,496	△132,755	266,393	△399,149
公 社 債	6,658,920	6,540,941	△117,978	213,539	△331,518	5,415,442	5,254,397	△161,044	96,724	△257,769
株 式 等	2,291,962	2,294,902	2,939	194,053	△191,113	1,854,009	1,882,298	28,289	169,669	△141,380
その他の証券	355,676	398,928	43,251	57,063	△13,811	267,547	305,636	38,089	90,661	△12,512
買入金債換積	387,043	377,300	△9,743	978	△10,721	468,892	454,936	△13,956	257	△14,213
譲渡性預金	255,000	254,952	△47	-	△47	359,000	358,799	△200	-	△200
その他の他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	29,510,192	30,777,663	1,267,470	3,121,196	△1,853,726	27,747,681	27,607,875	△140,106	2,382,307	△2,492,413
公 社 債	14,714,757	14,314,687	△400,069	694,259	△1,094,329	14,474,984	12,956,531	△1,518,452	254,223	△1,772,676
株 式	1,224,111	2,973,642	1,749,531	1,775,389	△225,857	1,274,843	3,009,747	1,634,903	1,667,242	△32,338
外 国 証 券	12,473,604	12,358,151	△115,452	593,506	△708,958	10,802,413	10,521,924	△280,489	379,983	△660,472
公 社 債	10,138,856	10,020,464	△118,392	399,452	△517,845	8,905,618	8,588,566	△317,052	202,049	△519,092
株 式 等	2,334,747	2,337,687	2,939	194,053	△191,113	1,896,795	1,933,357	36,562	177,942	△141,380
その他の証券	355,676	398,928	43,251	57,063	△13,811	267,547	305,636	38,089	90,661	△12,512
買入金債換積	387,043	377,300	△9,743	978	△10,721	468,892	454,936	△13,956	257	△14,213
譲渡性預金	255,000	254,952	△47	-	△47	359,000	358,799	△200	-	△200
その他の他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

2. 市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	2023年度末	2024年度末
子 会 社 ・ 関 連 会 社 株 式	1,193,362	1,300,067
そ の 他 有 価 証 券	261,773	316,482
内 国 株 式	22,762	21,614
外 国 株 式	34,558	34,558
そ の 他	204,452	260,308
合 計	1,455,135	1,616,550

住友生命保険相互会社

## c. 金銭の信託の時価情報（会社計）

(単位：百万円)

区 分	2023年度末					2024年度末				
	貸借対照表計上額	時価	差損益	増益	減損	貸借対照表計上額	時価	差損益	増益	減損
金 銭 の 信 託	24,345	24,345	-	-	-	62,022	62,022	-	-	-

(注)時価相当額の算定は、取引金融機関が合理的に算定した価格によっています。

## ・運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

区 分	2023年度末		2024年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
運 用 目 的 の 信 託	24,345	2,044	62,022	△903

## ・運用目的以外の金銭の信託

2023年度末、2024年度末ともに残高がないため、記載していません。

住友生命保険相互会社

## d. デリバティブ取引の時価情報(会社計)

## 【定性的情報】

## (1) 取引の内容

当社では、資産運用方針および運用する資金特性に応じて、以下のデリバティブ取引を活用しています。

	取引所取引	店頭取引
金利派生商品	－	金利スワップ、金利スワップション
為替派生商品	－	為替予約、通貨スワップ、通貨オプション
株式派生商品	株価指数先物、株価指数オプション	個別株オプション、株価指数オプション、 株価指数先渡
債券派生商品	債券先物、債券先物オプション	債券現物オプション
その他	－	マルチ・アセット指数オプション

## (2) 取組方針

当社では、主に保有する資産または負債の価値が変動するリスクを回避する目的で、デリバティブ取引を活用しています。

また、運用する資金特性にそぐわないデリバティブ取引(例えば、原資産の価格変動に対する当該取引時価の変動率が大きいレバレッジの高い取引等)は行わないこととしています。

## (3) 利用目的

当社では、外貨建資産に係る為替リスク等の回避を目的としたヘッジ取引、もしくはリスクを一定範囲内に限定したデリバティブ取引を行っています。

なお、ヘッジ会計の適用要件を満たすヘッジ取引については、ヘッジ会計を適用しています。

## (4) リスクの内容

当社が利用しているデリバティブ取引には、現物資産と同様に、市場リスクと信用リスクがあります。

## ア. 市場リスク

金利、株価、為替等の市場の変動およびキャッシュフローの変動によって保有するポートフォリオやポジションの価値が変動するリスクをいいます。

## イ. 信用リスク

与信先の信用状態の変化により保有するポートフォリオやポジションの価値が変動するリスクをいいます。(デリバティブ取引の取引相手先のデフォルト(債務不履行)により、保有するポジションから期待する経済効果を得られないリスクを含みます。)

## (5) リスク管理体制

## ア. リスク管理の基本方針

保有する資産または負債に対して効果的にデリバティブ取引が活用されているか、また、投資案件ごとに設定した運用方針、運用ルール、報告体制が遵守されているか等を定期的に確認することで、リスクの顕在化を未然に防止することをリスク管理の基本としています。

住友生命保険相互会社

## イ、リスク管理部署

収益部門から独立した資産運用リスク管理部署が、デリバティブ取引のリスク状況を株式、債券等原資産と合わせて管理しています。

## ウ、リスク管理規定

「資産運用リスク管理方針」および「資産運用リスク管理規程」において、デリバティブ取引についての利用目的、取組対象、およびリスク管理体制等を規定しています。また、資産運用部門の細則等において、各部それぞれの役割に応じた具体的な取組みを規定しています。

## エ、リスク管理

ヘッジ取引を行う場合は、ヘッジ対象である原資産とヘッジ手段としてのデリバティブ取引を合わせてリスクを定量的に把握・分析・管理しています。

ヘッジ取引に該当しない取引を行う場合は、取引限度額、許容リスク量を設定するとともにロス・カット・ルールを策定し、ポジション状況、リスク状況および損益状況を管理しています。

## (6) 定量的情報に関する補足説明

## ア、デリバティブ取引に関わる信用リスクの状況

債権債務の関係が法的に相殺可能である契約については、取引相手先が当社に対して有する与信額を考慮したネットベースのカレント・エクスポージャー方式で信用リスク相当額を算出しています。

(単位：億円)

	契約金額・想定元本額		信用リスク相当額	
	2024年3月末	2025年3月末	2024年3月末	2025年3月末
金利スワップ				
金利スワップション(買建)	1,135	1,121	213	163
為替予約	73,962	62,896	1,230	1,591
通貨スワップ				
通貨オプション(買建)	13,701	14,350	1,282	1,584
株式オプション(買建)				
株価指数先渡	5,500	5,999	330	441
マルチ・アセット指数オプション(買建)	2,644	2,514	378	264
合計			1,838	2,161

(注1) 契約金額・想定元本額は、取引を執行する際の計算基礎として位置付けられているものであり、リスク量を表す指標ではありません。

(注2) 取引種類別の信用リスク相当額は、取引相手先が当社に対して有する与信額を考慮しないグロスベースのカレント・エクスポージャー方式で算出しており、合計(ネットベースのカレント・エクスポージャー方式にて算出)とは一致しません。

## イ、差損益に関する補足説明

ヘッジ取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を明確にした上で取り組んでおり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の損益を単独で認識するのではなく、ヘッジ対象としての資産・負債の損益と合算して認識する必要があります。

したがって、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体として管理することで、為替変動リスク、金利変動リスク等が減殺されている効果を確認しています。

住友生命保険相互会社

## 【定量的情報】

## (1) 差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）（会社計）

(単位：百万円)

区 分	2023年度末					2024年度末				
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他
ヘッジ会計適用分	△13,805	△335,729	-	-	-	△369,545	△67,000	19,932	-	-
ヘッジ会計非適用分	16	△114,929	△934	201	5,450	△116,184	-	△33,188	△3,912	△279
合 計	△13,789	△450,658	△934	201	5,450	△479,700	△67,000	△14,993	△3,912	△279

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。  
なお時価ヘッジ適用分の差損益は、2023年度末通貨関連 △357,149百万円、2024年度末通貨関連 △7,387百万円となっています。

## (2) 金利関連（会社計）

(ヘッジ会計が適用されていないもの)

(単位：百万円)

区分	種 類	2023年度末				2024年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
店 類		うち1年超					うち1年超		
	金利スワップ								
	固定金利受取/変動金利支払	32,500	32,500	56	56	-	-	-	
	合 計				56			-	

(注)差損益欄には、時価を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種 類	主なヘッジ対象	2023年度末		2024年度末			
			契約額等	時価	契約額等	時価		
			うち1年超		うち1年超			
繰延ヘッジ	金利スワップ	貸付金						
	固定金利受取/変動金利支払		2,500	2,500	△15	5,000	5,000	△145
特例処理	金利スワップ	保険負債						
	固定金利受取/変動金利支払		342,500	342,500	△33,905	375,000	375,000	△62,636
特例処理	金利スワップ	貸付金						
	固定金利受取/変動金利支払		710	700	△4	700	700	△24
	固定金利支払/変動金利受取		113,557	113,557	20,124	112,140	112,140	15,137
	合 計				△13,905			△47,669

住友生命保険相互会社

## (3) 通貨関連(会社計)

(ヘッジ会計が適用されていないもの)

(単位:百万円)

区分	種 類	2023年度末				2024年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店 類	為替予約								
	売建	1,554,771	1,616	△139,506	△139,506	1,281,382	118,597	△29,762	△29,762
	(米ドル)	1,136,672	1,616	△94,938	△94,938	1,109,847	118,597	△30,244	△30,244
	(ユーロ)	239,423	-	△28,022	△28,022	84,023	-	△783	△783
	買建	1,384,308	1,614	30,257	30,257	991,146	126,599	1,752	1,752
	(米ドル)	982,764	1,614	22,018	22,018	894,161	126,599	1,962	1,962
	(ユーロ)	235,016	-	7,269	7,269	57,628	-	781	781
	通貨オプション								
	売建								
	コール	407,720	-	-	-	-	-	-	-
	(944)			895	49	(-)	-	-	-
	(米ドル)	407,720	-	-	-	-	-	-	-
	(944)			895	49	(-)	-	-	-
	プット	136,000	-	-	-	-	-	-	-
	(392)			4	387	(-)	-	-	-
	(米ドル)	136,000	-	-	-	-	-	-	-
	(392)			4	387	(-)	-	-	-
	買建								
	プット	699,040	-	-	-	797,500	260,000	-	-
	(3,869)			171	△3,697	(7,385)	-	4,563	△2,822
(米ドル)	699,040	-	-	-	780,000	260,000	-	-	
(3,869)			171	△3,697	(5,492)	-	3,283	△2,209	
(メキシコペソ)	-	-	-	-	37,500	-	-	-	
(-)			-	-	(1,893)	-	1,279	△614	
通貨スワップ									
(米ドル)	5,156	5,156	△2,339	△2,339	5,156	5,156	△2,353	△2,353	
	5,156	5,156	△2,339	△2,339	5,156	5,156	△2,353	△2,353	
合 計				△114,929				△33,185	

(注)1. ( )内には、オプション料を記載しています。

2. 差損益欄には、為替予約については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種 類	主なヘッジ対象	2023年度末			2024年度末		
			契約額等		時価	契約額等		時価
			うち1年超			うち1年超		
時価ヘッジ	為替予約							
	売建	外貨純資産	4,457,128	447,631	△357,149	4,017,144	523,723	△7,387
	(米ドル)		3,559,006	435,667	△287,124	3,165,243	523,723	△1,957
(ユーロ)	660,699		-	△27,932	676,941	-	△7,453	
期限ヘッジ	通貨スワップ	外貨純資産	35,351	35,351	△12,600	35,351	26,328	△13,235
	(米ドル)		35,351	35,351	△12,600	35,351	26,328	△13,235
額当処理	通貨スワップ	外貨純資産	232,867	199,346	△65,472	199,346	162,975	△66,727
	(米ドル)		232,867	199,346	△65,472	199,346	162,975	△66,727
	通貨スワップ	外貨純資産	397,695	397,695	79,562	397,695	397,695	96,442
	(米ドル)		397,695	397,695	79,562	397,695	397,695	96,442
合 計				△355,739			19,092	

住友生命保険相互会社

## (4) 株式関連（会社計）

(ヘッジ会計が適用されていないもの)

(単位：百万円)

区分	種 類	2023年度末				2024年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年経				うち1年経			
取引所	株価指数先物 売却	8,940	-	△220	△220	7,082	-	△24	△24
	買建	76,971	-	1,628	1,628	100,288	-	△1,228	△1,228
店頭	株価指数オプション 買建	550,000	-			599,988	200,000		
	プット	(2,342)		0	△2,342	(6,765)		4,107	△2,658
合 計					△924			4,107	△3,912

- (注)1. ( )内には、オプション料を記載しています。  
2. 差損益欄には、先物取引については時価を記載し、  
オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

2023年度末、2024年度末ともに残高がないため、記載していません。

## (5) 債券関連（会社計）

(ヘッジ会計が適用されていないもの)

(単位：百万円)

区分	種 類	2023年度末				2024年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年経				うち1年経			
取引所	債券先物 買建	42,179	-	201	201	36,965	-	△270	△270
合 計					201			△270	△270

(注)差損益欄には、時価を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

2023年度末、2024年度末ともに残高がないため、記載していません。

## (6) その他（会社計）

(ヘッジ会計が適用されていないもの)

(単位：百万円)

区分	種 類	2023年度末				2024年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年経				うち1年経			
店頭	マルチ・アセット指数オプション 売 建 コール	90,382	-			59,801	-		
		(219)		610	△391	(116)		20	96
	買 建 コール	264,444	-			281,485	-		
		(6,520)		11,302	5,842	(5,003)		1,274	△4,328
合 計					5,450			1,274	△4,232

- (注)1. ( )内には、オプション料を記載しています。  
2. 差損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

2023年度末、2024年度末ともに残高がないため、記載していません。

住友生命保険相互会社

連結財務諸表についての監査人の監査報告書(※)

※当社は、連結財務諸表の監査の透明性を高める観点から、任意で「監査上の主要な検討事項」の報告を受けております。

監査報告書の原本(電子署名が付された電子データ)は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年5月16日

住友生命保険相互会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 羽太 典明

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 辰巳 幸久

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中山 卓弥

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、住友生命保険相互会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友生命保険相互会社及び連結子法人等の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

監査報告書の原本(電子署名が付された電子データ)は当社が別途保管しております。

責任準備金計上額の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>住友生命保険相互会社の連結財務諸表において、責任準備金39,071,703百万円が計上されている。このうち、親会社である住友生命保険相互会社の責任準備金残高は28,749,390百万円であり連結総負債の61%に相当する重要な割合を占めている。</p> <p>連結貸借対照表注記12.に記載されているとおり、住友生命保険相互会社の責任準備金は保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため保険業法及び関連する規制に従い、金融庁に認可を受けた保険料及び責任準備金の算出方法書に定められた保険数理計算に基づいて算定されている。また、保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要がある。</p> <p>責任準備金は、長期にわたる将来発生するキャッシュ・フローについて性別・年齢別等の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づき計算される。責任準備金の計算式は非常に複雑で専門性を要するため、新商品開発時及び既存商品の予定発生率等の改定時におけるシステムへの反映の正当性（責任準備金が算出方法書どおりに計算されること）検証や事業年度末の計算結果の検証には経験を有する社内のアクチュアリーが関与している。</p> <p>また、保険計理人による責任準備金の積立水準の十分性を確認する将来収支分析では、複数のシナリオのもとに将来の収支を予測することによって、会社が将来の保険金などの支払能力を維持し得るかどうかを保険計理人が判断する。将来収支分析は、関連する法令等に基づき、保険数理に関する専門知識を活用した将来キャッシュ・フロー等の見積りが必要となる。経営者は、保険計理人による将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定する。</p> <p>以上から、当監査法人は、住友生命保険相互会社に係る責任準備金計上額の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、住友生命保険相互会社の責任準備金計上額の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。なお、監査手続の実施にあたっては、当監査法人の保険数理の専門家及びITシステムの専門家を利用した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>責任準備金計上額の妥当性に関するプロセスについて、当監査法人のITシステムの専門家を利用し内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に以下に焦点を当てた。</p> <p>① 責任準備金の正確性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険数理部門において、責任準備金計算システムへの反映の正当性を検証していること</li> <li>● 情報システム部門において開発された責任準備金計算システムにより、責任準備金計上額を正確に計算するシステム統制が有効に機能していること</li> <li>● 保険数理部門において、全ての保険契約に対して責任準備金が網羅的に計上されていることを検証していること</li> <li>● 保険数理部門において、責任準備金計上額の計算結果についてサンプル抽出により再計算し正確性を検証していること</li> </ul> <p>② 責任準備金の積立水準の十分性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 将来収支分析に係る保険計理人の意見書に基づき、経営者が責任準備金の計上額を決定していること</li> </ul> <p>(2) 責任準備金計上額の妥当性の検討</p> <p>当監査法人は、当監査法人の保険数理の専門家及びITシステムの専門家を利用して、住友生命保険相互会社が計上した責任準備金計上額の妥当性を検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>① 責任準備金の正確性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 当連結会計年度に新たに販売された保険商品の責任準備金について、算出方法書に従い再計算し、結果が一致していることを検証した。</li> <li>● 過年度からの責任準備金の増減と当連結会計年度の保険料、保険金、事業費等との整合性を検討した。</li> <li>● 責任準備金計算システムで使用する期末の保険契約データと保険契約システム上の契約異動データから作成した期末の保険契約データとの整合性を検討した。</li> </ul> <p>② 責任準備金の積立水準の十分性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険計理人の意見書の閲覧及び保険計理人への質問により、将来収支分析について、関連</li> </ul>

監査報告書の原本(電子署名が付された電子データ)は当社が別途保管しております。

	<p>する法令や「生命保険会社の保険計理人の実務基準」(公益社団法人日本アクチュアリー会)に基づいて行われていることを検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 組織規程及び保険計理人規程の閲覧並びに保険計理人への質問により、保険計理人が職務遂行上必要な権限を取締役会から付与されていること及び保険計理人が収益部門、収益管理部門及び商品開発部門から独立していることを確かめた。</li><li>• 経営者への質問及び責任準備金に係る決議書を開覧し、経営者が保険計理人による責任準備金の積立水準の十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定していることを確かめた。</li></ul>
--	---

監査報告書の原本(電子署名が付された電子データ)は当社が別途保管しております。

のれんの減損損失の計上の要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>住友生命保険相互会社の連結財務諸表において、のれん335,193百万円には、連結貸借対照表注記事項15.に記載されているとおり、同社によるSingapore Life Holdings Pte. Ltd. (以下「シングライフ・ホールディングス」という。)の買収に関連して計上されたのれん305,220百万円が含まれており、金額的重要性がある。</p> <p>のれんは収益性の著しい低下等により、当初想定していた超過収益力が見込めなくなった場合には、減損損失が計上される可能性がある。連結貸借対照表注記15.に記載されているとおり、シングライフ・ホールディングスの買収に関連して計上されたのれんは、固定資産の減損に係る会計基準等に基づき減損損失の計上の要否の判定が行われる。住友生命保険相互会社によるのれんの減損の兆候の有無の判定は、シングライフ・ホールディングスを取り巻く経営環境の悪化の有無、業績及び将来の利益計画の悪化の有無、のれんを含む資産グループの公正価値の著しい下落の有無、その他の関連する固有の事象と状況を総合的に評価し、減損の兆候はないとの結果になった。これらの事象・環境変化等の有無の判定には経営者の重要な判断を伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は、シングライフ・ホールディングスの買収に関連して計上されたのれんの減損損失の計上の要否に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>のれんの減損損失の計上の要否を判定するプロセスについて、内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特にのれんの減損損失の計上の要否に関する判定資料の作成及び判断結果に関する承認の統制に焦点を当てた。</p> <p>(2) のれんの減損の兆候の有無に関する判断の妥当性の検討</p> <p>当監査法人は、のれんの減損の兆候の有無の判定に関する住友生命保険相互会社の判断の妥当性を検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画等について、投資実行時の事業計画等とその実績とを比較し、達成状況を検討した。</li> <li>経営環境を含む事業計画等について、住友生命保険相互会社及びシングライフ・ホールディングスの経営者及び複数の会社担当者に対して質問し、実績に対する評価と今後の達成可能性について検討した。</li> <li>のれんを含む資産グループの公正価値の著しい下落の有無、その他の関連する固有の事象と状況に関する総合的評価の妥当性について、関連する資料を閲覧して検討した。</li> <li>のれんの減損の兆候の有無の判定に関連する内部資料について、閲覧および資料間の金額の照合を行い、資料の整合性を検証した。</li> <li>判断に用いられた事業計画等に対する実績について、監査済財務諸表等と照合し、その信頼性を検証した。</li> </ul>

監査報告書の原本(電子署名が付された電子データ)は当社が別途保管しております。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した連結財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

#### 連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、保険業法第110条第2項の規定に基づき、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子法人等の財務情報に関する十分か

監査報告書の原本(電子署名が付された電子データ)は当社が別途保管しております。

つ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### <内部統制監査>

##### 監査意見

当監査法人は、住友生命保険相互会社の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記を財務報告とした住友生命保険相互会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、住友生命保険相互会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するため

監査報告書の原本(電子署名が付された電子データ)は当社が別途保管しております。

の監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査問に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子法人等と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結財務諸表の作成方針

記載項目	
(1) 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社及び子法人等数 38社</p> <p>主な連結される子会社及び子法人等は、メディケア生命保険株式会社、株式会社スミセイビルマネージメント、住生物産株式会社、スミセイビジネスサービス株式会社、新宿グリーンビル管理株式会社、株式会社スミセイハーモニー、スミセイ情報システム株式会社、株式会社シーエスエス、スミセイ保険サービス株式会社、いずみライフデザイナーズ株式会社、株式会社スミセイ・サポート&amp;コンサルティング、株式会社保険デザイン、アイアル少額短期保険株式会社、スミセイ・アセット・マネージメント株式会社、株式会社 PREVENT、Symetra Financial Corporation、Singapore Life Holdings Pte. Ltd.です。</p> <p>なお、当連結会計年度に、新規に設立された Symetra Financial Corporation の子法人等1社及び子会社1社を連結の範囲に含めております。</p> <p>主な非連結の子会社及び子法人等は、SUMISEI-SBI 投資事業有限責任組合です。</p> <p>非連結の子会社及び子法人等については、総資産、売上高、当期損益及び（利益）剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。</p>
(2) 持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用の非連結の子会社及び子法人等数 0社 持分法適用関連法人等数 7社</p> <p>主な持分法適用関連法人等は、日本ビルファンドマネージメント株式会社、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社、マイコミュニケーション株式会社、株式会社エージェント・インシュアランス・グループ、Baoviet Holdings、PT BNI Life Insurance です。</p> <p>持分法を適用していない非連結の子会社及び子法人等（SUMISEI-SBI 投資事業有限責任組合他）については、連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p>
(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社及び子法人等のうち、海外の子会社及び子法人等の決算日は12月31日です。作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
(4) のれんの償却に関する事項	<p>のれん及び持分法適用関連法人等に係るのれん相当額については、20年以内のその効果の及ぶ期間で、定額法により償却しております。</p> <p>ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。</p>

## 2024年度(2025年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現金及び預貯金	1,326,363	保険契約準備金	39,514,902
コールローン	1,152,304	支払備金	232,120
買入金銭債権	550,257	責任準備金等	39,071,703
金銭の信託	62,022	社員配当準備金	211,078
有価証券	38,197,797	再保険借	20,051
貸付金	3,559,146	社 債	550,123
有形固定資産	667,974	その他の負債	6,156,424
土地	436,865	完現先勘定	3,725,641
建物	197,710	その他の負債	2,460,782
リース資産	13,321	退職給付に係る負債	2,731
建設仮勘定	10,811	役員退職慰労引当金	1
その他の有形固定資産	9,265	価格変動準備金	931,700
無形固定資産	622,756	繰延税金負債	21,246
ソフトウェア	56,301	再評価に係る繰延税金負債	12,738
のれん	335,193	負債の部合計	47,239,918
その他の無形固定資産	231,261	( 純 資 産 の 部 )	
代理店貸	146	基金	50,000
再保険貸	51,250	基金償却積立金	639,000
その他の資産	2,068,423	再評価積立金	2
退職給付に係る資産	182,882	連結剰余金	209,331
繰延税金資産	433,080	基金等合計	898,333
貸倒引当金	△ 5,583	その他有価証券評価差額金	602,992
		繰延ヘッジ損益	△ 65,609
		土地再評価差額金	△ 46,740
		為替換算調整勘定	140,866
		退職給付に係る調整累計額	99,680
		その他の包括利益累計額合計	731,190
		非支配株主持分	△ 619
		純資産の部合計	1,628,904
資産の部合計	48,868,823	負債及び純資産の部合計	48,868,823

## 2024 年度 連結貸借対照表注記

1. 当社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。  
有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの、並びに金銭の信託を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第 21 号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第 110 条第 2 項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券については 3 月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 当社は、保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第 21 号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。  
なお、小区分は次のとおり設定しております。  
  
個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）  
最低保証利率付 3 年ごと利率変動型積立保険等の主契約  
確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）  
拠出型企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）  
確定拠出年金保険契約及び新単位別利率設定特約  
一時払養老保険契約（一部を除く）  
利率変動型終身保険（一時払）契約  
個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約  
個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約（一部の保険種類を除く）
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第 5 号に定める鑑定評価に基づく方法

5. 当社の保有する有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

6. 当社の保有する外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、27百万円です。

連結子会社及び子法人等については、主として当社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行っております。

8. 退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、主として次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌連結会計年度から 8年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、一部の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

一部の連結子会社及び子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しており、一部の海外の連結子会社及び子法人等は、確定拠出制度を設けております。

## (2) 確定給付制度

## ① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	309,005 百万円
勤務費用	12,936 百万円
利息費用	1,825 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△41,348 百万円
退職給付の支払額	△17,370 百万円
その他	158 百万円
期末における退職給付債務	<u>265,206 百万円</u>

## ② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	414,875 百万円
期待運用収益	2,636 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	30,531 百万円
事業主からの拠出額	5,839 百万円
退職給付の支払額	△8,512 百万円
その他	△12 百万円
期末における年金資産	<u>445,357 百万円</u>

## ③ 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	262,474 百万円
年金資産	<u>△445,357 百万円</u>
	<u>△182,882 百万円</u>
非積立型制度の退職給付債務	2,731 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△180,151 百万円</u>
退職給付に係る負債	2,731 百万円
退職給付に係る資産	<u>△182,882 百万円</u>
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△180,151 百万円</u>

## ④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	12,936 百万円
利息費用	1,825 百万円
期待運用収益	△2,636 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△11,136 百万円
その他	164 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>1,153 百万円</u>

## ⑤ その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりです。

数理計算上の差異	60,749 百万円
合計	<u>60,749 百万円</u>

その他の包括利益累計額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりです。

未認識数理計算上の差異	140,182 百万円
合計	<u>140,182 百万円</u>

## ⑥ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株式	52%
生命保険一般勘定	26%
債券	4%
投資信託	4%
その他	14%
合計	100%

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が 69%含まれています。

## ⑦ 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## ⑧ 数値計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数値計算上の計算基礎は、主として次のとおりです。

割引率	2.181%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	1.4%
退職給付信託	0.0%

## (3) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、6,009 百万円です。

9. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定により算出した額を計上しております。

10. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。また、責任準備金の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第 26 号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

12. 当社の責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第 4 条第 2 項第 4 号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次の方式により計算しております。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、2006 年 4 月 1 日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）を適用（ただし、2006 年度中に年金支払開始日

等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表 2007（年金開始後）を適用して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。

収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。

また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

保険業法施行規則第 69 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第 5 項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。

追加の責任準備金の計上要否、金額の決定にあたっては、関連する法令等に基づき、保険数理に関する専門知識を活用した将来キャッシュ・フロー等の見積りが必要となることから、保険計理人による責任準備金の積立ての十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。

海外の連結子会社及び子法人等の責任準備金は、米国会計基準または国際財務報告基準に基づき算出した額を計上しております。

13. 当社の個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱いを 2023 年 5 月 8 日以降終了したことにより、平成 10 年大蔵省告示第 234 号（以下「IBNR 告示」という。）第 1 条第 1 項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR 告示第 1 条第 1 項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。

IBNR 告示第 1 条第 1 項本文に掲げるすべての連結会計年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR 告示第 1 条第 1 項本文と同様の方法により算出しております。

14. 当社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
15. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第 31 号）に基づいて識別した会計上の見積りは、次のとおりです。

(1) のれんの評価

当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されているのれんには、当社による米国子会社の買収に伴い発生したのれん 29,972 百万円及びシンガポール子会社の買収に伴い発生したのれん 305,220 百万円が含まれております。

米国子会社の買収に伴うのれんは、米国子会社の連結貸借対照表に計上され、米国会計基準 FASB Accounting Standards Codification Topic 350「無形資産—のれん及びその他」の非公開会社の特例に基づき、定額法による償却の実施及び減損損失の判定を行っております。

減損損失の判定は、減損の兆候となる事象・環境の変化の有無について、全社単位での判定を行い、のれんを含む報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が 50%を超えると定性的に判断した場合に、定量的な減損の検討を行います。当社は、米国子会社での判定の結果を踏まえ、日本の会計基準に基づき減損損失の認識の判断を行っております。

減損の兆候判定及び定性評価にあたっては、マクロ経済や米国の生命保険業界の動向、米国子会社の業績及び将来の利益計画の悪化の有無、その他の関連する固有の事象と状況を総合的に評価しています。また、定量的な減損の検討における公正価値の算定においては、将来の経済環境予測を踏まえた保険料収入、保険金給付率等を反映した将来キャッシュ・フロー、割引率及び長期成長率などの主要な仮定を設定します。

将来の不確実な経済条件の変動などにより、減損の兆候となる事象の発生や環境の変化が生じた場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

なお、当連結会計年度においては、減損の兆候はないと判断しており、減損損失は計上しておりません。

シンガポール子会社の買収に伴うのれんは、当社の連結貸借対照表に計上され、当社が日本の会計基準に基づき、定額法による償却の実施及び減損損失の判定を行っております。

減損損失の判定は、減損の兆候となる事象・環境の変化が認められる場合に、減損損失の認識の判定及び損失額の測定を行います。

減損の兆候判定にあたっては、シンガポール子会社を取り巻く経営環境や業績及び将来の利益計画の悪化の有無、のれんを含む資産グループの公正価値の著しい下落の有無、その他の関連する固有の事象と状況を総合的に評価しています。

のれんに減損の兆候が認められる場合は、のれんを含む資産グループから将来生じるキャッシュ・フローを見積り、その総額と帳簿価額を比較することによって減損の認識要否を判定します。

減損損失の認識が必要となった場合は、のれんを含む資産グループの回収可能価額を算出のうえ、帳簿価額と回収可能価額との差額を減損損失として計上します。回収可能価額の算定においては、将来の経済環境予測や新契約の獲得見込みを踏まえた保険料収入、保険金給付率等の保険数理計算上の仮定を反映した事業収支予測、割引率などの主要な仮定を設定します。

将来の不確実な経済条件の変動などにより、減損の兆候となる事象の発生や環境の変化が生じた場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

なお、当連結会計年度においては、減損の兆候はないと判断しており、減損損失は計上しておりません。

#### (2) 保有契約価値及び繰延新契約費の償却

当連結会計年度の連結貸借対照表において計上されている無形固定資産には、米国子会社の買収に伴う保有契約価値 23,032 百万円が、その他資産には、米国子会社の繰延新契約費 361,629 百万円がそれぞれ含まれております。

保有契約価値は、米国子会社の買収時点で保有している保険契約に関して、保険契約から得られる将来利益を見積現在価値として計算し、米国子会社の連結貸借対照表に計上したものであります。また、繰延新契約費は、米国子会社の買収後の保険契約の獲得に係る費用のうち、一定の条件を満たすものを米国子会社の連結貸借対照表上、資産として認識したものであります。

保有契約価値及び繰延新契約費は、保険契約の効果が及ぶと見積られる期間にわたり、将来の見積総利益の発生見込を基礎とした比率等により償却しております。将来の見積総利益の算定においては、継続率、死亡率などの主要な仮定を設定しています。

将来の不確実な経済条件の変動などにより、翌連結会計年度において保有契約価値及び繰延新契約費の減価相当額が損失計上される可能性があります。

16. 当連結会計年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は次のとおりです。

・「金融サービス—保険契約」(Topic944) (ASU 第 2018-12 号、ASU 第 2022-05 号)

#### (1) 概要

長期保険契約に係る負債の測定方法等が改正されました。

## (2) 適用予定日

米国子会社において、2025 年度の期末より適用予定です。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

適用された連結会計年度における影響は評価中です。

17. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。

貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップ取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。この他、責任準備金の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融商品に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません。また、現金及び預貯金（譲渡性預金除く）、コールローン及び売現先勘定は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
現金及び預貯金（譲渡性預金）	358,799	358,799	-
うち、その他有価証券	358,799	358,799	-
買入金銭債権	550,257	543,828	△6,429
うち、その他有価証券	454,936	454,936	-
金銭の信託	62,022	62,022	-
有価証券	37,524,949	36,284,194	△1,240,754
売買目的有価証券	2,932,785	2,932,785	-
満期保有目的の債券	1,984,327	1,970,692	△13,635
責任準備金対応債券	13,915,721	12,682,565	△1,233,156
子会社株式及び関連会社株式	45,614	51,851	6,237
その他有価証券 <sup>※1</sup>	18,646,299	18,646,299	-
貸付金	3,559,146		
貸倒引当金 <sup>※2</sup>	△5,064		
	3,554,081	3,345,092	△208,989
社債	550,123	530,524	△19,598
デリバティブ取引 <sup>※3</sup>	40,808	40,808	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	132,632	132,632	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(91,824)	(91,824)	-

※1 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託が含まれております。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で示しております。

(注1) 有価証券（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

## ① 満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	120,034	124,818	4,784
	外国証券(公社債)	1,061,500	1,162,411	100,911
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	237,993	214,165	△23,828
	外国証券(公社債)	565,000	469,296	△95,703
合計		1,984,527	1,970,692	△13,835

## ② 責任準備金対応債券 (単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	6,185,250	6,434,151	248,900
	外国証券(公社債)	194,629	199,033	4,403
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	5,866,794	4,545,953	△1,320,840
	外国証券(公社債)	1,669,047	1,503,426	△165,620
合計		13,915,721	12,682,565	△1,233,156

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

## ③ その他有価証券 (単位:百万円)

	種類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	-	-	-
	買入金銭債権	18,006	18,264	257
	公社債	269,518	272,564	3,045
	株式	1,188,331	2,855,672	1,667,341
	外国証券	5,712,133	6,009,035	296,901
	公社債	4,792,640	4,919,873	127,232
	株式等	919,493	1,089,161	169,668
	その他の証券	111,361	161,962	50,601
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	359,000	358,799	△200
	買入金銭債権	450,885	436,672	△14,213
	公社債	2,110,622	1,651,834	△458,788
	株式	185,894	153,555	△32,338
	外国証券	8,161,121	7,397,999	△763,121
	公社債	7,226,604	6,604,863	△621,741
	株式等	934,516	793,136	△141,380
	その他の証券	156,185	143,673	△12,512
合計		18,723,062	19,460,036	736,973

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等 <sup>※1</sup>	133,639
組合出資金等 <sup>※2</sup>	539,208

※1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

※2 組合出資金等には投資事業組合等が含まれております。これらは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
譲渡性預金	359,000	-	-	-
買入金銭債権	320,053	228	316	243,642
有価証券	1,145,103	5,747,406	7,592,455	15,775,589
満期保有目的の債券	311,895	91,146	640,986	906,967
責任預金対価債券	240,628	2,704,079	3,331,967	7,802,184
その他有価証券	592,580	2,952,181	3,619,501	7,066,436
貸付金 <sup>※</sup>	230,801	834,449	790,872	1,384,946
社債 <sup>※</sup>	-	-	103,625	297,030

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
譲渡性預金	-	358,799	-	358,799
買入金銭債権	-	319,935	135,001	454,936
金銭の信託	-	-	62,022	62,022
有価証券	7,214,211	11,980,747	1,580,302	20,775,261
売買目的有価証券	2,002,560	814,928	115,296	2,932,785
その他の有価証券	5,211,650	11,165,818	1,465,006	17,842,475
国債	852,175	-	-	852,175
地方債	-	29,217	-	29,217
社債	-	1,043,006	-	1,043,006
株式	3,009,228	-	-	3,009,228
外国証券	1,266,087	9,890,617	1,465,006	12,621,711
公社債	989,289	9,259,552	1,275,895	11,524,736
株式等	276,798	631,065	189,110	1,096,975
その他の証券	84,159	202,976	-	287,135
貸付金	-	-	123,668	123,668
デリバティブ取引	629	306,521	15,867	323,019
通貨関連	-	82,257	4,563	86,820
金利関連	-	19,171	-	19,171
株式関連	477	203,817	11,304	215,599
その他	152	1,274	-	1,426
資産計	7,214,841	12,966,004	1,916,862	22,097,708
デリバティブ取引	2,348	279,670	191	282,211
通貨関連	-	152,909	-	152,909
金利関連	-	101,394	-	101,394
株式関連	1,910	17,724	191	19,826
その他	438	7,642	-	8,080
負債計	2,348	279,670	191	282,211

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託は、上表に含めておりません。当該投資信託の連結貸借対照表計上額は803,823百万円です。  
当該投資信託の期首残高から当連結会計期間末残高への調整表は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	基準価額を時価とみなす 投資信託
期首残高	590,444
当連結会計期間の損益又はその他の包括利益	9,841
損益に計上 <sup>※1</sup>	△1,972
その他の包括利益に計上 <sup>※2</sup>	11,813
購入、売却、償還等の純額	203,538
当連結会計期間に基準価額を時価とみなす取扱いを適用した額	-
当連結会計期間に基準価額を時価とみなす取扱いを適用しないこととした額	-
当連結会計期間末残高	803,823
当連結会計期間の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益	-

※1 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

なお、当連結会計期間末における解約等に関する制限のうち主なものは、任意解約が認められていないというものであり、その連結貸借対照表計上額は566,225百万円です。

## ② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	88,891	88,891
有価証券	9,530,016	5,173,093	1,999	14,705,109
満期保有目的の債券	132,561	1,838,131	-	1,970,692
国債	132,561	-	-	132,561
地方債	-	13,807	-	13,807
社債	-	192,614	-	192,614
外国証券	-	1,631,708	-	1,631,708
公社債	-	1,631,708	-	1,631,708
責任準備金対応債券	9,396,663	3,283,902	1,999	12,682,565
国債	9,396,663	-	-	9,396,663
地方債	-	114,582	-	114,582
社債	-	1,468,859	-	1,468,859
外国証券	-	1,700,461	1,999	1,702,460
公社債	-	1,700,461	1,999	1,702,460
子会社株式及び関連会社株式	792	51,059	-	51,851
貸付金	-	15,333	3,206,090	3,221,424
資産計	9,530,016	5,188,427	3,296,981	18,015,425
社債	-	530,524	-	530,524
負債計	-	530,524	-	530,524

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## 資産

## ① 買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（情報ベンダー又はブローカーから入手する価格）等によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

これらに該当しない買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能である場合はレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

## ② 金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された信託財産の構成物の価格によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

## ③ 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、主なインプットは、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、主な信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類しております。

#### ④ 貸付金

一般貸付については、貸付の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

保険約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

### 負債

#### ① 社債

社債については、活発ではない市場の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ等が含まれます。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主にブレイン・ベニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

#### ① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報<sup>※1</sup>

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
貸付金	割引現在価値法	割引率	3.04%～7.85%

※1 レベル3の時価となるもので、第三者から入手した価格を調整せずに使用しているものは記載しておりません。

## ② 期首残高から当連結会計期間末残高への調整表、当連結会計期間の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭 債権	金銭の信託	有価証券	貸付金	デリバティブ 取引 <sup>※5</sup>	合計
期首残高	141,323	24,345	1,597,996	122,421	9,143	1,896,230
当連結会計期間の損益 又はその他の包括利益 損益に計上 <sup>※1</sup>	△4,219	480	△26,180	198	△13,792	△43,513
その他の包括利益に計上 <sup>※2</sup>	0	480	△2,854	198	△13,792	△15,968
購入、売却、発行及び 決済等の净额	△4,219		△23,325			△27,545
レベル3の時価への振替 <sup>※3</sup>	△2,102	37,197	△1,180	1,048	20,324	55,287
レベル3の時価からの振替 <sup>※4</sup>	-	-	19,677	-	-	19,677
当連結会計期間末残高	-	-	△10,010	-	-	△10,010
当連結会計期間末残高	135,001	62,022	1,580,302	123,668	15,675	1,916,670
当連結会計期間の損益に計上 した額のうち連結貸借対照表 日において保有する金融資産 及び金融負債の評価損益	-	-	402	△13,258	△12,858	△25,755

※1 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

※3 レベル1の時価またはレベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は、当連結会計年度の期首に行っております。

※4 レベル3の時価からレベル1の時価またはレベル2の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は、当連結会計年度の期首に行っております。

※5 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

## ③ 時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部署等が時価を取得及び算定しております。取得及び算定された時価は、リスク管理部等にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いており、また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

## ④ 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

## 割引率

割引率は、キャッシュ・フローの不確実性と金融商品の流動性を反映して割引率を調整するものであります。一般に、割引率の著しい上昇（下落）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

18. 東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は 482,695 百万円、時価は 647,627 百万円です。  
 なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。  
 また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務 1,453 百万円をその他の負債に計上しております。
19. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、4,286 百万円です。なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありません。危険債権額は、665 百万円です。  
 上記取立不能見込額の直接減額は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、13 百万円です。  
 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。  
 債権のうち、三月以上延滞債権額は、221 百万円です。  
 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。  
 債権のうち、貸付条件緩和債権額は、3,399 百万円です。  
 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
20. 有形固定資産の減価償却累計額は、439,148 百万円です。
21. 保険業法第 118 条に規定する特別勘定の資産の額は、847,107 百万円です。なお、負債の額も同額です。
22. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- |                  |             |
|------------------|-------------|
| 当期首現在高           | 213,538 百万円 |
| 前連結会計年度剰余金よりの繰入額 | 58,355 百万円  |
| 当連結会計年度社員配当金支払額  | 61,018 百万円  |
| 利息による増加等         | 203 百万円     |
| 当連結会計年度末現在高      | 211,078 百万円 |
23. 非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の株式等の総額は、195,851 百万円です。
24. 担保に提供している資産の額は、有価証券 4,564,559 百万円、貸付金 948,513 百万円、現金及び預貯金 1,397 百万円です。

25. 2023年12月31日に行ったSingapore Life Holdings Pte. Ltd.との企業結合について前連結会計年度末において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。この結果、暫定的に算定されたのれんの金額455,546百万円は、会計処理の確定により153,869百万円減少し、301,676百万円となっております。  
また、前連結会計年度末は、のれんが153,869百万円、責任準備金が108,058百万円それぞれ減少し、無形固定資産が77,326百万円増加しております。
26. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、4,717,355百万円です。
27. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当連結会計年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は921百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
28. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、28,593百万円です。
29. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債が511,106百万円含まれています。
30. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が220,000百万円含まれています。
31. その他資産及びその他負債には、米国子会社の修正共同保険式再保険に係る資産及び負債がそれぞれ715,622百万円、642,748百万円含まれています。
32. 国内の連結子会社及び子法人等における修正共同保険式再保険のうち現金授受を行わない取引では、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。
33. グループ通算制度を適用している当社及び一部の国内連結子会社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（2021年8月12日 企業会計基準委員会 実務対応報告第42号）に基づき、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示を行っております。
34. 繰延税金資産の総額は、953,138百万円、繰延税金負債の総額は、521,456百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、19,847百万円です。  
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金492,509百万円及び価格変動準備金269,035百万円です。  
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額308,330百万円です。  
なお、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）の成立に伴い、従来の税効果会計適用の法定実効税率27.96%は、回収又は支払が見込まれる期間が2025年4月1日から2026年3月31日までのものについては27.96%、2026年4月1日以降のものについては28.88%に変更されております。  
当連結会計年度における税効果会計適用後の法人税等の負担率は△64.8%であり、法定実効税率27.96%との差異の主な内訳は、税率変更による期末繰延税金資産の増額修正△66.7%、社員配当準備金繰入額△61.5%、のれん償却額等34.3%です。  
税率変更により、当連結会計年度末における繰延税金資産は9,389百万円増加し、法人税等調整額は19,795百万円、その他有価証券評価差額は9,799百万円それぞれ減少しております。

2024年度〔 2024年 4月 1日から  
2025年 3月31日まで 〕連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(連結損益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	5,182,591
保険料等収入	3,375,394
資産運用収入	1,709,574
利息及び配当金等収入	1,274,628
金銭的信託運用益	1,391
売買目的有価証券売却益	129,391
有価証券売却益	273,733
その他の運用益	10,799
その他経常収入	19,629
経常費用	97,622
経常利益	5,113,168
保険料等支払	2,524,816
保年給	645,772
給解その	477,362
の他返戻金等	521,377
買戻金の繰入額	670,868
支戻金の繰入額	209,434
社員配当金積立利息繰入額	979,442
支戻金の繰入額	10,493
支戻金の繰入額	968,745
支戻金の繰入額	203
支戻金の繰入額	773,541
支戻金の繰入額	71,186
支戻金の繰入額	260,581
支戻金の繰入額	8,345
支戻金の繰入額	701
支戻金の繰入額	227,255
支戻金の繰入額	69,667
支戻金の繰入額	801
支戻金の繰入額	10,051
支戻金の繰入額	111,490
支戻金の繰入額	13,460
支戻金の繰入額	643,774
支戻金の繰入額	191,593
特別利益	69,422
特別利益	17
特別利益	17
特別損失	39,777
特別損失	4,606
特別損失	10,839
特別損失	23,600
特別損失	731
税金等調整前当期純利益	29,662
法人税及び調整額	68,387
法人税等調整額	△ 87,628
法人税等調整額	△ 19,241
当期純利益	48,904
非支配株主に帰属する当期純利益	284
親会社に帰属する当期純利益	49,189

## (2024年度連結損益計算書注記)

1. 当社の保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
2. International Financial Reporting Standards IFRS17「Insurance Contracts」を適用している Singapore Life Holdings Pte. Ltd. の IFRS17 の保険収益は、収入の金額に組み替えの上、保険料等収入に含めて計上しております。
3. 当社の保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。  
なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
4. 当社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。  
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

## 資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

## 減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

## 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
遊休不動産等	土地及び建物等	10,784百万円
		計 10,784百万円

## 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。

## (連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
当期純利益	48,904
その他の包括利益	△ 146,383
その他の有価証券評価差額金	△ 262,513
繰延ヘッジ損益	△ 29,249
土地再評価差額金	△ 404
為替換算調整勘定	98,333
退職給付に係る調整額	42,493
持分法適用会社に対する持分相当額	4,956
包括利益	△ 97,478
親会社に係る包括利益	△ 97,113
非支配株主に係る包括利益	△ 365

## (2024年度連結包括利益計算書注記)

1. その他の包括利益の内訳項目ごとの組替調整額、法人税等及び税効果の金額は、次のとおりです。

その他有価証券評価差額金：		
当期発生額		△370,049百万円
組替調整額		24,690百万円
法人税等及び税効果調整前		△345,359百万円
法人税等及び税効果額		82,845百万円
その他有価証券評価差額金		△262,513百万円
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額		△46,940百万円
組替調整額		8,491百万円
法人税等及び税効果調整前		△38,449百万円
法人税等及び税効果額		9,200百万円
繰延ヘッジ損益		△29,249百万円
土地再評価差額金：		
当期発生額		-
組替調整額		-
法人税等及び税効果調整前		-
法人税等及び税効果額		△404百万円
土地再評価差額金		△404百万円
為替換算調整勘定：		
当期発生額		98,333百万円
組替調整額		-
法人税等及び税効果調整前		98,333百万円
法人税等及び税効果額		-
為替換算調整勘定		98,333百万円
退職給付に係る調整額：		
当期発生額		71,886百万円
組替調整額		△11,136百万円
法人税等及び税効果調整前		60,749百万円
法人税等及び税効果額		△18,256百万円
退職給付に係る調整額		42,493百万円
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額		5,013百万円
組替調整額		△57百万円
持分法適用会社に対する持分相当額		4,956百万円
その他の包括利益合計		△146,383百万円

2024年度〔2024年4月1日から〕 連結キャッシュ・フロー計算書  
 2025年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純剰余（△は損失）	29,662
貸貸用不動産等減価償却費	10,051
減価償却費	46,305
減損損失	10,839
のれん償却額	30,706
支払備金の増減額（△は減少）	2,641
責任準備金の増減額（△は減少）	954,021
社員配当準備金積立利息繰入額	203
貸倒引当金の増減額（△は減少）	673
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△ 13,533
価格変動準備金の増減額（△は減少）	23,600
利息及び配当金等収入	△ 1,274,628
有価証券関係損益（△は益）	△ 93,117
支払利息	71,186
為替差損益（△は益）	70,723
有形固定資産関係損益（△は益）	592
持分法による投資損益（△は益）	△ 3,180
代理店貸の増減額（△は増加）	△ 19
再保険貸の増減額（△は増加）	△ 18,501
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	△ 16,291
再保険借の増減額（△は減少）	△ 246
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	△ 156,799
その他	272,961
小 計	△ 52,148
利息及び配当金等の受取額	1,339,209
利息の支払額	△ 72,163
社員配当金の支払額	△ 61,018
その他	△ 731
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△ 29,940
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,123,207
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増減額（△は増加）	△ 187,624
買入金銭債権の取得による支出	△ 3,614,957
買入金銭債権の売却・償還による収入	3,539,990
金銭の信託の増加による支出	△ 39,957
金銭の信託の減少による収入	3,368
有価証券の取得による支出	△ 10,135,479
有価証券の売却・償還による収入	11,265,618
貸付けによる支出	△ 576,877
貸付金の回収による収入	489,420
その他	△ 1,939,730
資産運用活動計	△ 1,196,227
(営業活動及び資産運用活動計)	(△ 73,020)
有形固定資産の取得による支出	△ 29,897
有形固定資産の売却による収入	148
その他	△ 12,393
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,238,369
財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入れによる収入	105,056
借入金の返済による支出	△ 50,011
社債の発行による収入	39,545
社債の償還による支出	△ 39,545
基金利息の支払額	△ 357
その他	64,855
財務活動によるキャッシュ・フロー	119,543
現金及び現金同等物に係る換算差額	31,421
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	35,801
現金及び現金同等物期首残高	419,835
現金及び現金同等物期末残高	455,636

## 2024年度 連結キャッシュ・フロー計算書注記

1. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、現金及び預貯金（当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金を除く）及び海外の連結子会社及び子法人等の短期有価証券です。

2. 資金（現金及び現金同等物）の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目との関係は、次のとおりです。

現金及び預貯金	1,326,363百万円
当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金	<u>△870,726百万円</u>
資金（現金及び現金同等物）	<u>455,636百万円</u>

3. 投資活動によるキャッシュ・フローのその他は、主に短期資金活動による純増減額及び金融派生商品の決済による収支（純額）です。

4. 財務活動によるキャッシュ・フローのその他は、主に米国子会社における財務活動によるキャッシュ・フローの資金調達契約の実行及び返済です。

2024年度【2024年 4月 1日から  
2024年 3月31日まで】連結基金等変動計算書

	基金等					その他の連結利益調整額			
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整額
当期末残高	46,000	639,000	2	229,119	914,122	894,290	△ 35,360	△ 16,600	39,3
当期末変動									
社員配当準備金の積立				△ 16,330	△ 16,330				
基金利息の支払				△ 357	△ 357				
親会社に帰属する当期純剰余				49,189	49,189				
土地再評価差額金の取崩				△ 10,264	△ 10,264				
基金等以外の項目の 当期末変動(純額)						△ 29,257	△ 29,259	9,880	102,1
当期末変動合計	-	-	-	△ 19,788	△ 19,788	△ 29,257	△ 29,259	9,880	102,1
当期末残高	46,000	639,000	2	209,331	894,333	923,547	△ 65,699	△ 66,780	142,8

## 内部統制報告書

2025年5月16日

住友生命保険相互会社

取締役 代表執行役社長 高田 幸徳

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役 代表執行役社長 高田幸徳は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準じて財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、保険業法第110条第2項の規定に基づき作成した連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記を財務報告の範囲とし、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結される子会社及び子法人等並びに持分法適用関連法人等について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社24社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社14社及び持分法適用関連法人等7社は、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社の経常収益（連結会社間取引消去後）が、連結経常収益の2/3を超えていることから、当社のみを「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「有価証券、一般貸付金、保険契約準備金」の他、「保険契約準備金」の計算に重要な影響を与える「保険料等収入」及び「保険金等支払金」を選定し、これらの勘定科目に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス、リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス及び金額的な重要性の大きい勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4【付記事項】

該当事項なし。

## 5【特記事項】

該当事項なし。

以上

あなたの未来を強くする



# NEWS RELEASE

2025年11月20日

住友生命保険相互会社

## 2025年度第2四半期(上半期)報告

住友生命保険相互会社(取締役 代表執行役社長 高田 幸徳)の2025年度第2四半期(上半期)の業績をお知らせします。

### <目次>

1. 主要業績	1頁
2. 一般勘定資産の運用状況	3頁
3. 資産運用の実績(一般勘定)	5頁
4. 中間貸借対照表	12頁
5. 中間損益計算書	13頁
6. 中間基金等変動計算書	14頁
7. 経常利益等の明細(基礎利益)	31頁
8. 保険業法に基づく債権の状況	32頁
9. 貸倒引当金の状況	32頁
10. ソルベンシー・マージン比率	33頁
11. 特別勘定の状況	34頁
12. 保険会社及びその子会社等の状況	36頁

以上



## 1. 主要業績

## a. 年換算保険料

## (1) 保有契約

(単位：億円、%)

区 分	2024年度末	2025年度	
		第2四半期(上半期)末	前年度末比
個 人 保 険	14,617	14,607	99.9
個 人 年 金 保 険	7,708	7,674	99.6
合 計	22,325	22,281	99.8
うち生前給付保障+医療保障等	5,650	5,665	100.3
うち生前給付保障	1,925	1,928	100.2
うち医療保障	3,661	3,675	100.4

## (2) 新契約+転換純増

(単位：億円、%)

区 分	2024年度		2025年度	
	第2四半期(上半期)	第2四半期(上半期)	第2四半期(上半期)	前年同期比
個 人 保 険	406	444	109.5	
個 人 年 金 保 険	102	97	95.0	
合 計	509	542	106.6	
うち生前給付保障+医療保障等	137	141	102.5	
うち生前給付保障	54	45	84.0	
うち医療保障	83	95	114.5	

## (ご参考) 解約+失効

(単位：億円、%)

区 分	2024年度		2025年度	
	第2四半期(上半期)	第2四半期(上半期)	第2四半期(上半期)	前年同期比
個人保険+個人年金保険	362	336	92.9	

(注)1. 年換算保険料は、1区あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等(一時払契約等は、保険料を保険期間で等した金額等)を引上しています。

2. 生前給付保障の年換算保険料は、残存不能・介護給付、認知症給付、特定疾病給付、重症慢性疾患給付、特定重症生活習慣病給付及び保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。

3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

住友生命保険相互会社

## b. 保有契約高

(単位:千件、億円、%)

区 分	2024年度末		2025年度第2四半期(上半期)末			
	件数	金額	件数	前年度末比	金額	前年度末比
個人保険	7,833	456,846	7,831	100.0	446,537	98.2
個人年金保険	2,980	136,104	2,935	98.5	135,770	98.3
個人保険+個人年金保険	10,813	594,951	10,766	99.6	584,308	98.2
団体保険	-	331,135	-	-	329,084	99.4
団体年金保険	-	27,545	-	-	27,805	100.9

(注)1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

3. 団体3大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の保有契約高には計上しておりません。

団体3大疾病保障保険の保有契約の3大疾病保障金額は、2024年度末 4,215億円、2025年度第2四半期(上半期)末 4,412億円です。

## c. 新契約高

(単位:千件、億円、%)

区 分	2024年度第2四半期(上半期)				2025年度第2四半期(上半期)					
	件数	金額	新契約	転換による純増加	件数	前年同期比	金額	前年同期比	新契約	転換による純増加
個人保険	351	4,847	8,077	△3,230	389	110.8	6,835	120.4	8,834	△2,999
個人年金保険	35	1,450	1,485	△35	24	69.6	1,065	73.5	1,096	△31
個人保険+個人年金保険	386	6,298	9,563	△3,265	413	107.0	7,900	109.6	9,931	△3,030
団体保険	-	182	182	-	-	-	684	375.6	684	-
団体年金保険	-	0	0	-	-	-	0	253.7	0	-

(注)1. 件数は、新契約に転換後契約及び保障一括見直し後契約を加えた数値です。

2. 転換による純増加には、保障一括見直しによる純増加の金額を含んでいます。

3. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資です。

4. 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。

5. 団体3大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の新契約高には計上しておりません。

団体3大疾病保障保険の新契約の3大疾病保障金額は、2024年度第2四半期(上半期)207億円、2025年度第2四半期(上半期)209億円です。

## d. 基礎利益

(単位:百万円、%)

区 分	2024年度		前年同期比
	第2四半期(上半期)	第2四半期(上半期)	
基礎利益	173,411	152,104	87.7

住友生命保険相互会社

## 2. 2025 年度上半期の一般勘定資産の運用状況

### a. 2025 年度上半期の資産運用状況

#### (1) 運用環境

2025 年度上半期のわが国経済は、物価上昇の影響がみられるものの、個人消費は底堅く推移し、雇用・所得環境や企業収益の改善等を背景に緩やかな回復傾向を維持しました。

- ・国内金利は、相互開税発表により一時的に金利低下も、超長期債券の需給不均衡や日本の新政権下での財政悪化懸念から上昇しました。

【30 年国債利回り 2025 年 3 月末 2.52% → 2025 年 9 月末 3.14%】

- ・国内株式は、開税による企業業績悪化懸念から一時的に大幅下落したものの、生成 AI 関連を中心とした業績拡大期待や財政拡大期待により最高値を更新しました。

【TOPIX 2025 年 3 月末 2,658p → 2025 年 9 月末 3,137p】

- ・米国金利は、根強いインフレ懸念が金利上昇圧力となったものの、労働市場の悪化を背景とした FRB の利下げ期待の高まりによりやや低下しました。

【米国 10 年国債利回り 2025 年 3 月末 4.21% → 2025 年 9 月末 4.15%】

- ・ドル円は、相互開税発表により一時 140 円を割る水準まで大幅にドル安が進行したものの、開税の不透明感後退や底堅い米景気を背景に値を戻し、上半期を通じてはややドル安円高に推移しました。

【ドル/円 2025 年 3 月末 149.5 円 → 2025 年 9 月末 148.8 円】

#### (2) 運用方針

契約期間が長期にわたる生命保険契約の負債特性に応じて資産を管理する A L M（資産負債の総合的な管理）の推進を基本方針として、国内の公社債や貸付金等の円金利資産を中心に投資を行うことにより、安定的な収益確保と市場環境悪化時においても確実な保険金等のお支払いの実現を図ります。さらに許容されるリスクの範囲内で株式や外国債券等への投資による収益の向上を目指します。

こうした基本方針のもと、一般勘定資産の基本ポートフォリオを「A L M 運用ポートフォリオ」と「バランス運用ポートフォリオ」の 2 つに区分し、それぞれの運用目的に応じて「資産運用収益力向上」と「リスクコントロールの強化」を推進しています。

「A L M 運用ポートフォリオ」では、保険金等の確実な支払いに資することを目的として、日本国債・国内事業債・国内融資といった円金利資産を中心とした運用により保険契約の負債特性に応じた A L M を推進するとともに、為替リスクをとらない外貨建クジット資産や不動産・インフラニクイティファンダ等への投資により、収益力向上を図っています。

「バランス運用ポートフォリオ」では、企業価値の持続的向上を目的として、許容されるリスクの範囲内で市場見通しに応じ、株式や為替リスクをとるオープン外国債券等の流動性の高い資産の運用

住友生命保険相互会社

により収益の上乗せを図っています。

また、中長期の安定的な運用収益の確保に加え、持続可能な社会の実現に貢献すべく、ESG投資を含めた中長期的な持続可能性を考慮した資産運用（責任投資）にも取り組んでいます。

### (3) 運用状況

「ALM運用ポートフォリオ」では、円金利上昇により投資妙味が高まった円建てクレジット資産や、収益性の高い外貨建てクレジット資産へ投資を行いました。

「バランス運用ポートフォリオ」では、米関税の不透明感を踏まえリスク性資産から日本国債等や為替リスクをとらない外国債券へのリバランスを実施しました。

各資産の状況は以下のとおりです。

- ・国内債券は、超長期の日本国債等への投資により収益力向上に取組みました。
- ・外国債券は、為替ヘッジによりキャッシュフローを円に変換した外貨建事業債への投資や、収益性改善のための入替えを行いました。
- ・内外株式は、関税の不透明感を踏まえ一部売却を行いました。
- ・貸付金は、再生エネルギー関連のプロジェクトファイナンス等への投資を推進しました。
- ・不動産は、保有物件の収益力向上に努めるとともに、環境等に配慮した建築プロジェクトや省エネ改修工事等に取組みました。

住友生命保険相互会社

## 3. 資産運用の実績(一般勘定)

## a. 資産の構成(一般勘定)

## (1) 資産の構成

(単位:百万円、%)

区 分	2024年度末		2025年度 第2四半期(上半期)末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	2,048,398	5.7	1,615,915	4.4
買入金銭債権	550,257	1.5	686,445	1.9
金銭の信託	62,022	0.2	67,394	0.2
有 価 証 券	29,706,486	82.4	30,978,643	84.0
公 社 債	14,022,145	38.9	14,395,701	39.0
株 式	3,215,077	8.9	3,516,499	9.5
外 国 証 券	12,011,504	33.3	12,541,430	34.0
公 社 債	8,744,574	24.3	9,111,350	24.7
株 式 等	3,266,929	9.1	3,430,079	9.3
その他の証券	457,759	1.3	525,011	1.4
貸 付 金	2,069,452	5.7	2,043,919	5.5
保険約款貸付	218,059	0.6	214,429	0.6
一般貸付	1,851,393	5.1	1,829,490	5.0
不 動 産	644,133	1.8	636,185	1.7
うち投資用	480,382	1.3	474,048	1.3
繰延税金資産	356,340	1.0	249,872	0.7
そ の 他	595,334	1.7	591,407	1.6
貸倒引当金	△906	△0.0	△879	△0.0
一般勘定計	36,031,519	100.0	36,866,904	100.0
うち外貨建資産	10,484,519	29.1	10,907,952	29.6

(注)「不動産」については土地・建物・施設仮勘定を合計した金額を計上しています。

## (2) 資産の増減

区 分	2024年度 第2四半期(上半期)	2025年度 第2四半期(上半期)
	金額	金額
現預金・コールローン	217,808	△432,482
買入金銭債権	4,589	136,188
金銭の信託	9,180	5,371
有 価 証 券	△978,744	1,272,156
公 社 債	△206,863	373,556
株 式	△99,452	301,421
外 国 証 券	△652,756	529,926
公 社 債	△801,776	366,776
株 式 等	149,019	163,149
その他の証券	△19,672	67,252
貸 付 金	△113,042	△25,532
保険約款貸付	△4,271	△3,629
一般貸付	△108,771	△21,903
不 動 産	△2,717	△7,947
うち投資用	△852	△6,334
繰延税金資産	128,857	△106,467
そ の 他	121,953	△3,927
貸倒引当金	38	27
一般勘定計	△612,077	837,385
うち外貨建資産	△606,463	423,432

(注)「不動産」については土地・建物・施設仮勘定を合計した金額を計上しています。

住友生命保険相互会社

## b. 資産運用収益（一般勘定）

(単位：百万円)

区 分	2024年度 第2四半期(上半期)	2025年度 第2四半期(上半期)
利息及び配当金等収入	462,422	450,191
預貯金利息	7,832	8,157
有価証券利息・配当金	409,976	394,763
貸付金利息	16,762	16,959
不動産賃貸料	18,070	19,148
その他利息配当金	9,779	11,162
金銭の信託運用益	-	887
売買目的有価証券運用益	5	-
有価証券売却益	145,483	147,051
国債等債券売却益	18,328	82
株式等売却益	34,474	123,018
外国証券売却益	92,680	23,949
有価証券償還益	2,558	3,291
貸倒引当金戻入額	33	24
その他運用収益	1,031	1,396
合 計	611,534	602,842

## c. 資産運用費用（一般勘定）

(単位：百万円)

区 分	2024年度 第2四半期(上半期)	2025年度 第2四半期(上半期)
支払利息	14,910	21,006
金銭の信託運用損	324	-
有価証券売却損	74,880	52,875
国債等債券売却損	33,156	29,471
株式等売却損	8,351	8,814
外国証券売却損	33,371	14,589
有価証券評価損	8,658	14,856
国債等債券評価損	-	14,064
株式等評価損	645	260
外国証券評価損	8,013	532
有価証券償還損	79	712
金融派生商品費用	106,536	100,823
為替差損	144,619	8,469
賃貸用不動産等減価償却費	5,015	5,171
その他運用費用	16,895	48,159
合 計	371,921	252,074

住友生命保険相互会社

## d. 有価証券の時価情報(一般勘定)

## (1) 売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

区 分	2024年度末		2025年度第2四半期(上半期)末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	62,022	△933	67,394	△855

(注) 本表には、金融の信託等の売買目的有価証券を含んでいます。

## (2) 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外)

(単位:百万円)

区 分	2024年度末					2025年度第2四半期(上半期)末				
	帳簿価額	時価	差損益	増益	差損	帳簿価額	時価	差損益	増益	差損
満期保有目的の債券	1,885,893	1,888,679	3,076	194,174	△101,096	2,033,695	1,941,143	△92,552	82,086	△174,647
責任準備金対応債券	13,843,880	13,414,182	△1,254,698	252,298	△1,477,996	13,912,112	13,212,252	△1,599,786	187,438	△1,787,215
子会社・関連会社株式	43,459	51,851	8,392	8,392	-	43,459	51,913	8,364	8,364	-
その他の有価証券	12,007,147	13,088,871	1,092,123	1,998,442	△913,318	12,514,398	14,107,199	1,592,798	2,401,128	△808,331
公 社 債	2,288,685	1,815,947	△482,838	2,096	△484,934	2,645,707	2,131,433	△514,274	623	△514,897
株 式	1,374,169	3,008,954	1,634,784	1,667,123	△32,338	1,241,983	3,216,088	2,066,117	2,496,375	△17,287
外 国 証 券	7,289,451	7,136,694	△152,755	258,292	△399,149	7,232,261	7,316,955	△11,306	297,198	△308,793
公 社 債	5,415,442	5,264,287	△151,154	98,726	△237,789	5,518,770	5,429,819	△88,959	130,827	△217,787
株 式 等	1,894,009	1,882,298	28,289	159,568	△141,280	1,808,490	1,886,955	78,364	166,391	△88,023
その他の証券	287,147	305,636	28,089	50,601	△12,512	284,955	352,224	67,068	77,749	△10,680
買入金債債権	468,892	464,926	△3,965	297	△4,262	608,511	594,228	△14,283	221	△14,493
譲渡性預金	389,960	388,799	△1,161	-	△1,161	408,000	408,771	△771	-	△771
その他の債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	27,747,681	27,697,679	△50,002	2,262,207	△2,492,613	28,603,696	28,412,885	△190,811	2,789,613	△2,980,194
公 社 債	14,474,984	12,968,631	△1,481,982	294,223	△1,777,675	14,913,976	13,978,275	△935,700	176,798	△1,174,689
株 式	1,374,169	3,008,747	1,634,603	1,667,242	△32,638	1,241,983	3,216,083	2,066,346	2,496,624	△17,287
外 国 証 券	10,902,423	10,421,984	△480,439	379,980	△860,412	11,045,496	12,631,209	△1,585,713	396,650	△1,982,363
公 社 債	5,995,625	5,288,566	△707,059	222,946	△930,002	6,198,210	5,699,643	△498,567	222,152	△776,415
株 式 等	1,894,009	1,932,287	38,289	177,942	△141,653	1,848,273	1,921,785	73,512	174,618	△88,023
その他の証券	287,147	305,636	28,089	50,601	△12,512	284,955	352,224	67,068	77,749	△10,680
買入金債債権	468,892	464,926	△3,965	297	△4,262	608,511	594,228	△14,283	221	△14,493
譲渡性預金	389,960	388,799	△1,161	-	△1,161	408,000	408,771	△771	-	△771
その他の債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

2. 市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	2024年度末	2025年度第2四半期(上半期)末
子会社・関連会社株式	1,300,067	1,451,796
その他の有価証券	316,482	342,384
国 内 株 式	21,614	21,210
外 国 株 式	34,558	34,558
そ の 他	260,308	286,614
合 計	1,616,580	1,794,181

住友生命保険相互会社

## e. 金銭の信託の時価情報（一般勘定）

（単位：百万円）

区 分	2024年度末					2024年度 第2四半期(上半期)末				
	貸借対当表 計上額	時価	差損益	増益	差損	貸借対当表 計上額	時価	差損益	増益	差損
金 銭 の 信 託	62,022	62,022	-	-	-	67,394	67,394	-	-	-

(注)時価は当該の買付、取引金額換算の合理的に算定した価格によっています。

## ・運用目的の金銭の信託

（単位：百万円）

区 分	2024年度末		2024年度 第2四半期(上半期)末	
	貸借対当表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益	貸借対当表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益
運 用 目 的 の 金 銭 の 信 託	62,022	△933	67,394	△955

## ・運用目的以外の金銭の信託

2024年度末、2025年度第2四半期(上半期)末ともに残高がないため、記載していません。

（ご参考）

金融商品に係る会計基準における「市場価格のない株式等および組合等」についても一定の前提をおいて算定した価額を含めた場合の時価情報は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区 分	2024年度末					2025年度第2四半期(上半期)末				
	帳簿価額	時価	差損益	増益	差損	帳簿価額	時価	差損益	増益	差損
譲渡保有目的の債券	1,855,692	1,858,459	2,767	104,174	△171,798	2,023,696	1,941,143	△82,552	82,096	△174,647
責任準備金対応債券	13,840,889	13,818,182	△22,707	283,299	△1,477,996	13,912,112	13,912,336	△1,999,782	187,438	△1,787,216
子会社・関連会社株式	1,343,526	1,488,782	145,256	112,256	-	1,496,286	1,620,713	128,487	128,487	-
その他の有価証券	12,326,239	13,483,221	1,156,982	2,072,197	△916,299	12,896,783	14,940,870	1,963,788	2,627,694	△874,108
公 社 債	2,398,086	1,918,847	△479,239	2,068	△484,955	2,646,707	2,121,430	△525,274	802	△515,877
株 式	1,395,784	2,020,589	624,805	1,067,123	△32,338	1,263,174	2,121,291	2,068,117	2,085,375	△17,257
外 国 証 券	7,514,219	7,462,440	△51,779	388,666	△402,036	7,589,445	7,568,840	79,294	292,944	△214,570
公 社 債	5,415,442	5,354,397	△61,045	94,724	△237,769	5,518,770	5,429,810	△86,959	130,607	△217,767
株 式 等	2,099,168	2,209,042	109,874	254,141	△144,267	2,072,675	2,229,029	166,354	263,157	△96,803
その他の証券	317,268	368,827	51,559	81,883	△12,512	328,944	396,013	67,068	77,749	△10,660
買入金銭債権	428,692	454,926	△26,234	257	△14,213	609,321	594,220	△15,291	291	△15,459
譲渡性預金	359,008	358,799	△209	-	△209	409,000	408,771	△228	-	△228
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	29,354,232	29,410,808	56,576	2,541,927	△2,426,201	30,297,848	30,424,759	116,911	2,922,982	△1,826,971
公 社 債	14,474,384	12,958,521	△1,515,862	254,223	△1,772,879	14,910,976	12,915,275	△1,995,700	178,788	△2,174,688
株 式	1,590,292	2,210,196	619,904	1,067,242	△32,338	1,448,282	2,216,728	2,068,245	2,085,904	△17,257
外 国 証 券	12,052,574	11,967,624	△84,950	388,327	△463,359	12,482,025	12,454,751	△27,283	610,538	△417,822
公 社 債	8,906,618	8,988,906	△82,288	202,040	△519,092	9,198,310	8,899,443	△298,866	222,152	△621,019
株 式 等	3,157,025	3,379,067	222,042	366,279	△144,267	3,283,795	3,535,308	261,583	398,386	△96,803
その他の証券	418,368	457,729	39,361	81,883	△12,512	437,942	525,011	67,068	77,749	△10,660
買入金銭債権	428,692	454,926	△26,234	257	△14,213	609,321	594,220	△15,291	291	△15,459
譲渡性預金	359,008	358,799	△209	-	△209	409,000	408,771	△228	-	△228
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

2. 有価証券の時価情報の差損益と本表の差損益との差額は、2024年度末が1,867,733百万円、2025年度第2四半期(上半期)末が2,085,093百万円となっています。

## 不動産（土地・借地権）の差損益

（単位：百万円）

区 分	2024年度末	2025年度 第2四半期(上半期)末
不動産の差損益	234,978	245,634

(注)土地の時価については、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、または公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

住友生命保険相互会社

## f. デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用の合算値）（一般勘定）

## (1) 差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

（単位：百万円）

区 分	2024年度末						2023年度第2四半期(上半期)末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計
ヘッジ会計適用分	△47,868	19,092	-	-	-	△28,876	△72,846	△90,612	-	-	-	△163,457
ヘッジ会計非適用分	-	△32,939	△2,648	-	△4,232	△39,829	-	△29,791	△2,922	3	△404	△32,494
合 計	△47,868	△13,846	△2,648	-	△4,232	△39,046	△72,846	△120,403	△2,922	3	△404	△195,951

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。  
なお時価ヘッジ適用分の差損益は、2024年度末繰前繰戻 △7,387百万円、2023年度第2四半期(上半期)末繰前繰戻 △116,096百万円となっています。

## (2) 金利関連

（単位：百万円）

区 分	種 類	2024年度末				2023年度第2四半期(上半期)末			
		契約額		時価	差損益	契約額		時価	差損益
		5年1年超	5年以下			5年1年超	5年以下		
出 債	金利スワップ								
	固定金利受取/変動金利支払	381,200	380,700	△62,408	△62,908	381,200	380,700	△89,902	△89,902
	固定金利支払/変動金利受取	112,140	112,140	16,137	16,137	111,490	111,490	12,657	12,657
	合 計				△47,046				△72,846

(注)差損益欄には、時価を記載しています。

## （ご参考）

## ・金利スワップ契約の内容

[2023年度第2四半期(上半期)末]

（単位：百万円、%）

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
	受取固定・支払変動スワップの想定元本額	500	2,090	700	1,000	2,000	
平均受取固定金利	0.16	0.71	0.93	1.24	1.40	0.95	0.96
平均支払変動金利	0.97	1.07	1.03	1.02	1.05	0.47	0.48
支払固定・受取変動スワップの想定元本額	-	44,064	-	66,596	-	-	111,660
平均支払固定金利	-	1.83	-	2.30	-	-	2.17
平均受取変動金利	-	5.61	-	6.32	-	-	6.03

住友生命保険相互会社

## (3) 通貨関連

(単位:百万円)

区分	種 類	2024年度末				2025年度第2四半期(上半期)末			
		契約総額		時価	差損益	契約総額		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	為替予約								
	売建	5,184,922	642,321	△36,899	△36,899	5,386,725	1,134,113	△158,880	△158,880
	(米ドル)	4,803,866	642,321	△32,278	△32,278	4,148,269	1,134,113	△166,340	△166,340
	(ユーロ)	738,472	-	△7,926	△7,926	960,376	-	△34,392	△34,392
	買建	889,312	126,599	1,749	1,749	1,186,090	163,834	17,442	17,442
	(米ドル)	882,387	126,599	1,969	1,969	1,148,803	163,834	17,407	17,407
	通貨オプション								
	買建								
	プット	797,600	260,000			292,500	-		
	(米ドル)	(7,386)		4,963	△2,822	(5,786)		1,139	△2,647
	(メキシコペソ)	760,000	260,000	3,283	△2,208	260,000	-	906	△2,000
		(5,492)				(2,928)			
		37,400	-			32,500	-		
	(1,993)		1,279	△614	(877)		230	△646	
通貨スワップ									
(米ドル)	40,507	31,484	△15,589	△15,589	34,856	19,639	△13,657	△13,657	
	40,507	31,484	△15,589	△15,589	34,856	19,639	△13,657	△13,657	
合 計				△53,661				△167,742	

(注)1.( )内には、オプション料を記載しています。

2. 外貨現金残債償還等の為替予約又は通貨スワップがなされていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨現金残債償還等や、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。

なお、開示の対象より除いている通貨スワップは、2024年度末が米ドルの契約額 597,042百万円、時価 59,716百万円、差損益 39,716百万円、2025年度第2四半期(上半期)末が米ドルの契約額 922,730百万円、時価 37,399百万円、差損益 37,399百万円です。

3. 差損益欄には、為替予約及びスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

住友生命保険相互会社

## (4) 株式関連

(単位:百万円)

区分	種 類	2024年度末			2025年度第2四半期(上半期)末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
取引所	株価指数先物 買建	-	-	-	-	20,829	-	239	239
店頭	株価指数オプション 買建 ブット	599,988 (6,765)	200,000	4,107	△3,668	200,000 (3,735)	-	1,173	△2,561
	合 計								△2,322

- (注)1. ( )内には、オプション料を記載しています。  
 2. 差損益欄には、先物取引については時価を記載し、  
 オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

## (5) 債券関連

(単位:百万円)

区分	種 類	2024年度末			2025年度第2四半期(上半期)末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
取引所	債券先物 買建	-	-	-	-	60,243	-	3	3
	合 計								3

(注)差損益欄には、時価を記載しています。

## (6) その他

(単位:百万円)

区分	種 類	2024年度末			2025年度第2四半期(上半期)末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	マルチ・アセット指数オプション 売建 コール	59,801 (116)	-	20	96	63,490 (95)	-	59	5
	買建 コール	251,465 (5,603)	-	1,274	△4,328	243,197 (5,319)	-	4,908	△410
	合 計								△404

- (注)1. ( )内には、オプション料を記載しています。  
 2. 差損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

住友生命保険相互会社

## 4. 中間貸借対照表

(単位:百万円)

期別 科目	2024年度末 要約貸借対照表 (2024年3月31日現在)	2025年度 中間会計期間末 (2025年3月30日現在)	期別 科目	2024年度末 要約貸借対照表 (2024年3月31日現在)	2025年度 中間会計期間末 (2025年3月30日現在)
	金額	金額		金額	金額
<b>(資産の部)</b>			<b>(負債の部)</b>		
現金及び預貯金	902,108	978,870	保険契約準備金	29,091,434	29,325,441
コールローン	1,162,304	646,176	支払債金	130,904	129,997
買入金債債権	550,257	880,445	責任準備金	28,749,390	28,954,279
金債の償新	62,022	67,394	社員配当準備金	211,078	244,184
有価証券	30,338,095	31,650,547	再保険債	1,872	3,610
(うち国債)	(11,216,638)	(11,483,116)	社債	448,696	628,455
(うち地方債)	(176,438)	(176,714)	その他負債	4,476,419	4,573,287
(うち社債)	(2,816,441)	(2,908,788)	売却先勘定	3,726,641	3,762,181
(うち株式)	(3,356,408)	(3,684,795)	未払法人税等	19,744	27,548
(うち外国証券)	(12,282,344)	(12,631,592)	リース債務	8,360	7,630
貸付金	2,089,452	2,043,919	資産除去債務	1,795	1,680
保険約款貸付	218,069	214,429	その他の負債	719,888	774,317
一般貸付	1,861,383	1,829,490	価格変動準備金	930,028	947,326
有形固定資産	665,303	646,571	再評価に係る繰延税金負債	12,738	12,689
無形固定資産	45,777	45,457	<b>負債の部合計</b>	<b>34,960,158</b>	<b>35,488,781</b>
再保険貸	769	876	<b>(純資産の部)</b>		
その他資産	548,836	522,898	基金	50,000	50,000
前払年金費用	41,743	49,289	基金償却積立金	639,000	639,000
繰延税金資産	356,340	249,672	再評価積立金	2	2
貸倒引当金	△908	△879	剰余金	349,875	319,933
			損失填補準備金	6,804	7,004
			その他剰余金	343,071	312,929
			基金償却準備金	10,000	20,000
			価格変動積立金	255,000	255,000
			社会及び関係者等に対する基金	1,313	2,013
			別途積立金	223	223
			中間未処分剰余金*	76,534	35,692
			<b>基金等合計</b>	<b>1,038,878</b>	<b>1,008,936</b>
			その他有価証券評価差額金	822,943	1,196,311
			繰延ヘッジ損益	△62,771	△67,624
			土地再評価差額金	△46,740	△44,096
			評価・換算差額等合計	723,431	1,686,721
			<b>純資産の部合計</b>	<b>1,762,310</b>	<b>2,086,657</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>36,722,496</b>	<b>37,684,439</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>36,722,496</b>	<b>37,684,439</b>

(注)\* 2024年度末要約貸借対照表の中間未処分剰余金は、当期未処分剰余金を示しております。

住友生命保険相互会社

## 5. 中間損益計算書

(単位:百万円)

科 目	期 別	
	2024年度 中間会計期間 〔2024年4月1日から 2024年9月30日まで〕	2025年度 中間会計期間 〔2025年4月1日から 2025年9月30日まで〕
	金額	金額
経常収益	1,767,604	1,834,384
保険料等収入	1,107,970	1,132,425
(うちも保険料)	(1,104,007)	(1,127,322)
資産運用収益	811,634	868,929
(うち利息及び配当金等収入)	(462,422)	(450,191)
(うち金銭の信託運用益)	(-)	(887)
(うち売買目的有価証券運用益)	(5)	(-)
(うち有価証券売却益)	(145,483)	(147,051)
(うち特別勘定資産運用益)	(-)	(66,087)
その他経常収益	48,000	43,029
経常費用	1,652,149	1,785,562
保険金等支払金	1,038,720	1,089,406
(うちも保険金)	(264,608)	(268,425)
(うちち年金)	(227,863)	(237,207)
(うちち給付金)	(168,720)	(169,758)
(うち解約返戻金)	(314,327)	(341,838)
(うちその他返戻金)	(25,128)	(31,842)
責任準備金等繰入額	3,702	205,188
支払準備金繰入額	3,600	-
責任準備金繰入額	-	204,888
社員配当金積立利息繰入額	101	300
資産運用費用	375,096	262,074
(うちも支払利息)	(14,910)	(21,005)
(うち金銭の信託運用損)	(324)	(-)
(うち有価証券売却損)	(74,880)	(62,875)
(うち有価証券評価損)	(8,658)	(14,858)
(うち金融派生商品費用)	(106,538)	(100,823)
(うち特別勘定資産運用損)	(3,777)	(-)
事業費	169,098	172,325
その他経常費用	64,931	66,567
経常利益	115,355	48,821
特別利益	17	4,064
特別損失	17	4,064
特別勘定資産等処分損失	81,000	18,327
減損損失	3,179	364
減損損失	227	92
債権回収等繰入額	77,000	17,300
社会及び契約者福祉増進助成金	592	670
税引前中間純剰余	34,372	34,558
法人税及び住民税	66,852	36,209
法人税等調整額	△66,398	△40,017
法人税等合計	458	△3,808
中間純剰余	33,916	38,366

住友生命保険相互会社

## 6. 中間基金等変動計算書

2024年度中間会計期間（2024年4月1日から2024年4月30日まで）

（単位：百万円）

	基金等										
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	損失減損 準備金	剰余金					基金等 合計	
					基金償却 準備金	包括変動 積立金	社債及び 契約書等賦 積立金	実益積立金	中間未処分 剰余金		剰余金 合計
当 期 首 残 高	50,000	630,000	0	6,674	-	255,000	1,364	233	60,612	302,786	1,021,787
当 中 変 動 額											
社員配当準備金の 立									△58,352	△58,355	△58,355
損失減損準備金の 立				270					△200	-	-
基金利息の支払									△357	△357	△357
中間純利益									30,912	30,916	30,916
基金償却準備金の 立					10,070				△10,070	-	-
社債及び契約書等賦 積立金の積立							700		△70	-	-
土地再評価差額金の 取									162	168	168
基金等以外の項目の 当中間期変動額（純額）											
当 中 間 期 変 動 額 合 計	-	-	-	270	10,070	-	700	-	△26,412	△24,629	△24,629
当 中 間 期 末 残 高	50,000	630,000	0	6,944	10,070	255,000	2,064	233	34,198	308,156	997,158

（単位：百万円）

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	1,048,898	△22,424	△56,600	669,874	1,681,648
当 中 変 動 額					
社員配当準備金の 立					△58,355
損失減損準備金の 立					-
基金利息の支払					△357
中間純利益					30,916
基金償却準備金の 立					-
社債及び契約書等賦 積立金の積立					-
土地再評価差額金の 取					168
基金等以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△158,736	△2,321	△168	△161,245	△161,245
当 中 間 期 変 動 額 合 計	△158,736	△2,321	△168	△161,245	△161,245
当 中 間 期 末 残 高	890,162	△24,745	△56,768	508,629	1,520,403

住友生命保険相互会社

2023年度中間会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)

(単位:百万円)

	基金等										
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	剰余金						基金等 合計	
				損失償却 積立金	その他剰余金						
					基金償却 準備金	包括変動 積立金	社債及び 契約者保証 準備金	実益積立金	中間未処分 剰余金		剰余金 合計
当 期 首 残 高	50,000	630,000	-	6,874	10,000	255,000	1,313	253	76,534	240,876	1,038,878
当 中 変 動 額											
社員配当準備金の 積立									△85,282	△85,282	△85,282
損失償却準備金の 積立				270					△200	-	-
基金利息の支払									△582	△582	△582
中間純利益									28,282	28,282	28,282
基金償却準備金の 積立					10,000				△10,000	-	-
社債及び契約者保証 準備金の積立							700		△700	-	-
土地再評価差額金の 取									△2,672	△2,672	△2,672
基金等以外の項目の 当中間期変動額(純額)											
当中間期変動額合計	-	-	-	270	10,000	-	700	-	△40,541	△29,941	△29,941
当 中 変 動 額 火 災 害	10,000	850,000	2	7,004	10,000	255,000	2,013	253	26,652	219,902	1,068,838

(単位:百万円)

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	822,043	△62,777	△46,740	712,431	1,702,310
当 中 変 動 額					
社員配当準備金の 積立					△85,282
損失償却準備金の 積立					-
基金利息の支払					△582
中間純利益					28,282
基金償却準備金の 積立					-
社債及び契約者保証 準備金の積立					-
土地再評価差額金の 取					△2,672
基金等以外の項目の 当中間期変動額(純額)	276,288	△14,722	2,673	262,289	262,289
当中間期変動額合計	276,288	△14,722	2,673	262,289	262,289
当 中 変 動 額 火 災 害	1,108,311	△27,524	△44,066	1,037,721	2,006,657

住友生命保険相互会社

## 2025年度中 中間貸借対照表注記

1. 有価証券(預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの、並びに金銭の信託を含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式)については原価法、その他有価証券については9月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。  
なお、小区分は次のとおり設定しております。  
  
個人保険及び個人年金保険契約(一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く)  
最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の主契約  
確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約(今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象)  
拠出型企業年金保険契約(今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象)  
確定拠出年金保険契約及び新単位別利率設定特約  
一時払養老保険契約(一部を除く)  
利率変動型終身保険(一時払)契約  
個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約  
個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約(一部の保険種類を除く)
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る現金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
  
再評価を行った年月日 2001年3月31日  
  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法
5. 有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。  
  
建物  
定額法によっております。

住友生命保険相互公社

## リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

## その他の有形固定資産

定率法によっております。

6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、9 月末日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。  
なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、25 百万円です。
8. 退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。  
退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。  
退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準  
数理計算上の差異の処理年数 翌期から 8 年
9. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に準じて算出した額を計上しております。
10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。また、責任準備金の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第 26 号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。  
なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。
11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当中間期に費用処理しております。
12. 「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（2024 年 3 月 22 日 企業会計基準委員会 実務対応報告第 46 号）第 7 項を適用し、グローバル・ミニマム課税制度に対する法人税等を計上しておりません。

住友生命保険相互公社

13. 責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第 4 条第 2 項第 4 号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。
- 責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次の方式により計算しております。
- (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）  
(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- なお、2006 年 4 月 1 日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）を適用（ただし、2006 年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表 2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。
- 収納した保険料のうち、当中間期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。
- また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。
- 保険業法施行規則第 69 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第 5 項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。
14. 個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱いを 2023 年 5 月 8 日以降終了したことにより、平成 10 年大蔵省告示第 234 号（以下「IBNR 告示」という。）第 1 条第 1 項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR 告示第 1 条第 1 項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。
- IBNR 告示第 1 条第 1 項本文に掲げるすべての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR 告示第 1 条第 1 項本文と同様の方法により算出しております。
15. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております
16. 当中間期に係る法人税及び住民税は、当年度において予定している剰余金処分による社員配当準備金の積立て及び基金利息の支払を前提として金額を計算しております。

住友生命保険相互公社

17. 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の時価等に関する事項

当中間期末における主な金融商品に係る中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません。また、現金及び預貯金（譲渡性預金除く）、コールローン及び売現先勘定は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
現金及び預貯金（譲渡性預金）	408,771	408,771	-
うち、其他有価証券	408,771	408,771	-
買入金銭債権	686,445	679,615	△6,829
うち、其他有価証券	594,220	594,220	-
金銭の信託	67,394	67,394	-
有価証券	29,765,375	28,081,397	△1,683,978
売買目的有価証券	671,903	671,903	-
満期保有目的の債券	2,033,695	1,941,143	△92,552
責任準備金対応債券	13,912,112	12,312,332	△1,599,780
子会社株式及び関連会社株式	43,459	51,813	8,354
其他有価証券 <sup>※1</sup>	13,104,204	13,104,204	-
貸付金	2,043,919		
貸倒引当金 <sup>※2</sup>	△625		
	2,043,293	1,901,472	△141,821
社債	626,455	610,741	△15,714
デリバティブ取引 <sup>※3</sup>	(233,371)	(233,371)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	(22,250)	(22,250)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(211,121)	(211,121)	-

※1 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託が含まれております。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で示しております。

住友生命保険相互会社

(注1) 有価証券(「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

① 満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	種類	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	75,143	77,690	2,546
	外国証券(公社債)	1,029,486	1,109,034	79,548
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	190,974	184,079	△6,894
	外国証券(公社債)	738,091	570,338	△167,752
合計		2,033,695	1,941,143	△92,552

② 責任準備金対応債券 (単位:百万円)

	種類	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	5,981,457	6,157,095	175,638
	外国証券(公社債)	462,486	474,283	11,796
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	6,016,693	4,364,976	△1,651,716
	外国証券(公社債)	1,451,475	1,315,976	△135,499
合計		13,912,112	12,312,332	△1,599,780

住友生命保険相互会社

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、中間貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

㊦ その他有価証券 (単位:百万円)

	種類	取得原価又は 償却原価	中間貸借対照表 計上額	差額
中間貸借対照 表計上額が取得 原価又は償却 原価を超えるもの	譲渡性預金	-	-	-
	買入金銭債権	11,225	11,427	201
	公社債	221,442	222,045	603
	株式	1,145,569	3,230,944	2,085,375
	外国証券	4,013,850	4,312,540	298,690
	公社債	2,904,808	3,037,108	132,299
	株式等	1,109,041	1,275,432	166,391
中間貸借対照 表計上額が取得 原価又は償却 原価を超えないもの	譲渡性預金	409,000	408,771	△228
	買入金銭債権	598,285	582,792	△15,493
	公社債	2,425,265	1,909,387	△515,877
	株式	96,394	79,136	△17,257
	外国証券	3,306,918	2,998,125	△308,793
	公社債	2,610,469	2,392,702	△217,767
	株式等	696,449	605,422	△91,026
その他の証券	71,110	60,429	△10,680	
合計		12,512,906	14,107,195	1,594,288

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額
市場価格のない株式等 <sup>※1</sup>	1,408,443
組合出資金等 <sup>※2</sup>	476,727

※1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

※2 組合出資金等には投資事業組合等が含まれております。これらは、「時価の算定に關する会計基準の適用指針(2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

住友生命保険相互会社

## (2) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
譲渡性預金	-	408,771	-	408,771
買入金銭債権	-	462,671	131,549	594,220
金銭の信託	-	-	67,394	67,394
有価証券	6,371,078	5,291,791	1,187,064	12,849,934
完買目的有価証券	529,153	142,750	-	671,903
その他有価証券	5,841,925	5,149,040	1,187,064	12,178,030
国債	1,103,221	-	-	1,103,221
地方債	-	29,401	-	29,401
社債	-	998,810	-	998,810
株式	3,309,122	958	-	3,310,080
外国証券	1,321,098	3,897,007	1,187,064	6,405,170
公社債	998,902	3,433,351	997,556	5,429,810
株式等	322,196	463,656	189,507	975,360
その他の証券	108,482	222,863	-	331,345
デリバティブ取引	1,150	34,279	2,312	37,742
通貨関連	-	27,692	1,138	28,831
金利関連	-	1,678	-	1,678
株式関連	963	-	1,173	2,137
その他	186	4,908	-	5,095
資産計	6,372,229	6,197,513	1,388,319	13,958,062
デリバティブ取引	310	270,803	-	271,114
通貨関連	-	183,561	-	183,561
金利関連	-	87,153	-	87,153
株式関連	32	-	-	32
その他	278	89	-	367
負債計	310	270,803	-	271,114

「時価の算定に関する会計基準の適用指針（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託は、上表に含めておりません。当該投資信託の中間貸借対照表計上額は926,173百万円です。

住友生命保険相互会社

当該投資信託の期首残高から当中間期末残高への調整表は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	基準価額を時価とみなす 投資信託
期首残高	803,823
当中間期の損益又は評価・換算差額等 損益に計上 <sup>※1</sup>	24,748
評価・換算差額等に計上	9,004
購入、売却、償還等の純額	15,744
当中間期に基準価額を時価とみなす取扱 いを適用した額	97,601
当中間期に基準価額を時価とみなす取扱 いを適用しないこととした額	-
当中間期末残高	-
当中間期の損益に計上した額のうち中間 貸借対照表日において保有する投資信託 の評価損益	926,173
	-

※1 中間損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

なお、当中間期末における解約等に関する制限のうち主なものは、任意解約が認められていないというものであり、その中間貸借対照表計上額は646,071百万円です。

住友生命保険相互会社

## ② 時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	85,395	85,395
有価証券	9,142,683	5,160,603	2,002	14,305,289
満期保有目的の債券	79,061	1,862,081	-	1,941,143
国債	79,061	-	-	79,061
社債	-	182,708	-	182,708
外国証券	-	1,679,373	-	1,679,373
公社債	-	1,679,373	-	1,679,373
責任準備金対応債券	9,062,718	3,247,611	2,002	12,312,332
国債	9,062,718	-	-	9,062,718
地方債	-	108,250	-	108,250
社債	-	1,351,102	-	1,351,102
外国証券	-	1,788,257	2,002	1,790,259
公社債	-	1,788,257	2,002	1,790,259
子会社株式及び関連会社株式	902	50,910	-	51,813
貸付金	-	15,833	1,885,639	1,901,472
資産計	9,142,683	5,176,437	1,973,036	16,292,157
社債	-	610,741	-	610,741
負債計	-	610,741	-	610,741

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

## ① 買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(情報ベンダー又はブローカーから入手する価格)等によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。これらに該当しない買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能である場合はレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

## ② 金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された信託財産の構成物の価格によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

## ③ 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、主なインプットは、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

住友生命保険相互会社

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、主な信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類しております。

#### ④ 貸付金

一般貸付については、貸付の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

保険約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

### 負債

#### ① 社債

社債については、活発ではない市場の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ等が含まれます。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主にプライン・ベニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

住友生命保険相互会社

(注2) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

重要な観察できないインプットを推計していないため、重要な観察できないインプットに関する定量的情報に関する記載を省略しております。

② 期首残高から当中間期末残高への調整表、当中間期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭債権	金銭の信託	有価証券	デリバティブ取引 <sup>※2</sup>	合計
期首残高	135,001	62,022	1,356,504	8,670	1,562,199
当中間期の損益又は 評価・換算差額等 損益に計上 <sup>※1</sup>	△1,327	△304	20,188	△7,414	11,142
評価・換算差額等 に計上	0	△304	27,860	△7,414	20,162
購入、売却、発行及び 決済等の純額	△1,327	-	△7,692	-	△9,020
レベル3の時価への 振替	△2,124	5,675	△189,628	1,055	△185,021
レベル3の時価からの 振替	-	-	-	-	-
当中間期末残高	131,549	67,394	1,187,064	2,312	1,388,319
当中間期の損益に計上 した額のうち中間貸借 対照表日において保有 する金融資産及び金融 負債の評価損益				△5,208	△5,208

※1 中間損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

③ 時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部署にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部署等が時価を取得及び算定しております。取得及び算定された時価は、リスク管理部署等にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いており、また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④ 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

重要な観察できないインプットを推計していないため、重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明を省略しております。

住友生命保険相互会社

18. 前年度末に比して著しい変動がないため、賃貸等不動産の時価に関する事項の記載を省略しております。
19. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の中間貸借対照表価額は、5,123,806 百万円です。
20. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当中間期末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は 244 百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
21. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、3,913 百万円です。なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は、616 百万円です。
- 上記取立不能見込額の直接減額は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、12 百万円です。
- なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。
- 債権のうち、三月以上延滞債権額は、ありません。
- なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
- 債権のうち、貸付条件緩和債権額は、3,297 百万円です。
- なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
22. 保険業法第 118 条に規定する特別勘定の資産の額は、877,442 百万円です。なお、負債の額も同額です。
23. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- |              |             |
|--------------|-------------|
| 当期首現在高       | 211,078 百万円 |
| 前年度剰余金よりの繰入額 | 65,282 百万円  |
| 当中間期社員配当金支払額 | 32,496 百万円  |
| 利息による増加等     | 300 百万円     |
| 当中間期末現在高     | 244,164 百万円 |
24. 子会社等の株式等の総額は、1,517,310 百万円です。
25. 担保に提供している資産の額は、有価証券 4,678,355 百万円です。
26. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は、2 百万円、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は、242,190 百万円です。
27. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、4,612 百万円です。

住友生命保険相互会社

28. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債です。
29. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金220,000百万円が含まれています。

## 2025 年度中 中間損益計算書注記

1. 保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
2. 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。  
なお、保険業法第 117 条及び保険業法施行規則第 72 条の規定に基づき、当中間期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるものうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
3. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 82 百万円、株式等 123,018 百万円、外国証券 23,949 百万円です。  
有価証券売却損の内訳は、国債等債券 29,471 百万円、株式等 8,814 百万円、外国証券 14,589 百万円です。  
有価証券評価損の内訳は、国債等債券 14,064 百万円、株式等 260 百万円、外国証券 532 百万円です。
4. 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は、15 百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は、39,991 百万円です。
5. 利息及び配当金等収入の内訳は、次のとおりです。

預 貯 金 利 息	8,157 百万円
有価証券利息・配当金	394,763 百万円
貸 付 金 利 息	16,959 百万円
不 動 産 賃 貸 料	19,148 百万円
その他利息配当金	11,162 百万円
計	450,191 百万円

6. 固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。  
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

## 資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で 1 つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに 1 つの資産グループとしております。

## 減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

## 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
遊休不動産等	土地及び建物等	92 百万円
		計 92 百万円

住友生命保険相互会社

#### 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。

住友生命保険相互会社

## 7. 経常利益等の明細（基礎利益）

区 分	（単位：百万円）	
	2024年度 第2四半期（上半期）	2025年度 第2四半期（上半期）
基礎利益 A	173,411	162,194
キャピタル収益	367,208	224,412
金銭の信託運用益	—	△855
売買目的有価証券運用益	5	—
有価証券売却益	145,483	147,061
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
その他キャピタル収益	211,717	78,216
キャピタル費用	341,803	212,598
金銭の信託運用損	1,294	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	74,980	62,875
有価証券評価損	8,868	14,866
金融派生商品費用	105,536	100,823
為替差損	144,819	8,489
その他キャピタル費用	5,814	35,873
キャピタル損益 B	15,602	11,613
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	189,014	183,818
臨時収益	4	—
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
個別貸倒引当金戻入額	4	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	73,863	114,798
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	47,800	88,700
個別貸倒引当金繰入額	—	16
特定海外債権引当金繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	25,883	28,080
臨時損益 C	△73,868	△114,798
経常利益 A+B+C	115,356	48,821

(参考) その他項目の内訳

	（単位：百万円）	
	2024年度 第2四半期（上半期）	2025年度 第2四半期（上半期）
基礎利益	△206,133	△40,800
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金変動の影響額	1,009	68
外資運用契約に係る市場為替レート変動の影響額	△94,463	△4,901
指数運動に係る保険料積立金変動の影響額	△3,373	△871
金銭の信託運用損益のうち利息及び配当金等収入に相当する額	959	1,743
為替に係るヘッジコストに相当する額	△111,411	△69,866
投資信託の解約損益に相当する額	4,604	35,808
有価証券運用損益のうち為替変動部分に相当する額	△2,479	△2,678
その他キャピタル収益	211,717	78,216
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金変動の影響額	—	—
外資運用契約に係る市場為替レート変動の影響額	94,463	4,901
指数運動に係る保険料積立金変動の影響額	3,373	871
為替に係るヘッジコストに相当する額	111,411	69,866
投資信託の解約損益に相当する額	—	—
有価証券運用損益のうち為替変動部分に相当する額	2,479	2,678
その他キャピタル費用	5,814	35,873
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金変動の影響額	1,009	68
外資運用契約に係る市場為替レート変動の影響額	—	—
指数運動に係る保険料積立金変動の影響額	—	—
為替に係るヘッジコストに相当する額	—	—
投資信託の解約損益に相当する額	4,604	35,808
有価証券運用損益のうち為替変動部分に相当する額	—	—
その他臨時費用	25,883	28,080
個人年金保険の年金開始償戻の一部についての保険料積立金を追加して積み立てた額	25,883	28,080

住友生命保険相互会社

## 8. 保険業法に基づく債権の状況

(単位:百万円、%)

区 分	2024年度末	2025年度 第2四半期(上半期)末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
急 設 債 権	665	616
三 月 以 上 延 滞 債 権	-	-
貸 付 条 件 緩 和 債 権	3,399	3,297
小 計 (対合計比)	4,065 (0.06)	3,913 (0.05)
正 常 債 権	6,807,188	7,189,660
合 計	6,811,253	7,193,573

- (注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 急設債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。(注1に掲げる債権を除く。)
3. 三月上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月上遅延している貸付金です。(注1及び2に掲げる債権を除く。)
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。(注1から3に掲げる債権を除く。)
5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

## 9. 貸倒引当金の状況

(単位:百万円)

摘 要	2024年度末	2025年度 第2四半期(上半期)末
(1) 貸倒引当金残高		
(イ) 一般貸倒引当金	665	624
(ロ) 個別貸倒引当金	241	254
(ハ) 特定海外債権引当勘定	-	-
(2) 個別貸倒引当金		
(イ) 繰入額	268	280
(ロ) 取崩額(償却に伴う取崩額を除く)	274	264
(ハ) 純繰入額	△6	16
(3) 特定海外債権引当勘定		
(イ) 対象国数	0カ国	0カ国
(ロ) 債権額	-	-
(ハ) 繰入額	-	-
(ニ) 取崩額	-	-
(4) 貸付金償却	-	-

住友生命保険相互会社

## 10. ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

項目	2024年度末	2025年度 第2四半期(上半期)末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	5,240,179	6,011,416
基金等	973,243	976,118
価格変動準備金	930,026	947,326
危険準備金	818,900	907,600
一般貸倒引当金	665	624
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ 損益(税効果控除前))×90%(マ付の場合100%)	1,006,967	1,483,612
土地の含み損益×85%(マ付の場合100%)	170,830	182,119
全期テルメル式責任準備金相当額超過額	716,555	711,023
負債性資本調達手段等	668,695	846,455
全期テルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本 調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△160,000	△160,000
その他	114,294	116,535
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_4$ (B)	1,409,999	1,638,276
保険リスク相当額 $R_1$	57,928	57,142
第三分野保険の保険リスク相当額 $R_2$	70,985	69,776
予定利率リスク相当額 $R_3$	182,711	182,848
最低保証リスク相当額 $R_4$	2,796	2,774
資産運用リスク相当額 $R_5$	1,188,400	1,413,110
経営管理リスク相当額 $R_6$	30,056	34,513
ソルベンシー・マージン比率 (A) $(1/2) \times (B) \times 100$	743.2%	733.8%

※最低保証リスク相当額は、平成8年大蔵省告示第50号附表6の2に定める標準的方式により算出しています。

(注) 上記は、保険業法第130条、保険業法施行規則第96条及び第97条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

住友生命保険相互会社

## 11. 特別勘定の状況

## a. 特別勘定資産残高の状況

(単位:百万円)

区 分	2024年度末	2025年度
	金額	第2四半期(上半期)末 金額
個人変額保険	60,199	64,388
変額個人年金保険	33,021	31,302
団体年金保険	753,886	781,752
特別勘定計	847,107	877,442

## b. 個人変額保険(特別勘定)の状況

## (1) 保有契約高

(単位:件、百万円)

区 分	2024年度末		2025年度	
	件数	金額	件数	金額
個人変額保険(有期型)	3	18	3	19
個人変額保険(終身型)	41,208	218,881	40,428	215,940
合計	41,211	218,900	40,431	215,959

## (2) 個人変額保険特別勘定資産の内訳

(単位:百万円、%)

区 分	2024年度末		2025年度	
	金額	構成比	金額	構成比
現金・コールローン	190	0.3	188	0.3
有価証券	56,627	94.1	61,735	95.9
公社債	16,856	28.0	16,156	25.1
株式	17,253	28.7	20,510	31.9
外国証券	22,517	37.4	25,058	38.9
公社債	4,932	8.2	5,102	7.9
株式等	17,584	29.2	19,955	31.0
その他の証券	-	-	-	-
貸付金	-	-	-	-
その他の	3,381	5.6	2,454	3.8
貸倒引当金	-	-	-	-
合計	60,199	100.0	64,388	100.0

## (3) 個人変額保険特別勘定の運用収支状況

(単位:百万円)

区 分	2024年度	2025年度
	第2四半期(上半期) 金額	第2四半期(上半期) 金額
利息配当金等収入	528	563
有価証券売却益	3,265	1,918
有価証券償還益	-	-
有価証券評価益	15,114	19,791
為替差益	35	24
金融商品収益	36	5
その他の収益	2	5
有価証券売却損	483	730
有価証券償還損	-	-
有価証券評価損	18,971	14,860
為替差損	45	20
金融商品費用	143	30
その他の費用	0	0
収支差額	△640	6,666

(注)1. 2024年度第2四半期(上半期)の有価証券評価益 15,114百万円には有価証券戻戻益 396百万円が、有価証券評価損 18,971百万円には外国証券戻戻益 17,778百万円がそれぞれ含まれています。  
2. 2025年度第2四半期(上半期)の有価証券評価益 19,791百万円には有価証券戻戻益 1,772百万円が、有価証券評価損 14,860百万円には有価証券戻戻益 13,323百万円がそれぞれ含まれています。

住友生命保険相互会社

## c. 変額個人年金保険（特別勘定）の状況

## (1) 保有契約高

(単位：件、百万円)

区 分	2024年度末		2025年度 第2四半期(上半期)末	
	件数	金額	件数	金額
変額個人年金保険	48,033	80,289	44,239	69,972

## (2) 変額個人年金保険特別勘定資産の内訳

(単位：百万円、%)

区 分	2024年度末		2025年度 第2四半期(上半期)末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	0	0.0	-	-
有 価 証 券	27,978	84.7	27,651	88.3
公 社 債	-	-	-	-
株 式	-	-	-	-
外 国 証 券	11,488	34.8	11,529	36.8
公 社 債	11,488	34.8	11,529	36.8
株 式 等	-	-	-	-
そ の 他 の 証 券	16,490	49.9	16,121	51.5
貸 付 金	-	-	-	-
そ の 他	5,043	15.3	3,651	11.7
貸 倒 引 当 金	-	-	-	-
合 計	33,021	100.0	31,302	100.0

## (3) 変額個人年金保険特別勘定の運用収支状況

(単位：百万円)

区 分	2024年度 第2四半期(上半期)	2025年度 第2四半期(上半期)
	金額	金額
利息配当金等収入	273	379
有価証券売却益	574	14
有価証券償還益	-	-
有価証券評価益	3,704	1,847
為替差益	8	0
金融派生商品収益	11	-
その他の収益	2	7
有価証券売却損	124	0
有価証券償還損	0	-
有価証券評価損	4,774	674
為替差損	11	0
金融派生商品費用	32	-
その他の費用	193	107
収 支 差 額	△561	1,467

(注)1. 2024年度第2四半期(上半期)の有価証券評価益 3,704百万円には有価証券振戻益 578百万円が、有価証券評価損 4,774百万円には有価証券振戻損 4,069百万円がそれぞれ含まれています。

2. 2025年度第2四半期(上半期)の有価証券評価益 1,847百万円には有価証券振戻益 155百万円が、有価証券評価損 674百万円には有価証券振戻損 507百万円がそれぞれ含まれています。

住友生命保険相互会社

## 12. 保険会社及びその子会社等の状況

## a. 主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

項目	2024年度 第2四半期(上半期)	2025年度 第2四半期(上半期)
経常収益	2,589,404	2,704,756
経常利益	103,290	29,980
親会社に帰属する中間純剰余	18,682	18,024
中間包括利益	△89,462	375,368

項目	2024年度末	2025年度 第2四半期(上半期)末
総資産	48,968,823	49,254,339
ソルベンシー・マージン比率	634.9%	668.6%

## b. 連結範囲及び持分法の適用に関する事項

連結子法人等数	38社
持分法適用非連結子法人等数	0社
持分法適用関連法人等数	7社

期中における重要な関係会社の異動について

「中間連結財務諸表の作成方針」をご参照ください。

(注) 2023年12月31日に行ったSingapore Life Holdings Pte. Ltd.との企業結合について前中間連結会計期間末において暫定的な会計処理を行っていましたが、前第3四半期連結会計期間に確定しております。この結果、確定処理前と比べて、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、経常利益および税金等調整前中間純剰余は、それぞれ5,285百万円減少しております。また、前中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書において、税金等調整前中間純剰余およびのれん償却額は、それぞれ5,285百万円、5,954百万円減少、減価償却費および責任準備金の増減額は、それぞれ4,345百万円、6,592百万円増加しております。

住友生命保険相互会社

## c. 中間連結貸借対照表

				(単位:百万円)	
期別 科目	2024年度末 要約連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)	2023年度 中間連結貸借対照表 (2023年9月30日現在)	期別 科目	2024年度末 要約連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)	2023年度 中間連結貸借対照表 (2023年9月30日現在)
	金額	金額		金額	金額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	1,326,263	1,507,970	保険契約準備金	39,514,902	39,442,409
コールローン	1,152,304	645,176	支払債金	232,120	223,436
買入金銭債権	530,257	686,445	責任準備金	39,071,703	38,974,808
金融の信託	62,022	67,394	社員配当準備金	211,078	244,164
有価証券	38,197,797	39,124,379	再保険借	20,051	23,664
貸付金	3,559,146	3,482,674	社債	660,123	762,051
有形固定資産	667,974	667,567	その他負債	6,186,424	6,102,046
無形固定資産	622,756	570,578	売現先勘定	3,725,641	3,762,151
代理店貸	145	543	その他の負債	2,460,782	2,339,853
再保険貸	51,250	63,245	退職給付に係る負債	2,731	2,825
その他資産	2,068,423	1,964,204	役員退職慰労引当金	1	1
退職給付に係る資産	182,882	181,761	留給交際準備金	931,700	949,019
繰延税金資産	433,080	307,564	繰延税金負債	21,246	21,003
貸倒引当金	△5,583	△5,456	再評価に係る繰延税金負債	12,738	12,689
			負債の部合計	47,239,918	47,315,701
			(純資産の部)		
			基金	50,000	50,000
			基金償却積立金	639,000	639,000
			再評価積立金	2	2
			連結剰余金	209,331	159,047
			基金等合計	698,333	848,049
			その他有価証券評価調整額	602,992	1,049,394
			繰延ヘッジ損益	△65,609	△75,355
			土地再評価差額金	△46,740	△44,066
			為替換算調整勘定	140,886	67,961
			退職給付に係る調整累計額	99,680	93,340
			その他の包括利益累計額合計	731,190	1,091,275
			非支配株主持分	△619	△687
			純資産の部合計	1,628,904	1,938,638
資産の部合計	48,968,823	49,254,339	負債及び純資産の部合計	48,868,823	49,254,339

住友生命保険相互会社

## d. 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

(中間連結損益計算書)

期 別 科 目	(単位：百万円)	
	2024年度 中間連結会計期間 〔2024年4月1日から 2024年9月30日まで〕	2025年度 中間連結会計期間 〔2025年4月1日から 2025年9月30日まで〕
	金額	金額
経常収益	2,589,404	2,704,756
保険料等収入	1,701,564	1,769,032
資産運用収益	843,109	879,932
（うち利息及び配当金等収入）	(626,846)	(612,911)
（うち金銭の信託運用益）	(-)	(887)
（うち売買目的有価証券運用益）	(52,911)	(45,925)
（うち有価証券売却益）	(147,468)	(150,165)
（うち特別勘定資産運用益）	(-)	(56,067)
その他経常収益	44,730	55,791
経常費用	2,686,114	2,674,776
保険金等支払金	1,234,092	1,296,517
（うち保険金）	(328,304)	(338,461)
（うち年金）	(228,028)	(237,473)
（うち給付金）	(256,493)	(261,879)
（うち解約返戻金）	(326,967)	(345,019)
責任準備金等繰入額	439,809	755,056
支払備金繰入額	9,254	12,529
責任準備金繰入額	430,452	742,256
社員配当金積立利息繰入額	101	300
資産運用費用	396,353	206,344
（うち支払利息）	(33,662)	(38,997)
（うち金銭の信託運用損）	(324)	(-)
（うち有価証券売却損）	(79,203)	(56,482)
（うち有価証券評価損）	(9,851)	(16,491)
（うち特別勘定資産運用損）	(3,777)	(-)
事業費用	320,042	316,631
その他経常費用	95,816	100,196
経常利益	103,290	29,980
特別利益	17	4,065
固定資産等処分益	17	4,065
特別損失	81,093	18,369
固定資産等処分損失	3,225	379
減損損失	258	100
価格変動準備金繰入額	77,015	17,319
社会及び契約者福祉増進助成金	592	570
税金等調整前中間純剰余	22,214	15,676
法人税及び住民税等	76,438	38,139
法人税等調整額	△72,684	△40,426
法人税等合計	3,754	△2,286
中間純剰余	18,459	17,952
非支配株主に帰属する中間純剰余又は 非支配株主に帰属する中間純損失(△)	△223	△61
親会社に帰属する中間純剰余	18,682	18,024

住友生命保険相互会社

## (中間連結包括利益計算書)

(単位:百万円)

期 別 科 目	2024年度 中間連結会計期間 〔 2024年4月 1日から 2024年9月30日まで 〕	2025年度 中間連結会計期間 〔 2025年4月 1日から 2025年9月30日まで 〕
	金 額	金 額
中 間 純 利 益	18,459	17,962
そ の 他 の 包 括 利 益	△107,921	357,405
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△217,852	448,936
換 算 へ ッ ジ 損 益	△10,047	△9,745
為 替 換 算 調 整 勘 定	118,878	△66,681
退職給付に係る調整額	△4,006	△6,340
持分法適用会社に対する持分相当額	5,105	△8,764
中 間 包 括 利 益	△89,462	375,368
親会社に係る中間包括利益	△89,142	375,435
非支配株主に係る中間包括利益	△320	△66

住友生命保険相互会社

## e. 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	2024年度 中間連結会計期間 (2024年4月1日から 2024年9月30日まで)		2023年度 中間連結会計期間 (2023年4月1日から 2023年9月30日まで)	
	金 額		金 額	
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間純利益(△は損失)		22,214		15,676
減価償却費		28,729		27,864
減損損失		258		100
のれん償却額		15,619		14,696
支払債金の増減額(△は減少)		21,364		△2,672
責任準備金の増減額(△は減少)		361,403		568,553
社員配当準備金積立利息繰入額		101		300
貸倒引当金の増減額(△は減少)		334		334
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)		△3,850		△7,704
留付資産準備金の増減額(△は減少)		77,015		17,319
利息及び配当金等収入		△626,846		△612,911
有価証券関係損益(△は益)		△84,253		△156,962
支払利息		33,662		38,887
有形固定資産関係損益(△は益)		462		△3,711
その他		3,487		△50,422
小 計		△150,103		△49,622
利息及び配当金等の受取額		670,194		635,450
利息の支払額		△34,787		△38,866
社員配当金の支払額		△31,704		△32,496
その他		△592		△570
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)		△11,666		△34,882
営業活動によるキャッシュ・フロー		441,338		479,041
投資活動によるキャッシュ・フロー				
預貯金の純増減額(△は増加)		△167,382		△60,722
買入金債償借の取得による支出		△1,465,225		△1,989,413
買入金債償借の売却・償還による収入		1,460,860		1,852,091
金融の償却の増加による支出		△10,190		△6,522
金融の償却の減少による収入		510		1,788
有価証券の取得による支出		△4,606,103		△5,120,993
有価証券の売却・償還による収入		5,065,523		4,267,362
貸付けによる支出		△262,476		△231,439
貸付金の回収による収入		273,229		170,358
その他		△712,091		529,351
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)		△423,246		△688,139
		(17,992)		(△109,097)
有形固定資産の取得による支出		△8,508		△13,550
有形固定資産の売却による収入		32		11,629
その他		△9,568		△9,806
投資活動によるキャッシュ・フロー		△441,691		△599,966
財務活動によるキャッシュ・フロー				
借入れによる収入		100,000		15,008
借入金の返済による支出		△50,008		△19,640
社債の発行による収入		40,267		217,459
社債の償還による支出		△40,267		-
基金利息の支払額		△357		△392
その他		26,779		53,670
財務活動によるキャッシュ・フロー		76,413		266,175
現金及び現金同等物に係る増減額		38,549		△24,338
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		114,610		120,911
現金及び現金同等物期首残高		419,835		656,636
現金及び現金同等物中間連結会計期間末残高		534,446		576,548

## f. 中間連結基金等変動計算書

2024年度中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）

（単位：百万円）

	基金等				
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	連結 剰余金	基金等 合計
当 期 首 残 高	50,000	629,000	2	229,119	918,122
当 中 間 期 変 動 額					
社員相当準備金の 増				△58,355	△58,355
基金利息の支払				△307	△307
親会社に帰属する 中間剰余金				18,682	18,682
土地再評価差額の 取				164	164
基金等以外の項目の 当中間期変動額（調整）					
当中間期変動額合計				△29,897	△29,897
当 中 間 期 末 残 高	50,000	629,000	2	189,227	878,230

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額						非支配株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰戻ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	海軍債券 調整差額	退職給付 に係る 調整差額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	564,200	△26,360	△55,600	58,749	57,188	867,227	△507	1,754,842
当 中 間 期 変 動 額								
社員相当準備金の 増								△58,355
基金利息の支払								△307
親会社に帰属する 中間剰余金								18,682
土地再評価差額の 取								164
基金等以外の項目の 当中間期変動額（調整）	△217,549	△10,047	△168	125,777	△4,095	△107,990	△220	△148,175
当中間期変動額合計	△217,549	△10,047	△168	125,777	△4,095	△107,990	△220	△148,175
当 中 間 期 末 残 高	346,651	△36,407	△55,768	162,526	53,093	759,237	△727	1,606,667

住友生命保険相互会社

2023年度中間連結会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）

（単位：百万円）

	基金等				
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	消納剰余金	基金等合計
当 期 首 残 高	50,000	629,000	2	209,221	888,223
当 中 間 期 変 動 額					
社員相当準備金の増				△66,262	△66,262
基金利息の支払				△302	△302
親会社に帰属する中間剰余				18,024	18,024
土地再評価差額の取				△2,672	△2,672
基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計				△60,208	△60,208
当 中 間 期 末 残 高	50,000	629,000	2	189,047	848,049

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額						非支配株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰戻ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	海軍機集 積蓄準備金	退職給付 に係る 負債累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	502,922	△55,609	△45,740	140,866	59,080	721,190	△619	1,628,904
当 中 間 期 変 動 額								
社員相当準備金の増								△66,262
基金利息の支払								△302
親会社に帰属する中間剰余								18,024
土地再評価差額の取								△2,672
基金等以外の項目の当中間期変動額（純額）	446,422	△9,745	2,672	△72,905	△6,340	362,094	△67	390,027
当中間期変動額合計	446,422	△9,745	2,672	△72,905	△6,340	362,094	△67	309,722
当 中 間 期 末 残 高	1,049,344	△65,354	△43,068	67,961	52,740	1,083,284	△687	1,938,626

住友生命保険相互会社

## 中間連結財務諸表の作成方針

記載項目	
(1) 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社及び子法人等数 38社</p> <p>主な連結される子会社及び子法人等は、メディケア生命保険株式会社、株式会社スミセイビルマネージメント、住生物産株式会社、スミセイビジネスサービス株式会社、新宿グリーンビル管理株式会社、株式会社スミセイハーモニー、スミセイ情報システム株式会社、株式会社シーエスエス、スミセイ保険サービス株式会社、いずみライフデザイナーズ株式会社、株式会社スミセイ・サポート&amp;コンサルティング、株式会社保険デザイン、アリアル少額短期保険株式会社、スミセイ・アセット・マネジメント株式会社、株式会社 PREVENT、Symetra Financial Corporation、Singapore Life Holdings Pte. Ltd. です。</p> <p>主な非連結の子会社及び子法人等は、SUMISEI-SBI 投資事業有限責任組合です。</p> <p>非連結の子会社及び子法人等については、総資産、売上高、当期損益及び（利益）剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が多いため、連結の範囲から除いております。</p>
(2) 持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用の非連結の子会社及び子法人等数 0社 持分法適用関連法人等数 7社</p> <p>主な持分法適用関連法人等は、日本ビルファンドマネージメント株式会社、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社、マイコミュニケーション株式会社、株式会社エージェント I G ホールディングス、Baoviet Holdings、PT BNI Life Insurance です。</p> <p>なお、当中間連結会計期間に、株式会社エージェント・インシュアランス・グループが持株会社化したことに伴い、同社を持分法適用関連法人等から除き、株式会社エージェント I G ホールディングスを持分法適用関連法人等としております。</p> <p>持分法を適用していない非連結の子会社及び子法人等（SUMISEI-SBI 投資事業有限責任組合他）については、連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p>
(3) 連結される子会社及び子法人等の当中間期末日等に関する事項	<p>連結子会社及び子法人等のうち、海外の子会社及び子法人等の当中間期末日は6月30日です。作成にあたっては、同日現在の中間財務諸表を使用し、中間期末日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>

住友生命保険相互会社

## 2025 年度中 中間連結貸借対照表注記

1. 当社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は、以下のとおりです。  
有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの、並びに金銭の信託を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第 21 号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第 110 条第 2 項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券については9月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 当社は、保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第 21 号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。  
なお、小区分は次のとおり設定しております。
- 個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）  
最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の主契約  
確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）  
拠出型企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）  
確定拠出年金保険契約及び新単位別利率設定特約  
一時払養老保険契約（一部を除く）  
利率変動型終身保険（一時払）契約  
個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約  
個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約（一部の保険種類を除く）
3. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第 5 号に定める鑑定評価に基づく方法

4. 当社の保有する有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

住友生命保険相互会社

その他の有形固定資産

定率法によっております。

5. 当社の保有する外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、9月末日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
6. 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。  
なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、25百万円です。  
連結子会社及び子法人等については、主として当社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行っております。
7. 退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。  
退職給付に係る会計処理の方法は、主として次のとおりです。  
退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準  
数理計算上の差異の処理年数 翌連結会計年度から 8年
8. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。また、責任準備金の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。  
なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。
9. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
10. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に準じて算出した額を計上しております
11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当中間連結会計期間に費用処理しております。
12. 「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（2024年3月22日 企業会計基準委員会 実務対応報告第46号）第7項を適用し、グローバル・ミニマム課税

住友生命保険相互会社

制度に対する法人税等を計上していません。

13. 当社の責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。
- 責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第1号の規定に基づき、次の方式により計算しております。
- (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
- (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- なお、2006年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。
- 収納した保険料のうち、当中間連結会計期間末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。
- また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。
- 保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。
- 海外の連結子会社及び子法人等の責任準備金は、米国会計基準または国際財務報告基準に基づき算出した額を計上しております。
14. 当社の個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱いを2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。
- IBNR告示第1条第1項本文に掲げるすべての連結会計年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本文と同様の方法により算出しております。
15. 当社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
16. 当中間連結会計期間に係る当社の法人税及び住民税は、当連結会計年度において予定している剰余金処分による社員配当準備金の積立及び基金利息の支払を前提として金額を計算しております。

住友生命保険相互会社

17. 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の時価等に関する事項

当中間連結会計期間末における主な金融商品に係る中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません。また、現金及び預貯金（譲渡性預金除く）、コールローン及び完現先勘定は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金（譲渡性預金）	408,771	408,771	-
うち、その他有価証券	408,771	408,771	-
買入金銭債権	686,445	679,615	△6,829
うち、その他有価証券	594,220	594,220	-
金銭の信託	67,394	67,394	-
有価証券	38,420,395	36,702,918	△1,717,476
売買目的有価証券	3,034,019	3,034,019	-
満期保有目的の債券	2,164,448	2,047,976	△116,471
責任準備金対応債券	14,015,576	12,402,195	△1,613,380
子会社株式及び関連会社株式	39,437	51,813	12,375
その他有価証券 <sup>※1</sup>	19,166,913	19,166,913	-
貸付金	3,482,674		
貸倒引当金 <sup>※2</sup>	△4,926		
	3,477,748	3,285,633	△192,114
社債	762,051	749,651	△12,399
デリバティブ取引 <sup>※3</sup>	(17,392)	(17,392)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	200,215	200,215	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(217,607)	(217,607)	-

※1 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託が含まれております。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で示しております。

住友生命保険相互会社

(注1) 有価証券(「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

① 満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
時価が中間連結貸 借対照表計上額を 超えるもの	公社債	120,551	124,060	3,508
	外国証券(公社債)	1,029,486	1,109,034	79,548
時価が中間連結貸 借対照表計上額を 超えないもの	公社債	276,318	244,543	△31,775
	外国証券(公社債)	738,091	570,338	△167,752
合計		2,164,448	2,047,976	△116,471

② 責任準備金対応債券 (単位:百万円)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
時価が中間連結貸 借対照表計上額を 超えるもの	公社債	5,981,569	6,157,207	175,638
	外国証券(公社債)	462,486	474,283	11,796
時価が中間連結貸 借対照表計上額を 超えないもの	公社債	6,120,044	4,454,727	△1,665,316
	外国証券(公社債)	1,451,475	1,315,976	△135,499
合計		14,015,576	12,402,195	△1,613,380

住友生命保険相互会社

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、中間連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

㊦ その他有価証券 (単位：百万円)

	種類	取得原価又は 償却原価	中間連結貸借 対照表計上額	差額
中間連結貸借 対照表計上額 が取得原価又は 償却原価を 超えるもの	譲渡性預金	-	-	-
	買入金銭債権	11,225	11,427	201
	公社債	288,932	290,996	2,063
	株式	1,145,570	3,230,951	2,085,381
	外国証券	6,943,214	7,290,856	347,642
	公社債	5,834,173	6,015,424	181,251
	株式等	1,109,041	1,275,432	166,391
中間連結貸借 対照表計上額 が取得原価又は 償却原価を 超えないもの	譲渡性預金	409,000	408,771	△228
	買入金銭債権	598,285	582,792	△15,493
	公社債	2,489,605	1,970,081	△519,524
	株式	96,394	79,136	△17,257
	外国証券	6,529,986	5,952,866	△577,119
	公社債	5,833,536	5,347,443	△486,093
	株式等	696,449	605,422	△91,026
その他の証券	71,110	60,429	△10,680	
合計	18,797,170	20,169,905	1,372,734	

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等 <sup>※1</sup>	131,229
組合出資金等 <sup>※2</sup>	572,755

※1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

※2 組合出資金等には投資事業組合等が含まれております。これらは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

住友生命保険相互会社

## (2) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価をもって中間連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
譲渡性預金	-	408,771	-	408,771
買入全残債権	-	462,671	131,549	594,220
全残の信託	-	-	67,394	67,394
有価証券	7,921,024	12,006,509	1,347,225	21,274,759
完買目的有価証券	2,052,677	851,401	129,940	3,034,019
その他有価証券	5,868,347	11,155,107	1,217,285	18,240,740
国債	1,129,635	-	-	1,129,635
地方債	-	29,590	-	29,590
社債	-	1,101,851	-	1,101,851
株式	3,309,130	958	-	3,310,088
外国証券	1,321,098	9,799,843	1,217,285	12,338,228
公社債	998,902	9,336,187	1,027,777	11,362,867
株式等	322,196	463,656	189,507	975,360
その他の証券	108,482	222,863	-	331,345
貸付金	-	-	108,249	108,249
デリバティブ取引	1,242	300,978	10,112	312,333
通貨関連	-	44,761	1,138	45,900
金利関連	-	29,387	-	29,387
株式関連	1,023	221,920	8,973	231,917
その他	218	4,908	-	5,127
資産計	7,922,266	13,178,930	1,664,530	22,765,728
社債	-	38,910	-	38,910
デリバティブ取引	349	329,254	121	329,725
通貨関連	-	198,951	-	198,951
金利関連	-	103,431	-	103,431
株式関連	71	21,011	121	21,205
その他	278	5,859	-	6,137
負債計	349	368,164	121	368,636

住友生命保険相互会社

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号)第24-3項及び第24-9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託は、上表に含めておりません。当該投資信託の中間連結貸借対照表計上額は926,173百万円です。当該投資信託の期首残高から当中間連結会計期間末残高への調整表は以下のとおりです。

(単位:百万円)

	基準価額を時価とみなす 投資信託
期首残高	863,823
当中間連結会計期間の損益又はその他の 包括利益	24,748
損益に計上 <sup>※1</sup>	9,004
その他の包括利益に計上 <sup>※2</sup>	15,744
購入、売却、償還等の純額	97,601
当中間連結会計期間に基準価額を時価と みなす取扱いを適用した額	-
当中間連結会計期間に基準価額を時価と みなす取扱いを適用しないこととした額	-
当中間連結会計期間末残高	926,173
当中間連結会計期間の損益に計上した額 のうち中間連結貸借対照表日において保 有する投資信託の評価損益	-

※1 中間連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

なお、当中間連結会計期間末における解約等に関する制限のうち主なものは、任意解約が認められていないというものであり、その中間連結貸借対照表計上額は646,071百万円です。

住友生命保険相互会社

## ② 時価をもって中間連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	85,395	85,395
有価証券	9,194,924	5,305,658	2,002	14,501,985
満期保有目的の債券	131,302	1,916,673	-	2,047,976
国債	131,302	-	-	131,302
地方債	-	12,530	-	12,530
社債	-	224,769	-	224,769
外国証券	-	1,679,373	-	1,679,373
公社債	-	1,679,373	-	1,679,373
責任準備金対応債券	9,062,718	3,337,474	2,002	12,402,195
国債	9,062,718	-	-	9,062,718
地方債	-	110,603	-	110,603
社債	-	1,438,613	-	1,438,613
外国証券	-	1,788,257	2,002	1,790,259
公社債	-	1,788,257	2,002	1,790,259
子会社株式及び関連 会社株式	902	50,910	-	51,813
貸付金	-	15,833	3,161,530	3,177,363
資産計	9,194,924	5,320,892	3,248,948	17,764,765
社債	-	710,741	-	710,741
負債計	-	710,741	-	710,741

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

## ① 買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(情報ベンダー又はブローカーから入手する価格)等によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

これらに該当しない買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能である場合はレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

## ② 金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された信託財産の構成物の価格によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

## ③ 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。

住友生命保険相互会社

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、主なインプットは、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、主な信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類しております。

#### ④ 貸付金

一般貸付については、貸付の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

保険約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

### 負債

#### ① 社債

社債については、活発ではない市場の相場価格または観察可能なインプットを用いて算定した価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ等が含まれます。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主にプンイン・ペニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価をもって中間連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

#### ① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報<sup>※1</sup>

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲
貸付金	割引現在価値法	割引率	3.04%~7.85%

※1 レベル3の時価となるもので、第三者から入手した価格を調整せずに使用しているものに記載していません。

住友生命保険相互会社

② 期首残高から当中間連結会計期間末残高への調整表、当中間連結会計期間の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭 債権	金銭の信託	有価証券	貸付金	デリバティブ 取引 <sup>※5</sup>	合計
期首残高	135,001	62,022	1,580,302	123,668	15,675	1,916,670
当中間連結会計期間の損益 又はその他の包括利益	△1,327	△304	13,556	2,792	△9,503	5,213
損益に計上 <sup>※1</sup>	0	△304	21,028	2,792	△9,503	14,014
その他の包括利益に計上 <sup>※2</sup>	△1,327	-	△7,472	-	-	△8,800
購入、売却、発行及び 決済等の净额	△2,124	5,675	△182,285	△18,211	3,818	△193,126
レベル3の時価への振替 <sup>※3</sup>	-	-	786	-	-	786
レベル3の時価からの振替 <sup>※4</sup>	-	-	△65,135	-	-	△65,135
当中間連結会計期間末残高	131,549	67,394	1,347,225	108,249	9,991	1,664,409
当中間連結会計期間の損益に 計上した額のうち中間連結貸 借対照表日において保有する 金融資産及び金融負債の評価 損益	-	-	△9,145	△9,382	△9,754	△28,282

※1 中間連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

※3 レベル1の時価またはレベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は、当中間連結会計期間の期首に行っております。

※4 レベル3の時価からレベル1の時価またはレベル2の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は、当中間連結会計期間の期首に行っております。

※5 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

③ 時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部署にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部署等が時価を取得及び算定しております。取得及び算定された時価は、リスク管理部署等にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いており、また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④ 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率

割引率は、キャッシュ・フローの不確実性と金融商品の流動性を反映して割引率を調整するものであります。一般に、割引率の著しい上昇（下落）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

住友生命保険相互公社

18. 前連結会計年度末に比して著しい変動がないため、賃貸等不動産の時価に関する事項の記載を省略しております。
19. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、5,698百万円です。なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありませぬ。危険債権額は、616百万円です。
- 上記取立不能見込額の直接減額は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、12百万円です。
- なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。
- 債権のうち、三月以上延滞債権額は、1,784百万円です。
- なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
- 債権のうち、貸付条件緩和債権額は、3,297百万円です。
- なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
20. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、877,442百万円です。なお、負債の額も同額です。
21. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- |                   |            |
|-------------------|------------|
| 当期首現在高            | 211,078百万円 |
| 前連結会計年度剰余金よりの繰入額  | 65,282百万円  |
| 当中間連結会計期間社員配当金支払額 | 32,496百万円  |
| 利息による増加等          | 300百万円     |
| 当中間連結会計期間末現在高     | 244,164百万円 |
22. 担保に提供している資産の額は、有価証券4,704,888百万円、貸付金907,276百万円、現金及び預貯金1,281百万円です。
23. Symetra Financial Corporationは、事業拡大、特に団体生命・就業不能保険分野の拡大を目的とし、2025年10月1日付で、Health Care Service Corporationの子会社であるDearborn Groupとの間で団体生命・就業不能保険事業の買収について、及びHealth Care Service Corporationとの間で販売協約の締結についてそれぞれ完了しております。当該買収に係る取得原価は約700百万米ドルです。
- なお、当該買収及び販売協約による当連結会計年度への影響は現在評価中です。
24. 当社の連結子会社であるSymetra Life Insurance Companyは、2025年7月17日に、Surplus Notes 500百万米ドルを発行しております。
25. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の中間連結貸借対照表価額は、5,123,806百万円です。

住友生命保険相互会社

26. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当中間連結会計期間末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は244百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
27. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、36,178百万円です。
28. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債が687,391百万円含まれています。
29. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が220,000百万円含まれています。
30. その他資産及びその他負債には、米国子会社の修正共同保険式再保険に係る資産及び負債がそれぞれ642,928百万円、580,933百万円含まれています。
31. 国内の連結子会社及び子法人等における修正共同保険式再保険のうち現金授受を行わない取引では、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。

住友生命保険相互会社

(2025年度中 中間連結損益計算書注記)

1. 当社の保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
2. International Financial Reporting Standards IFRS17「Insurance Contracts」を適用している Singapore Life Holdings Pte. Ltd. の IFRS17 の保険収益は、収入の金額に組み替えの上、保険料等収入を含めて計上しております。
3. 当社の保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。  
なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条の規定に基づき、当中間連結会計期間末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
4. 当社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。  
なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

## 資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

## 減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

## 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
遊休不動産等	土地及び建物等	92百万円
		計 92百万円

## 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。

住友生命保険相互会社

## 2025年度中 中間連結キャッシュ・フロー計算書注記

1. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、現金及び預貯金（当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金を除く）及び海外の連結子会社及び子法人等の短期有価証券です。
2. 資金（現金及び現金同等物）の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目との関係は、次のとおりです。

現金及び預貯金	1,507,970 百万円
当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金	<u>△931,421 百万円</u>
資金（現金及び現金同等物）	<u>576,548 百万円</u>

3. 投資活動によるキャッシュ・フローのその他は、主に短期資金活動による純増減額及び金融派生商品の決済による収支（純額）です。
4. 財務活動によるキャッシュ・フローのその他は、主に米国子会社における財務活動によるキャッシュ・フローの資金調達契約の実行及び返済です。

住友生命保険相互会社

## g. 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況

(連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

項目	2024年度末	2025年度 第2四半期（上半期）末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	4,771,052	5,630,731
基金等	284,360	316,920
任格変動準備金	931,700	949,019
危険準備金	824,189	913,542
異常危険準備金	—	—
一般貸倒引当金	5,300	5,158
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ 損益(税効果控除前))×90% (マイナスの場合100%)	737,526	1,300,872
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	170,828	182,116
未払報酬計算上の差戻及び未払繰越去勤務費用の合計額	140,182	131,260
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	785,525	786,087
負債性資本調達手段等	668,696	846,455
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本 調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△176,684	△196,643
その他	399,427	395,940
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1^2 + R_2^2 + R_3^2 + R_4^2 + R_5^2 + R_6^2) + (R_7 + R_8 + R_9)^2 + R_{10} + R_{11}}$ (B)	1,502,788	1,684,225
保険リスク相当額 $R_1$	116,471	112,870
一般保険リスク相当額 $R_2$	1,141	1,177
巨大災害リスク相当額 $R_3$	1,746	1,793
第三分野保険の保険リスク相当額 $R_4$	119,868	119,912
少額短期保険業者の保険リスク相当額 $R_5$	11	12
予定利率リスク相当額 $R_6$	182,736	182,874
最低保証リスク相当額 $R_7^{\text{※}}$	13,754	15,059
資産運用リスク相当額 $R_8$	1,251,640	1,430,655
経営管理リスク相当額 $R_9$	33,747	37,287
ソルベンシー・マージン比率 (A) $(1/2) \times (B) \times 100$	634.9%	668.6%

※最低保証リスク相当額は、平成23年金融庁告示第23号別表11に定める標準的方式により算出しています。

(注)上記は、保険業法第130条、保険業法施行規則第86条の2及び第88条並びに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。

## h. セグメント情報

2025年度第2四半期(上半期) (2025年4月1日から 2025年9月30日まで)において、当社及び連結子会社の事業は、単一セグメントであるため、セグメント情報及び関連情報の記載を省略しています。

住友生命保険相互会社

2025年11月20日

住友生命保険相互会社

## 2025年度第2四半期(上半期)報告 補足資料

## 1. 一般勘定

## a. 有価証券関係

(1) 有価証券明細表	1頁
(2) 有価証券残存期間別残高	2頁
(3) 業種別株式保有の状況	3頁

## b. 貸付金関係

(1) 貸付金明細表	4頁
(2) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	4頁
(3) 貸付金残存期間別残高	5頁
(4) 貸付金業種別内訳	6頁
(5) 貸付金担保別内訳	7頁
(6) 貸付金地域別内訳	7頁

## c. 海外投融資の状況

(1) 資産別明細	8頁
(2) 海外投融資の地域別構成	9頁
(3) 外貨建資産の通貨別構	9頁

## 2. 個人変額保険・変額個人年金保険 特別勘定

a. 売買目的有価証券の評価損益	10頁
b. 金銭の信託の時価情報	10頁
c. デリバティブ取引の時価情報	11頁

## 3. 会社計

a. 資産の構成	13頁
b. 有価証券の時価情報	14頁
c. 金銭の信託の時価情報	15頁
d. デリバティブ取引の時価情報	16頁

## 1. 一般勘定

## a. 有価証券関係

## (1) 有価証券明細表

(単位:百万円、%)

区 分	2024年度末		2025年度 第2四半期(上半期)末	
	金額	占率	金額	占率
国 債	11,094,674	37.3	11,383,276	36.7
地 方 債	168,891	0.6	169,074	0.5
社 債	2,758,580	9.3	2,843,350	9.2
うち公社・公団債	1,615,258	5.4	1,579,868	5.1
うち外貨債	252,355	0.8	238,840	0.8
株 式	3,215,077	10.8	3,516,499	11.4
外 国 証 券	12,011,504	40.4	12,541,430	40.5
公 社 債	8,744,574	29.4	9,111,350	29.4
うち外貨債	6,504,662	21.9	6,754,955	21.8
株 式 等	3,266,929	11.0	3,430,079	11.1
うち外貨債	3,130,136	10.5	3,267,731	10.5
そ の 他 の 証 券	457,759	1.5	525,011	1.7
合 計	29,706,486	100.0	30,978,643	100.0
うち外貨債	9,887,155	33.3	10,261,528	33.1

住友生命保険相互会社

## (2) 有価証券残存期間別残高

&lt;2024年度末&gt;

(単位:百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
有 価 証 券	658,112	1,346,281	2,633,255	2,703,300	3,374,742	12,464,946	6,525,847	29,706,486
国 債	152,843	796,469	1,615,124	1,824,071	1,183,485	5,517,679	-	11,094,674
地 方 債	-	-	2,606	12,738	9,910	143,635	-	168,891
社 債	90,698	203,996	172,235	92,165	160,101	1,592,326	447,056	2,758,580
株 式							3,215,077	3,215,077
外 国 証 券	413,860	344,928	842,103	747,414	1,983,859	5,198,259	2,481,078	12,011,504
公 社 債	413,860	329,351	779,356	719,874	1,809,208	4,663,853	29,069	8,744,574
株 式 等	0	15,577	62,747	27,539	174,651	534,406	2,452,008	3,266,929
その他の証券	710	886	1,184	26,910	32,385	13,046	382,635	457,759
買入金銭債権	319,935	-	-	-	-	135,001	-	454,936
償還性預金	358,799	-	-	-	-	-	-	358,799
そ の 他	-	-	-	-	-	42,987	19,034	62,022
合 計	1,336,848	1,346,281	2,633,255	2,703,300	3,374,742	12,642,935	6,544,882	30,582,246

&lt;2025年度第2四半期(上半期)末&gt;

(単位:百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
有 価 証 券	817,952	1,318,538	3,162,460	2,522,554	3,063,028	13,118,700	6,975,408	30,978,643
国 債	285,630	717,905	2,022,648	1,870,151	682,319	5,804,620	-	11,383,276
地 方 債	-	2,990	3,868	15,345	6,135	140,734	-	169,074
社 債	96,097	192,374	254,880	75,028	191,387	1,532,580	501,000	2,843,350
株 式							3,516,499	3,516,499
外 国 証 券	435,741	404,644	860,779	549,077	2,137,167	5,626,718	2,527,301	12,541,430
公 社 債	431,274	393,029	796,557	492,333	1,974,669	4,993,396	30,089	9,111,350
株 式 等	4,466	11,614	64,222	56,743	162,497	633,322	2,497,212	3,430,079
その他の証券	483	623	20,282	12,951	46,018	14,046	430,606	525,011
買入金銭債権	462,671	-	-	-	-	131,549	-	594,220
償還性預金	408,771	-	-	-	-	-	-	408,771
そ の 他	-	-	-	-	3,628	41,711	22,054	67,394
合 計	1,689,395	1,318,538	3,162,460	2,522,554	3,066,656	13,291,960	6,997,462	32,049,029

(注)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

住友生命保険相互会社

## (3) 業種別株式保有の状況

(単位:百万円、%)

区 分	2024年度末		2025年度 第2四半期(上半期)末		
	金額	占率	金額	占率	
水産・農林業	373	0.0	417	0.0	
飲 業	148	0.0	192	0.0	
建 設 業	115,462	3.6	136,664	3.9	
製 造 業	食 料 品	100,799	3.1	96,640	2.7
	織 維 製 品	11,760	0.4	12,139	0.3
	パ ル プ ・ 紙	6,771	0.2	7,924	0.2
	化 学	179,318	5.6	194,190	5.5
	医 薬 品	242,196	7.5	253,371	7.2
	石 炭 ・ 石 炭 製 品	10,518	0.3	11,122	0.3
	ゴ ム 製 品	20,432	0.6	21,397	0.6
	ガラス・土石製品	43,483	1.4	43,989	1.3
	鉄 鋼	31,158	1.0	27,451	0.8
	非 鉄 金 属	86,368	2.7	151,210	4.3
	金 属 製 品	13,808	0.4	13,664	0.4
	機 械	202,976	6.3	204,516	5.8
	電 気 機 器	440,171	13.7	531,378	15.1
	輸 送 用 機 器	110,077	3.4	104,034	3.0
精 密 機 器	20,352	0.6	19,908	0.6	
そ の 他 製 品	67,382	2.1	60,947	1.7	
電 気 ・ ガ ス 業	43,743	1.4	56,264	1.6	
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	161,041	5.0	194,738	5.5
	海 運 業	24,415	0.8	15,083	0.4
	空 運 業	3,253	0.1	3,373	0.1
	倉 庫 ・ 運 輸 関 連 業	14,403	0.4	17,604	0.5
	情 報 ・ 通 信 業	105,040	3.3	89,605	2.5
商 業	卸 売 業	300,227	9.3	365,300	10.4
	小 売 業	46,757	1.5	50,773	1.4
金 融 ・ 保 険 業	銀 行 業	362,197	11.3	408,773	11.6
	証 券 ・ 商 品 先 物 取 引 業	19,308	0.6	19,969	0.6
	保 険 業	275,745	8.6	262,489	7.5
	そ の 他 金 融 業	35,994	1.1	29,824	0.8
不 動 産 業	55,410	1.7	59,396	1.7	
サ ー ビ ス 業	63,978	2.0	52,141	1.5	
合 計	3,215,077	100.0	3,516,499	100.0	

(注)業種区分は、「証券コード振替会」の「業種別分類項目」に準拠しています。

住友生命保険相互会社

## b. 貸付金関係

## (1) 貸付金明細表

(単位:百万円)

区 分	2024年度末	2025年度 第2四半期(上半期)末
保 険 約 款 貸 付	218,059	214,429
契 約 者 貸 付	200,033	196,673
保 険 料 振 替 貸 付	18,025	17,756
一 般 貸 付 (うち非居住者貸付)	1,851,393 (153,105)	1,829,490 (152,625)
企 業 貸 付 (うち国内企業向け)	1,844,584 (1,691,479)	1,822,732 (1,670,107)
国・国際機関・政府関係機関貸付	334	333
公共団体・公企業貸付	5,353	5,404
住 宅 ロ ー ン	1,117	1,016
消 費 者 ロ ー ン	3	3
そ の 他	-	-
合 計	2,069,452	2,043,919

## (2) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

(単位:件、百万円、%)

区 分	2024年度末		2025年度 第2四半期(上半期)末	
	貸付先数	占率	貸付先数	占率
大 企 業	162	72.0	162	72.6
	金額	1,484,689	1,470,518	88.0
中 堅 企 業	-	-	-	-
	金額	-	-	-
中 小 企 業	63	28.0	61	27.4
	金額	206,790	199,589	12.0
国内企業向け 貸 付 計	225	100.0	223	100.0
	金額	1,691,479	1,670,107	100.0

(注)1. 規模の区分は業種により以下のとおり定めています。

業 種	①大企業	②中堅企業	③サービス業	④中小企業
大 企 業	貸付先数 100人以上	貸付先数 100人以上	貸付先数 100人以上	貸付先数 100人以上
中 堅 企 業	貸付先数 50人以上	貸付先数 50人以上	貸付先数 100人以上	貸付先数 100人以上
中 小 企 業	貸付先数 50人以下	貸付先数 50人以下	貸付先数 100人以下	貸付先数 100人以下

- 貸付先数は、各貸付先を名寄せした結果の借主数をいい、貸付件数ではありません。
- 従業員数及び資本金額は、貸付作成時点で当社が把握しているものによります。
- サービス業は、「物品貸借業」、「学術研究・専門・技術サービス業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学芸文芸業」、「医療・福祉」、及び「その他のサービス」で構成されます。
- 規模の区分は、日本銀行の「貸付先別貸付金(業種別、設備資金新規貸付)」の規模区分に準拠しています。

住友生命保険相互会社

## (3) 貸付金残存期間別残高

&lt;2024年度末&gt;

(単位:百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
変動金利	62,951	56,191	13,678	74,900	6,224	100,628	80,000	394,574
固定金利	118,772	221,511	138,176	161,956	272,932	543,468	-	1,456,818
一般貸付計	181,723	277,703	151,855	236,856	279,157	644,097	80,000	1,851,393

&lt;2025年度第2四半期(上半期)末&gt;

(単位:百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
変動金利	64,538	59,810	7,400	75,129	6,177	93,627	110,000	416,683
固定金利	116,760	212,750	119,012	181,169	256,268	526,845	-	1,412,806
一般貸付計	181,298	272,560	126,412	256,299	262,446	620,473	110,000	1,829,490

住友生命保険相互会社

## (4) 貸付金業種別内訳

(単位:百万円、%)

区分	2024年度末		2025年度 第2四半期(上半期)末		
	金額	占率	金額	占率	
	148,967	8.0	140,645	7.7	
製造業	食料	8,576	0.5	8,112	0.4
	繊維	900	0.0	800	0.0
	木材・木製品	100	0.0	100	0.0
	パルプ・紙	18,360	1.0	20,100	1.1
	印刷	-	-	-	-
	化学	25,536	1.4	24,801	1.4
	石油・石炭	26,800	1.4	16,800	0.9
	鉱業・土石	11,007	0.6	11,654	0.6
	鉄鋼	11,100	0.6	11,100	0.6
	非鉄金属	5,050	0.3	5,150	0.3
	はん用・生産用・業務用機械	13,868	0.7	14,373	0.8
	電気機械	11,895	0.6	11,799	0.6
	輸送用機械	14,765	0.8	14,755	0.8
	その他の製造業	1,000	0.1	1,100	0.1
国内向け	農業、林業	-	-	-	-
	漁業	-	-	-	-
	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	11,944	0.6	11,818	0.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	283,470	15.3	277,991	15.2
	情報通信業	22,500	1.2	22,125	1.2
	運輸業、郵便業	174,117	9.4	173,879	9.5
	卸売業	332,800	18.0	329,800	18.0
	小売業	5,046	0.3	4,848	0.3
	金融業、保険業	424,599	22.9	423,759	23.2
	不動産業	188,387	10.2	187,894	10.3
	物品賃貸業	97,342	5.3	95,082	5.2
	学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-
	宿泊業	-	-	-	-
	飲食業	-	-	-	-
	生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-
	教育、学習支援業	-	-	-	-
	医療・福祉	-	-	-	-
	その他のサービス	8,000	0.4	8,000	0.4
	地方公共団体	-	-	-	-
個人(住宅・消費・納税資金等)	1,121	0.1	1,020	0.1	
合計	1,698,288	91.7	1,676,865	91.7	
海外向け	政府等	-	-	-	-
	金融機関等	153,105	8.3	152,625	8.3
	商工業等	-	-	-	-
合計	153,105	8.3	152,625	8.3	
一般貸付計	1,851,393	100.0	1,829,490	100.0	

(注)区内向けの区分は、日本銀行の「貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)」の業種分類に準拠しています。

住友生命保険相互会社

## (5) 貸付金担保別内訳

(単位:百万円、%)

区 分	2024年度末		2025年度 第2四半期(上半期)末	
	金額	占率	金額	占率
担 保 貸 付	6,645	0.4	5,156	0.3
有 価 証 券 担 保 貸 付	-	-	-	-
不 動 産・動 産・財 団 担 保 貸 付	6,645	0.4	5,156	0.3
指 名 債 権 担 保 貸 付	-	-	-	-
保 証 貸 付	9,695	0.5	9,445	0.5
信 用 貸 付	1,833,930	99.1	1,813,868	99.1
そ の 他	1,121	0.1	1,020	0.1
一 般 貸 付 計	1,851,393	100.0	1,829,490	100.0
うち劣後特約付貸付	208,300	11.3	235,300	12.9

## (6) 貸付金地域別内訳

(単位:百万円、%)

区 分	2024年度末		2025年度 第2四半期(上半期)末	
	金額	占率	金額	占率
北 海 道	9,469	0.6	9,419	0.6
東 北	19,314	1.1	19,482	1.2
關 東	1,379,115	81.3	1,364,663	81.4
中 部	95,300	5.6	90,286	5.4
近 畿	136,435	8.0	135,186	8.1
中 国	23,300	1.4	22,750	1.4
四 国	5,300	0.3	5,235	0.3
九 州	28,932	1.7	28,821	1.7
合 計	1,697,166	100.0	1,675,845	100.0

(注)1. 個人ローン、非居住者貸付、保険給付貸付等を含みません。

2. 地域区分は、資料作成時点で当社が把握している貸付先の本社所在地によります。

住友生命保険相互会社

## c. 海外投融資の状況

## (1) 資産別明細

## (ア) 外貨建資産

(単位:百万円、%)

区 分	2024年度末		2025年度 第2四半期(上半期)末	
	金額	占率	金額	占率
公 社 債	8,757,018	50.6	6,993,796	50.3
株 式 等	3,130,136	23.4	3,267,731	23.5
現 預 金 ・ そ の 他	597,364	4.5	646,424	4.7
外 貨 建 資 産 計	10,484,519	78.5	10,907,952	78.5

## (イ) 円貨額が確定した外貨建資産

(単位:百万円、%)

区 分	2024年度末		2025年度 第2四半期(上半期)末	
	金額	占率	金額	占率
貸 付 金	199,346	1.5	175,032	1.3
公 社 債	-	-	172,291	1.2
現 預 金 ・ そ の 他	3,207	0.0	881	0.0
円 貨 額 が 確 定 し た 外 貨 建 資 産 計	202,554	1.5	348,205	2.5

## (ウ) 円貨建資産

(単位:百万円、%)

区 分	2024年度末		2025年度 第2四半期(上半期)末	
	金額	占率	金額	占率
公 社 債	2,239,912	16.8	2,186,317	15.7
株 式 等	307,178	2.3	355,885	2.6
そ の 他	129,326	1.0	92,952	0.7
円 貨 建 資 産 計	2,676,417	20.0	2,635,155	19.0

## (エ) 合計

(単位:百万円、%)

区 分	2024年度末		2025年度 第2四半期(上半期)末	
	金額	占率	金額	占率
海 外 投 融 資	13,363,490	100.0	13,891,313	100.0

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

住友生命保険相互会社

## (2) 海外投融資の地域別構成

(単位:百万円、%)

区 分	2024年度末				2025年度第2四半期(上半期)末				
	金額	外国証券		非居住者 貸付	金額	外国証券		非居住者 貸付	
		公社債	株式等			公社債	株式等		
北 米	金額	5,176,301	4,292,828	882,472	183,195	5,423,487	4,366,642	1,056,845	182,626
	占率	43.1	49.1	27.0	100.0	43.2	47.9	30.8	100.0
ヨーロッパ	金額	2,408,363	2,114,752	293,601	-	2,671,431	2,309,899	361,531	-
	占率	20.1	24.2	9.0	-	21.3	25.4	10.5	-
オセアニア	金額	547,829	547,829	-	-	677,916	677,916	-	-
	占率	4.6	6.3	-	-	5.4	7.4	-	-
ア ジ ア	金額	583,170	37,718	545,452	-	685,582	38,800	546,781	-
	占率	4.9	0.4	16.7	-	4.7	0.4	16.9	-
中 南 米	金額	3,110,091	1,554,567	1,545,404	-	2,833,219	1,418,298	1,464,920	-
	占率	25.9	17.9	47.3	-	23.0	15.6	42.7	-
中 東	金額	-	-	-	-	-	-	-	-
	占率	-	-	-	-	-	-	-	-
アフリカ	金額	-	-	-	-	-	-	-	-
	占率	-	-	-	-	-	-	-	-
国際機関	金額	186,768	186,768	-	-	299,793	299,793	-	-
	占率	1.6	2.1	-	-	2.4	3.3	-	-
合 計	金額	12,011,504	8,744,674	3,266,929	183,195	12,641,430	9,111,350	3,430,079	182,626
	占率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注)本表は発行会社の国籍に基づき作成されています。

## (3) 外貨建資産の通貨別構成

(単位:百万円、%)

区 分	2024年度末		2025年度 第2四半期(上半期)末	
	金額	占率	金額	占率
米 ド ル	8,322,887	79.4	8,106,321	74.3
ユ ー ロ	786,198	7.5	1,210,928	11.1
豪 ド ル	643,440	6.1	791,192	7.3
シンガポールドル	462,679	4.4	463,696	4.3
メキシコペソ	59,705	0.6	132,228	1.2
ニュージーランドドル	90,807	0.9	80,726	0.7
中 国 元	53,869	0.5	54,442	0.5
ベトナムドン	42,799	0.4	42,795	0.4
インドネシアルピア	15,724	0.1	15,724	0.1
英 ポ ン ド	4,702	0.0	8,173	0.1
そ の 他	1,703	0.0	1,723	0.0
合 計	10,484,519	100.0	10,907,952	100.0

住友生命保険相互会社

## 2. 個人変額保険・変額個人年金保険 特別勘定

## a. 売買目的有価証券の評価損益

## (1) 個人変額保険

(単位:百万円)

区 分	2024年度末		2025年度 第2四半期(上半期)末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益
売買目的有価証券	56,627	11,550	61,735	16,481

## (2) 変額個人年金保険

(単位:百万円)

区 分	2024年度末		2025年度 第2四半期(上半期)末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価損益
売買目的有価証券	27,978	492	27,651	1,574

## b. 金銭の信託の時価情報

個人変額保険、変額個人年金保険ともに残高がないため、記載していません。

住友生命保険相互会社

## c. デリバティブ取引の時価情報

## (1) 個人変額保険

(換式記述) (単位:百万円)

区分	種 類	2024年度末			2025年度第2四半期(上半期)末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年額				うち1年額			
取引所	株価指数先物								
	売建	-	-	-	681	-	△9	△9	
	買建	-	-	-	-	-	-	-	
	合 計							△9	

(通貨記述) (単位:百万円)

区分	種 類	2024年度末			2025年度第2四半期(上半期)末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年額				うち1年額			
店頭	為替予約								
	売建	14	-	0	0	77	-	0	
	(ユーロ)	-	-	-	-	32	-	0	
	(ユーロ)	-	-	-	-	-	-	-	
	(ユーロ)	14	-	0	0	-	-	-	
	(カナダドル)	-	-	-	-	32	-	0	
	(豪ドル)	-	-	-	-	12	-	0	
	買建	15	-	△0	△0	77	-	△0	
	(ユーロ)	15	-	△0	△0	33	-	△0	
	(ユーロ)	-	-	-	-	31	-	△0	
	(豪ドル)	-	-	-	-	11	-	△0	
		合 計							0

(注) 外債健全債権債務等に為替予約が付けられていることにより、決済時における円貨額が確定している外債健全債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。

## (2) 変額個人年金保険

(株式関連) (単位:百万円)

区分	種 類	2024年度末			2025年度第2四半期(上半期)末			
		契約額等		時価	契約額等		時価	差損益
		うち1年額			うち1年額			
取引所	株価指数先物 売却	-	-	-	-	-	-	
	合計	-	-	-	-	-	-	

(通貨関連) (単位:百万円)

区分	種 類	2024年度末			2025年度第2四半期(上半期)末			
		契約額等		時価	契約額等		時価	差損益
		うち1年額			うち1年額			
店頭	為替予約 売却 (#Y/A)	-	-	-	-	-	-	
	(A-W)	-	-	-	-	-	-	
	買替 (#Y/A)	-	-	-	-	-	-	
	(A-W)	-	-	-	-	-	-	
	合計	-	-	-	-	-	-	

(注)外貨現金債権債務等に為替予約が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨現金債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。

住友生命保険相互会社

## 3. 会社計

## a. 資産の構成(会社計)

## (1) 資産の構成

(単位:百万円、%)

区 分	2024年度末		2025年度 第2四半期(上半期)末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	2,054,412	5.6	1,622,046	4.3
買入金銭債権	550,257	1.5	686,445	1.8
金銭の信託	62,022	0.2	67,394	0.2
有価証券	30,338,695	82.6	31,650,547	84.2
公 社 債	14,209,517	38.7	14,568,619	38.8
株 式	3,356,408	9.1	3,684,795	9.8
外 国 証 券	12,282,344	33.4	12,831,592	34.1
公 社 債	8,836,300	24.1	9,196,943	24.5
株 式 等	3,446,043	9.4	3,634,648	9.7
その他の証券	490,425	1.3	565,539	1.5
貸付金	2,069,452	5.6	2,043,919	5.4
保険約款貸付	218,059	0.6	214,429	0.6
一般貸付	1,851,393	5.0	1,829,490	4.9
不 動 産	644,133	1.8	636,185	1.7
うち投資用	480,382	1.3	474,048	1.3
繰延税金資産	356,340	1.0	249,872	0.7
その他の債	648,088	1.8	628,907	1.7
貸倒引当金	△906	△0.0	△679	△0.0
会社計	36,722,496	100.0	37,584,439	100.0
うち外貨建資産	10,783,355	29.4	11,223,143	29.9

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

## (2) 資産の増減

(単位:百万円)

区 分	2024年度 第2四半期(上半期)	2025年度 第2四半期(上半期)
	金額	金額
現預金・コールローン	126,241	△432,365
買入金銭債権	4,589	136,188
金銭の信託	9,180	5,371
有価証券	△994,784	1,311,851
公 社 債	△186,981	359,101
株 式	△112,173	328,387
外 国 証 券	△671,932	549,247
公 社 債	△806,542	360,643
株 式 等	134,609	188,604
その他の証券	△23,696	75,113
貸付金	△113,042	△25,532
保険約款貸付	△4,271	△3,629
一般貸付	△108,771	△21,903
不 動 産	△2,717	△7,947
うち投資用	△852	△6,334
繰延税金資産	128,857	△106,467
その他の債	114,635	△19,181
貸倒引当金	38	27
会社計	△727,001	861,942
うち外貨建資産	△624,384	439,787

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

住友生命保険相互会社

## b. 有価証券の時価情報(会社計)

## (1) 売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

区 分	2024年度末		2025年度第2四半期(上半期)末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	694,231	△56,122	739,297	38,190

(注) 本表には、余債の信託等の売買目的有価証券を含んでいません。

## (2) 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外)

(単位:百万円)

区 分	2024年度末					2025年度第2四半期(上半期)末				
	帳簿価額	時価	差額	差益	差損	帳簿価額	時価	差額	差益	差損
満期保有目的の債券	1,686,993	1,868,670	3,078	104,174	△101,996	2,633,695	1,941,143	△32,643	82,095	△174,647
責任準備金対応債券	13,840,889	12,616,162	△1,224,698	263,298	△1,477,996	13,912,112	12,312,332	△1,609,780	197,435	△1,797,216
子会社・関連会社株式	43,689	81,881	8,392	8,392	-	43,689	81,813	8,364	8,364	-
その他の有価証券	12,007,747	11,068,871	△1,075,123	1,980,443	△913,318	12,514,298	14,197,195	1,682,796	2,483,128	△968,331
公 社 債	2,268,588	1,818,847	△449,741	2,366	△454,906	2,446,707	2,131,433	△315,274	603	△315,877
株 式	1,374,169	2,008,954	1,634,784	1,697,123	△52,338	1,241,963	3,310,069	2,068,117	2,086,379	△17,257
外 国 証 券	7,269,461	7,136,656	△132,765	260,383	△399,149	7,322,361	7,310,666	△11,695	297,198	△308,793
公 社 債	8,418,842	8,284,397	△134,444	96,724	△237,769	8,516,770	8,429,810	△86,960	130,807	△217,767
株 式 等	1,684,909	1,882,259	28,289	169,668	△141,380	1,806,490	1,883,856	76,964	166,391	△91,626
その他の証券	267,547	305,636	38,089	80,501	△12,612	284,955	382,024	97,069	77,749	△19,690
買入金債債権	488,892	484,939	△3,953	287	△14,213	609,811	694,220	△84,291	201	△18,493
繰戻性預金	368,000	368,739	△700	-	△200	409,000	408,771	△229	-	△228
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	27,747,681	27,997,878	△149,196	2,282,207	△2,492,413	28,503,666	28,412,469	△91,191	2,789,013	△2,893,194
公 社 債	14,474,984	12,968,831	△1,518,462	284,223	△1,772,476	14,910,976	12,916,279	△1,996,700	178,789	△2,174,488
株 式	1,374,843	2,009,747	1,634,903	1,697,242	△52,338	1,242,837	3,310,983	2,068,246	2,086,604	△17,297
外 国 証 券	10,882,413	10,521,904	△360,489	379,983	△668,472	11,646,686	10,831,209	△815,376	336,669	△912,046
公 社 債	8,908,614	8,588,666	△319,948	202,940	△619,992	9,198,310	8,899,643	△298,666	232,182	△921,019
株 式 等	1,898,798	1,933,297	36,662	177,942	△141,380	1,848,279	1,931,766	83,486	174,616	△91,626
その他の証券	267,547	305,636	38,089	80,501	△12,612	284,955	382,024	97,069	77,749	△19,690
買入金債債権	488,892	484,939	△3,953	287	△14,213	609,811	694,220	△84,291	201	△18,493
繰戻性預金	368,000	368,739	△700	-	△200	409,000	408,771	△229	-	△228
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当だと認められるもの等を含んでいます。

2. 市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	2024年度末	2025年度第2四半期(上半期)末
子会社・関連会社株式	1,500,067	1,451,796
その他の有価証券	316,482	342,384
国内株式	21,614	21,210
外国株式	34,558	34,558
その他の	260,305	286,614
合 計	1,616,550	1,794,382

住友生命保険相互会社

## c. 金銭の信託の時価情報(会社計)

(単位:百万円)

区 分	2024年度末					2025年度 第2四半期(上半期)末				
	貸借対照表 計上額	時価	差損益	差益	差損	四半期 貸借対照表 計上額	時価	差損益	差益	差損
金 銭 の 信 託	62,022	62,022	-	-	-	67,394	67,394	-	-	-

(注)時価相当額の算定は、取引金融機関が合理的に算定した価格によっています。

## ・運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

区 分	2024年度末		2025年度 第2四半期(上半期)末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益	四半期貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益
運 用 目 的 の 金 銭 の 信 託	62,022	△933	67,304	△856

## ・運用目的以外の金銭の信託

2024年度末、2025年度第2四半期(上半期)末ともに残高がないため、記載していません。

住友生命保険相互会社

## d. デリバティブ取引の時価情報（会社計）

## 【定性的情報】

## (1) 取引の内容

当社では、資産運用方針および運用する資金特性に応じて、以下のデリバティブ取引を活用しています。

	取引所取引	店頭取引
金利派生商品	—	金利スワップ、金利スワップション
為替派生商品	—	為替予約、通貨スワップ、通貨オプション
株式派生商品	株価指数先物、株価指数オプション	個別株オプション、株価指数オプション、 株価指数先渡
債券派生商品	債券先物、債券先物オプション	債券現物オプション
その他	—	マルチ・アセット指数オプション

## (2) 取組方針

当社では、主に保有する資産または負債の価値が変動するリスクを回避する目的で、デリバティブ取引を活用しています。

また、運用する資金特性にそぐわないデリバティブ取引（例えば、原資産の価格変動に対する当該取引時価の変動率が大きいレバレッジの高い取引等）は行わないこととしています。

## (3) 利用目的

当社では、外貨建資産に係る為替リスク等の回避を目的としたヘッジ取引、もしくはリスクを一定範囲内に限定したデリバティブ取引を行っています。

なお、ヘッジ会計の適用要件を満たすヘッジ取引については、ヘッジ会計を適用しています。

## (4) リスクの内容

当社が利用しているデリバティブ取引には、現物資産と同様に、市場リスクと信用リスクがあります。

## ア. 市場リスク

金利、株価、為替等の市場の変動およびキャッシュフローの変動によって保有するポートフォリオやポジションの価値が変動するリスクをいいます。

## イ. 信用リスク

与信先の信用状態の変化により保有するポートフォリオやポジションの価値が変動するリスクをいいます。（デリバティブ取引の取引相手先のデフォルト（債務不履行）により、保有するポジションから期待する経済効果を得られないリスクを含みます。）

## (5) リスク管理体制

## ア. リスク管理の基本方針

保有する資産または負債に対して効果的にデリバティブ取引が活用されているか、また、投資案件ごとに設定した運用方針、運用ルール、報告体制が遵守されているかを定期的に確認することで、リスクの顕在化を未然に防止することをリスク管理の基本としています。

住友生命保険相互会社

**イ. リスク管理部署**

収益部門から独立した資産運用リスク管理部署が、デリバティブ取引のリスク状況を株式、債券等原資産と合わせて管理しています。

**ウ. リスク管理規定**

「資産運用リスク管理方針」および「資産運用リスク管理規程」において、デリバティブ取引についての利用目的、取組対象、およびリスク管理体制等を規定しています。また、資産運用部門の細則等において、各部それぞれの役割に応じた具体的な取組みを規定しています。

**エ. リスク管理**

ヘッジ取引を行う場合は、ヘッジ対象である原資産とヘッジ手段としてのデリバティブ取引を合わせてリスクを定量的に把握・分析・管理しています。

ヘッジ取引に該当しない取引を行う場合は、取引限度額、許容リスク量を設定するとともにコス・カット・ルールを策定し、ポジション状況、リスク状況および損益状況を管理しています。

**(6) 定量的情報に関する補足説明****ア. デリバティブ取引に関わる信用リスクの状況**

債権債務の関係が法的に相殺可能である契約については、取引相手先が当社に対して有する与信額を考慮したネットベースのカレント・エクスポージャー方式で信用リスク相当額を算出しています。

(単位：億円)

	契約金額・想定元本額		信用リスク相当額	
	2024年9月末	2025年9月末	2024年9月末	2025年9月末
金利スワップ				
金利スワップション(買建)	1,070	1,116	154	138
為替予約	68,831	66,820	2,780	1,463
通貨スワップ				
通貨オプション(買建)	11,983	12,501	1,194	1,732
株式オプション(買建)				
株価指数先渡	3,499	2,000	214	131
マルチ・アセット指数オプション(買建)	2,512	2,431	316	292
合計			3,013	1,953

(注1) 契約金額・想定元本額は、取引を執行する際の計算基礎として位置付けられているものであり、リスク量を表す指標ではありません。

(注2) 取引種別別の信用リスク相当額は、取引相手先が当社に対して有する与信額を考慮しないグロスベースのカレント・エクスポージャー方式で算出しており、合計(ネットベースのカレント・エクスポージャー方式にて算出)とは一致しません。

**イ. 差損益に関する補足説明**

ヘッジ取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を明確にした上で取り組んでおり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の損益を単独で認識するのではなく、ヘッジ対象としての資産・負債の損益と合算して認識する必要があります。

したがって、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体として管理することで、為替変動リスク、金利変動リスク等が減殺されている効果を確認しています。

住友生命保険相互会社

## 【定量的情報】

## (1) 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)(会社計)

(単位:百万円)

区 分	2024年度末					合計	2025年度第2四半期(上半期)末					合計
	金利調達	通貨調達	株式調達	債券調達	その他		金利調達	通貨調達	株式調達	債券調達	その他	
ヘッジ会計適用分	△47,688	19,092	-	-	-	△28,578	△73,848	△30,412	-	-	-	△104,457
ヘッジ会計非適用分	-	△33,118	△3,912	△279	△4,232	△41,691	-	△32,443	△1,919	△91	△494	△35,629
合 計	△47,688	△14,026	△3,912	△279	△4,232	△13,113	△73,848	△62,855	△1,919	△91	△494	△68,886

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。  
 なお時価ヘッジ適用分の差損益は、2024年度末通貨調達額 △7,387百万円、2025年度第2四半期(上半期)末通貨調達額  
 △16,696百万円となっています。

## (2) 金利関連(会社計)

(ヘッジ会計が適用されていないもの)

2024年度末、2025年度第2四半期(上半期)末ともに残高がないため、記載していません。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種 類	主なヘッジ対象	2024年度末		2025年度第2四半期(上半期)末			
			契約額等		契約額等			
			うち1年以内	時価	うち1年以内	時価		
繰延ヘッジ	金利スワップ 固定金利受取/変動金利支払	貸付金	6,900	6,000	△145	6,900	6,000	△184
	金利スワップ 固定金利受取/変動金利支払	保険負債	375,000	375,000	△62,435	375,000	375,000	△85,209
特別処遇	金利スワップ 固定金利受取/変動金利支払	貸付金	700	700	△24	700	700	△27
	金利スワップ 固定金利支払/変動金利受取		112,149	112,149	16,137	111,950	111,950	12,987
合 計					△47,688			△72,845

住友生命保険相互会社

## (3) 通貨関連(会社計)

(ヘッジ会計が適用されていないもの)

(単位:百万円)

区分	種 類	2024年度末				2025年度第2四半期(上半期)末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	為替予約								
	売建	1,281,382	118,597	△29,762	△29,762	1,642,750	155,931	△42,934	△42,934
	(米ドル)	1,109,847	118,597	△30,244	△30,244	1,673,454	155,931	△40,408	△40,408
	買建	991,146	125,599	1,752	1,752	1,188,057	163,834	17,418	17,418
	(米ドル)	884,151	125,599	1,962	1,962	1,150,336	163,834	17,393	17,393
	通貨オプション								
	買建								
	プット	797,500	280,000			282,500	-		
	(米ドル)	(7,385)		4,563	△2,822	(3,786)		1,138	△2,647
	768,000	280,000			268,000	-			
(メキシコペソ)	(5,492)		3,283	△2,205	(2,908)		908	△2,000	
37,500	-			32,500	-				
(1,893)		1,279	△614	(877)		230	△645		
通貨スワップ									
(米ドル)	5,156	5,156	△2,353	△2,353	5,156	5,156	△2,341	△2,341	
	5,156	5,156	△2,353	△2,353	5,156	5,156	△2,341	△2,341	
合 計				△33,185				△30,303	

(注)1. ( )内には、オプション料を記載しています。

2. 差損益欄には、為替予約については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の 方法	種 類	主なヘッジ 対象	2024年度末			2025年度 第2四半期(上半期)末		
			契約額等		時価	契約額等		時価
			うち1年超			うち1年超		
時価ヘッジ	為替予約							
	売建	外貨純資産	4,017,144	523,723	△7,587	3,851,198	978,182	△316,695
	(米ドル)		3,166,243	523,723	△1,957	2,659,434	978,182	△65,589
(ユーロ)		678,941	-	△7,453	960,968	-	△33,794	
繰延ヘッジ	通貨スワップ	外貨純資産	35,351	26,328	△13,235	29,710	14,483	△11,315
	(米ドル)		35,351	26,328	△13,235	29,710	14,483	△11,315
振当処理	通貨スワップ	外貨純資産	199,346	162,975	△56,727	347,324	335,267	△67,215
	(米ドル)		199,346	162,975	△56,727	347,324	335,267	△67,215
	通貨スワップ	外貨純負債	397,696	397,696	96,442	575,455	575,455	104,615
	(米ドル)		397,696	397,696	96,442	575,455	575,455	104,615
合 計				19,092			△96,612	

住友生命保険相互会社

## (4) 株式関連(会社計)

(ヘッジ会計が適用されていないもの)

(単位:百万円)

区分	種 類	2024年度末				2025年度第2四半期(上半期)末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
取引所	株価指数先物								
	売建	7,082	-	△24	△24	661	-	△9	△9
	買建	100,295	-	△1,228	△1,228	97,772	-	940	940
店頭	株価指数オプション								
	買建	599,988	200,000			200,000	-		
	ブット	(6,768)		4,107	△2,660	(3,736)		1,173	△2,563
	合 計				△3,912				△1,630

- (注)1. ( )内には、オプション料を記載しています。  
2. 差損益欄には、先物取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

2024年度末、2025年度第2四半期(上半期)末ともに残高がないため、記載していません。

## (5) 債券関連(会社計)

(ヘッジ会計が適用されていないもの)

(単位:百万円)

区分	種 類	2024年度末				2025年度第2四半期(上半期)末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
取引所	債券先物								
	買建	36,865	-	△270	△270	93,984	-	△91	△91
	合 計				△270				△91

(注)差損益欄には、時価を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

2024年度末、2025年度第2四半期(上半期)末ともに残高がないため、記載していません。

## (6) その他(会社計)

(ヘッジ会計が適用されていないもの)

(単位:百万円)

区分	種 類	2024年度末				2025年度第2四半期(上半期)末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	マルチ・アセット指数オプション								
	売建								
	コール	99,801	-			58,490	-		
		(118)		20	96	(96)		89	5
	買建								
	コール	251,466	-			243,197	-		
		(5,603)		1,274	△4,328	(5,319)		4,908	△410
	合 計				△4,232				△404

- (注)1. ( )内には、オプション料を記載しています。  
2. 差損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

2024年度末、2025年度第2四半期(上半期)末ともに残高がないため、記載していません。

住友生命保険相互会社



# NEWS RELEASE

2026年2月13日

住友生命保険相互会社

## 2025年度第3四半期報告

住友生命保険相互会社（取締役 代表執行役社長 高田 幸徳）の2025年度第3四半期（4月1日～12月31日）の業績をお知らせします。

### <目次>

1. 主要業績	1頁
2. 資産運用の実績（一般勘定）	3頁
3. 四半期貸借対照表	6頁
4. 四半期損益計算書	7頁
5. 経常利益等の明細（基礎利益）	9頁
6. ソルベンシー・マージン比率	10頁
7. 特別勘定の状況	11頁
8. 保険会社及びその子会社等の状況	12頁

以上



## 1. 主要業績

## a. 年換算保険料

## (1) 保有契約

(単位: 億円、%)

区 分	2024年度末	2025年度	
		第3四半期会計期間末	前年度末比
個 人 保 険	14,617	14,651	100.2
個 人 年 金 保 険	7,708	7,651	99.3
合 計	22,325	22,302	99.9
うち生前給付保障+医療保障等	5,650	5,667	100.3
うち生前給付保障	1,925	1,928	100.1
うち医療保障	3,661	3,679	100.5

## (2) 新契約+転換純増

(単位: 億円、%)

区 分	2024年度 第3四半期累計期間	2025年度	
		第3四半期累計期間	前年同期比
個 人 保 険	596	694	116.4
個 人 年 金 保 険	153	145	94.5
合 計	750	839	111.9
うち生前給付保障+医療保障等	217	203	93.8
うち生前給付保障	80	64	80.6
うち医療保障	136	138	101.4

## (ご参考) 解約+失効

(単位: 億円、%)

区 分	2024年度 第3四半期累計期間	2025年度	
		第3四半期累計期間	前年同期比
個人保険+個人年金保険	542	540	99.7

- (注)1. 年換算保険料は、ご契約の保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等(一時払契約等は、保険料を保険期間で割った金額等)を計上しています。
2. 生前給付保障の年換算保険料は、教養不能・介護給付、認知症給付、特定疾病給付、重症慢性疾患給付、特定重症生活習慣病給付及び保険料の払込みと免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

住友生命保険相互会社

## b. 保有契約高及び新契約高

## (1) 保有契約高

(単位:千件、億円、%)

区 分	2024年度末		2025年度 第3四半期累計期間末			
	件 数	金 額	件 数	前年度末比	金 額	前年度末比
個人保険	7,833	456,846	7,826	99.9	447,532	98.0
個人年金保険	2,980	138,104	2,917	97.9	134,939	97.7
個人保険＋ 個人年金保険	10,813	594,951	10,743	99.4	582,471	97.9
団体保険	-	331,135	-	-	327,118	98.8
団体年金保険	-	27,545	-	-	27,936	101.4

(注)1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

3. 団体3大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の保有契約高には計上していません。

団体3大疾病保障保険の保有契約の3大疾病保障金額は、2024年度末 4,215億円、2025年度第3四半期累計期間末 4,458億円です。

## (2) 新契約高

(単位:千件、億円、%)

区 分	2024年度 第3四半期累計期間				2025年度 第3四半期累計期間					
	件 数	金 額	新契約	転換による 純増加	件 数	前年 同期比	金 額	前年 同期比	新契約	転換による 純増加
個人保険	537	6,486	11,462	△4,976	578	107.6	9,561	147.4	13,599	△4,038
個人年金保険	49	2,071	2,122	△50	46	92.8	2,036	98.3	2,083	△47
個人保険＋ 個人年金保険	587	8,558	13,585	△5,027	624	106.4	11,597	135.5	15,683	△4,085
団体保険	-	226	226	-	-	-	721	318.9	721	-
団体年金保険	-	0	0	-	-	-	1	712.6	1	-

(注)1. 件数は、新契約に転換後契約及び保障一括見直し後契約を合わせた数値です。

2. 転換による純増加には、保障一括見直しによる純増加の金額を含んでいます。

3. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資です。

4. 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。

5. 団体3大疾病保障保険は、普通死亡の保障がないため、上表の団体保険の新契約高には計上していません。

団体3大疾病保障保険の新契約の3大疾病保障金額は、2024年度第3四半期累計期間 273億円、

2025年度第3四半期累計期間 323億円です。

## c. 基礎利益

(単位:億円、%)

区 分	2024年度	2025年度	
	第3四半期累計期間	第3四半期累計期間	前年同期比
基 礎 利 益	2,400	2,122	88.4

住友生命保険相互会社

## 2. 資産運用の実績(一般勘定)

## a. 資産の構成

(単位:百万円、%)

区 分	2024年度末		2025年度 第3四半期会計期間末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	2,048,398	5.7	1,666,585	4.4
買入金銭債権	550,257	1.5	675,990	1.8
金銭の信託	62,022	0.2	83,360	0.2
有価証券	29,706,486	82.4	31,700,865	84.6
公社債	14,022,145	38.9	14,119,260	37.7
株式	3,215,077	8.9	3,924,946	10.5
外国証券	12,011,504	33.3	13,114,621	35.0
公社債	8,744,574	24.3	9,377,759	25.0
株式等	3,266,929	9.1	3,736,862	10.0
その他の証券	457,759	1.3	542,036	1.4
貸付金	2,069,452	5.7	2,023,032	5.4
保険約款貸付	218,059	0.6	212,766	0.6
一般貸付	1,851,393	5.1	1,810,265	4.8
不動産	644,133	1.8	633,944	1.7
うち投資用	480,382	1.3	472,458	1.3
繰延税金資産	356,340	1.0	49,374	0.1
その他	595,334	1.7	626,773	1.7
貸倒引当金	△906	△0.0	△864	△0.0
一般勘定計	36,031,519	100.0	37,459,061	100.0
うち外貨建資産	10,484,519	29.1	11,548,874	30.8

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を会計した金額を計上しています。

住友生命保険相互会社

## b. 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外)

(単位:百万円)

区 分	2024年度末					2025年度 第3四半期会計期間末				
	帳簿価額	時価	差額益	差額		帳簿価額	時価	差額益	差額	
				増益	減損				増益	減損
満期保有目的の債券	1,822,099	1,809,090	3,276	194,174	△101,098	2,026,922	1,990,871	△126,463	74,627	△196,978
責任準備金対応債券	17,840,890	18,816,182	△1,234,799	269,298	△1,477,995	14,026,041	12,066,028	△1,920,914	88,900	△2,043,815
子会社・関連会社株式	43,409	51,851	8,292	8,292	-	43,269	64,181	15,422	15,922	-
その他の有価証券	12,029,747	13,090,891	1,072,123	1,985,442	△913,318	12,515,219	14,090,096	2,172,483	2,992,413	△818,930
公 社 債	2,288,886	1,815,947	△452,938	2,096	△454,905	2,272,473	1,829,049	△443,400	485	△443,885
株 式	1,974,189	3,006,904	1,034,714	1,067,123	△32,338	1,278,475	3,718,081	2,442,075	2,422,108	△22,023
外国証券	7,289,481	7,136,096	△153,755	249,393	△399,149	7,869,222	7,780,484	120,162	442,945	△121,481
公 社 債	6,412,442	6,236,297	△151,244	95,724	△247,749	6,851,292	6,825,888	△12,992	232,299	△228,292
株 式 等	1,874,009	1,885,299	28,283	189,698	△141,280	2,008,741	2,344,099	336,106	208,246	△92,090
その他の証券	287,247	306,936	38,288	82,601	△12,612	292,811	389,610	76,899	87,022	△11,483
買入金銭債権	498,962	498,966	△12,965	287	△14,213	802,493	885,162	△12,872	94	△12,794
譲渡性預金	209,000	209,799	△209	-	△200	409,093	409,717	△282	-	△282
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	27,747,991	27,927,974	△146,506	2,792,207	△2,492,613	28,999,229	29,793,779	212,929	4,272,963	△2,096,738
公 社 債	14,476,994	15,996,621	△1,918,482	294,223	△1,772,678	14,562,893	12,391,765	△2,192,996	87,482	△2,348,279
株 式	1,974,943	3,009,747	1,034,809	1,067,242	△32,338	1,277,149	3,719,440	2,442,023	2,422,102	△22,023
外国証券	12,922,412	12,922,924	△290,449	279,993	△890,872	11,444,191	11,320,079	△126,201	686,691	△660,792
公 社 債	8,926,819	8,696,605	△217,292	182,940	△318,092	9,293,753	9,119,789	△273,966	294,726	△499,692
株 式 等	1,896,792	1,925,287	36,582	177,942	△141,280	2,051,627	2,200,290	146,762	249,964	△92,090
その他の証券	287,247	306,936	38,288	82,601	△12,612	292,811	389,610	76,899	87,022	△11,483
買入金銭債権	498,962	498,966	△12,965	287	△14,213	802,493	885,162	△12,872	94	△12,794
譲渡性預金	209,000	209,799	△209	-	△200	409,093	409,717	△282	-	△282
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)1.本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが相当と認められるものを含んでいます。

2.市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	2024年度末	2025年度 第3四半期会計期間末
子会社・関連会社株式	1,300,067	1,449,202
その他の有価証券	316,482	364,624
国内株式	21,614	21,186
外国株式	34,558	34,558
その他の	260,306	308,879
合 計	1,616,550	1,813,827

住友生命保険相互会社

## c. 金銭の信託の時価情報

(単位:百万円)

区 分	2024年度末					2025年度第3四半期会計期間末				
	貸借対照表計上額	時価	差損益	差益	差損	四半期貸借対照表計上額	時価	差損益	差益	差損
金 銭 の 信 託	62,022	62,022	-	-	-	83,360	83,360	-	-	-

(注)時価相当額の算定は、取引金融機関が合理的に算定した価格によっています。

## ・運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

区 分	2024年度末		2025年度第3四半期会計期間末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	四半期貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
運 用 目 的 の 金 銭 の 信 託	62,022	△933	83,360	△356

## ・運用目的以外の金銭の信託

2024年度末、2025年度第3四半期会計期間末ともに残高がないため、記載していません。

住友生命保険相互会社

## 3. 四半期貸借対照表

		(単位:百万円)			
期 別 科 目	2024年度末 要約貸借対照表 (2025年3月31日現在)	2025年度 第3四半期会計期間末 (2025年12月31日現在)	期 別 科 目	2024年度末 要約貸借対照表 (2025年3月31日現在)	2025年度 第3四半期会計期間末 (2025年12月31日現在)
	金額	金額		金額	金額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	902,108	1,066,606	保険契約準備金	29,091,434	29,371,108
コールローン	1,152,304	667,084	支払備金	130,964	122,517
買入金証債権	550,257	675,990	責任準備金	25,749,390	29,016,327
金証の債権	62,022	83,360	社員配当準備金	211,075	230,291
有価証券	30,338,695	32,402,209	再保険債	1,872	2,229
（うち国債）	(11,216,638)	(11,341,968)	社 債	448,296	626,456
（うち地方債）	(178,438)	(166,678)	その他の負債	4,475,418	4,720,949
（うち社債）	(2,916,441)	(3,790,863)	売現先勘定	3,725,841	3,714,537
（うち株式）	(3,256,406)	(4,107,396)	未払法人税等	19,744	-
（うち外国証券）	(12,282,344)	(13,414,945)	リース債務	8,350	7,124
貸付金	2,069,462	2,023,032	資産除去債務	1,796	1,661
保険約款貸付	216,059	212,766	その他の負債	719,885	997,605
一般貸付	1,551,393	1,810,266	証券変動準備金	930,029	936,080
有形固定資産	656,363	643,910	再評価に係る繰延税金負債	12,735	12,677
無形固定資産	46,777	44,924	負債の部合計	34,990,186	35,671,495
再保険貸	759	994	(純資産の部)		
その他の資産	548,635	551,762	基 金	50,000	50,000
前払年金費用	41,743	53,608	基金償却積立金	539,000	639,000
繰延税金資産	356,340	49,374	再評価積立金	2	2
貸倒引当金	△369	△694	剰 余 金	349,875	337,770
			損失填補準備金	6,904	7,004
			その他の剰余金	343,071	330,765
			基金償却準備金	10,000	20,000
			証券変動積立金	255,000	255,000
			社会及び興行有価証券等基金	1,313	2,013
			別途積立金	223	223
			四半期末処分剰余金	76,634	63,629
			基金等合計	1,038,575	1,026,772
			その他の有価証券評価差額金	622,943	1,629,437
			繰延ヘッジ損益	△62,771	△82,608
			土地再評価差額金	△46,740	△43,726
			評価・換算差額等合計	723,431	1,603,140
			純資産の部合計	1,782,310	2,629,913
資産の部合計	36,722,496	38,201,412	負債及び純資産の部合計	36,722,496	38,201,412

(注) \* 2024年度末要約貸借対照表の四半期末処分剰余金は、当期末処分剰余金を示しております。

住友生命保険相互会社

## 4. 四半期損益計算書

(単位:百万円)

科 目	期 別	
	2024年度 第3四半期累計期間 〔2024年4月1日から 2024年12月31日まで〕	2025年度 第3四半期累計期間 〔2025年4月1日から 2025年12月31日まで〕
	金額	金額
経常収益	2,576,757	2,851,790
保険料等収入	1,619,467	1,737,506
(うち保険料)	(1,613,451)	(1,728,750)
資産運用収益	904,488	1,047,715
(うち利息及び配当金等収入)	(678,112)	(664,632)
(うち金銭の信託運用益)	(2,176)	(2,492)
(うち売買目的有価証券運用益)	(2)	(-)
(うち有価証券売却益)	(166,705)	(197,766)
(うち特別勘定資産運用益)	(8,847)	(92,983)
その他経常収益	52,801	66,568
経常費用	2,432,105	2,791,029
保険金等支払金	1,568,817	1,704,330
(うち保険金)	(401,633)	(405,099)
(うち年払金)	(343,893)	(361,399)
(うち給付金)	(248,196)	(252,979)
(うち解約返戻金)	(479,856)	(573,934)
(うちその他の償還戻金)	(37,418)	(58,684)
責任準備金等繰入額	108,691	269,387
責任準備金繰入額	108,537	268,936
社員配当金積立利息繰入額	153	450
資産運用費用	401,428	456,625
(うち支払利息)	(24,200)	(33,469)
(うち有価証券売却損)	(117,380)	(199,157)
(うち有価証券評価損)	(8,503)	(21,733)
(うち金融派生商品費用)	(221,481)	(140,746)
事業	255,015	260,959
その他経常費用	98,153	99,727
経常利益	144,651	60,761
特別利益	17	4,094
固定資産等処分益	17	4,094
特別損失	92,145	9,600
固定資産等処分損	3,193	511
減損損失	295	410
価格変動準備金繰入額	88,000	8,053
社会及び契約者福祉増進助成金	656	624
税引前四半期純剰余	52,523	55,254
法人税及び住民税	33,364	7,205
法人税等調整額	△31,782	△8,491
法人税等合計	1,582	△1,285
四半期純剰余	50,940	56,540

住友生命保険相互会社

## 注記事項

(四半期貸借対照表関係)

2025年度第3四半期会計期間末											
1.	外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式を除く)は、12月末日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算していません。										
2.	個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金(まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。)については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合(以下「みなし入院」という。)等に入院給付金等を支払う特別取扱いを2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号(以下「IBNR告示」という。)第1条第1項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。  IBNR告示第1条第1項本文に掲げるすべての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本文と同様の方法により算出しております。										
3.	消費貸借契約により貸し付けている有価証券の四半期貸借対照表価額は、5,522,788百万円です。										
4.	有形固定資産の圧縮記帳額は、2,824百万円です。										
5.	社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。 <table border="0"> <tr> <td>当期首現在高</td> <td>211,078百万円</td> </tr> <tr> <td>前年度剰余金よりの繰入額</td> <td>65,282百万円</td> </tr> <tr> <td>当第3四半期累計期間社員配当金支払額</td> <td>46,549百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>450百万円</td> </tr> <tr> <td>当第3四半期会計期間末現在高</td> <td>230,261百万円</td> </tr> </table>	当期首現在高	211,078百万円	前年度剰余金よりの繰入額	65,282百万円	当第3四半期累計期間社員配当金支払額	46,549百万円	利息による増加等	450百万円	当第3四半期会計期間末現在高	230,261百万円
当期首現在高	211,078百万円										
前年度剰余金よりの繰入額	65,282百万円										
当第3四半期累計期間社員配当金支払額	46,549百万円										
利息による増加等	450百万円										
当第3四半期会計期間末現在高	230,261百万円										
6.	「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(2024年3月22日 企業会計基準委員会 実務対応報告第46号)第7項を適用し、グローバル・ミニマム課税制度に対する法人税等を計上していません。										

住友生命保険相互会社

## 5. 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位:百万円)

区 分	2024年度 第3四半期累計期間	2025年度 第3四半期累計期間
基礎利益 A	240,098	212,250
キャピタル収益	383,396	384,726
金銭の信託運用益	381	△356
売買目的有価証券運用益	2	—
有価証券売却益	166,705	197,756
金融派生商品収益	—	—
為替差益	43,140	81,483
その他キャピタル収益	173,165	105,842
キャピタル費用	432,240	490,158
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	117,380	199,157
有価証券評価損	8,503	21,733
金融派生商品費用	221,481	140,746
為替差損	—	—
その他キャピタル費用	84,875	128,520
キャピタル損益 B	△48,844	△105,431
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	191,254	106,818
臨時収益	1	—
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
個別貸倒引当金戻入額	1	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	46,604	46,057
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	6,600	6,446
個別貸倒引当金繰入額	—	16
特定海外債権引当金繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	40,004	39,595
臨時損益 C	△46,602	△46,057
経常利益 A+B+C	144,651	60,761

(参考)その他項目の内訳

	2024年度 第3四半期累計期間	2025年度 第3四半期累計期間
基礎利益	△88,495	25,527
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金変動の影響額	352	818
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	80,706	91,154
指数変動に係る保険料積立金変動の影響額	△5,537	1,008
金銭の信託運用損益のうち利息及び配当金等収入に相当する額	1,795	2,949
為替に係るヘッジコストに相当する額	△163,509	△99,976
投資信託の解約損益に相当する額	3,816	35,738
有価証券償還損益のうち為替変動部分に相当する額	△4,119	△5,868
その他キャピタル収益	173,165	105,842
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金変動の影響額	—	—
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	—	—
指数変動に係る保険料積立金変動の影響額	5,537	—
為替に係るヘッジコストに相当する額	163,509	99,976
投資信託の解約損益に相当する額	—	—
有価証券償還損益のうち為替変動部分に相当する額	4,119	5,868
その他キャピタル費用	84,875	128,520
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金変動の影響額	352	818
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	80,706	91,154
指数変動に係る保険料積立金変動の影響額	—	1,008
為替に係るヘッジコストに相当する額	—	—
投資信託の解約損益に相当する額	3,816	35,738
有価証券償還損益のうち為替変動部分に相当する額	—	—
その他臨時費用	40,004	39,595
雇入年金保険の年金調停償戻の一部についての保険料積立金を逐期して積み立てた額	40,004	39,595

住友生命保険相互会社

## 6. ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

項目	2024年度末	2025年度 第3四半期会計期間末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	5,240,179	6,467,561
基金等	973,243	977,546
価格変動準備金	930,026	938,080
危険準備金	818,900	825,346
一般貸倒引当金	665	615
(その他の有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ 損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	1,006,967	2,028,229
土地の含み損益×95%(マイナスの場合100%)	170,830	182,518
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	716,555	710,701
負債性資本調達手段等	668,695	846,455
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本 調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△160,000	△160,000
その他	114,294	118,066
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4+R_5)^2}+R_6$ (B)	1,409,999	1,745,228
保険リスク相当額 $R_1$	57,928	56,795
第三分野保険の保険リスク相当額 $R_2$	70,985	69,176
予定利率リスク相当額 $R_3$	182,711	184,048
最低保証リスク相当額 $R_4$	2,796	2,761
資産運用リスク相当額 $R_5$	1,188,400	1,517,169
経営管理リスク相当額 $R_6$	30,056	36,599
ソルベンシー・マージン比率 (A) $(1/2) \times (B) \times 100$	743.2%	741.1%

最低保証リスク相当額は、平成8年大蔵省告示第50号別表6の2に定める標準的方式により算出しています。

(注) 2024年度末の数値は、保険業法第130条、保険業法施行規則第96条及び第97条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

2025年度第3四半期会計期間末は、これらの規定に基づいて算出しております。

住友生命保険相互会社

## 7. 特別勘定の状況

## a. 特別勘定資産残高の状況

(単位:百万円)

区 分	2024年度末	2025年度 第3四半期会計期間末
	金額	金額
個人変額保険	60,199	66,848
変額個人年金保険	33,021	30,172
団体年金保険	753,886	812,588
特別勘定計	847,107	909,608

## b. 保有契約高

## (1) 個人変額保険(特別勘定)の状況

(単位:件、百万円)

区 分	2024年度末		2025年度 第3四半期会計期間末	
	件数	金額	件数	金額
個人変額保険(有期型)	3	18	3	20
個人変額保険(終身型)	41,208	218,881	40,020	214,732
合 計	41,211	218,900	40,023	214,753

## (2) 変額個人年金保険(特別勘定)の状況

(単位:件、百万円)

区 分	2024年度末		2025年度 第3四半期会計期間末	
	件数	金額	件数	金額
変額個人年金保険	48,033	80,289	41,447	66,071

## 8. 保険会社及びその子会社等の状況

## a. 主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

項目	2024年度	
	第3四半期連結累計期間	2025年度 第3四半期連結累計期間
経常収益	3,790,214	4,300,813
経常利益	127,086	30,049
親会社に帰属する四半期純剰余	29,692	24,045
四半期包括利益	36,529	842,982

項目	2024年度末	
	2024年度末	2025年度 第3四半期連結会計期間末
総資産	48,868,823	50,868,883
ソルベンシー・マージン比率	634.9%	670.7%

## b. 連結範囲及び持分法の適用に関する事項

連結子法人等数	40社
持分法適用非連結子法人等数	0社
持分法適用関連法人等数	7社

期中における重要な関係会社の異動について

「四半期連結財務諸表の作成方針」をご参照ください。

住友生命保険相互会社

## c. 四半期連結貸借対照表

				(単位:百万円)	
期 別	2024年度末	2023年度	期 別	2024年度末	2023年度
	新約連結貸借対照表	第3四半期連結会計期間末		新約連結貸借対照表	第3四半期連結会計期間末
科目	金額	金額	科目	金額	金額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	1,320,383	1,097,717	保険契約準備金	39,514,902	40,219,594
コールローン	1,152,304	887,584	支払準備金	232,120	225,763
買入金銀債権	550,257	878,990	責任準備金	39,071,703	39,763,545
金融の信託	62,022	83,390	社員配当準備金	211,078	220,261
有価証券	38,197,797	40,812,571	再保険債	20,051	23,632
貸付金	3,559,148	3,540,977	社債	550,123	638,681
有形固定資産	607,974	654,781	その他負債	6,188,424	6,425,661
無形固定資産	622,756	568,513	退職給付に係る負債	2,731	2,884
代理店貸	145	301	役員退職慰勞引当金	1	1
再保険貸	51,260	88,888	価格変動準備金	931,700	929,784
その他資産	2,008,423	2,134,130	繰延税金負債	21,046	19,593
退職給付に係る資産	162,882	181,583	再評価に係る繰延税金負債	12,738	12,677
繰延税金資産	433,080	99,688	負債の部合計	47,239,918	48,482,412
貸倒引当金	△5,583	△5,704	(純資産の部)		
			基金	50,000	50,000
			基金償却積立金	639,000	639,000
			再評価積立金	2	2
			運用剰余金	209,331	164,730
			基金等合計	898,333	853,732
			その他有価証券評価差額金	602,922	1,501,977
			繰延ヘッジ損益	△65,809	△88,157
			土地再評価益額金	△48,740	△43,723
			為替換算調整勘定	140,890	92,994
			退職給付に係る調整累計額	99,880	90,170
			その他の包括利益累計額合計	731,190	1,553,266
			非支配株主持分	△619	△615
			純資産の部合計	1,628,904	2,406,471
資産の部合計	48,908,823	50,638,383	負債及び純資産の部合計	48,868,823	50,588,883

住友生命保険相互会社

## d. 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(単位:百万円)

科目	期別	
	2024年度 第3四半期連結累計期間 〔2024年4月1日から 2024年12月31日まで〕	2025年度 第3四半期連結累計期間 〔2025年4月1日から 2025年12月31日まで〕
	金額	金額
経常収益	3,790,214	4,300,813
保険料等収入	2,475,478	2,732,822
資産運用収益	1,244,347	1,484,580
（うち利息及び配当金等収入）	(933,315)	(928,244)
（うち金融の信託運用益）	(2,178)	(2,492)
（うち売買目的有価証券運用益）	(93,698)	(150,250)
（うち有価証券売却益）	(189,502)	(202,148)
（うち特別勘定資産運用益）	(8,847)	(92,983)
その他の益	70,388	83,830
経常費用	3,883,128	4,270,784
保険金等支払金	1,843,950	2,040,927
（うち保険金）	(479,062)	(515,890)
（うち年払金）	(344,177)	(361,799)
（うち給付金）	(389,987)	(407,184)
（うち解約返戻金）	(503,077)	(579,182)
責任準備金等繰入額	643,864	1,201,798
支払準備金繰入額	5,701	15,865
責任準備金繰入額	838,009	1,185,880
社員配当金積立利息繰入額	153	450
資産運用費用	377,879	394,379
（うち支払利息）	(48,960)	(62,549)
（うち有価証券売却損）	(121,745)	(204,053)
（うち有価証券評価損）	(10,152)	(23,273)
事業費	455,757	484,798
その他の経常費用	142,877	148,854
経常利益	127,088	30,049
特別利益	17	4,094
固定資産等処分益	17	4,094
特別損失	92,251	9,675
固定資産等処分損	3,238	545
減損損	330	420
価格変動準備金繰入額	88,024	8,064
社会及び契約者福祉増進助成金	858	624
税金等調整前四半期純利益	34,851	24,438
法人税及び住民税等	46,947	7,039
法人税等調整額	△41,547	△8,538
法人税等合計	5,400	513
四半期純利益	29,451	23,965
非支配株主に帰属する四半期純利益又は 非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△241	△89
親会社に帰属する四半期純利益	29,692	24,045

住友生命保険相互会社

## (四半期連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

科 目	期 別	2024年度 第3四半期連結累計期間 〔2024年4月1日から 2024年12月31日まで〕	2025年度 第3四半期連結累計期間 〔2025年4月1日から 2025年12月31日まで〕
		金 額	金 額
四 半 期 純 利 益		29,451	23,955
そ の 他 の 包 括 利 益		7,077	819,026
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		9,421	901,029
繰 延 へ ッ ジ 損 益		△12,088	△22,547
為 替 換 算 調 整 額		14,331	△42,002
退 職 給 付 に 係 る 調 整 額		△6,006	△9,510
持 分 法 適 用 会 社 に 対 す る 持 分 相 当 額		1,422	△7,943
四 半 期 包 括 利 益		36,529	842,982
親 会 社 に 係 る 四 半 期 包 括 利 益		39,835	843,099
非 支 配 株 主 に 係 る 四 半 期 包 括 利 益		△306	△117

住友生命保険相互会社

(四半期連結財務諸表の作成方針)

2025年度第3四半期連結累計期間	
1. 連結の範囲に関する事項	
(1) 連結の範囲の変更	新規に設立された Symetra Financial Corporation の子会社1社及び子法人等1社について当第3四半期連結累計期間より連結の範囲に含めております。
(2) 変更後の連結子会社及び子法人等数	46社
2. 持分法の適用に関する事項	
(1) 持分法適用の範囲の変更	株式会社エージェント・インシュアランス・グループが持株会社化したことに伴い、当第3四半期連結累計期間より、同社を持分法適用関連法人等から除き、株式会社エージェント1Gホールディングスを持分法適用関連法人等としております。
(2) 変更後の持分法適用関連法人等数	7社

住友生命保険相互会社

## 注記事項

(四半期連結貸借対照表関係)

2025 年度第 3 四半期連結会計期間末											
1.	当社の保有する外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、12 月末日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。										
2.	当社の個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱いを 2023 年 5 月 8 日以降終了したことにより、平成 10 年大蔵省告示第 234 号（以下「IBNR 告示」という。）第 1 条第 1 項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR 告示第 1 条第 1 項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。  IBNR 告示第 1 条第 1 項本文に掲げるすべての連結会計年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR 告示第 1 条第 1 項本文と同様の方法により算出しております。										
3.	消費貸借契約により貸し付けている有価証券の四半期連結貸借対照表価額は、5,523,788 百万円です。										
4.	当社の有形固定資産の圧縮記帳額は、2,824 百万円です。										
5.	社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。										
	<table border="0"> <tr> <td>当期首現在高</td> <td>211,078 百万円</td> </tr> <tr> <td>前連結会計年度剰余金よりの繰入額</td> <td>65,282 百万円</td> </tr> <tr> <td>当第 3 四半期連結累計期間社員配当金支払額</td> <td>46,549 百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>450 百万円</td> </tr> <tr> <td>当第 3 四半期連結会計期間末現在高</td> <td>230,261 百万円</td> </tr> </table>	当期首現在高	211,078 百万円	前連結会計年度剰余金よりの繰入額	65,282 百万円	当第 3 四半期連結累計期間社員配当金支払額	46,549 百万円	利息による増加等	450 百万円	当第 3 四半期連結会計期間末現在高	230,261 百万円
当期首現在高	211,078 百万円										
前連結会計年度剰余金よりの繰入額	65,282 百万円										
当第 3 四半期連結累計期間社員配当金支払額	46,549 百万円										
利息による増加等	450 百万円										
当第 3 四半期連結会計期間末現在高	230,261 百万円										
6.	その他資産及びその他負債には、米国子会社の修正共同保険式再保険に係る資産及び負債がそれぞれ 654,207 百万円、597,911 百万円含まれています。										
7.	「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（2024 年 3 月 22 日 企業会計基準委員会 実務対応報告第 46 号）第 7 項を適用し、グローバル・ミニマム課税制度に対する法人税等を計上しておりません。										
8.	Symetra Financial Corporation は、事業拡大、特に団体生命・就業不能保険分野の拡大を目的とし、2025 年 10 月 1 日付で、Health Care Service Corporation の子会社である Dearborn Group との間で団体生命・就業不能保険事業の買収について、及び Health Care Service Corporation との間で販売協約の締結についてそれぞれ完了しております。当該買収に係る取得原価は約 700 百万米ドルです。 なお、当該買収及び販売協約による当連結会計年度への影響は現在評価中です。										
9.	Singapore Life Holdings Pte. Ltd. は、2026 年 2 月 2 日に、外貨建借入金 550 百万シンガポールドルの新規借入を行いました。また、2026 年 2 月 24 日に、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された外貨建劣後特約付社債 550 百万シンガポールドルの期限前償還を行う予定です。										

住友生命保険相互会社

## 注記事項

(四半期連結損益計算書関係)

2025年度第3四半期連結累計期間
1. 当第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(賃貸用不動産等減価償却費を含む)は、42,491百万円、のれんの償却額は、22,471百万円です。
2. International Financial Reporting Standards IFRS17「Insurance Contracts」を適用しているSingapore Life Holdings Pte. Ltd.のIFRS17の保険収益は、収入の金額に組み替えの上、保険料等収入に含めて計上しております。

住友生命保険相互会社

## e. 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況

(連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

項目	2024年度末	2025年度 第3四半期連結会計期間末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	4,771,052	6,120,702
基金等	284,360	310,206
価格変動準備金	931,700	939,784
危険準備金	824,189	831,600
異常危険準備金	—	—
一般貸倒引当金	5,300	5,410
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ 損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	737,526	1,871,733
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	170,828	182,516
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	140,182	126,799
全期テルメル式責任準備金相当額超過額	785,525	789,075
負債性資本償還手段等	668,695	846,455
全期テルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本 償還手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△176,684	△196,047
その他	399,427	413,167
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1^2+R_2^2+R_3^2+R_4^2+R_5^2)+(R_6+R_7+R_8)^2+R_9+R_{10}}$ (B)	1,502,788	1,824,909
保険リスク相当額 $R_1$	116,471	116,682
一般保険リスク相当額 $R_2$	1,141	1,234
巨大災害リスク相当額 $R_3$	1,746	1,864
第三分野保険の保険リスク相当額 $R_4$	119,868	123,828
少額短期保険業者の保険リスク相当額 $R_5$	11	12
予定利率リスク相当額 $R_6$	182,736	184,074
最低保証リスク相当額 $R_7^*$	13,754	16,828
資産運用リスク相当額 $R_8$	1,251,640	1,565,639
経営管理リスク相当額 $R_9$	33,747	40,203
ソルベンシー・マージン比率 (A) $(1/2) \times (B) \times 100$	634.9%	670.7%

※最低保証リスク相当額は、平成23年金融庁告示第23号別表11に定める標準的方式により算出しています。

(注)2024年度末は、保険業法第130条、保険業法施行規則第96条の2及び第98条並びに平成20年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。

2025年度第3四半期連結会計期間末は、これらの規定に準じて算出しております。

## f. セグメント情報

2025年度第3四半期連結累計期間(2025年4月1日から2025年12月31日まで)において、当社及び連結子会社の事業は、単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しています。

住友生命保険相互会社

## 第5【参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |   |  |                         |
|---|--|-------------------------|
| 1 | 訂正有価証券報告書<br>（第1期）（自 2023年6月15日 至 2023年12月31日） | 2025年3月28日<br>関東財務局長に提出 |
| 2 | 有価証券報告書<br>（第2期）（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）    | 2025年3月28日<br>関東財務局長に提出 |
| 3 | 半期報告書<br>（第3期中）（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）      | 2025年9月29日<br>関東財務局長に提出 |

**独立監査人の監査報告書**

2026年3月13日

住友生命2023基金流動化株式会社  
代表取締役 関口 陽平 様

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

中山 卓弥

**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住友生命2023基金流動化株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友生命2023基金流動化株式会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役への責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**財務諸表に対する経営者及び監査役への責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務

諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の実務は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

( 1 ) 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

( 2 ) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。